

枚方京田辺環境施設組合
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書

平成30年1月

枚方京田辺環境施設組合

はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例(平成10年10月16日京都府条例第17号)第9条の規定に基づき作成した「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)」である。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1074号)

また、本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

目 次

第1章 事業計画の概要	1-1
1-1 事業者の氏名及び住所	1-1
1-2 対象事業の名称	1-1
1-3 対象事業の目的及び内容	1-1
1-3-1 対象事業の目的	1-1
1-3-2 対象事業の内容	1-2
(1) 対象事業の種類	1-2
(2) 対象事業の規模	1-2
(3) 対象事業実施区域の位置	1-2
(4) 対象事業実施区域の面積	1-2
(5) 対象事業の位置等に係る複数案の策定に至った検討の状況	1-7
(6) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果	1-12
(7) 事業計画	1-13
(8) 建設施工計画	1-20
(9) 環境配慮の方針	1-21
第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況	2-1
2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲	2-1
2-2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況	2-4
2-2-1 自然的状況	2-4
(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	2-4
(2) 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況	2-18
(3) 土壌及び地盤の状況	2-29
(4) 地形及び地質の状況	2-34
(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	2-38
(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	2-71
(7) その他の事項	2-75
2-2-2 社会的・文化的状況	2-76
(1) 人口及び産業の状況	2-76
(2) 行政区画の状況	2-81
(3) 土地利用の状況	2-81
(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況	2-83
(5) 交通の状況	2-86
(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び 住宅の配置の概況	2-91
(7) 日照の状況	2-98
(8) 電波の状況	2-98
(9) 廃棄物等の状況	2-100

(10) 上水道及び下水道の整備の状況	2-102
(11) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画 ...	2-103
(12) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	2-107
(13) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況	2-190
第3章 計画段階環境配慮書の概要	3-1
3-1 計画段階環境配慮書における検討	3-1
3-2 予測及び評価の結果	3-3
3-2-1 大気質・騒音・振動（工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	3-3
3-2-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）	3-4
(1) 環境影響の程度に係る評価	3-4
(2) 環境基準等との整合	3-4
3-2-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）	3-5
3-3 総合評価	3-6
3-3-1 施設等の配置に関する総合評価	3-6
3-3-2 工作物の構造に関する総合評価	3-6
第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解	4-1
4-1 配慮書の公告及び縦覧等	4-1
4-1-1 公告	4-1
(1) 公告日	4-1
(2) 公告方法	4-1
(3) 周知方法	4-1
4-1-2 縦覧	4-1
4-1-3 意見書	4-2
(1) 意見書の提出期間	4-2
(2) 意見書の提出方法	4-2
(3) 意見書の提出状況	4-2
4-2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	4-3
(1) 事業計画について	4-3
(2) 計画段階配慮事項の選定について	4-6
(3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果について	4-7
(4) その他の環境影響について	4-8
(5) その他	4-13
4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解	4-14
(1) 全般的事項	4-14
(2) 個別事項	4-14

第5章 環境影響評価の項目の選定	5-1
5-1 環境影響要因の抽出	5-1
5-2 環境影響評価の項目の選定	5-1
第6章 調査、予測及び評価の手法	6-1
6-1 大気環境	6-1
6-1-1 大気質	6-1
(1) 調査の手法	6-1
(2) 予測の手法	6-9
(3) 評価の手法	6-15
6-1-2 騒音	6-16
(1) 調査の手法	6-16
(2) 予測の手法	6-19
(3) 評価の手法	6-22
6-1-3 超低周波音	6-23
(1) 調査の手法	6-23
(2) 予測の手法	6-24
(3) 評価の手法	6-24
6-1-4 振動	6-25
(1) 調査の手法	6-25
(2) 予測の手法	6-27
(3) 評価の手法	6-30
6-1-5 悪臭	6-31
(1) 調査の手法	6-31
(2) 予測の手法	6-34
(3) 評価の手法	6-36
6-2 水環境	6-37
6-2-1 水質	6-37
(1) 調査の手法	6-37
(2) 予測の手法	6-40
(3) 評価の手法	6-40
6-3 地質・土壤環境	6-41
6-3-1 重要な地形・地質及び自然現象	6-41
(1) 調査の手法	6-41
(2) 予測の手法	6-42
(3) 評価の手法	6-42
6-3-2 土壤汚染	6-43
(1) 調査の手法	6-43
(2) 予測の手法	6-44
(3) 評価の手法	6-44

6-4 動物	6-45
(1) 調査の手法	6-45
(2) 予測の手法	6-49
(3) 評価の手法	6-49
6-5 植物	6-50
(1) 調査の手法	6-50
(2) 予測の手法	6-52
(3) 評価の手法	6-52
6-6 生態系	6-53
(1) 調査の手法	6-53
(2) 予測の手法	6-55
(3) 評価の手法	6-55
6-7 景観	6-56
(1) 調査の手法	6-56
(2) 予測の手法	6-59
(3) 評価の手法	6-59
6-8 人と自然との触れ合いの活動の場	6-60
(1) 調査の手法	6-60
(2) 予測の手法	6-63
(3) 評価の手法	6-63
6-9 廃棄物等	6-64
(1) 予測の手法	6-64
(2) 評価の手法	6-64
6-10 温室効果ガス等	6-65
(1) 予測の手法	6-65
(2) 評価の手法	6-65
第7章 その他規則で定める事項	7-1
7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等	7-1
7-2 方法書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	7-1

第1章 事業計画の概要

1-1 事業者の氏名及び住所

名 称：枚方京田辺環境施設組合
代 表 者 の 氏 名：枚方京田辺環境施設組合管理者 石井 明三
主たる事務所の所在地：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

1-2 対象事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

1-3 対象事業の目的及び内容

1-3-1 対象事業の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の東部清掃工場と昭和63年3月稼働の穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などにおよぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」という。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

可燃ごみ広域処理施設の整備は、平成27年に基本合意書に基づき設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」で検討を行い、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、当組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の平成35年度稼働を目指し、整備を行うものである。

1-3-2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

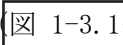
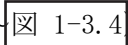
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

(2) 対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：168t/日〔7t/時間〕 × 1炉

（うち可燃ごみ量（平常時）156t/日、災害廃棄物（可燃ごみ）12t/日）

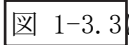
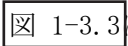
(3) 対象事業実施区域の位置

京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか  

(4) 対象事業実施区域の面積

区域の面積：約60,200m²

（処理施設工区：約35,600m²、市道整備工区：約24,600m²）

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）の環境影響評価を行うべき第一種事業に係る一般廃棄物処理施設を整備する区域については、に示す処理施設工区となるが、当該処理施設への国道307号からの進入道路として、本事業と同時期に京田辺市道が造成整備される。よって、市道整備事業は、本事業と密接な関係があることから、に示す市道整備工区についても、対象事業実施区域に含めて評価を行うこととする。

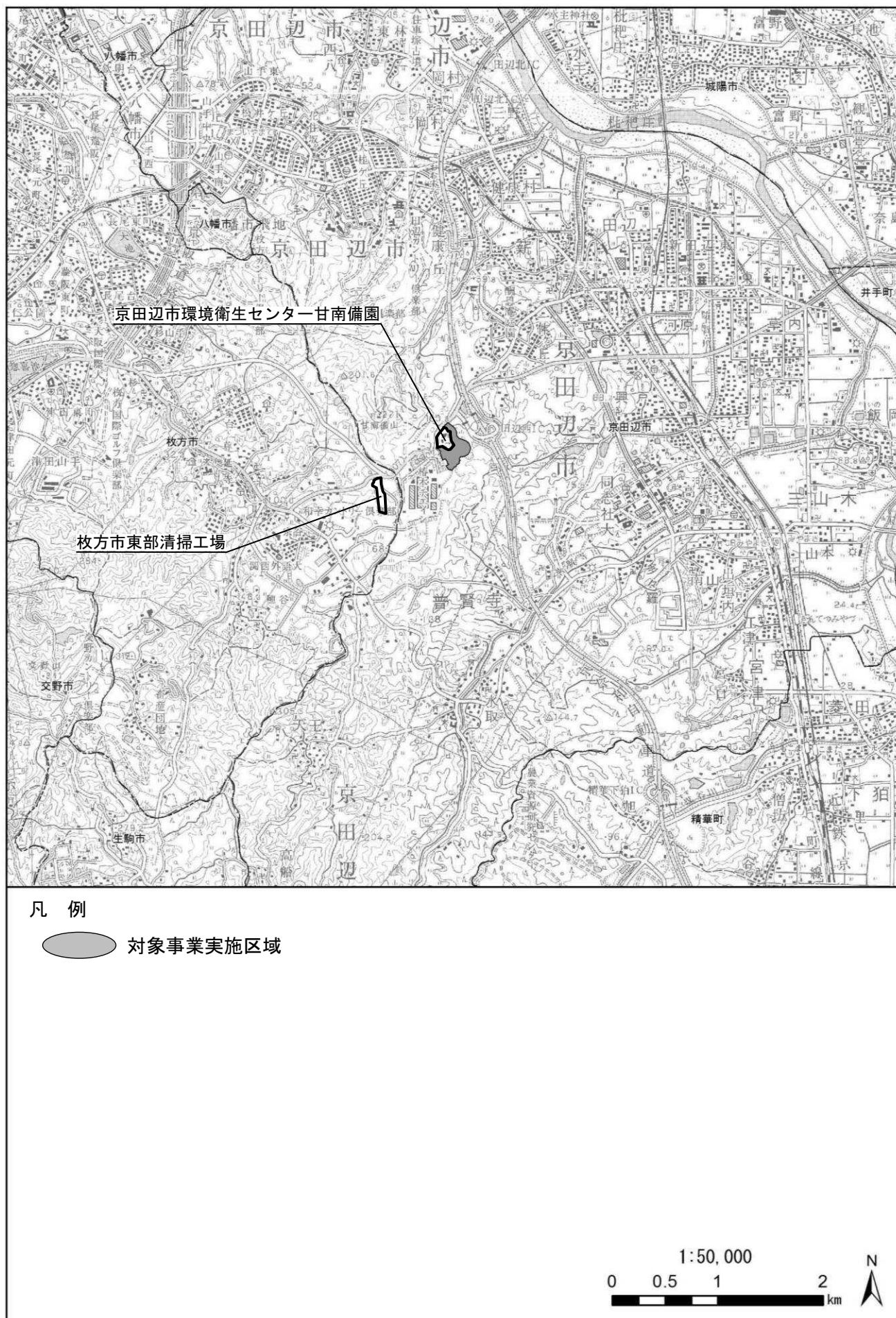


図 1-3.1 対象事業実施区域位置図（広域）

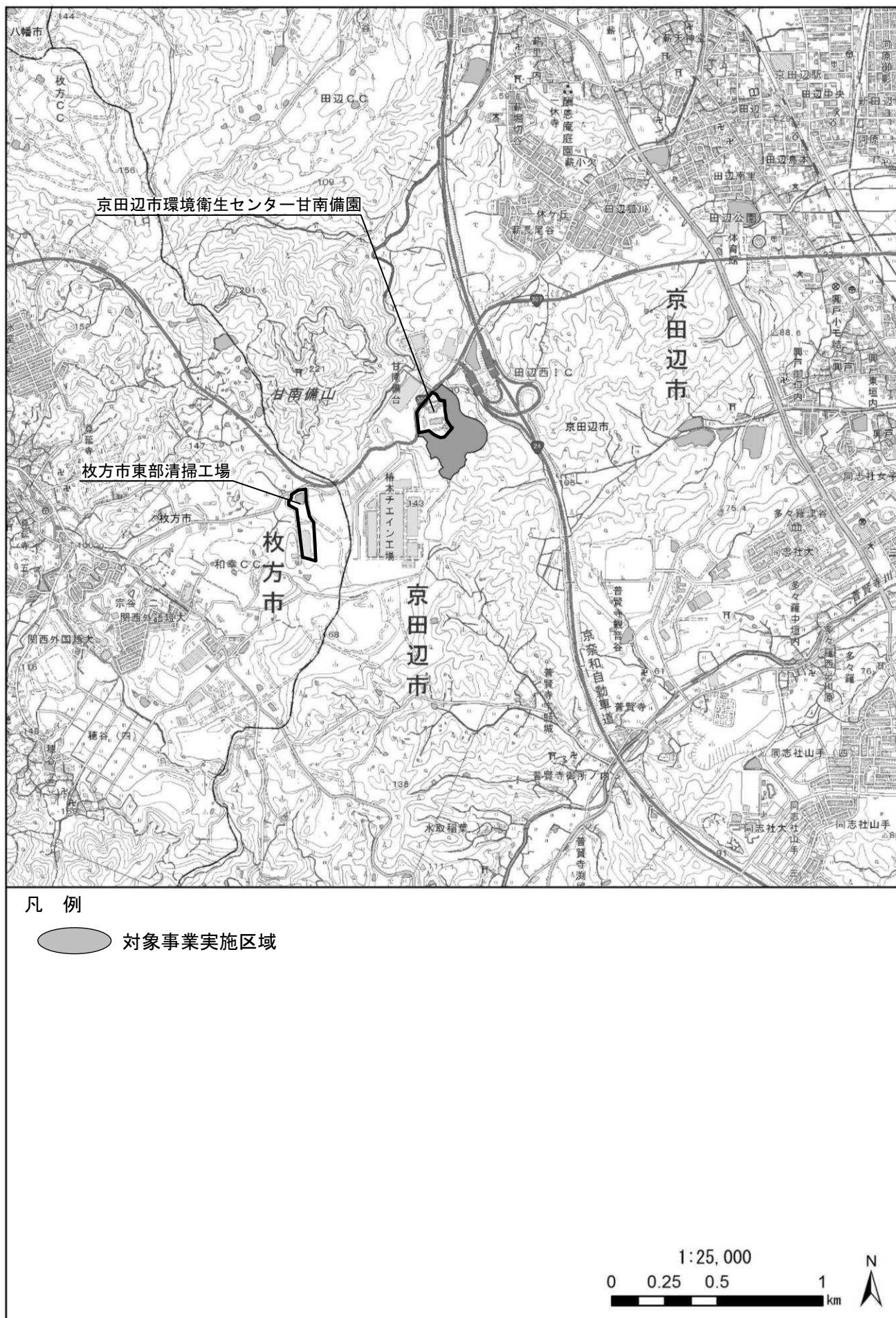
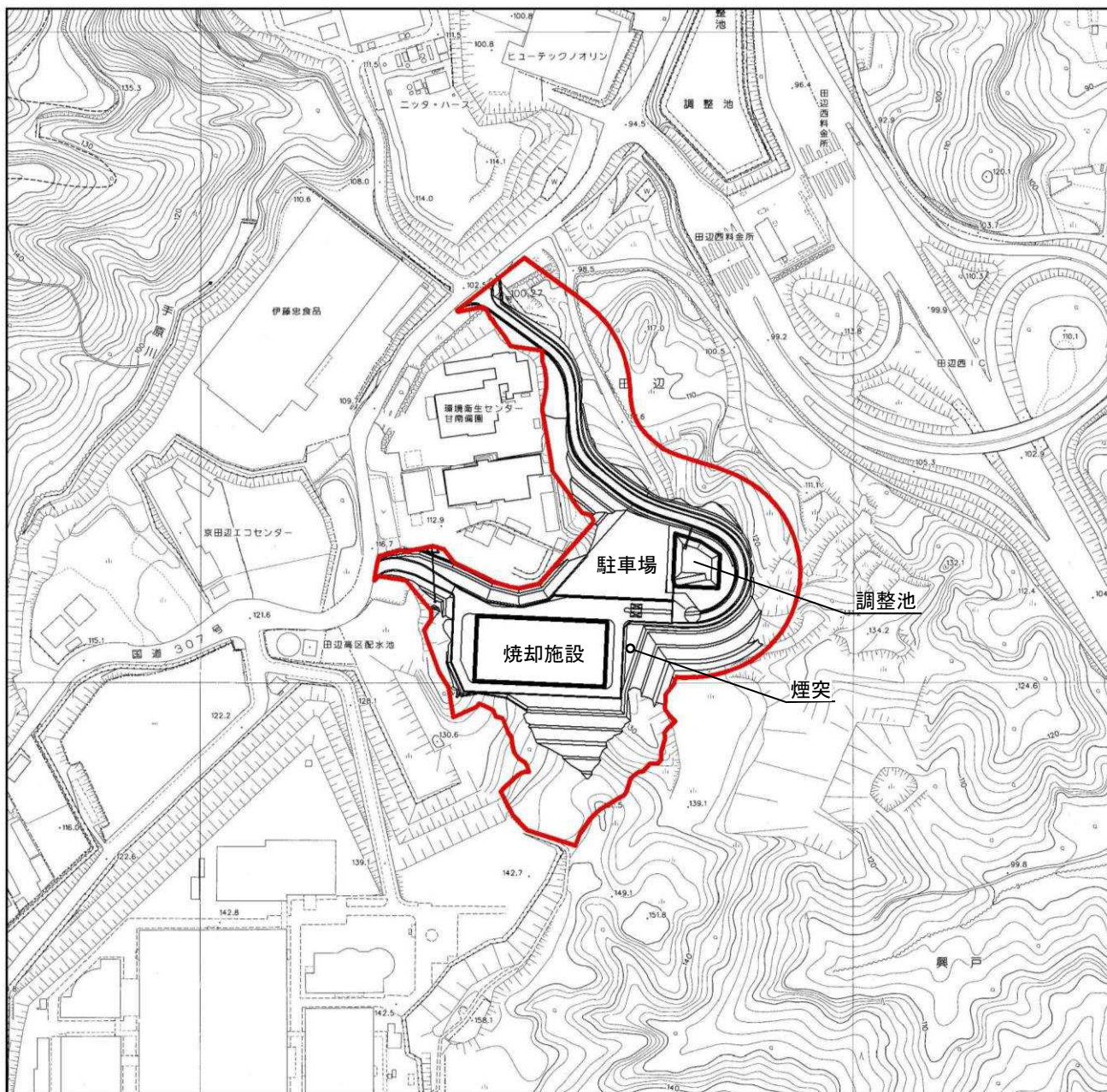


図 1-3.2 対象事業実施区域位置図（周辺）



図 1-3.3 対象事業実施区域位置図（拡大）



凡 例

 対象事業実施区域

注. 施設の配置はイメージであり、今後の設計により変更する場合がある。

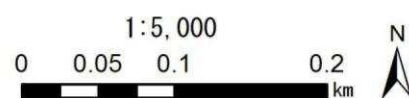


図 1-3.4 施設配置図

(5) 対象事業の位置等に係る複数案の策定に至った検討の状況

1) 国及び府によるごみ処理広域化の推進

国は、ダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理広域化計画について」（平成9年5月28日、衛環第173号厚生省環境整備課長通知）を都道府県に通知した。

こうした国の方針に従い、大阪府では、「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、大阪府）を策定し、焼却残さの高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減などの観点から広域処理を推進するために、府域に6つの広域ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）を設定しており、枚方市は、寝屋川市、交野市、四條畷市、守口市、門真市、大東市及び東大阪市とともに東大阪ブロックに区分されている。

一方、京都府でも、「京都府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、京都府）を策定し、広域処理を推進するために、府域に7つの広域ブロック（丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽）を設定しており、京田辺市は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び宇治田原町とともに南部ブロックに区分されている。

枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の北河内4市及び京田辺市では、これまで各市が主体的に、かつ連携を図りながらごみ減量・リサイクルやごみ処理を進め、循環型社会の形成に取り組んできた。このうち枚方市では、老朽化した穂谷川清掃工場第2プラントを更新し、平成20年12月に東部清掃工場（120 t/日×2炉）が竣工した。

一方、京田辺市も甘南備園焼却施設（昭和61年稼働）等でごみ処理や資源化に取り組んできた。

ごみの焼却処理については、北河内地域では、四條畷市・交野市の焼却施設をはじめ、これまでに整備されている各々焼却施設について、各施設の更新時期の違いや共同処理施設の立地選定が困難であることから、各々で整備、運営してきた。また、京田辺市についても、周辺自治体との連携を検討した経緯があったが、加入条件や時期を検討した結果、同市単独でごみ処理施設を整備、運営してきた。

北河内4市及び京田辺市内の処理施設の状況は、図 1-3.5に示すとおりである。

2) 枚方市及び京田辺市のごみ処理の状況

国及び府によるごみ処理広域化の推進の中、枚方市においては、北河内7市（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市、四條畷市及び大東市）で、広域的な共通課題に対し、国、府、市及び民間の適正な機能分担を図りつつ連携と協調の下、総合的な施策を推進するために、北河内地域広域行政推進協議会を結成し、「ごみの減量を基本としつつ長期的な課題としてごみ処理施設の共同設置を検討すること」を方針として取組みを進め、平成16年に枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市で共同してペットボトル及びプラスチック製の容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザ（通称「かざぐるま」）を完成させて、翌年2月から広域処理を行っている。ただし、可燃ごみの処理については、北河内各市の施設更新時期の相違が制約となり、枚方市は、平成20年に単独で東部清掃工場を建設し、穂谷川清掃工場との2施設での処理を行っている。

また、京田辺市の属する南部ブロックでは、京田辺市以外の市町において昭和37年から一部事務組合方式（城南衛生管理組合）による広域処理が行われており、隣接する相楽ブロック（木津川市、精華町、和束町、笠置町及び南山城村）においても、木津川市及び精華町で相楽郡西部塵埃処理組合が、和束町、笠置町及び南山城村で相楽東部広域連合がそれぞれ組織され、広域処理が行われており、京田辺市のみが単独処理を行っている状況であった。

京田辺市としても、ごみ処理の広域化について、平成10年に同じ南部ブロックの城南衛生管理組合への加入に向けた協議を開始したが、加入条件や時期などにおいて、折り合いがつかず、また、平成15年には、城南衛生管理組合から新しい施設整備への参加を打診されたが、施設更新時期の相違が制約となり、単独処理を継続することとなった。

3) ごみの広域処理の検討

枚方市、京田辺市ともに、ごみ処理の広域化に対しては、その重要性、必要性を認識しつつも、諸問題から単独処理を余儀なくされている中、平成21年度に、京田辺市の甘南備園焼却施設の煙突の大規模改修を契機に、両市間で災害時又は施設の故障時、事故及び改修などで処理能力が低下した場合に互いに協力支援していく「ごみ処理に係る相互支援協定」を締結し、広域支援体制が構築された。

平成25年に入り、枚方市では穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化問題が、京田辺市では甘南備園焼却施設の老朽化問題が顕著になり、それぞれにおいて新しい施設整備に向けた「ごみ処理施設整備基本構想」の策定が開始されるに至り、平成26年1月31日に京田辺市から枚方市に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議の申入れがなされ、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性及び合理性等の観点から検討・協議を重ねた結果、平成26年12月19日に穂谷川清掃工場と甘南備園焼却施設の後継施設について、共同で建設し、可燃ごみの広域処理を図っていくことの合意に達した。

その後、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

4) 施設位置の検討経緯

施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月、枚方市）、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月、京田辺市）において、ごみ処理施設の適地の検討が行われた。

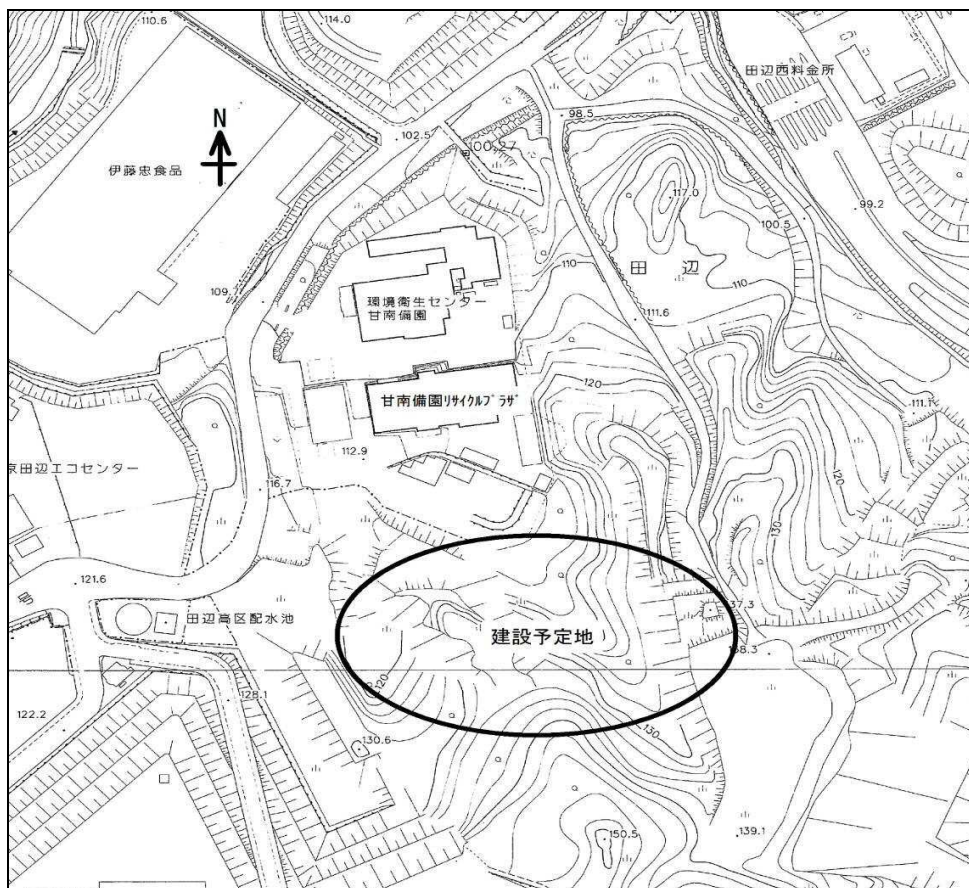
枚方市では、候補地として、ごみ焼却場の都市計画決定を既に受けている穂谷川清掃工場と東部清掃工場の両地域を「都市計画標準（案）」（昭和35年、建設省）や「都市計画運用指針」（平成20年、国土交通省）に示された基準や条件等により検討した結果、東部清掃工場用地が適しているとしたが、広域処理する場合には、処理対象区域が枚方市域及び京田辺市域になることから、枚方市域外の京田辺市域にも適地を求めることが可能となり、適切な施設配置が実現できるような検討が必要であるとされた。

一方、京田辺市では、今まで、甘南備園の地域で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、現甘南備園焼却施設が建設された昭和58年当時、当該地を含む地域における学研都市構想が具体化していないという理由で「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書きの許可を受け建設されたが、都市計画決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町町づくり審議会の答申など、十分な検討が行われている。

また、甘南備園の計画位置や規模は、都市計画標準（案）や都市計画運用指針に示された考え方についても、十分に配慮され、さらに現在の土地利用状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されていることから、適地については、甘南備園の地域（拡張を含む。）が最適とされた。

以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第3プラントの稼働より2年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的と考えられた。

このことを前提として定めた「ごみ処理施設整備基本構想」は、両市においてパブリックコメントの実施等により住民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなり、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園に隣接する図 1-3. 6に示す位置を選定することとした。



出典：「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成 28 年 3 月、枚方市・京田辺市）

図 1-3.6 建設予定地の位置図

5) 事業が実施されるべき区域等の設定

本事業は、京都府環境影響評価条例に基づき平成29年4月10日に計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を提出し、同年8月17日に知事意見が送付された。

配慮書においては、4)において述べたとおり、事業実施想定区域及び後の（7）で述べる事業の規模等は既に決まっていることから、設定可能な複数案として、表 1-3.1 に示すとおり地形改変量の影響が見込まれる造成地盤高さ（施設等の配置）の違いによる複数案及び煙突排出ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さ（工作物の構造）の違いによる複数案をそれぞれ設定し、計画段階配慮事項の検討を行った。

表 1-3.1 配慮書における複数案

区分	複数案	
造成地盤高さ	X 案	地盤高さ120m
	Y 案	地盤高さ115m
煙突高さ	A 案	煙突高さ100m
	B 案	煙突高さ59m

(6) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果

可燃ごみ広域処理施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設である一方で、周辺住民の健康や環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があることから、地盤高さ及び煙突高さについては、以下のとおり、地盤高さ120m、煙突高さ100mとする。

① 地盤高さ

工事中においては、掘削土をすべて場外搬出する場合、沿道大気質・騒音・振動への影響は、Y案（地盤高さ115m）に比べ、X案（地盤高さ120m）のほうが掘削土砂の搬出車両台数が少なくなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

配慮書手続において、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定することや生活及び自然環境等への負荷の小さい事業となるように選定を求める意見、緑地の確保及び地盤の耐災性の面も含めて評価することが望ましいとの意見があり、工事中の沿道大気質・騒音・振動の影響の低減を重視し、掘削土量及び造成面積の少ないX案（地盤高さ120m）を採用する。

なお、施設供用時においては、地盤高さの違いに応じて接続道路を走行する関係車両から発生する温室効果ガス等の環境負荷の程度が変化することが考えられるとの指摘もあったが、X案及びY案間の地盤高さの違いによる勾配区間の延長差は約80mであることから、その差により生じる温室効果ガス発生量の差分は少ないと考える。

② 煙突高さ

大気質・景観への影響については、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはないかと予測されるが、煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

また、配慮書手続において、煙突高さがより高いほうが安心できる要素となるとの住民意見のほか、建設費や維持管理費の違いが生じることから費用対効果から検討すべきとの意見もあった。

煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はあるが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ100m）を採用する。

また、焼却施設建物高さは現時点では未定であるが、煙突高さが焼却施設建物高さの2.5倍以下の場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなると言われていることから、煙突高さはより高いほうが望ましいと考えられる。

なお、今後の施設計画の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費及び維持管理費のライフサイクルコストの削減ができるよう留意するとともに、煙突の色彩やデザインについては、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。

事業が実施されるべき区域（対象事業実施区域）については、図 1-3.3に示すとおりとし、配慮書における事業実施想定区域から基本的に変更はないが、京田辺市道として整備される進入道路の計画熟度の進捗等により、精度を高め、若干進入道路部分の範囲を狭めたものとした。

(7) 事業計画

可燃ごみ広域処理施設の整備を行うために、「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」(平成28年3月、枚方市・京田辺市)を策定している。

本計画は、枚方市の「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成21年6月)」及び同計画の次期計画である「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年3月)」並びに京田辺市の「京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書(平成23年8月)」及び同計画の次期計画である「京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年2月)」を基礎に、両市のごみ処理施設整備基本構想を踏まえて、地域の状況や立地条件、法規制等を把握し、最新の技術動向を考慮した安全で安定したごみ処理を行う施設の整備に向けて、施設規模、処理方式、公害防止計画及び施設配置計画等の基本的事項の整理を行った。

また、配慮書に対する知事意見等を考慮するとともに、住民意見に配慮し、計画地盤高さと煙突高さを決定した。

1) 整備に係る基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用(資源循環性)、長期にわたる安定した稼働の確保(安定稼働性)、経済性などを考慮し、以下の基本方針に基づいて整備することとする。

(1) 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

(2) 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

(3) 安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

(4) 経済性

施設の設計・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト(LCC)の低減を意識した施設とする。

2) 事業の規模

可燃ごみ広域処理施設の規模等の概要は、表 1-3.2 に示すとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は表 1-3.3 に示す既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定している。

表 1-3.2 規模等の概要

項 目	内 容
種 類	ごみ処理施設
処 理 方 式	ストーカ式焼却炉 ^{注1}
施 設 規 模 （ 処 理 能 力 ）	168t/日 ^{注2}
計 画 地 盤 高	120m
煙 突 高 さ	100m

注 1. ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

注 2. 現時点の想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合がある。

表 1-3.3 施設規模

項 目	区 分	施設規模	備 考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場 後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設 後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①＋②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場 後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③＋④
施設規模	穂谷川清掃工場 後継施設分	104t/日	①＋③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	64t/日	②＋④
	計	168t/日	①＋②＋③＋④

3) 環境保全目標

可燃ごみ広域処理施設における環境保全目標は次のとおりである。

① 大気

煙突排出ガスの計画目標値は、**表 1-3.4**に示すとおり、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。

表 1-3.4 環境保全目標（大気）

項目	排出基準等	計画目標値
ばいじん (g/m ³ N)	0.04以下	0.01以下
塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 (700mg/m ³ N以下)	10以下
硫黄酸化物 (SO _x) (ppm)	K値2.34 (数百ppm程度)	10以下
窒素酸化物 (NO _x) (ppm)	250以下	20以下
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.05以下
水銀 (μg/m ³ N)	新設：30以下、 既設：50以下 ^注	検討中

注) 水銀に係る排出基準の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日である。

② 水質

排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。このうち、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する。

可燃ごみ広域処理施設における下水道放流のイメージは、**図 1-3.7**のとおりである。

なお、生活排水及びプラント排水を下水道へ放流する際の水質は、京田辺市公共下水道条例(昭和60年京田辺市条例第18号)において定められている排除下水量別の排除基準のうち、**表 1-3.5**に示す排除下水量の最も多い区分に適用される基準に適合するようにする。

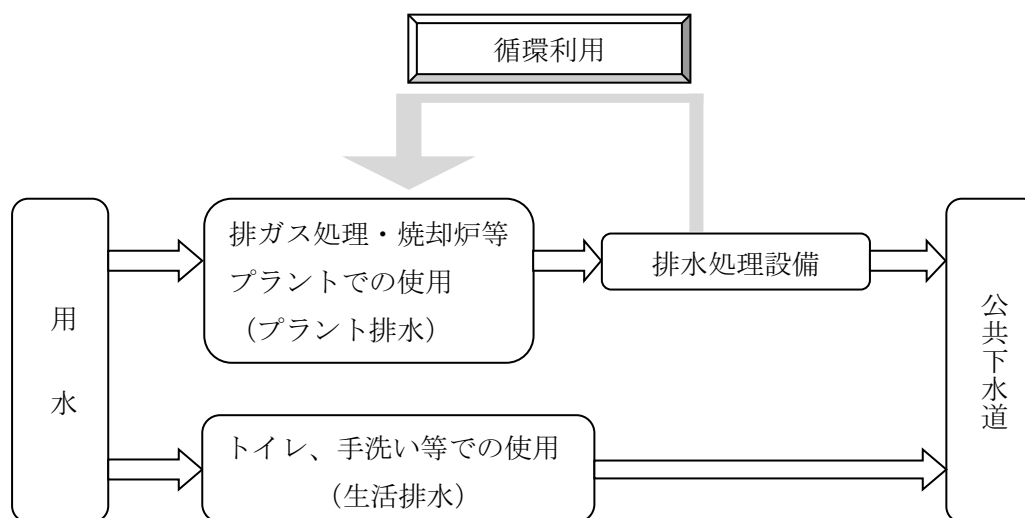


図 1-3.7 下水道放流のイメージ

表 1-3.5 環境保全目標（水質）

項目	計画目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下
有機燐化合物	0.5mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	1mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質量	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
磷含有量	32mg/L 未満
よう素消費量	220mg/L 未満
ニッケル化合物	2mg/L 以下
化学的酸素要求量	600mg/L 未満

③ 悪臭

悪臭については、表 1-3.6 に示す悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定により定められた、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(平成21年京田辺市告示第37号)による規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

表 1-3.6 環境保全目標(悪臭)

[敷地境界線](1号規制)

特定悪臭物質の種類	計画目標値(ppm)	特定悪臭物質の種類	計画目標値(ppm)
アンモニア	1以下	イソバレルアルデヒド	0.003以下
メチルメルカプタン	0.002以下	イソブタノール	0.9以下
硫化水素	0.02以下	酢酸エチル	3以下
硫化メチル	0.01以下	メチルイソブチルケトン	1以下
二硫化メチル	0.009以下	トルエン	10以下
トリメチルアミン	0.005以下	スチレン	0.4以下
アセトアルデヒド	0.05以下	キシレン	1以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	プロピオン酸	0.03以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	ノルマル酪酸	0.001以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	イソ吉草酸	0.001以下

[排出口](2号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで、 q : 流量 ($m^3N/時$)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

規制対象となる 特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
-------------------	--

[排水水](3号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。

$$C_{Lm}=k \times Cm$$

ここで、 C_{Lm} : 排水水中の濃度 (mg/L)

k : 係数で、下の表を参照 (mg/L)

Cm : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)

規制対象となる 特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001 m^3 /秒以下の場合	16
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	3.4
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 m^3 /秒以下の場合	5.6
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	1.2
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	32
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	6.9
	0.1 m^3 /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	63
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	14
	0.1 m^3 /秒を超える場合	2.9

④ 騒音・振動

騒音及び振動については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）による規制を受けないが、工業地域の規制基準を目安として、**表 1-3.7**に示す指定された地域における騒音の規制基準（平成21年京田辺市告示第31号）における第4種区域（その他の区域）の規制基準並びに振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（平成21年京田辺市告示第34号）における第2種区域の規制基準を環境保全目標とするとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

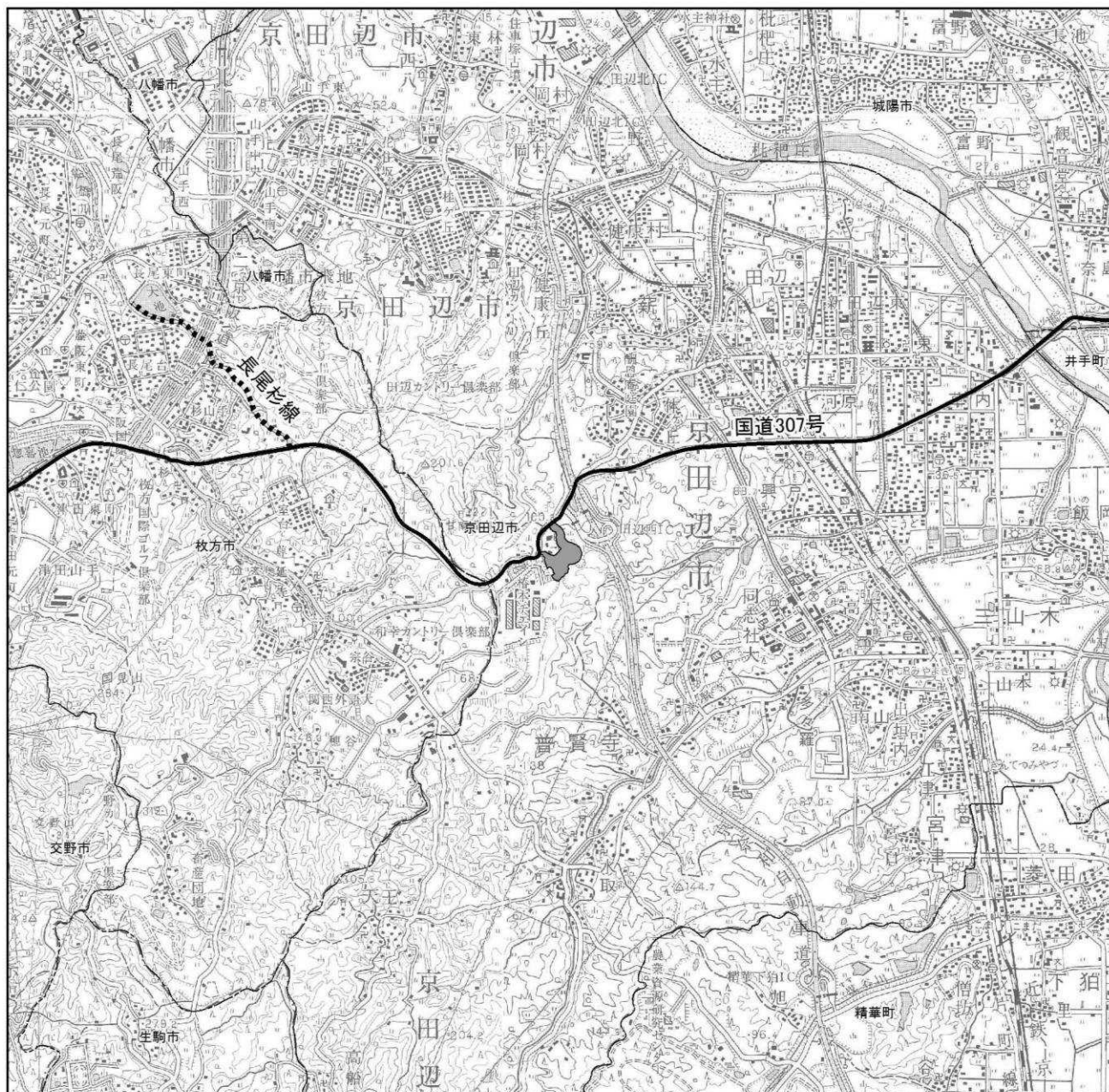
表 1-3.7 環境保全目標（騒音・振動）

項目		計画目標値
騒音	昼間（午前8時から午後6時まで）	70dB 以下
	朝（午前6時から午前8時まで）	60dB 以下
	夕（午後6時から午後10時まで）	
	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）	55dB 以下
振動	昼間（午前8時から午後7時まで）	65dB 以下
	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）	60dB 以下

4）関係車両の主要走行ルート計画

工事中における工事用車両及び供用後における廃棄物の運搬車両等の関係車両は、**図 1-3.8**に示すとおり京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画である。なお、枚方市において、道路整備（長尾杉線）が計画されている。

また、施設の建設と合わせて、国道307号と施設を接続する京田辺市道を整備する計画である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 関係車両の主要走行ルート（国道 307 号）
- 関係車両の主要走行ルート（長尾杉線）（計画中）

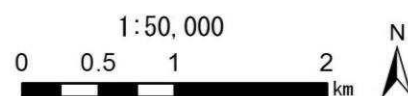


図 1-3.8 関係車両の主要走行ルート図

(8) 建設施工計画

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約1年間、プラント工事に約3年間を要し、完成までに約4年間の期間を要する。

建設施工計画は表 1-3.8に示すとおりである。

表 1-3.8 建設施工計画

項目／期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
造成工事				
・ 土木造成				
プラント工事				
・ 設計				
・ 施設建設				

(9) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 生活環境

【工事中】

- ・建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。なお、粉じんの飛散防止対策として、散水や仮囲いを行う。
- ・「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成20年4月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成29年7月、京都府）に準じ、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行う。

【供用時】

- ・ごみの焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- ・施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動や日照障害、電波障害などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- ・施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。
- ・施設の供用に伴う排水については、生活排水は公共用水域へは放流せず下水道放流し、プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったのちに場内で循環利用し、余剰なものについてのみ下水道放流とする計画であり、排水量の低減に努めるものとする。

2) 自然環境

【工事中】

- ・降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。

【供用時】

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- ・建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。
- ・周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

3) 資源循環・環境負荷

【工事中】

- ・工事の実施に伴う発生土は、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用にも努める。
- ・施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・工事用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの

高負荷運転防止等を徹底する。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。

【供用時】

- ・プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用することを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画であり、水の循環利用を図る。なお、下水道放流する際には、京田辺市公共下水道条例において定められている排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準を遵守するものとする。
- ・「京都府循環型社会形成計画」（平成24年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- ・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
- ・廃棄物の運搬車両等は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。

4) その他

- ・施設の設計に当たっては、対象事業実施区域の地質状況等を詳細に調査したうえで、土砂災害等の防災面についても十分に配慮する。

【参考】

枚方市及び京田辺市の既存の一般廃棄物焼却施設は、表 1-3.9及び図 1-3.9に示すとおりである。

表 1-3.9 枚方市・京田辺市の既存の焼却施設（概要）

	枚方市		京田辺市
施設名称	枚方市穂谷川清掃工場 第3プラント	枚方市東部清掃工場	京田辺市環境衛生センター 甘南備園焼却施設
所在地	大阪府枚方市田口5丁目 1番1号	大阪府枚方市大字尊延寺 2949番地	京都府京田辺市田辺ボケ谷 58番地
竣工年月	昭和63年3月	平成20年12月	昭和61年12月
処理能力	200 t／日 (200 t × 1 炉)	【焼却】240 t／日 (120 t × 2 炉) 【灰溶融】24 t／日 × 2 基 (交互運転)	80 t／16h (40 t × 2 炉)
処理方式	全連続式燃焼式	【焼却】全連続式燃焼式 【灰溶融】燃料式灰溶融	准連続式燃焼式
炉形式	ストーカ炉	【焼却】ストーカ炉 【灰溶融】灰溶融炉	流動床炉

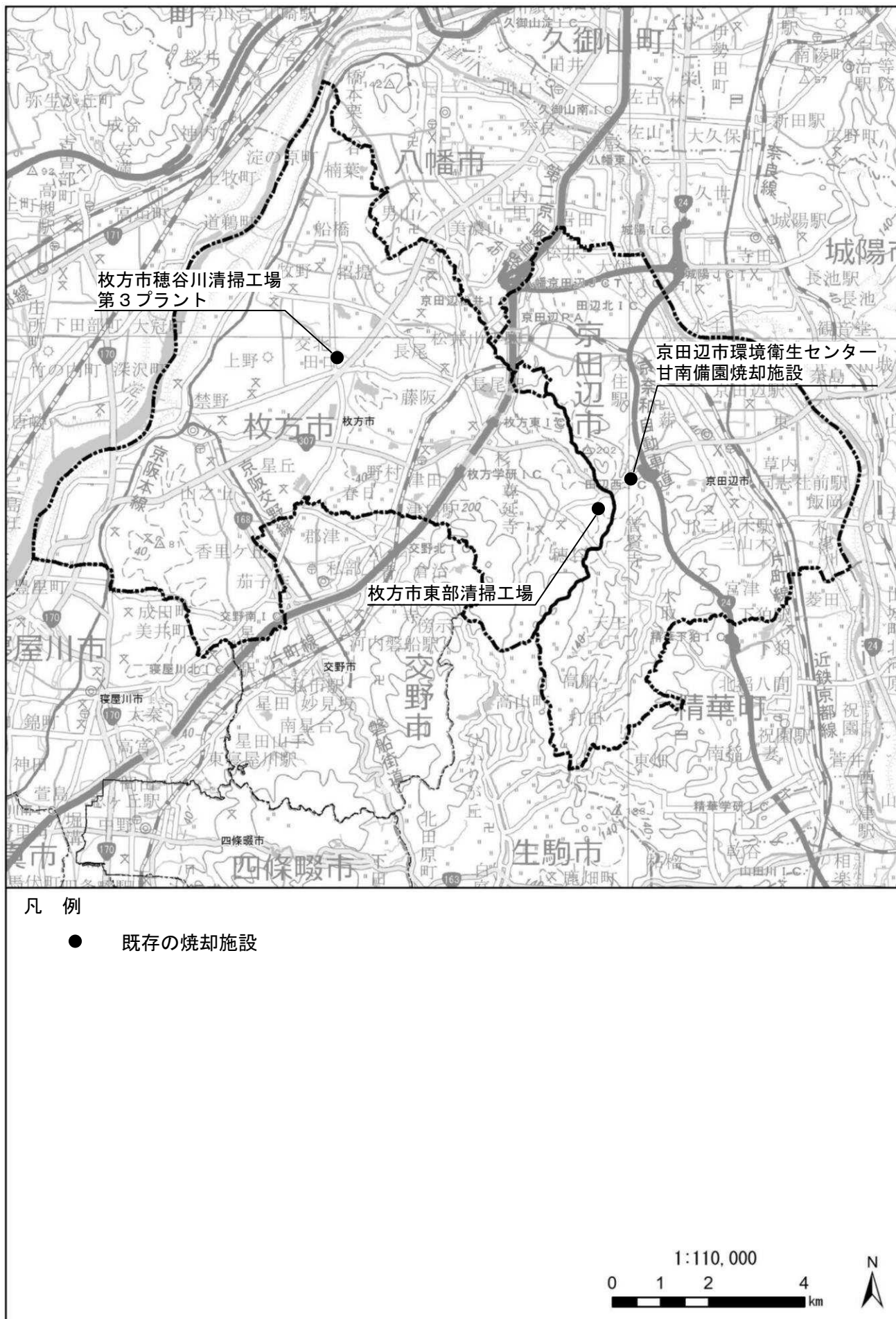
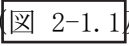
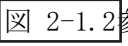


図 1-3.9 枚方市及び京田辺市の既存の焼却施設

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲

本事業による環境影響評価を実施しようとする地域（以下「調査地域」という。）は、次の点を勘案し、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、対象事業実施区域の中心から半径約1.6kmの範囲（該当市：京田辺市及び枚方市の2市）と、関連車両の主要走行ルートのうち相当台数の車両が分散せず沿道環境影響が想定される範囲として国道307号の長尾杉線との分岐箇所までを設定した（及び参照）。

[煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲]

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。
- ・本施設の近傍に位置する枚方市東部清掃工場について、環境影響評価手続^{注1}の中で煙突排出ガスの予測を行っている。処理能力は本施設よりも大きい施設であり、現地の気象データに基づく最大着地濃度地点は0.8kmとなっている。
- ・本事業の配慮書手続の中で、煙突複数案での最大着地濃度の検討を行っており、最大着地濃度地点は0.8km未満となった。ただし、予測に用いた気象データは、既存大気測定局のデータであり現地で測定したものではないため、今後、精度を高めるための現地調査を行うこととしている。
- ・以上を踏まえ、方法書の調査地域については、安全側の観点から東部清掃工場での最大着地濃度地点（0.8km）の2倍とし、1.6kmとする。

また、地域特性を把握する範囲は、調査地域及びその周辺地域（以下「調査地域周辺」という。）とする。ただし、市町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、該当市の全域を範囲として把握した。

注1. 「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成11年11月、枚方市）による。本事業で建設を予定する施設より処理能力が大きく、同程度の煙突高さ(100m)の事例である。

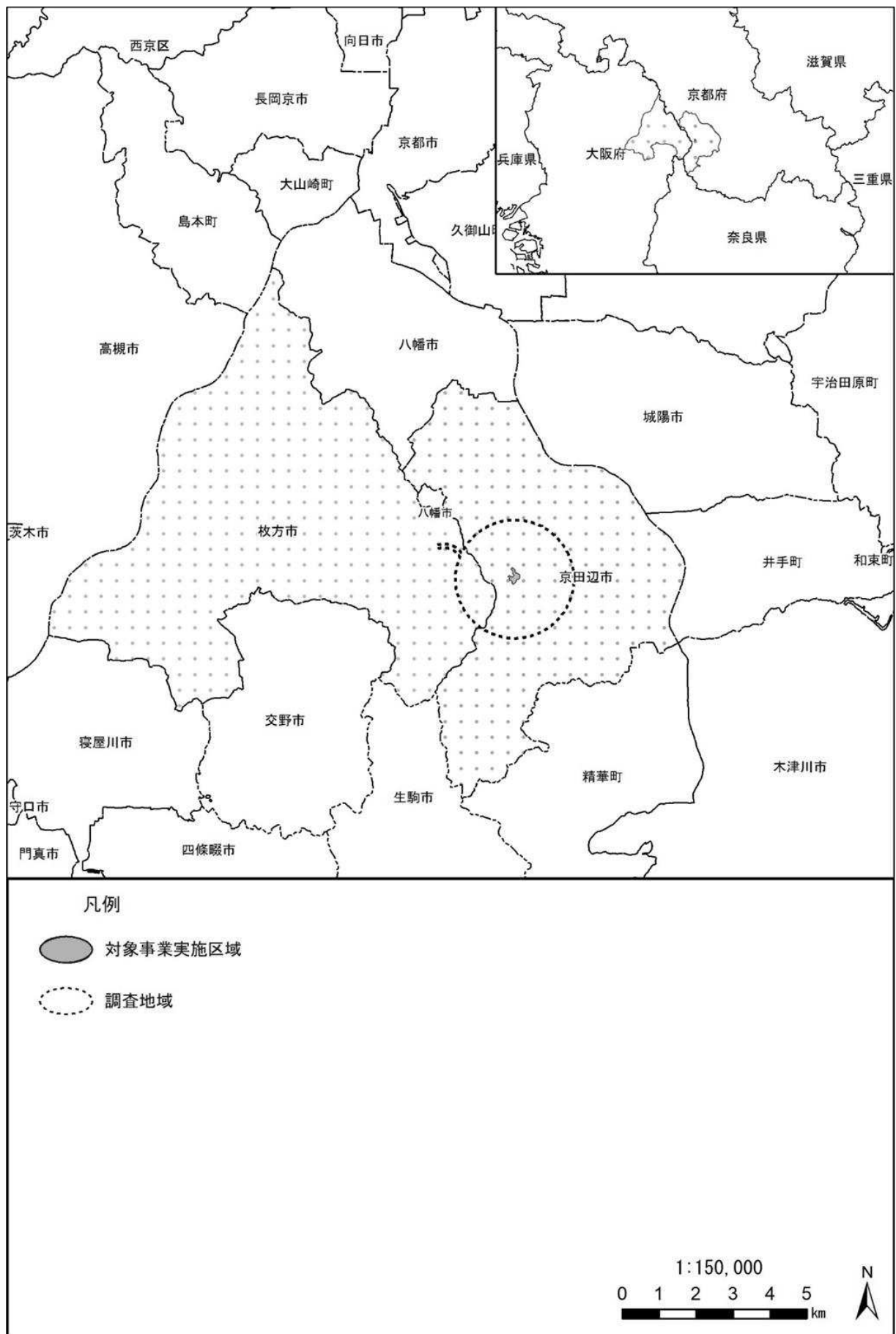


図 2-1.1 調査地域位置図（概略）

2-2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況

2-2-1 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 一般的な気象の概況

対象事業実施区域の位置する京都南部地域は、日本の気候区分によると瀬戸内気候区に属しており、一般的に温暖な気候である。

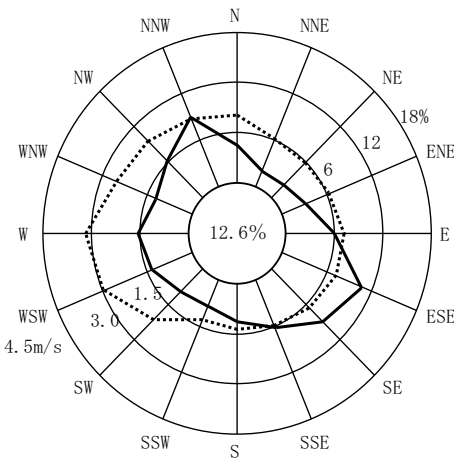
調査地域周辺における気象観測所としては、対象事業実施区域の北約3kmに位置する京田辺地域気象観測所（京田辺市薪西浜）があり、平成24年～平成28年にかけての気象概況を表 2-2.1 に、風配図を図 2-2.1 に、気象観測所位置図を図 2-2.2 に示す。

これによると、年平均気温は15.6℃、年平均風速は1.8m/s、年降水量は1,642.8mmであり、最多風向は東南東である。

表 2-2.1 気象概況

月	気温			降水量							風	
	平均 (℃)	最高 (℃)	最低 (℃)	合計 (mm)	1mm 以上 (日)	10mm 以上 (日)	30mm 以上 (日)	50mm 以上 (日)	70mm 以上 (日)	100mm 以上 (日)	平均 風速 (m/s)	最多風向 (16 方位)
1 月	4.1	9.3	-0.3	61.5	6.2	2.0	0.4	0.2	0.0	0.0	1.9	W
2 月	4.4	9.8	0.2	79.4	7.2	2.8	0.6	0.2	0.0	0.0	2.0	NW
3 月	8.7	14.7	2.8	136.9	9.8	4.6	1.6	0.2	0.0	0.0	2.1	NNW
4 月	14.0	20.4	8.1	111.8	11.2	3.2	0.8	0.2	0.2	0.0	2.1	ESE
5 月	19.3	26.1	12.9	73.6	6.8	2.8	0.4	0.0	0.0	0.0	1.9	ESE
6 月	22.9	28.1	18.2	233.5	11.4	6.4	2.2	1.2	0.8	0.0	1.8	ESE
7 月	27.1	32.5	22.9	170.9	12.6	5.2	1.4	0.6	0.4	0.2	1.7	SE
8 月	27.9	33.8	23.4	273.4	11.8	5.0	2.6	2.0	1.4	0.8	1.7	ESE
9 月	23.4	29.1	19.1	216.3	11.2	5.4	1.8	1.2	0.8	0.4	1.4	NNW
10 月	17.9	24.0	11.9	100.1	6.6	3.0	1.2	0.2	0.0	0.0	1.6	NNW
11 月	11.6	17.0	7.0	105.2	8.4	3.8	0.8	0.0	0.0	0.0	1.5	ESE
12 月	6.2	11.2	1.8	80.2	7.0	3.6	0.4	0.0	0.0	0.0	1.9	W
年	15.6	21.3	10.7	1,642.8	110.2	47.8	14.2	6.0	3.6	1.4	1.8	ESE

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



注 1. 実線は出現頻度、破線は平均風速、円内数字は静穏率を示す。
注 2. 平成 24 年 1 月～平成 28 年 12 月までの集計値
注 3. 静穏率：静穏（0.2m/s 以下）の出現率。
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 2-2.1 風配図

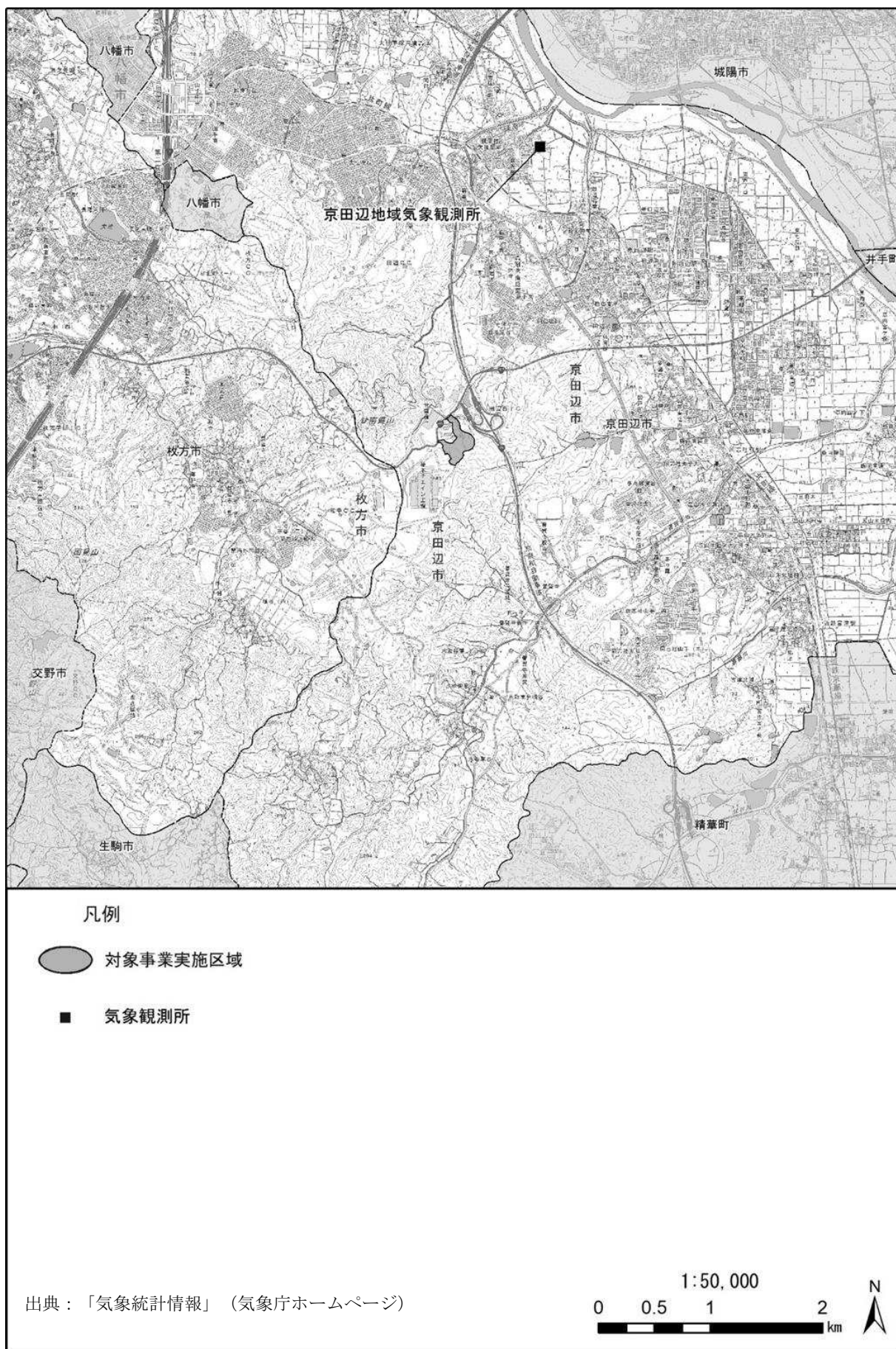


図 2-2.2 気象観測所位置図

① 気温

京田辺地域気象観測所における気温の経年変化を表 2-2.2 に示す。平成28年の平均気温は16.3℃となっている。

表 2-2.2 気温の経年変化

区分	年次	平均 (℃)	最高 (℃)	月日	最低 (℃)	月日
京田辺市 (京田辺地域気象観測所)	平成 24 年	15.2	37.2	7/28	-6.4	2/3
	25 年	15.6	38.3	8/12	-5.3	1/6
	26 年	15.3	37.9	7/26	-5.3	1/7
	27 年	15.9	38.2	8/2	-4.8	1/2
	28 年	16.3	37.8	8/6	-5.5	1/26

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

② 降水量の経年変化

京田辺地域気象観測所における降水量の経年変化を表 2-2.3 に示す。年間降水量は、1,387.0～1,750.0mmで推移している。

表 2-2.3 降水量の経年変化

区分	年次	年間総量 (mm)	日最大 (mm)	月日	1 時間最大 (mm)	月日
京田辺市 (京田辺地域気象観測所)	平成 24 年	1,680.0	143.5	8/14	78.0	8/14
	25 年	1,685.5	152.0	9/16	56.5	7/13
	26 年	1,387.0	151.5	8/9	38.5	8/9
	27 年	1,750.0	116.5	7/17	31.5	7/10
	28 年	1,711.5	128.5	8/16	65.0	8/16

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

③ 風向・風速

京田辺地域気象観測所における風向・風速の経年変化を表 2-2.4 に示す。

表 2-2.4 風向・風速の経年変化

区分	年次	平均 (m/s)	最大 (m/s)	月日 (風向)
京田辺市 (京田辺地域気象観測所)	平成 24 年	1.8	11.9	4/3 (西)
	25 年	1.9	10.7	4/6 (東南東)
	26 年	1.8	10.4	6/5 (東南東)、8/10 (東南東)
	27 年	1.7	11.2	8/25 (南東)
	28 年	1.7	8.5	1/20 (西)、2/9 (西)、4/17 (西南西)

注. 月日 (風向) は、最大風速を記録した月日とその風向を示す。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

2) 大気質に係る環境の状況

京都府並びに枚方市では大気汚染の状況を把握するため、監視網となる大気測定局を設置し、大気汚染物質の濃度等を測定している。調査地域周辺では、一般環境大気測定局として田辺局（京田辺市田辺明田）及び王仁公園局（枚方市王仁公園）が設置されている。また、「第二京阪道路（大阪府域）環境監視の在り方に関する検討会」が設置・監視を行っている第二京阪道路環境監視局として長尾局（枚方市長尾台）及び津田局（枚方市津田東町）で測定が行われている。また、最も近隣のダイオキシン類常時監視地点として、王仁公園局で平成26年度まで隔年で測定が行われていた。なお、測定項目のうち、炭化水素は環境基準がないため、ここでは整理していない。

調査地域周辺の大気測定局における測定項目を表 2-2.5に、大気環境測定位置を図 2-2.3に示す。

表 2-2.5 大気測定局における測定項目

番号	区分	市	名称	測定項目								
				二酸化硫黄	窒素酸化物		光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素		微小粒子状物質	ダイオキシン類
					二酸化窒素	一酸化窒素			非メタン	メタン		
				SO ₂	NO ₂	NO	O _x	SPM	NMHC	CH ₄	PM2.5	
1	一般環境	京田辺市	田辺局	—	○	○	○	○	○	○	○	—
2	大気測定局	枚方市	王仁公園局	○	○	○	○	○	—	—	○	○
3	第二京阪道路	枚方市	長尾局	—	○	○	—	○	—	—	—	—
4	環境監視局		津田局	—	○	○	—	○	—	—	—	—

注1. “—” は、測定が実施されていない項目を示す。

注2. 番号は、図 2-2.3に対応している。

注3. 王仁公園局では平成27年度以降、大気中のダイオキシン類の測定を実施していない。

出典：「京都府大気常時監視情報」（京都府ホームページ）

：「平成29（2017）年版 環境データ集」（平成29年、枚方市）

① 二酸化硫黄測定結果

二酸化硫黄測定結果を表 2-2.6 に示す。王仁公園局における二酸化硫黄の年平均値の状況は、横ばいで推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。

表 2-2.6 二酸化硫黄測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
						時間数とその割合		日数とその割合					
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×, 無○	日
2	王仁公園	平成 25 年度	363	8,634	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0
		平成 26 年度	363	8,629	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0
		平成 27 年度	365	8,666	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0

注 1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注 2. 長期的評価における環境基準の達成：「年間を通じて測定した平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（以下「2%除外値」という。）が 0.04ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。」をいう。

注 3. 短期的評価における環境基準の達成：「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。」をいう。

出典：「平成 26（2014）～28（2016）年版 環境データ集」（平成 26～28 年、枚方市）

② 窒素酸化物測定結果

二酸化窒素測定結果を表 2-2.7 に、窒素酸化物測定結果を表 2-2.8 に示す。二酸化窒素の年平均値の状況は、田辺局ではほぼ横ばいを示し、他の 3 局ではほぼ横ばい又は減少傾向を示している。また、いずれの測定局でも全ての年度で環境基準を満足している。

表 2-2.7 二酸化窒素測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.006ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98% 値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
							時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
1	田辺	平成 25 年度	357	8,511	0.012	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
		平成 26 年度	334	7,999	0.011	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
		平成 27 年度	362	8,678	0.011	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
2	王仁公園	平成 25 年度	362	8,620	0.013	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
		平成 26 年度	363	8,620	0.012	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
		平成 27 年度	363	8,654	0.012	0.056	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
3	長尾	平成 25 年度	358	8,562	0.017	0.095	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0
		平成 26 年度	359	8,575	0.017	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0
		平成 27 年度	364	8,653	0.015	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
4	津田	平成 25 年度	362	8,602	0.019	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.036	0
		平成 26 年度	362	8,630	0.018	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0
		平成 27 年度	364	8,666	0.018	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.033	0

注 1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注 2. 環境基準の達成：「年間を通じて測定した日平均値の低い方から、高い方に順に並べた時、低い方から数えて 98%目の日数に該当する平均値（以下「年間 98%値」という。）が 0.06ppm 以下であること。」をいう。

出典：「平成 26～28 年度版 京都府環境白書」（平成 27～29 年、京都府）

：「平成 26（2014）～28（2016）年版 環境データ集」（平成 26～28 年、枚方市）

表 2-2.8 窒素酸化物測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
					年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値(NO ₂ /NO+NO ₂)
					ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
1	田辺	平成25年度	357	8,511	0.003	0.083	0.012	0.014	0.125	0.037	82.1
		平成26年度	334	7,999	0.002	0.064	0.009	0.013	0.100	0.031	82.7
		平成27年度	362	8,678	0.002	0.067	0.010	0.013	0.106	0.030	82.3
2	王仁公園	平成25年度	362	8,620	0.003	0.106	0.015	0.016	0.148	0.045	83.2
		平成26年度	363	8,620	0.002	0.098	0.010	0.015	0.140	0.035	84.5
		平成27年度	363	8,654	0.002	0.097	0.012	0.013	0.140	0.040	86.9
3	長尾	平成25年度	358	8,562	0.007	0.135	0.024	0.025	0.200	—	70.1
		平成26年度	359	8,575	0.007	0.104	0.020	0.024	0.154	—	71.8
		平成27年度	364	8,653	0.006	0.084	0.019	0.021	0.134	—	71.7
4	津田	平成25年度	362	8,602	0.009	0.125	0.032	0.028	0.173	—	66.5
		平成26年度	362	8,630	0.008	0.135	0.026	0.026	0.177	—	68.1
		平成27年度	364	8,666	0.008	0.110	0.026	0.026	0.148	—	68.5

注1. 番号は、[図 2-2.3](#)に対応している。

注2. “—”は出典資料に記載がないことを示す。

出典：「平成26～28年度版 京都府環境白書」（平成27～29年、京都府）

：「平成26（2014）～28（2016）年版 環境データ集」（平成26～28年、枚方市）

：「平成25（2013）～27（2015）年度大気汚染常時測定局測定結果」（平成26～28年、大阪府）

③ 光化学オキシダント測定結果

光化学オキシダント測定結果を[表 2-2.9](#)に示す。年平均値(昼間)は、田辺局0.033～0.035ppm、王仁公園局0.034～0.036ppmで推移している。両測定局とも、環境基準は満足していない。なお、京田辺市の属する綴喜地域（八幡市、京田辺市、井手町）における平成25年度～27年度の光化学スモッグ注意報発令回数は合計2回で、枚方市の属する北大阪地域（池田市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町、能勢町）における平成25年度～27年度の光化学スモッグ注意報発令回数は合計12回であった。

表 2-2.9 光化学オキシダント測定結果

番号	測定局	年度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間数とその割合		日数とその割合		時間	ppm	ppm
							時間	%	日	%			
1	田辺	平成25年度	365	5,399	0.033	97	490	9.1	0	0.0	0	0.118	0.051
		平成26年度	338	4,980	0.034	93	487	9.8	1	0.3	1	0.127	0.051
		平成27年度	363	5,349	0.035	101	566	10.6	3	0.8	10	0.132	0.053
2	王仁公園	平成25年度	365	5,405	0.034	101	531	9.8	2	0.5	3	0.125	0.051
		平成26年度	365	5,407	0.035	102	568	10.5	1	0.3	2	0.128	0.052
		平成27年度	366	5,429	0.036	102	585	10.8	3	0.8	8	0.129	0.052

注1. 番号は、[図 2-2.3](#)に対応している。

注2. 環境基準の達成：「昼間（5～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。」をいう。

出典：「平成26～28年度版 京都府環境白書」（平成27～29年、京都府）

：「平成26（2014）～28（2016）年版 環境データ集」（平成26～28年、枚方市）

④ 浮遊粒子状物質測定結果

浮遊粒子状物質測定結果を表 2-2.10 に示す。田辺局の年平均値はほぼ横ばいで推移し、他の 3 局では年平均値は概ね減少傾向を示している。また、いずれの測定局でも環境基準を満足している。

表 2-2.10 浮遊粒子状物質測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数
			日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×, 無○	日
1	田 辺	平成 25 年度	363	8,710	0.023	0	0.0	0	0.0	0.118	0.051	○	0
		平成 26 年度	332	8,025	0.021	0	0.0	0	0.0	0.085	0.046	○	0
		平成 27 年度	360	8,686	0.020	0	0.0	0	0.0	0.082	0.044	○	0
2	王 仁 公 園	平成 25 年度	361	8,671	0.022	0	0.0	0	0.0	0.110	0.059	○	0
		平成 26 年度	362	8,695	0.017	0	0.0	0	0.0	0.099	0.042	○	0
		平成 27 年度	364	8,728	0.016	0	0.0	0	0.0	0.103	0.040	○	0
3	長 尾	平成 25 年度	362	8,670	0.020	0	0.0	0	0.0	0.168	0.054	○	0
		平成 26 年度	363	8,697	0.019	0	0.0	0	0.0	0.106	0.043	○	0
		平成 27 年度	364	8,727	0.017	0	0.0	0	0.0	0.130	0.042	○	0
4	津 田	平成 25 年度	365	8,728	0.024	0	0.0	0	0.0	0.170	0.060	○	0
		平成 26 年度	362	8,676	0.019	0	0.0	0	0.0	0.083	0.049	○	0
		平成 27 年度	272	6,556	0.016	0	0.0	0	0.0	0.115	0.047	○	0

注 1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注 2. 長期的評価における環境基準の達成：「日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、日平均値が 0.1mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」をいう。

注 3. 短期的評価における環境基準の達成：「1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であり、かつ、日平均値が 0.1mg/m³ 以下であること。」をいう。

出典：「平成 26～28 年度版 京都府環境白書」（平成 27～29 年、京都府）

：「平成 26（2014）～28（2016）年版 環境データ集」（平成 26～28 年、枚方市）

⑤ 微小粒子状物質

微小粒子状物質測定結果を表 2-2.11 に示す。田辺局では、平成 25 年度の短期基準が超過したことにより、平成 25 年度においては環境基準を満足しなかったが、平成 26 年度及び平成 27 年度においては、環境基準を満足した。王仁公園局での微小粒子状物質の測定は、平成 26 年 3 月より開始されており、平成 26～27 年度は環境基準を満足していた。なお、平成 25 年度については、有効測定日数が 250 日以下のため環境基準の達成についての評価はできない。

表 2-2.11 微小粒子状物質の測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
1	田辺	平成 25 年度	363	14.4	12	3.3	82	36.0
		平成 26 年度	333	14.7	5	1.5	64	33.6
		平成 27 年度	361	13.6	7	1.9	66	35.0
2	王仁公園	平成 25 年度	31	16.0	2	6.5	—	40.2
		平成 26 年度	363	13.4	4	1.1	—	32.7
		平成 27 年度	360	12.2	2	0.6	—	31.5

注 1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注 2. 環境基準の達成：「長期基準として、年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ短期基準として日平均値の年間 98% 値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」をいう。

注 3. “—” は出典資料に記載がないことを示す。

出典：「平成 26～28 年度版 京都府環境白書」（平成 27～29 年、京都府）

：「平成 26（2014）～28（2016）年版 環境データ集」（平成 26～28 年、枚方市）

⑥ ダイオキシン類

大気環境中のダイオキシン類測定結果を表 2-2.12 に示す。王仁公園局では、平成 24 年度と平成 26 年度のみ測定を実施している。

表 2-2.12 大気環境中のダイオキシン類測定結果（枚方市）

番号	測定局	年度	測定値 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)				
			春	夏	秋	冬	年平均
2	王仁公園	平成 24 年度	0.015	0.012	0.015	0.036	0.020
		平成 25 年度	—	—	—	—	—
		平成 26 年度	0.011	0.015	0.010	0.010	0.012
		平成 27 年度	—	—	—	—	—
		平成 28 年度	—	—	—	—	—

注 1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注 2. “—” は測定が行われなかったことを示す。

注 3. 環境基準の達成：「年平均値 $0.6 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。」をいう。

出典：「平成 25（2013）～29（2017）年版 環境データ集」（平成 25～29 年、枚方市）

3) 騒音に係る環境の状況

① 自動車騒音

調査地域周辺では、京田辺市10地点、枚方市で6地点において自動車騒音測定を実施している。各地点における自動車騒音測定結果を表 2-2.13に、調査地域周辺における自動車騒音及び環境騒音測定位置を図 2-2.4に示す。

京田辺市及び枚方市の5地点で環境基準を超過したが、全ての地点で要請限度値は下回っている。なお、調査地域周辺では主要幹線道路を対象として道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率（面的評価）も実施しており、参考として表 2-2.14に示す。

表 2-2.13 自動車騒音測定結果

年度	市	地域 類型	近接 空間 特例	番号	路線名	測定場所	騒音測定結果 (dB)					
							等価騒音 レベル		騒音 環境基準		要請限度値	
							昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
平成 26 年度	京田 辺市	A	無	1	国道1号(京都南道路)	京田辺市山手西	56	52	60	55	70	65
		A	無	2	(併) 国道1号 (第二京阪道路)	京田辺市山手西	56	52	60	55	70	65
		B	有	3	国道307号	京田辺市田辺西川原	73	69	70	65	75	70
		B	有	4	府道八幡木津線	京田辺市新高木	64	58	70	65	75	70
		A	有	5	府道八幡木津線	京田辺市興戸地藏谷	68	61	70	65	75	70
		B	無	6	市道新田辺駅前線	京田辺市田辺明田	66	60	65	60	75	70
		A	無	7	市道山手幹線	京田辺市大住ヶ丘4丁目	68	62	60	55	70	65
		B	有	8	府道八幡木津線	京田辺市興戸犬伏	69	66	70	65	75	70
	枚方 市	A	有	9	国道1号(第二京阪道路)	枚方市長尾台4-11	49	47	70	65	75	70
		A	有	10	国道1号(第二京阪道路)	枚方市津田東町3-22	49	46	70	65	75	70
		A	有	11	国道307号(旧道)	枚方市尊延寺6-23	70	66	70	65	75	70
平成 27 年度	京田 辺市	B	有	12	国道24号 (京奈道路)	京田辺市新畠	61	54	70	65	75	70
		-	無	13	国道24号 (京奈道路)	京田辺市普賢寺上大門	52	45	65	60	75	70
	枚方 市	A	有	14	府道枚方山城線	枚方市宗谷1丁目	70	64	70	65	75	70
		A	有	15	国道1号(第二京阪道路)	枚方市長尾台4-11	50	48	70	65	75	70
		A	有	16	国道1号(第二京阪道路)	枚方市津田東町3-22	49	46	70	65	75	70

注1. dBとは、計量法(平成4年法律第51号)に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注2. 測定日は以下のとおりである。

京田辺市：平成26年度は平成26年11月6日～12月9日、平成27年度は平成27年12月1日～2日。

枚方市：平成26年度は、国道1号(第二京阪道路)では平成26年11月5日～6日、国道307号は平成26年11月19日～20日。平成27年度は、府道枚方山城線では平成27年11月11日～12日、国道1号(第二京阪道路)は平成27年11月4日～5日。

注3. 時間区分は、昼間(6～22時)、夜間(22時～翌日6時)とする。

注4. 地域類型は以下のとおりである。

A：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

B：第1・2種住居地域、準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注5. 近接空間特例：幹線交通を担う道路近接空間（高速道路、国道、府道及び4車線以上の市町村道から15m（2車線以下）又は20m（2車線超）の範囲）における基準値の適用の有無を表す。

注6. ■グレー網掛けは基準値を超過したことを表す。

注7. 京田辺市で環境基準の適応が無い地点はB類型として評価、要請限度の適用がない地点については、b区域として評価した。

注8. 番号は、図 2-2.4に対応している。

出典：「平成27・28年度版 京都府環境白書」（平成28・29年、京都府）

：「平成26・27年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成28・29年、大阪府環境農林水産部）

表 2-2. 14(1) 自動車騒音面的評価結果（京田辺市）

市	路線名	評価区間の起点	評価区間の終点	面的評価の結果				
				評価 住居数 (戸)	環境基準達成 住居数 (戸)		環境基準 達成率 (%)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
京田 辺 市	国道 24 号 (京奈道路)	京田辺市大住高島	京田辺市大住片岸	1	1	1	100	100
		京田辺市大住片岸	京田辺市大住野上	9	9	9	100	100
		京田辺市大住野上	京田辺市大住平谷	7	7	7	100	100
		京田辺市大住平谷	京田辺市興戸大谷	271	271	271	100	100
		京田辺市興戸大谷	京田辺市普賢寺上大門	2	2	2	100	100
		京田辺市普賢寺上大門	京田辺市普賢寺小田垣内	11	11	11	100	100
	府道生駒井手線	京田辺市打田宮本	京田辺市打田宮下	57	57	57	100	100
		京田辺市	京田辺市打田宮本	8	8	8	100	100

表 2-2. 14(2) 自動車騒音面的評価結果（枚方市）

市	路線名	評価区間の起点	評価区間の終点	面的評価の結果				
				評価対象 住居等 (戸)	昼・夜間 とも基 準 値 以 下 (%)	昼 間 の み 基 準 値 以 下 (%)	夜 間 の み 基 準 値 以 下 (%)	昼・夜間 とも基 準 値 超 過 (%)
枚 方 市	国道 1 号 (第二京阪道路)	枚方市長尾台 3	枚方市長尾台	377	100.0	0.0	0.0	0.0
		枚方市津田東 3-27	枚方市津田東町	195	100.0	0.0	0.0	0.0
		枚方市津田東町	枚方市津田南町	66	100.0	0.0	0.0	0.0
		枚方市津田南町	枚方市津田南町 1-40	16	100.0	0.0	0.0	0.0
	国道 307 号(旧道)	枚方市尊延寺	枚方市杉 1-6	457	96.7	1.1	0.0	2.2
		枚方市杉 1-6	枚方市津田東町 3-27	8	100.0	0.0	0.0	0.0
	国道 307 号	枚方市津田東町 3-27	枚方市津田西町 1-24	659	99.1	0.5	0.0	0.5
	府道枚方山城線	枚方市尊延寺	枚方市尊延寺	126	96.8	0.0	1.6	1.6
	府道枚方高槻線	枚方市尊延寺	枚方市杉 2-3	3	100.0	0.0	0.0	0.0

出典：「平成 28 年度版 京都府環境白書」（平成 29 年、京都府）

：「平成 27 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 29 年、大阪府環境農林水産部）

② 環境騒音

調査地域周辺では、枚方市の 3 地点で環境騒音測定を行っている。環境騒音測定結果を表 2-2. 15 に、調査地域周辺における環境騒音測定位置を図 2-2. 4 に示す。3 地点とも、昼間、夜間ともに環境基準を下回っている。

表 2-2. 15 環境騒音測定結果

市	地域 類型	番号	測定 地点	年度	等価騒音 レベル (dB)		基準値		環境基準との比較 ○：基準値以下 ×：基準値超過		支配的音源		測定期間 上段：開始 下段：終了
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
枚 方 市	B	1	穂谷 3	平成 25 年度	48	32	55	45	○	○	特殊音、 自然音	自然音	2013/11/7 2013/11/7
	B	2	杉 1	平成 26 年度	42	38	55	45	○	○	自動車騒音、 自然音	自動車騒音、 自然音	2014/10/15 2014/10/15
	A	3	尊延寺 4	平成 27 年度	41	37	50	40	○	○	自動車騒音、 自然音	自動車騒音、 自然音	2015/10/13 2015/10/13

注 1. 番号は、図 2-2. 4 に対応している。

注 2. dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注 3. 時間区分は、昼間(6～22 時)、夜間(22 時～翌日 6 時)とする。

出典：「平成 25～27 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 27～29 年、大阪府環境農林水産部）

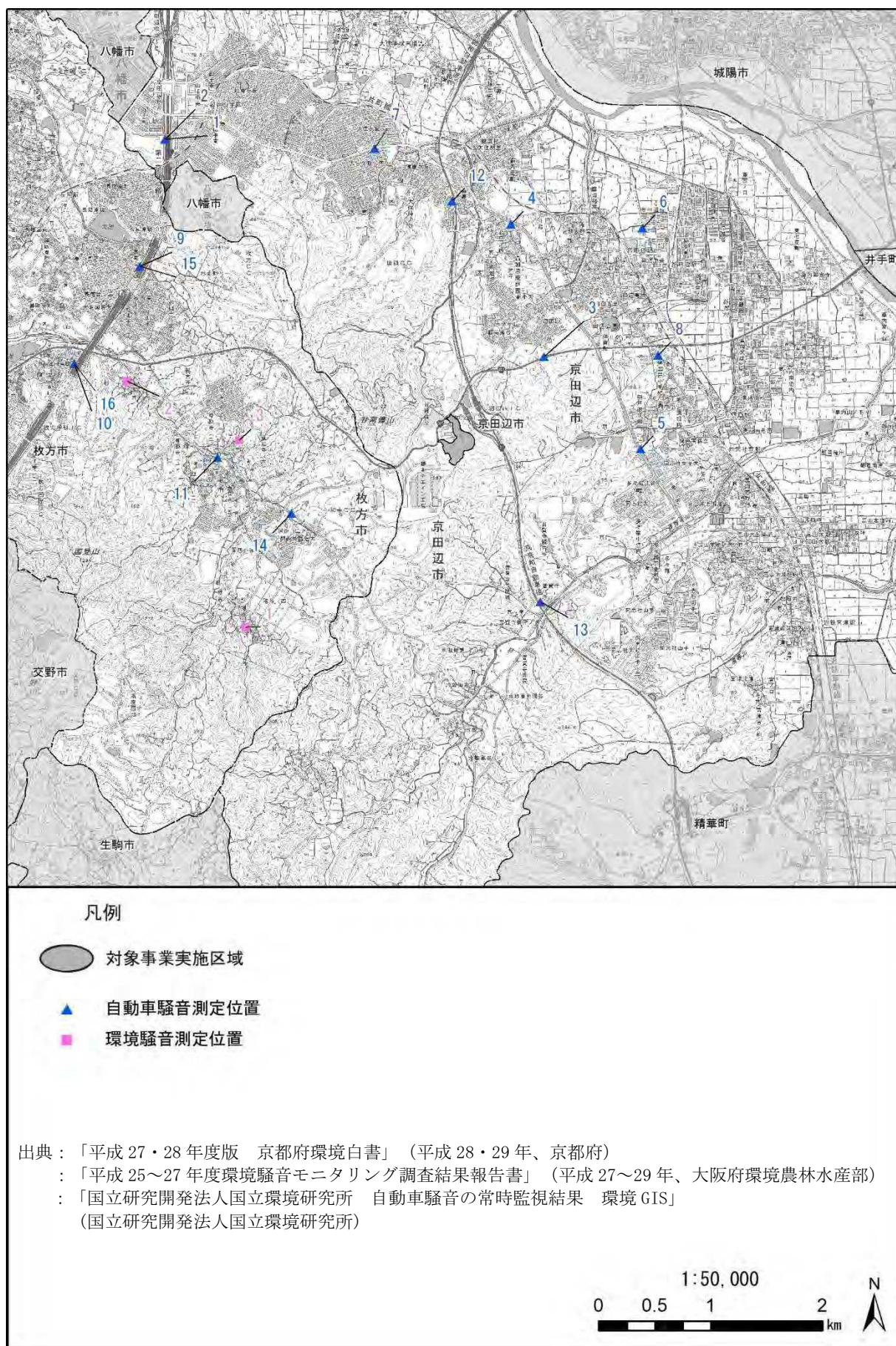


図 2-2.4 自動車騒音及び環境騒音測定位置図

4) 振動に係る環境の状況

調査地域周辺において、5地点で道路交通振動測定を実施している。道路交通振動測定結果を表 2-2.16 に、調査地域周辺の道路交通振動測定位置を図 2-2.5 に示す。測定が実施された全ての地点で要請限度を下回っている。

表 2-2.16 道路交通振動測定結果

市	番号	路線名	測定地点	振動レベル[L ₁₀] (dB)		要請限度値 (dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
京田辺市	1	市道新田辺駅前線	京田辺市田辺明田	43	33	65	60
	2	市道山手幹線	京田辺市大住ヶ丘4丁目	44	37		
	3	府道八幡木津線	京田辺市興戸犬伏	42	39		
枚方市	4	国道1号(第二京阪道路)	枚方市長尾台4-11	42	—	65	60
	5	国道1号(第二京阪道路)	枚方市津田東町3-22	33	—		

注1. 番号は、図 2-2.5 に対応している。

注2. dB とは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

注3. 時間区分は、昼間(6～22時)、夜間(22時～翌日6時)とする。

注4. “—” は測定が実施されていないことを示す。

出典：「平成28年度版 京都府環境白書」(平成29年、京都府)

：「平成27年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」(平成29年、大阪府環境農林水産部)

5) 悪臭に係る環境の状況

調査地域周辺では、悪臭に係る測定は実施されていない。



(2) 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

1) 一般的な水象の状況

調査地域周辺における河川・湖沼等の分布を図 2-2.6 に示す。

調査地域周辺を流れる主な河川は、淀川水系の木津川である。木津川の水源は三重県と奈良県の県境を南北に走る布引山地に位置し、山城盆地を流れ、京都府・大阪府境付近で宇治川、桂川とともに淀川に合流する。そのほか調査地域周辺には、防賀川や普賢寺川など木津川の支流が流れている。湖沼の代表的なものは枚方市に位置する大池（枚方市長尾東町）で、これ以外にも調査地域周辺には大小のため池等が分布している。また、木津川沿いの平坦地には都市下水路が配置されている。

調査地域に最も近い水位観測所は、木津川の飯岡^{いのおか}水位観測所（京田辺市飯岡久保田）である。飯岡水位観測所における河川流量を表 2-2.17 に示す。最も流量が多いのは7月、最も少ないのは12月である。

表 2-2.17 河川流量

月	流量 (m ³ /s)	月	流量 (m ³ /s)
1 月	30.20	7 月	180.38
2 月	27.85	8 月	74.79
3 月	68.80	9 月	112.54
4 月	54.55	10 月	30.56
5 月	38.95	11 月	27.20
6 月	72.00	12 月	24.02
平均			61.82

注. 観測年：平成 27 年

出典：「水文水質データベース」（国土交通省ホームページ）

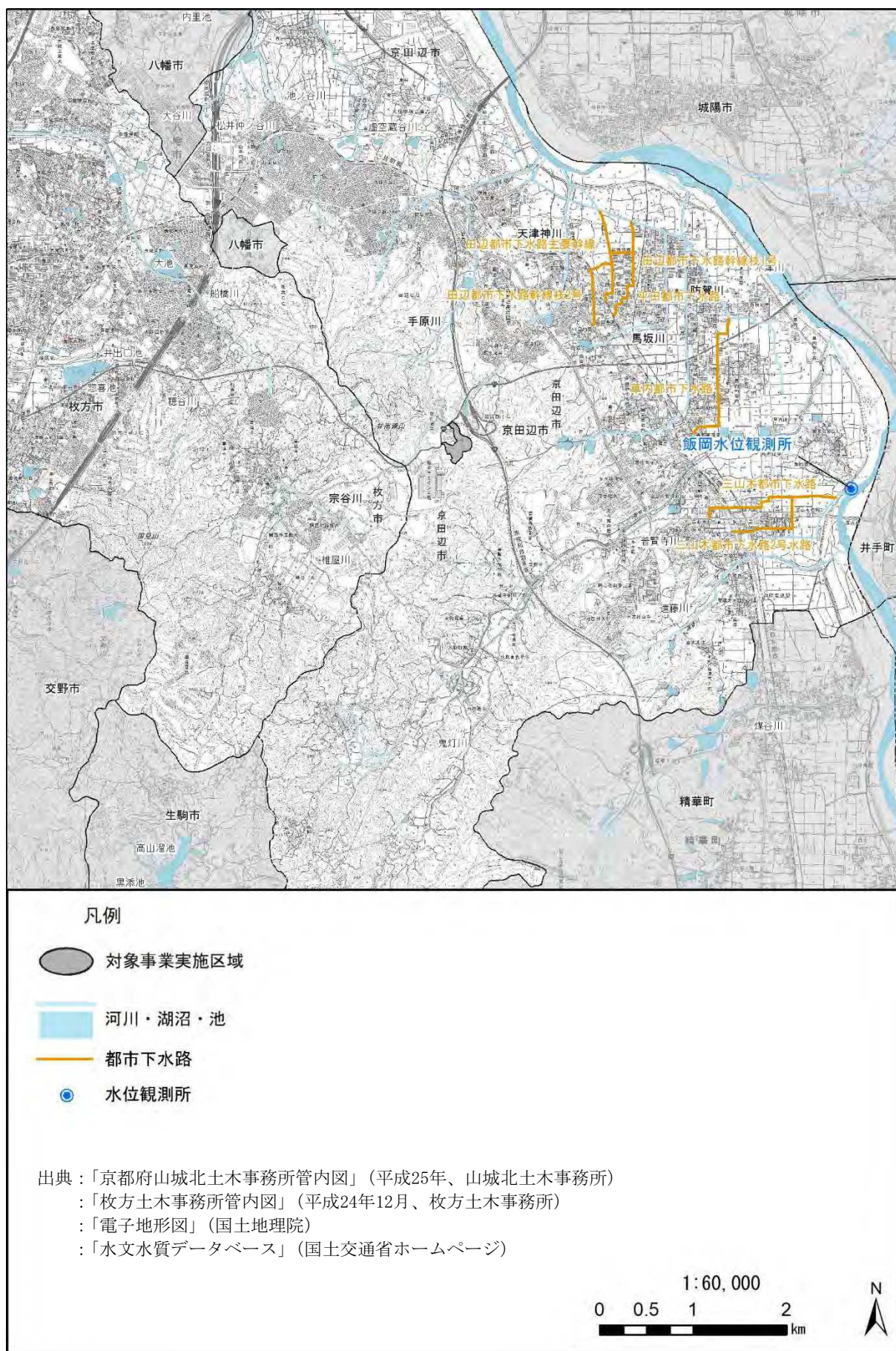


図 2-2.6 河川・湖沼等位置図

2) 水質に係る環境の状況

調査地域周辺では、防賀川や普賢寺川、手原川、穂谷川など、京田辺市内では20地点、枚方市では2地点において水質調査が実施されている。調査地域周辺の水質調査概要を表 2-2.18に、水質調査位置を図 2-2.7に示す。

各地点の水質調査測定結果を表 2-2.19～表 2-2.21に示す。

なお、京田辺市の対象河川には生活環境の保全に係る類型指定は行われていないが、枚方市の対象河川においては、船橋川及び穂谷川の全域がB類型に指定されている。

京田辺市における健康項目の測定結果では、いずれも環境基準を満足している。

表 2-2.18 水質調査概要

番号	市	河川等	測定地点	健康項目	生活環境項目	特殊項目	その他
1	京田辺市	幹線排水路	神屋橋		○ ^{注3)}		
2		防賀川	新神矢橋	○ ^{注2)}	○	○	○
3		防賀川	中島橋		○ ^{注3)}		
4		馬坂川	浜新田橋		○ ^{注3)}		
5		鬼灯川	普賢寺小学校付近	○ ^{注2)}	○	○	○
6		普賢寺川	普賢寺小学校付近		○ ^{注3)}		
7		普賢寺川	学園橋		○ ^{注3)}		
8		普賢寺川	木津川合流部手前	○ ^{注2)}	○	○	○
9		手原川	枚方市境界付近	○	○	○	○
10		手原川	薪溜池橋	○ ^{注2)}	○	○	○
11		手原川	木津川合流手前	○ ^{注2)}	○	○	○
12		竜王谷川	野上橋	○ ^{注2)}	○	○	○
13		直田川	古屋敷橋	○ ^{注2)}	○	○	○
14		天津神川	一休ヶ丘バス停付近	○ ^{注2)}	○	○	○
15		遠藤川	下切山橋	○ ^{注2)}	○	○	○
16		田辺用水路	草屋橋		○ ^{注3)}		
17		鑄川	新水取橋付近	○ ^{注2)}	○	○	○
18		責谷川	責谷川上流	○ ^{注2)}	○	○	○
19		虚空蔵谷川	虚空蔵谷橋	○ ^{注2)}	○	○	○
20		宇頭城川	普賢寺公民館付近	○ ^{注2)}	○	○	○
21	枚方市	船橋川	新字治橋		○		
22		穂谷川	上渡場橋		○		

注1. 番号は、図 2-2.7に対応している。

注2. 健康項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びPCB）のうちPCBは、測定が実施されていない。

注3. 生活環境項目（水素イオン濃度、浮遊物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛及びノルマルヘキサン抽出物質）のうち、全亜鉛は、測定が実施されていない。

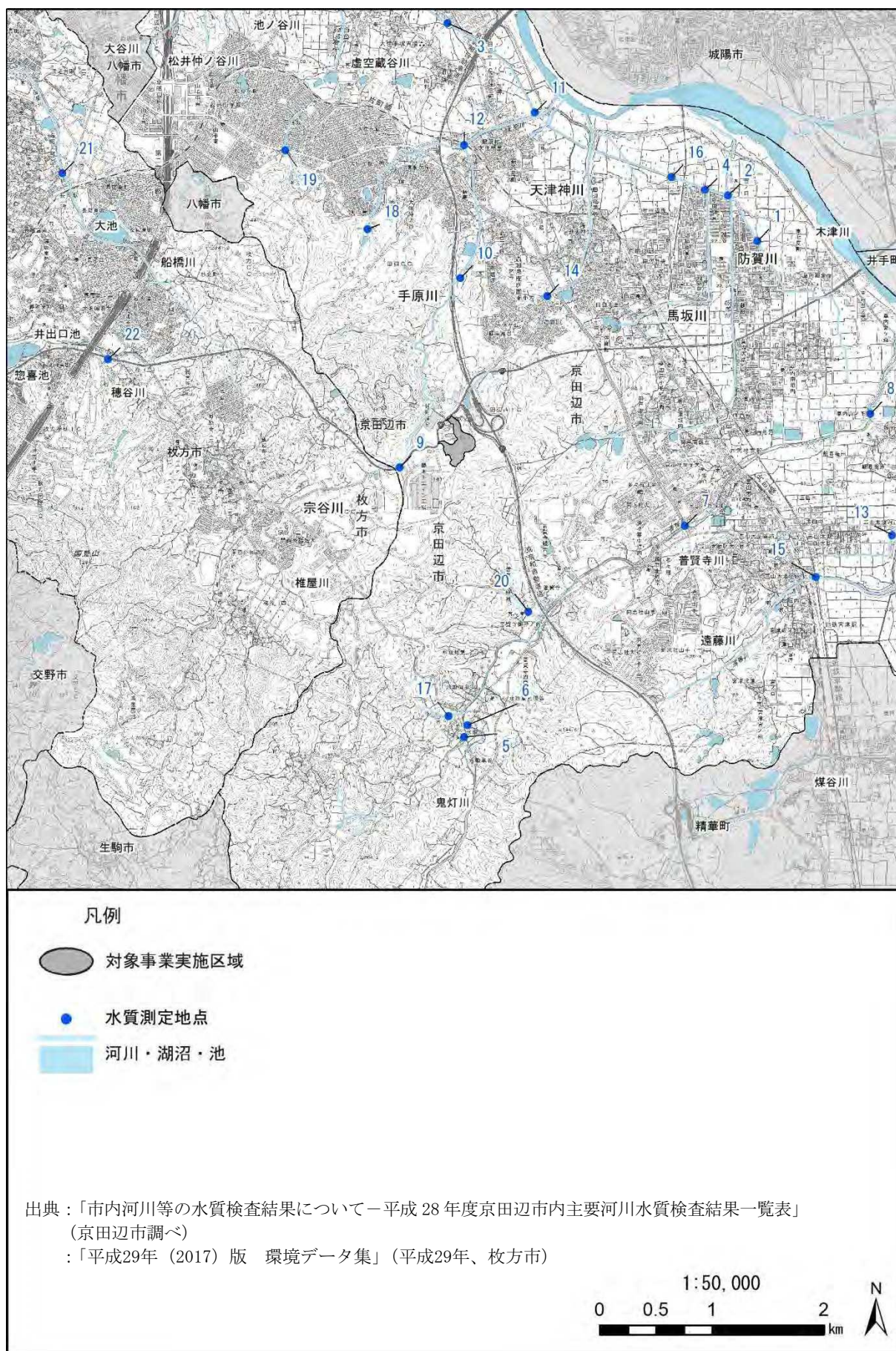


図 2-2.7 水質調査位置図

表 2-2.19 水質調査測定結果（京田辺市：健康項目）

番号	河川等	測定地点名	カドミウム	全シアン	鉛	六価 クロム	砒素	総水銀	PCB
			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
1	幹線排水路	神屋橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
2	防賀川	新神矢橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
3	防賀川	中島橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
4	馬坂川	浜新田橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
5	鬼灯川	普賢寺 小学校付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
6	普賢寺川	普賢寺 小学校付近	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
7	普賢寺川	学園橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
8	普賢寺川	木津川 合流点手前	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
9	手原川	枚方市 境界付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005
10	手原川	薪溜池橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
11	手原川	木津川 合流手前	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
12	竜王谷川	野上橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
13	直田川	古屋敷橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
14	天津神川	一休ヶ丘 バス停付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
15	遠藤川	下切山橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
16	田辺用水路	草屋橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
17	錆川	新水取橋 付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
18	責谷川	責谷川上流	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
19	虚空蔵谷川	虚空蔵谷橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
20	宇頭城川	普賢寺 公民館付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
人の健康の保護に関する環境基準			0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	検出され ないこと

注 1. 上段：平成 28 年 7 月 20 日採取、下段：平成 28 年 11 月 14 日採取。

注 2. “<” は報告下限値未満、“－” は測定項目外を示す。

注 3. 番号は、[図 2-2.7](#)に対応している。

出典：「市内河川等の水質検査結果について－平成 28 年度京田辺市内主要河川水質検査結果一覧表」
（京田辺市調べ）

表 2-2.20(1) 水質調査測定結果（京田辺市：生活環境項目）

番号	河川等	測定地点名	pH	SS	BOD	COD	大腸菌 群数	全窒素	全りん	全亜鉛
			－	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L
1	幹線排水路	神屋橋	8.9	9	2.5	7.6	3.3×10^2	0.76	0.23	－
			7.5	8	3.9	13.0	2.2×10^2	1.2	0.1	－
2	防賀川	新神矢橋	8.6	7	2.1	7.3	1.1×10^3	0.62	0.25	0.005
			7.4	18	4.4	14.0	3.3×10	1.2	0.1	0.016
3	防賀川	中島橋	7.2	14	2.7	9.6	1.1×10^4	1.7	0.22	－
			7.5	3	1.9	5.3	3.3×10^3	1.6	0.11	－
4	馬坂川	浜新田橋	7.9	5	2.1	7.0	3.3×10^3	0.98	0.27	－
			7.3	<1	2.3	5.8	1.4×10^2	1.0	0.043	－
5	鬼灯川	普賢寺 小学校付近	7.8	3	1.3	4.6	7.9×10^3	1.4	0.17	0.011
			7.5	3	1.2	4.8	1.7×10^2	1.7	0.15	0.006
6	普賢寺川	普賢寺 小学校付近	7.6	4	1.6	5.2	7.9×10^3	0.76	0.14	－
			7.4	3	0.9	3.8	1.1×10^3	0.75	0.054	－
7	普賢寺川	学園橋	8.6	5	1.1	5.2	1.3×10^3	0.94	0.11	－
			7.9	4	1.3	3.5	3.3×10^2	1.1	0.058	－
8	普賢寺川	木津川 合流点手前	7.7	4	1.2	5.9	4.9×10^3	3.9	0.13	0.007
			8.0	2	1.4	3.5	3.3×10^2	1.1	0.04	0.008
9	手原川	枚方市 境界付近	7.6	4	3.2	9.1	4.9×10^3	3.3	0.14	0.017
			7.5	16	8.7	10.0	3.5×10^2	3.4	0.054	0.017
10	手原川	薪溜池橋	6.6	<1	1.4	2.3	1.3×10^3	1.4	0.036	0.006
			7.3	1	1.4	4.3	2.3×10^2	2	0.025	0.001
11	手原川	木津川 合流手前	8.2	2	1.5	5.4	2.3×10^2	1.3	0.039	0.004
			7.7	1	1.1	5.3	4.9×10^2	1.3	0.028	0.007
12	竜王谷川	野上橋	10.1	1	3.4	10.0	<1.8	1.3	0.12	0.008
			8.7	6	2.7	7.9	2.3×10^2	1.0	0.061	0.015
13	直田川	古屋敷橋	8.1	4	2.3	8.7	2.3×10^2	1.1	0.4	0.003
			9.2	4	2.1	12.0	1.7×10^2	1.2	0.29	0.031
14	天津神川	一休ヶ丘 バス停付近	8.8	4	1.2	5.6	2.3×10^3	1.1	0.058	0.007
			8.4	3	3.1	6.6	7.9×10^2	9.2	0.057	0.011
15	遠藤川	下切山橋	8.6	5	2.0	7.0	3.3×10^3	0.96	0.095	0.011
			7.8	1	1.4	6.5	4.9×10^2	1.3	0.03	0.009
16	田辺用水路	草屋橋	7.7	3	1.2	5.0	2.3×10^4	1.3	0.12	－
			8.0	2	1.3	5.1	4.9×10^2	1.2	0.059	－
17	錆川	新水取橋付近	8.2	2	1.8	6.0	2.3×10^3	1.4	0.098	0.002
			7.9	1	1.1	4.1	7.9×10^2	1.2	0.035	0.005
18	責谷川	責谷川上流	7.2	8	1.3	6.0	2.3×10^3	0.81	0.068	0.003
			7.2	3	1.5	3.7	4.9×10	0.5	0.087	0.004
19	虚空蔵谷川	虚空蔵谷橋	7.2	2	2.8	7.7	2.3×10^2	1.2	0.15	0.007
			7.3	7	2.9	6.7	2.3×10^2	0.88	0.12	0.014
20	宇頭城川	普賢寺 公民館付近	7.9	4	2.4	7.1	4.9×10^3	1.1	0.13	0.003
			7.8	<1	1.6	5.4	4.9×10^2	1.2	0.05	0.004

注 1. 上段：平成 28 年 7 月 20 日採取、下段：平成 28 年 11 月 14 日採取。

注 2. pH は水素イオン濃度、SS は浮遊物質質量、BOD は生物化学的酸素要求量、COD は化学的酸素要求量のことである。

注 3. “<” は報告下限値未満、“－” は測定項目外を示す。

注 4. 番号は、図 2-2.7に対応している。

出典：「市内河川等の水質検査結果について－平成 28 年度京田辺市内主要河川水質検査結果一覧表－」（京田辺市調べ）

表 2-2.20(2) 水質調査測定結果（枚方市：生活環境項目）

番号	河川等	測定地点名	pH	BOD		COD		溶存酸素量		大腸菌群数		浮遊物質	
			最小～最大	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
			—	mg/L		mg/L		mg/L		(MPN/100mL)		mg/L	
21	船橋川	新字治橋	7.4～9.7	1.6～5.8	3.8	5.6～6.7	6.0	8.7～18	13	$4.9 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^5$	3.0×10^4	2～7	5
22	穂谷川	上渡場橋	8.1～8.5	2.2～9.7	5.1	5.1～10	7.9	7.6～11	9.4	$1.4 \times 10^3 \sim 7.9 \times 10^4$	3.3×10^4	1～57	19

番号	河川等名	測定地点名	全窒素		全りん		全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
			最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
			mg/L		mg/L		mg/L		mg/L		mg/L	
21	船橋川	新字治橋	1.2～2.7	1.9	0.15～0.28	0.24	0.004～0.013	0.009	—	—	—	—
22	穂谷川	上渡場橋	2.0～11	5.6	0.18～1.4	0.69	0.008～0.013	0.011	—	—	—	—

注 1. LAS は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩のことである。

注 2. pH は水素イオン濃度、BOD は生物化学的酸素要求量、COD は化学的酸素要求量のことである。

注 3. “—” は測定項目外を示す。

注 4. 番号は、図 2-2.7に対応している。

出典：「平成 29 年（2017）版 環境データ集」（平成 29 年、枚方市）

表 2-2.21 水質調査測定結果（京田辺市：特殊項目等）

番号	河川等	測定地点名	生活環境項目	特殊項目				その他	
			n-ヘキサン抽出物質	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム	有機りん	陰イオン界面活性剤
			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
1	幹線排水路	神屋橋	<0.5	－	－	－	－	－	0.03
			0.8	－	－	－	－	－	0.02
2	防賀川	新神矢橋	<0.5	<0.01	0.58	<0.01	<0.01	<0.1	0.04
			<0.5	<0.01	0.27	<0.01	<0.01	<0.1	0.04
3	防賀川	中島橋	<0.5	－	－	－	－	－	0.03
			0.5	－	－	－	－	－	0.03
4	馬坂川	浜新田橋	<0.5	－	－	－	－	－	0.04
			<0.5	－	－	－	－	－	0.02
5	鬼灯川	普賢寺小学校付近	<0.5	<0.01	0.26	0.04	<0.01	<0.1	0.03
			<0.5	<0.01	0.15	0.04	<0.01	<0.1	0.02
6	普賢寺川	普賢寺小学校付近	<0.5	－	－	－	－	－	0.02
			0.8	－	－	－	－	－	0.02
7	普賢寺川	学園橋	<0.5	－	－	－	－	－	0.02
			0.5	－	－	－	－	－	0.03
8	普賢寺川	木津川合流点手前	0.7	<0.01	0.19	0.02	<0.01	<0.1	0.04
			0.7	<0.01	0.22	0.02	<0.01	<0.1	0.03
9	手原川	枚方市境界付近	<0.5	<0.01	0.61	0.13	<0.01	<0.1	0.06
			<0.5	<0.01	0.33	<0.01	<0.01	<0.1	0.07
10	手原川	薪溜池橋	<0.5	<0.01	0.13	0.04	<0.01	<0.1	0.02
			0.5	<0.01	0.13	0.01	<0.01	<0.1	0.06
11	手原川	木津川合流手前	0.6	<0.01	0.17	0.02	<0.01	<0.1	0.06
			<0.5	<0.01	0.11	<0.01	<0.01	<0.1	0.03
12	竜王谷川	野上橋	0.7	<0.01	0.18	<0.01	<0.01	<0.1	0.05
			<0.5	<0.01	0.24	<0.01	<0.01	<0.1	0.03
13	直田川	古屋敷橋	<0.5	<0.01	0.23	0.01	<0.01	<0.1	0.04
			0.7	<0.01	0.41	0.02	<0.01	<0.1	0.06
14	天津神川	一休ヶ丘バス停付近	<0.5	<0.01	0.13	<0.01	<0.01	<0.1	0.05
			1.5	<0.01	0.08	<0.01	<0.01	<0.1	0.08
15	遠藤川	下切山橋	<0.5	<0.01	0.37	0.04	<0.01	<0.1	0.04
			0.8	<0.01	0.26	0.02	<0.01	<0.1	0.04
16	田辺用水路	草屋橋	<0.5	－	－	－	－	－	0.03
			0.7	－	－	－	－	－	0.03
17	錆川	新水取橋付近	<0.5	<0.01	0.15	<0.01	<0.01	<0.1	0.03
			<0.5	<0.01	0.11	0.02	<0.01	<0.1	0.02
18	責谷川	責谷川上流	0.8	<0.01	0.28	<0.01	<0.01	<0.1	0.03
			<0.5	<0.01	0.13	<0.01	<0.01	<0.1	0.01
19	虚空蔵谷川	虚空蔵谷橋	<0.5	<0.01	0.43	0.05	<0.01	<0.1	0.03
			1.4	<0.01	0.48	0.07	<0.01	<0.1	0.02
20	宇頭城川	普賢寺公民館付近	<0.5	<0.01	0.26	0.02	<0.01	<0.1	0.04
			1.1	<0.01	0.16	0.05	<0.01	<0.1	0.04

注 1. 上段：平成 28 年 7 月 20 日採取、下段：平成 28 年 11 月 14 日採取。

注 2. “<” は報告下限値未満、“－” は測定項目外を示す。

注 3. 番号は、[図 2-2.7](#)に対応している。

出典：「市内河川等の水質検査結果について－平成 28 年度京田辺市内主要河川水質検査結果一覧表－」（京田辺市調べ）

3) 水底の底質に係る環境の状況

調査地域周辺では水底の底質に係る測定は実施されていない。

4) 地下水に係る環境の状況

調査地域周辺における地下水の状況については、水質の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する概況調査（4 地点）及び地下水汚染が確認された地区について継続的に監視を行うために実施する継続監視調査（2 地点）が行われている。また、地下水中のダイオキシンについては、枚方市により 1 地点において測定が実施されている。

調査地域周辺における地下水水質測定結果を表 2-2.22～表 2-2.24 に示す。概況調査については、京田辺市では平成26年度のみ、枚方市では平成26年度～平成28年度に測定を実施している。ダイオキシン類については、枚方市で平成24年度のみ測定を実施している。

概況調査及び地下水中のダイオキシン類では、全ての測定地点で環境基準を満足しているが、継続監視調査では、京田辺市では平成26年度～平成28年度調査でほう素が、枚方市では平成27年度及び平成28年度調査で砒素が環境基準を満足していない。

表 2-2. 22 地下水水質測定結果（概況調査）

項目	番号 測定地点名				基準値
	平成 26 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	
	No. 4729 (京田辺市)	杉責谷 (枚方市)	長尾家具町 (枚方市)	尊延寺 (枚方市)	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	N. D.	N. D.	N. D.	検出されないこと。
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05mg/L 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと。
PCB	-	N. D.	N. D.	N. D.	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.003	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.2	5.8	<0.08	1.4	10mg/L 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	<0.1	0.02	0.02	0.02	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注. “<” は報告下限値未満、“N. D.” は定量下限値未満、“-” は測定項目外を示す。

出典：「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 27 年、京都府）

：「平成 27（2015）～29（2017）年版 環境データ集」（平成 27～29 年、枚方市）

表 2-2.23 地下水水質測定結果（継続監視調査）

項目	測定地点名						基準値
	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		
	No. 4830 (京田辺市)	尊延寺馬廻 (枚方市)	No. 4830 (京田辺市)	尊延寺馬廻 (枚方市)	No. 4830 (京田辺市)	尊延寺馬廻 (枚方市)	
鉛	－	0.008	－	0.009	－	0.008	0.01mg/L 以下
砒素	－	<0.005	－	0.011	－	0.014	0.01mg/L 以下
総水銀	－	<0.0005	－	<0.0005	－	<0.0005	0.0005mg/L 以下
ほう素	1.6	－	1.5	－	2.5	－	1mg/L 以下

注. “<” は報告下限値未満、“－” は測定項目外を示す。

出典：「平成 26～28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 27～29 年、京都府）

：「平成 27（2015）～29（2017）年版 環境データ集」（平成 27～29 年、枚方市）

表 2-2.24 地下水中のダイオキシン類測定結果

市	測定場所	調査年度	測定結果	基準値
枚方市	枚方市穂谷	平成 24 年度	0.046pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下

出典：「平成 25（2013）年版 環境データ集」（平成 25 年、枚方市）

(3) 土壌及び地盤の状況

1) 一般的な土壌の状況

調査地域周辺の土壌図を図 2-2.8 に示す。山地及び丘陵地の土壌は、残積性未熟土壌、乾性褐色森林土壌が大半を占めている。調査地域東側を流れる木津川周辺の低地は中粗粒強グライ土壌、中粗粒褐色低地土壌がみられる。また、穂谷川や普賢寺川周辺には灰色低地土壌（中粗粒灰色低地土壌）が帯状に分布している。対象事業実施区域の土壌は残積性未熟土壌が大半を占めている。

出典：「土地分類基本調査（土壌図） 京都東北部・京都東南部」（昭和 59 年、京都府・滋賀県）
：「土地分類基本調査（土壌図） 京都西南部」（昭和 47 年、経済企画庁）
：「土地分類基本調査（土壌図） 大阪東北部・奈良・上野」（昭和 58 年、京都府）
：「土地分類基本調査（土壌図） 大阪西北部・大阪東北部」（昭和 53 年、大阪府）
：「土地分類基本調査（土壌図） 奈良・大阪東北部・大阪東南部」（昭和 59 年、奈良県）

2) 土壌に係る環境の状況

調査地域周辺における土壌中のダイオキシン類については、京田辺市及び枚方市による測定が実施されている。土壌中ダイオキシン類測定結果を表 2-2.25 に示し、土壌に係るダイオキシン類測定位置を図 2-2.9 に示す。

平成21年度～平成28年度における全16地点の調査では、いずれも環境基準を満足している。

表 2-2.25(1) 土壌中ダイオキシン類測定結果（京田辺市）

番号	測定場所	測定値 (pg-TEQ/g)						基準値
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
1	諏訪ヶ原公園	0.16	—	0.11	—	0.52	—	1,000 (pg-TEQ/g)
2	薪小学校	—	—	0.05	—	—	—	
3	一休ヶ丘第6公園	2.5	—	1.1	—	1.0	0.76	
4	防賀川公園	—	—	0.13	—	—	0.79	
5	酒屋神社周辺	—	—	0.05	—	—	—	
6	京田辺市野外活動センター	—	2.1	—	5.9	—	1.7	
7	甘南備山(芝生公園)	—	10	—	—	5.8	—	
8	田辺公園(多目的運動広場)	—	0.49	—	0.28	—	0.46	
9	若宮公園	—	—	—	5.4	—	—	
10	同志社大学多々羅キャンパス	—	0.12	—	—	—	—	
11	大住ヶ丘公園	1.5	—	—	5.2	—	1.2	
12	田辺中学校グラウンド	0.29	—	—	—	0.69	—	
13	普賢寺小学校	0.16	—	—	0.55	—	—	
14	同志社大学グラウンド	—	2.5	—	—	8.2	—	

注1. 番号は、図 2-2.9 に対応している。

注2. “—” は測定を実施していないことを示す。

出典：「京田辺市におけるダイオキシン類の測定結果について」（京田辺市清掃衛生課調べ）

表 2-2.25(2) 土壌中ダイオキシン類測定結果（枚方市）

番号	測定場所	測定値 (pg-TEQ/g)		基準値
		平成 21 年度	平成 24 年度	
15	枚方市立菅原小学校	0.045	—	1,000 pg-TEQ/g 以下
16	穂谷公園	—	0.72	

注1. 番号は、図 2-2.9 に対応している。

注2. “—” は測定を実施していないことを示す。

出典：「平成22(2010)・25(2013)年版 環境データ集」（平成22・25年、枚方市）

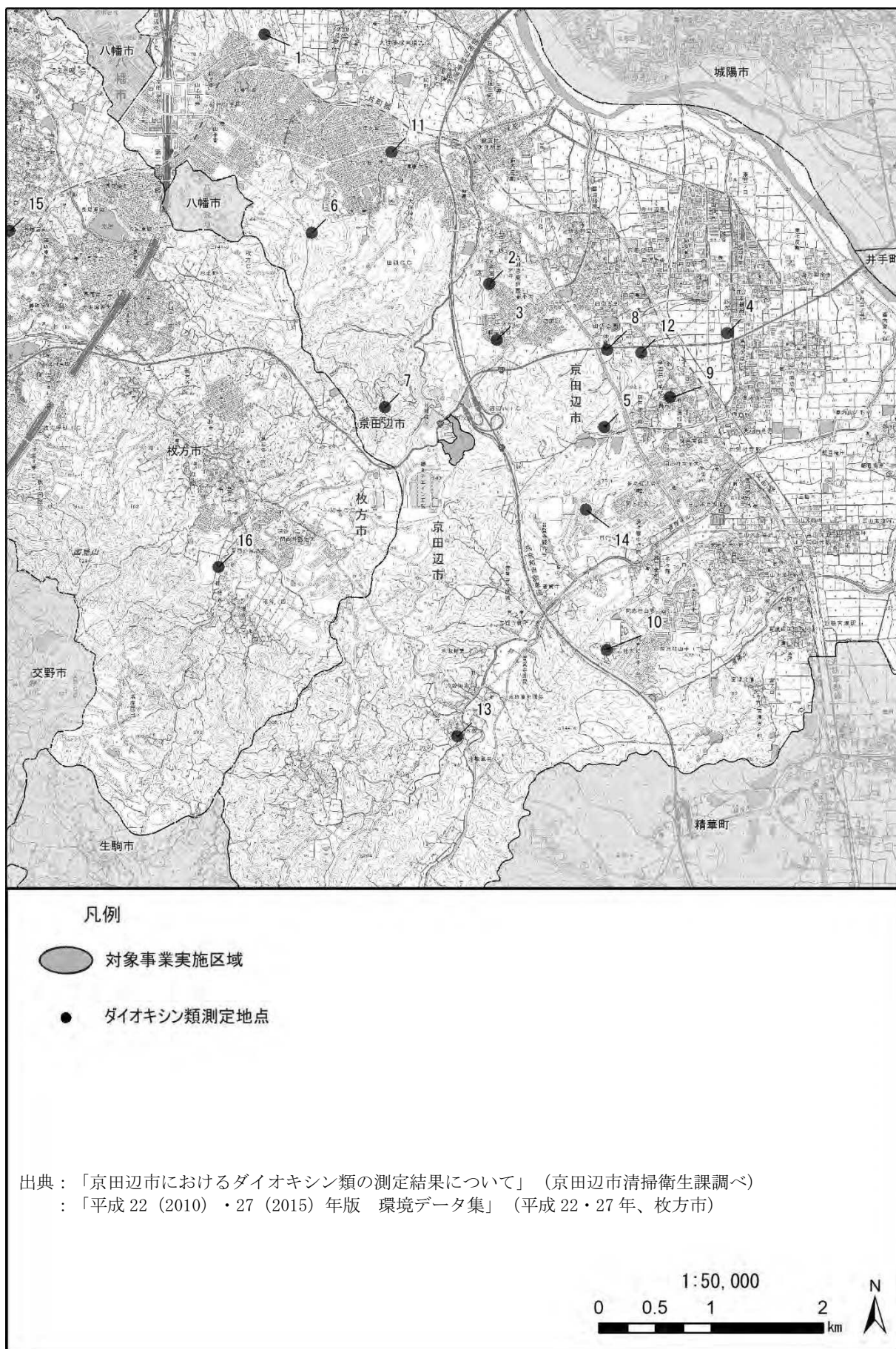


図 2-2.9 土壤に係るダイオキシン類測定位置図

3) 地盤の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成27年度版）」（環境省）によると、調査地域周辺では地盤沈下は認められていない。

京田辺市では、地盤沈下の測定地点はないが、京都盆地における地盤沈下の傾向は鈍化してきている。

枚方市では、市域の地盤沈下状況を把握するため、市内42地点に一級水準点を設置して昭和47年度から水準測量を実施している。「平成29（2017）年版 環境データ集」（平成29年、枚方市）によると、枚方市では地盤沈下は沈静化しており、平成27年度の測定値は平成24年度と比べ、大きな変動はなかった。

また、京田辺市では、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全と生活用水等を確保することを目的とした京田辺市地下水保全要綱（昭和60年京田辺市告示第114号）を制定している。

枚方市では、市域の地盤沈下を防止するため昭和47年から平成25年の全面改正前の枚方市公害防止条例（昭和46年枚方市条例第38号）において地下水の採取に関する規制を行っており、全面改正後の枚方市公害防止条例（平成25年枚方市条例第67号）第4章においても、地下水の採取に関する規制が定められている。

(4) 地形及び地質の状況

1) 一般的な地形の状況

調査地域周辺の地形を図 2-2.10 に示す。地形は、山地、丘陵地が大半を占め、調査地域の東側に流れる木津川周辺に低地の谷底平野や自然堤防などが分布している。

また、丘陵地周辺には人工改変地がパッチ状に分布しているほか、河川周辺には帯状に低地(谷底平野)がみられる。対象事業実施区域は丘陵地に位置しており、隣接した南西側に人工改変地が分布しているものの、周囲は山地や丘陵地で囲まれている。

なお、「活断層データベース」(国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページ)によると、調査地域に活断層は分布していない。

出典：「土地分類基本調査(地形分類図) 京都東北部・京都東南部」(昭和 59 年、京都府・滋賀県)
：「土地分類基本調査(地形分類図) 京都西南部」(昭和 47 年、経済企画庁)
：「土地分類基本調査(地形分類図) 大阪東北部・奈良・上野」(昭和 58 年、京都府)
：「土地分類基本調査(地形分類図) 大阪西北部・大阪東北部」(昭和 53 年、大阪府)
：「土地分類基本調査(地形分類図) 奈良・大阪東北部・大阪東南部」(昭和 59 年、奈良県)

2) 一般的な地質、堆積物の状況

調査地域周辺の地質を図 2-2.11 に示す。地質は、山地及び丘陵地には礫、砂礫及び砂が分布し、国見山から交野山周辺の山地は花崗岩、生駒山地の東側に位置する丘陵地は砂や砂礫が分布している。また、普賢寺川や穂谷川など調査地域を流れる河川周辺は礫、調査地域東側に流れる木津川周辺の低地は泥や砂が分布している。対象事業実施区域の地質は礫が大半を占めている。

出典：「土地分類基本調査(表層地質図) 京都東北部・京都東南部」(昭和 59 年、京都府・滋賀県)
：「土地分類基本調査(表層地質図) 京都西南部」(昭和 47 年、経済企画庁)
：「土地分類基本調査(表層地質図) 大阪東北部・奈良・上野」(昭和 58 年、京都府)
：「土地分類基本調査(表層地質図) 大阪西北部・大阪東北部」(昭和 53 年、大阪府)
：「土地分類基本調査(表層地質図) 奈良・大阪東北部・大阪東南部」(昭和 59 年、奈良県)

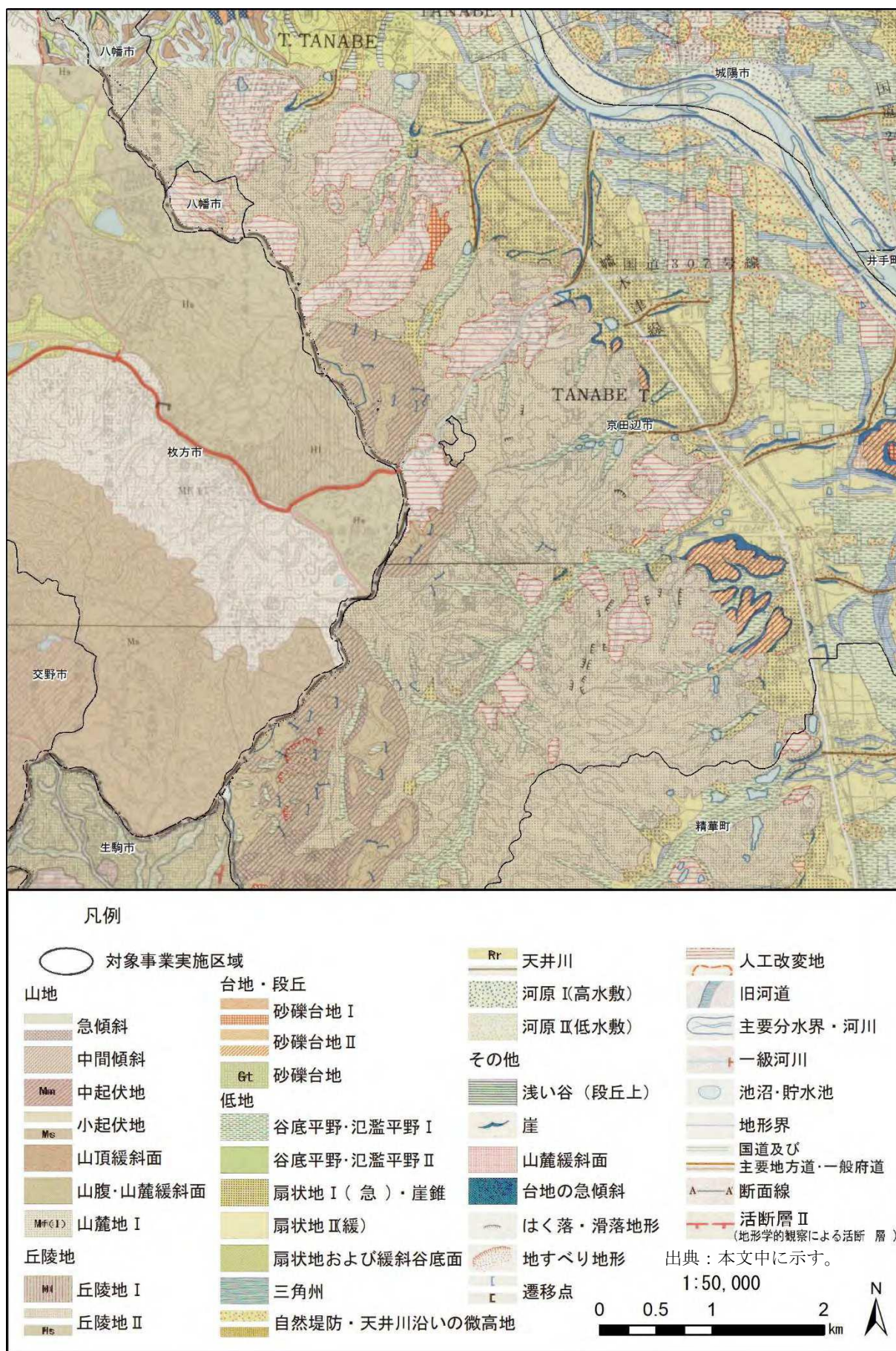


図 2-2.10 地形図

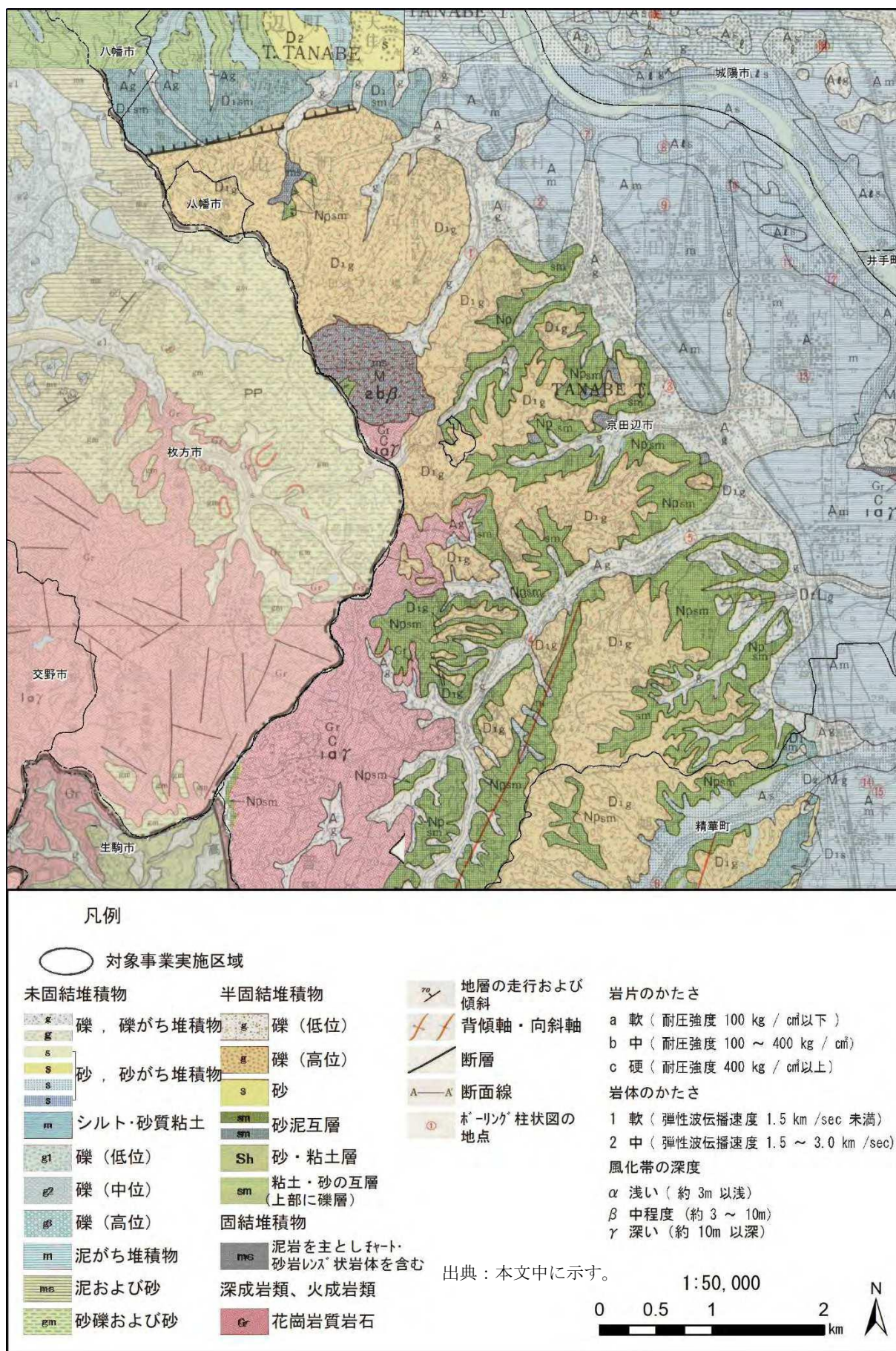


図 2-2.11 地質図

3) 重要な地形、地質及び自然現象の分布及び特性

① 重要な地形

「京都府レッドデータブック2015」(平成27年、京都府)及び「大阪府レッドリスト2014」(平成26年、大阪府)に記載されている調査地域周辺の重要な地形一覧を表 2-2.26 に示す。調査地域周辺にはいずれの地形も位置していると考えられ、そのうち浜新田及び京阪奈丘陵については、京都府レッドデータブック2015で重要な地形として指定されている。

表 2-2.26 調査地域の重要な地形一覧

類型	名称	所在地	選定基準	
			京都府 RDB	大阪府 RL
自然堤防	浜新田	京田辺市浜新田	要注意	
丘陵	京阪奈丘陵	相楽郡精華町、京田辺市	消滅危惧	
中位段丘地形と構成層(信太山層)、及び大阪層群上部	枚方の中位段丘層	枚方市、寝屋川市		B ランク

注 1. 京都府 RDB：京都府レッドデータブック 2015 掲載種

消滅：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、既に破壊され、現存しない地形。

消滅危惧：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現在著しく破壊されつつある地形、または大規模開発などによって破壊が危惧され、緊急に保護を必要とする地形。

要注意：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点で軽度の破壊を受けており、今後も破壊が続けば消滅が危惧される地形。

要継続保護：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点では保存が良好であり、今後も保護を続けるべき地形。

注 2. 大阪府 RL：大阪府レッドリスト 2014 掲載種

A ランク：規模的、質的にすぐれており、貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

B ランク：A ランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県的価値に相当するもの。

C ランク：B ランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの。

注 3. 所在地は、出典に記載されているものであり、調査地域外の地名も含む。

出典：「京都府レッドデータブック 2015」(平成 27 年、京都府)

：「大阪府レッドリスト 2014」(平成 26 年、大阪府)

② 重要な地質

調査地域周辺の重要な地質一覧を表 2-2.27 に示す。甘南備山の水晶は、京都府レッドデータブック2015で重要な地質として指定されている。

表 2-2.27 調査地域の重要な地質一覧

分類	名称	特徴	地質時代	所在地	選定基準
					京都府 RDB
鉱物	水晶	酸化物	中生代・白亜紀	京田辺市甘南備山	消滅寸前

注 1. 京都府 RDB：京都府レッドデータブック 2015 掲載種

消滅：京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、既に破壊や掘削され現存しない地質。

消滅寸前：京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、著しく破壊されつつある地質。または対象露頭はなくなったが、地下に対象物の延長はある地質。

消滅危惧：京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、破壊が継続されれば、消滅が危惧される地質。または対象露頭は埋め立てられたが、そこに存在することが明らかなもの。

要注意：京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、学術的には全ての地点に該当するが、ここでは特に期待される研究指針が指摘される地質。

出典：「京都府レッドデータブック 2015」(平成 27 年、京都府)

③ 重要な自然現象

京都府レッドデータブック2015及び大阪府レッドリスト2014によると、調査地域周辺に重要な自然現象はない。

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動物

① 調査地域に生息する可能性のある重要種

「第2回～第6回自然環境保全基礎調査」(昭和53年～平成17年、環境庁、環境省)及び京都府レッドデータブック2015における動物の分布状況を整理し、調査地域に生息する可能性のある重要種を抽出した。

自然環境保全基礎調査で調査対象とした範囲は、調査地域周辺を含む2次メッシュ(523515、523516、523525、523526)とした。2次メッシュを図 2-2.12に示す。

また、京都府レッドデータブック2015掲載種のうち、府内の分布区域に「京田辺市」、「山城地域」、「木津川(淀川水系)」、「南部地域」、「府内全域」と記載があるものを抽出した。ただし、「府内全域」等の記載があっても、「局地的」や「ブナ林に生息する」等の説明があり、調査地域付近における生息情報として不適切と考えられる種は除外した。なお、大阪府レッドリスト2014からは、掲載種の生息する地域についての情報が得られなかったため、文献の対象としなかった。

調査地域周辺に生息する可能性のある重要種一覧(動物)を表 2-2.28に示す。

哺乳類は8種の重要種が確認された。ホンドザルやツキノワグマ、ニホンアナグマ等、樹林を主な生息環境とする種や、ホンドキツネやホンDOIタチ等の樹林から耕作地等を広く利用する種、ハタネズミやカヤネズミ等の草地に生息する種が確認された。

鳥類は82種の重要種が確認された。サシバ等の猛禽類のほか、チュウサギやコチドリ、イソシギ、オシドリ等の水辺を利用する種、アオバトやアオバズク、サンコウチョウ等の森林に生息する種が多く確認された。

は虫類は11種の重要種が確認された。水辺でみられるクサガメ、ニホンスッポンや、草地から樹林に生息するニホントカゲやヤマカガシ、ニホンマムシ等が確認された。

両生類は10種の重要種が確認された。カスミサンショウウオ、アカハライモリのほか、水田等の水辺に生息するトノサマガエルや、樹林に生息するシュレーゲルアオガエル等のカエル類が確認された。

昆虫類は82種の重要種が確認された。ムカシヤンマやハッチョウトンボ等のトンボ類、ヤスマツアメンボやタガメ等の水生昆虫、ウラギンスジヒョウモン等のチョウ類、オオクワガタやヨツボシカミキリ等のコウチュウ類等が確認された。

魚類は30種の重要種が確認された。ヤリタナゴやタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ等、水田や流れの緩やかな小河川に生息する種が多く確認された。なお、国の天然記念物に指定されているアユモドキは、「第4回自然環境保全基礎調査」(平成5年、環境庁)においても確認されている。

貝類は20種の重要種が確認された。浅い河川等に生息するカワニナ類やモノアラガイ、陸生のナミマイマイ、淡水生の二枚貝であるイシガイやマシジミ等が確認された。

なお、京都府レッドデータブック2015では、これらの分類群以外の重要種として、甲殻類のモクズガニとクモ類のキノボリトタテグモが調査地域に生息する可能性のある種としてあげられる。

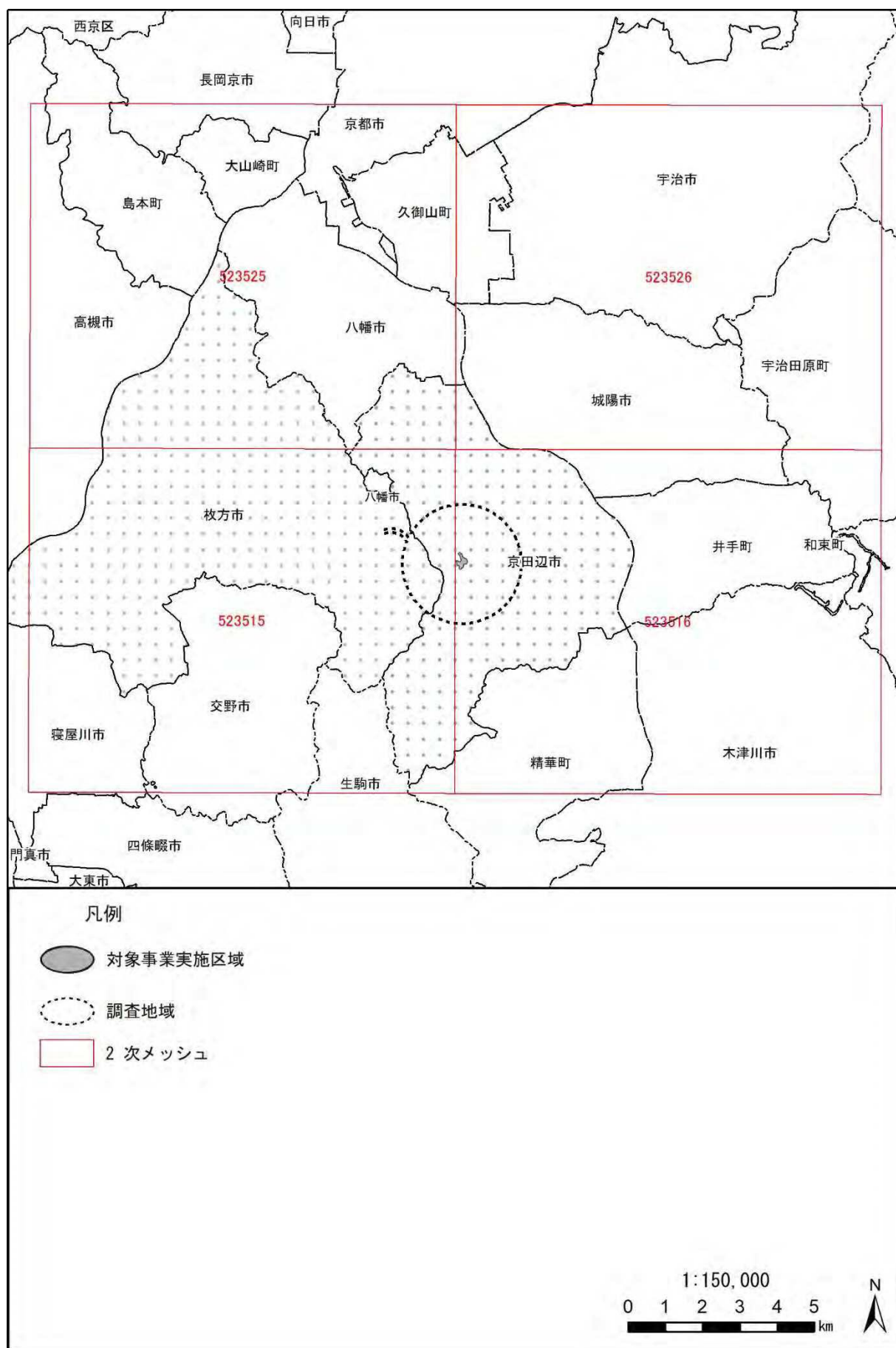


図 2-2.12 調査地域を含む 2 次メッシュ図

表 2-2. 28(1) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
哺乳類	1	モグラ目 (食虫目)	トガリネズミ科	サイゴクジネズミ	6						準絶	DD※1
	2	サル目 (霊長目)	オナガザル科	ホンダザル	3, 4, 5, 6						注目	
	3	ネズミ目	ネズミ科	ハタネズミ	3, 4, 6						準絶	CR+EN
	4	(齧歯目)		カヤネズミ	3, 6						準絶※2	NT
	5	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	5		国際				寸前	
	6	(食肉目)	イヌ科	ホンドキツネ	1, 3, 4, 5						注目	CR+EN
	7		イタチ科	ホンDOIタチ	3, 4							VU
	8			ニホンアナグマ	1, 5							NT※3
鳥類	合計	4 目	6 科	8 種	-	0 種	1 種	0 種	0 種	0 種	6 種	6 種
	1	キジ目	キジ科	ウズラ	6					VU	寸前	CR+EN
	2			ヤマドリ	1, 6						準絶	
	3	カモ目	カモ科	オシドリ	6					DD	準絶	
	4			シマアジ	6						準絶	
	5			トモエガモ	6					VU	準絶	
	6			ミコアイサ	2, 6						準絶	
	7	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1, 2, 6						準絶	
	8	ハト目	ハト科	アオバト	1, 6						準絶	
	9	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	1					NT	危惧	VU
	10			ミゾゴイ	1					VU	寸前	VU
	11			アマサギ	1							VU
	12			チュウサギ	1, 2, 6					NT	準絶	
	13	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1, 6					NT	危惧	VU
	14			オオバン	6						準絶	
	15	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	1, 6						準絶	NT
	16			カッコウ	6						準絶	
	17	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	1, 6					NT	危惧	VU
	18	チドリ目	チドリ科	タグリ	2, 6						準絶	NT
	19			ケリ	1, 2					DD		NT
	20			ムナグロ	6						準絶	VU
	21			イカルチドリ	6						準絶	VU
	22			コチドリ	1, 2							NT
	23			シロチドリ	2, 6					VU	危惧	VU
	24		セイタカシギ科	セイタカシギ	6					VU	準絶	
	25		シギ科	ヤマシギ	6						危惧	
	26			アオシギ	6						危惧	
	27			オオジシギ	6					NT	準絶	NT
	28			ハリオシギ	6						危惧	
	29			タシギ	2							NT
	30			チュウシャクシギ	6						準絶	NT
	31			ホウロクシギ	6		国際			VU	危惧	NT
	32			アオアシシギ	6						準絶	VU
	33			クサシギ	2, 6						準絶	NT
	34			タカブシギ	2					VU		VU
	35			キアシシギ	6						準絶	NT
	36			ソリハシシギ	6						危惧	VU
	37			イソシギ	2, 6						準絶	NT
	38			トウネン	6						危惧	NT
	39			オジロトウネン	6						危惧	NT
	40			ヒバリシギ	6						危惧	VU
	41			ハマシギ	2, 6					NT	準絶	
	42		タマシギ科	タマシギ	1			希少		VU	危惧	VU
	43		カモメ科	コアジサシ	1, 6		国際	希少		VU	危惧	CR+EN
	44	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	6					NT	危惧	
	45		タカ科	ハチクマ	6					NT	危惧	CR+EN
	46			チュウヒ	6		国内			EN	危惧	CR+EN
	47			ハイイロチュウヒ	6						危惧	NT
	48			ツミ	6						危惧	VU
	49			ハイタカ	2, 6					NT	準絶	
	50			オオタカ	6			希少		NT	危惧	NT
	51			サシバ	1, 6					VU	危惧	CR+EN
	52			ノスリ	1, 6						準絶	NT
	53			クマタカ	6		国内			EN	危惧	CR+EN
	54	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	6						危惧	DD
	55			アオバズク	1, 6						準絶	VU
	56			トラフズク	6						危惧	VU
	57	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	1						危惧	
	58			ヤマセミ	6						危惧	NT
	59	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	6						準絶	

表 2-2. 28(2) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献 資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
鳥類	60	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	1						危惧	NT
	61			アカゲラ	2, 6						準絶	
	62	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	6						危惧	
	63			チゴハヤブサ	6						準絶	
	64			ハヤブサ	6		国内			VU	危惧	
	65	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	1, 6					VU	危惧	VU
	66		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1, 6						準絶	
	67		ツリスガラ科	ツリスガラ	6						準絶	
	68		ヒバリ科	ヒバリ	1, 2							NT
	69		ツバメ科	コシアカツバメ	1							NT
	70		ムシクイ科	センダイムシクイ	1							NT
	71		ヨシキリ科	オオヨシキリ	1							NT
	72		セッカ科	セッカ	1							NT
	73		ムクドリ科	コムクドリ	6						危惧	
	74		カワガラス科	カワガラス	1							NT
	75		ヒタキ科	マミジロ	6						危惧	
	76			トラツグミ	6						準絶	NT
	77			クロツグミ	1						準絶	
	78			コサメビタキ	1, 6						危惧	VU
	79			ムギマキ	6						準絶	
	80		アトリ科	ハギマシコ	6						準絶	
	81		ホオジロ科	カシラダカ	2							NT
	82			クロジ	6						危惧	
	合計	15 目	32 科	82 種	-	0 種	5 種	3 種	0 種	26 種	70 種	51 種
は虫類	1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	6					NT	注目	NT
	2			クサガメ	4, 6						注目	
	3		スッポン科	ニホンスッポン	6					DD	注目	
	4	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ	4, 6						注目	
	5		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	6						注目	NT
	6		ナミヘビ科	アオダイショウ	6						注目	
	7			ジムグリ	4, 6						注目	
	8			シロマダラ	6						注目	NT
	9			ヒバカリ	4, 6						注目	VU
	10			ヤマカガシ	4, 6						準絶	NT
	11		クサリヘビ科	ニホンマムシ	6						注目	
	合計	2 目	6 科	11 種	-	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	11 種	5 種
両生類	1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	6			希少		VU	寸前	CR+EN
	2		イモリ科	アカハライモリ	6					NT	注目	NT
	3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	6						準絶	VU
	4		アカガエル科	ニホンアカガエル	6						注目	VU
	5			トノサマガエル	3, 4, 6					NT	注目	NT
	6			ナゴヤダルマガエル	3, 6			希少		EN	寸前	CR+EN ^{※1}
	7			ツチガエル	3, 6						注目	NT
	8		ヌマガエル科	ヌマガエル	4, 6						注目	
	9		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	4, 6						注目	NT
	10			カジカガエル	6						注目	
	合計	2 目	6 科	10 種	-	0 種	0 種	2 種	0 種	4 種	10 種	8 種

表 2-2. 28(3) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
昆虫類	1	カゲロウ目 (蜉蝣目)	シロイロカゲロウ科	オオシロカゲロウ	6						注目	
	2	トンボ目	アオイトトンボ科	オツネイトンボ	6						準絶	NT
	3	蜻蛉目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	キイトトンボ	4							NT
	4			ベニイトトンボ	1					NT	準絶	NT
	5			セスジイトトンボ	4, 6						注目	NT
	6			オオイトトンボ	6						注目	CR+EN
	7	ヤンマ科		アオヤンマ	1, 4, 6					NT	危惧	VU
	8			オオルリボシヤンマ	1, 4							NT
	9			カトリヤンマ	4, 6						注目	NT
	10			サラサヤンマ	4							NT
	11	サナエトンボ科		ミヤマサナエ	6						注目	VU
	12			ホンサナエ	1, 4							VU
	13			ウチワヤンマ	4							NT
	14			オオサカサナエ	1, 6					VU	注目	VU
	15			メガネサナエ	1					VU	注目	VU
	16			フタスジサナエ	6					NT	注目	NT
	17			コサナエ	6						注目	
	18			オグマサナエ	3, 4, 6					NT		VU
	19			ムカシヤンマ	1						準絶	NT
	20	エゾトンボ科		キイロヤマトンボ	1					NT	準絶	CR+EN
	21			ハネビロエゾトンボ	1, 6					VU	寸前	VU
	22			エゾトンボ	1							VU
	23	トンボ科		コフキトンボ	4							NT
	24			ヨツボシトンボ	1, 4							NT
	25			ハッチョウトンボ	1				天然		準絶	CR+EN
	26			ナツアカネ	3, 4							NT
	27			アキアカネ	4							NT
	28			ナニワトンボ	1, 4					VU	準絶	VU
	29			ノシメトンボ	4							NT
	30			マイコアカネ	4, 6						注目	NT
	31			ヒメアカネ	4							NT
	32			ミヤマアカネ	4, 6						準絶	NT
	33	ゴキブリ目 (網翅目)	チャバネゴキブリ科	ツチゴキブリ本土亜種	6						注目	
	34	カマキリ目 (蟷螂目)	カマキリ科	チョウセンカマキリ	6						注目	
	35	バッタ目 (直翅目)	バッタ科	カワラバッタ	6						危惧	EX
	36			ショウリョウバッタモドキ	6						注目	
	37		イナゴ科	ダイリフキバッタ	1							NT
	38			セグロイナゴ	6						危惧	VU
	39	カメムシ目 (半翅目)	セミ科	ハルゼミ	1							NT
	40		アメンボ科	エサキアメンボ	4, 6					NT	危惧	VU
	41			ヤスマツアメンボ	4							NT
	42		コオイムシ科	タガメ	1					VU	危惧	VU
	43		タイコウチ科	ヒメミズカマキリ	4						危惧	NT
	44	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	ホソバセセリ	3							NT
	45			ギンイチモンジセセリ	1, 6					NT	危惧	EX
	46			オオチャバネセセリ	3, 4							NT
	47		シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ	1						準絶	NT
	48			ウラナミアカシジミ	3, 6						準絶	VU
	49			ミドリシジミ	3							NT
	50			クロシジミ	3					EN	準絶	CR+EN
	51		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	6					VU	危惧	CR+EN
	52			オオウラギンスジヒョウモン	3							NT
	53			オオウラギンヒョウモン	1, 6					CR	寸前	EX
	54			オオムラサキ	1, 6					NT	準絶	NT
	55			ヒメキマダラヒカゲ	6						準絶	NT
	56		アゲハチョウ科	ギフチョウ	1				天然	VU	危惧	CR+EN
	57		ツバメガ科	ギンツバメ	6						注目	
	58	ハエ目 (双翅目)	ミズアブ科	コガタミズアブ	6						危惧	
	59		ムシヒキアブ科	アオメアブ	6						注目	
	60			オオイシアブ	6						注目	
	61		ハナアブ科	ルリハナアブ	6						準絶	
	62			ニセクロオビハラブトハナアブ	6						注目	
	63			ハチモドキハナアブ	6						準絶	

表 2-2. 28(4) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献 資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
昆虫類	64	コウチュウ目 (鞘翅目)	ハンミョウ科	ヨドシロヘリハンミョウ	4					VU		EX
	65			ナミハンミョウ	6						危惧	NT
	66		ゲンゴロウ科	シャープゲンゴロウモドキ	1		国内			CR	絶滅	EX
	67		ガムシ科	ガムシ	6					NT	注目	NT
	68		シデムシ科	ツシマヒラタシデムシ	1							NT
	69		クワガタムシ科	オオクワガタ	6					VU	寸前	VU
	70		コメツキムシ科	チャイロムナボソコメツキ	1, 6						注目	NT
	71			ヨツボシミズギワコメツキ	6						注目	
	72			ヤマモトツヤミズギワコメツキ	6						注目	DD
	73			ニホンチビマメコメツキ	6						注目	DD
	74			キョウトチビマメコメツキ	6						注目	
	75			ニセニホンチビマメコメツキ	6						注目	
	76			ヒラタクシコメツキ	6						注目	DD
	77		テントウムシ科	ハラグロオオテントウ	1							NT
	78		ゴミムシダマシ科	コメノゴミムシダマシ	6						注目	
	79		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	6					EN	注目	VU
	80		オトシブミ科	コブルリオトシブミ	6						注目	
	81		ゾウムシ科	アオヒゲナガクチブトゾウムシ	6						注目	
	82		チビゾウムシ科	ケシチビゾウムシ	6						注目	
	合計	9 目	36 科	82 種	-	0 種	1 種	0 種	2 種	22 種	60 種	63 種
魚類	1	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ	3, 4					EN		
	2			ヤリタナゴ	3					NT	準絶	CR+EN
	3			アブラボテ	6					NT	準絶	CR+EN
	4			カネヒラ	3, 4, 6						危惧	
	5			イチモンジタナゴ	3, 4, 6					CR	寸前	CR+EN
	6			シロヒレタビラ	3, 4, 6					EN	危惧	CR+EN
	7			ワタカ	3, 4					CR	注目	CR+EN
	8			ハス	3, 4, 6					VU	注目	NT
	9			ヌマムツ	6						準絶	VU
	10			アブラハヤ	6						寸前	DD
	11			ウグイ	4							DD
	12			カワヒガイ	4, 6					NT	危惧	CR+EN
	13			タモロコ	3, 4							NT
	14			ホンモロコ	3					CR	注目	
	15			ゼゼラ	3, 4					VU	危惧	VU
	16			ヨドゼゼラ	6					EN	準絶	VU
	17			ツチフキ	6					EN	寸前	CR+EN
	18			デメモロコ	3					VU	注目	DD
	19			スゴモロコ	3					VU		
	20		ドジョウ科	アユモドキ	3	天然	国内	希少	天然	CR	寸前	CR+EN
	21			ドジョウ	3, 4					DD		VU
	22			シマドジョウ	3							NT
	23			ナミスジシマドジョウ	4					VUP**5	寸前**5	CR+EN**5
	24			チュウガタスジシマドジョウ	6					VU	寸前	CR+EN
	-			スジシマドジョウ種群	3, 4					VUP**6	寸前**6	CR+EN**6
	25	ナマズ目	ギギ科	ギギ	3, 4							NT
	26		ナマズ科	ビワコオオナマズ	3, 4						注目	NT
	27			ナマズ	3, 4							NT
	28	サケ目	アユ科	アユ	3, 4							NT
	29	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	4					VUP**7	危惧	VU
	30	スズキ目	ハゼ科	旧トウヨシノボリ類	3, 4							DD**8
	合計	5 目	7 科	30 種	-	1 種	1 種	1 種	1 種	19 種	20 種	26 種

表 2-2. 28(5) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
貝類	1	ニナ目	タニシ科	マルタニシ	6					VU	準絶	VU
	2			オオタニシ	6					NT	準絶	VU
	3		カワニナ科	イボカワニナ	3					NT		VU
	4			ナカセコカワニナ	3					CR+EN	寸前	EX
	5			ヤマトカワニナ	3					NT	寸前	CR+EN
	6			クロダカワニナ	3					NT	危惧	VU
	7	モノアラガイ目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ	3					DD		
	8			モノアラガイ	3, 6					NT	準絶	CR+EN
	9		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	3					DD		
	10	マイマイ目	ニッポンマイマイ科	コベソマイマイ	3						準絶	
	11		オナジマイマイ科	クチマガリマイマイ	3					NT	危惧	
	12			コオオベソマイマイ	6						注目	
	13			ナミマイマイ	3, 4						注目	
	14	イシガイ目	イシガイ科	マルドブガイ	3					VU		VU
	15			イケチョウガイ	6					CR+EN	寸前	EX
	16			マツカサガイ	6					NT	準絶	VU
	17			トンガリササノハガイ	3					NT		VU
	18			オグラヌマガイ	3					CR+EN	寸前	CR+EN
	19			イシガイ	4							NT
	20	ハマグリ目	シジミ科	マシジミ	3, 4, 6					VU	危惧	VU
	合計	5 目	8 科	20 種	-	0 種	0 種	0 種	0 種	16 種	14 種	14 種

注 1. 種名及び種の配列は鳥類は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)、他分類群は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」(国土交通省)に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成 19 年京都府条例第 51 号)において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例(昭和 56 年京都府条例第 27 号)に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」(平成 29 年、環境省)において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注 3. 重要種の選定について

- ※1 ニホンジネズミ *Crocidura dsinezumi* での指定
- ※2 ホンシュウカヤネズミ *Micromys minutus japonicus* での指定。
- ※3 アナグマ *Meles meles* での指定。
- ※4 ダルマガエル *Rana porosa* での指定。
- ※5、6 チュウガタスジシマドジョウ *Cobitis striata striata* での指定。
- ※7 メダカ南日本集団 *Oryzias latipes* での指定。
- ※8 トウヨシノボリ *Rhinogobius kurodai* での指定。

出典：文献資料 1：第 2 回自然環境保全基礎調査 (昭和 53 年～55 年、環境庁)
文献資料 2：第 3 回自然環境保全基礎調査 (昭和 58 年～63 年、環境庁)
文献資料 3：第 4 回自然環境保全基礎調査 (昭和 63 年～平成 5 年、環境庁)
文献資料 4：第 5 回自然環境保全基礎調査 (平成 5 年～11 年、環境庁)
文献資料 5：第 6 回自然環境保全基礎調査 (平成 11 年～17 年、環境省)
文献資料 6：「京都府レッドデータブック 2015」(平成 27 年、京都府)

② 対象事業実施区域周辺で確認されている動物の生息状況

対象事業実施区域周辺（枚方市大字尊延寺）において、枚方市東部清掃工場の建設計画に当たり平成5年及び平成10～11年、東部スポーツ公園整備事業に当たり平成23年に動植物調査（環境影響評価）が実施されている。また、枚方市では、昭和63年からほぼ5年ごとに自然環境調査が実施されており、平成23～24年にかけて第5回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）が実施されている。これらの調査結果から重要種の情報を整理した。枚方東部清掃工場建設計画及び東部スポーツ公園整備事業に係る動植物の調査範囲を図 2-2.13に示す。また、枚方ふるさといきもの調査については、枚方市内全域で調査が実施されており、調査場所が対象事業実施区域周辺（穂谷、尊延寺、藤阪、長尾荒坂、津田、船橋川、穂谷川、市内のため池）と考えられる調査場所の調査結果を抽出した。

対象事業実施区域周辺における現地調査の概要（動物）を表 2-2.29に示す。

表 2-2.29 対象事業実施区域周辺における現地調査の概要（動物）

項目	調査季	文献資料		
		1	2	3
哺乳類	春	○	○	
	夏	○	○	○
	秋	○	○	○
	冬	○	○	○
鳥類	春	○	○	○
	夏	○	○	○
	秋	○	○	○
	冬	○	○	○
両生類・は虫類	春	○	○	○
	初夏			○
	夏	○	○	○
	秋	○	○	
昆虫類	冬	○		
	春	○	○	○
	夏	○	○	○
	秋	○	○	○
魚類	春	○	○	○
	夏	○	○	○
	秋	○		○
	冬	○		
底生動物	早春		○	
	春	○		
	初夏		○	
	夏	○		
	秋	○		○
	冬	○		

出典：文献資料1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成11年、枚方市）

文献資料2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成24年、枚方市）

文献資料3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成25年、枚方市）

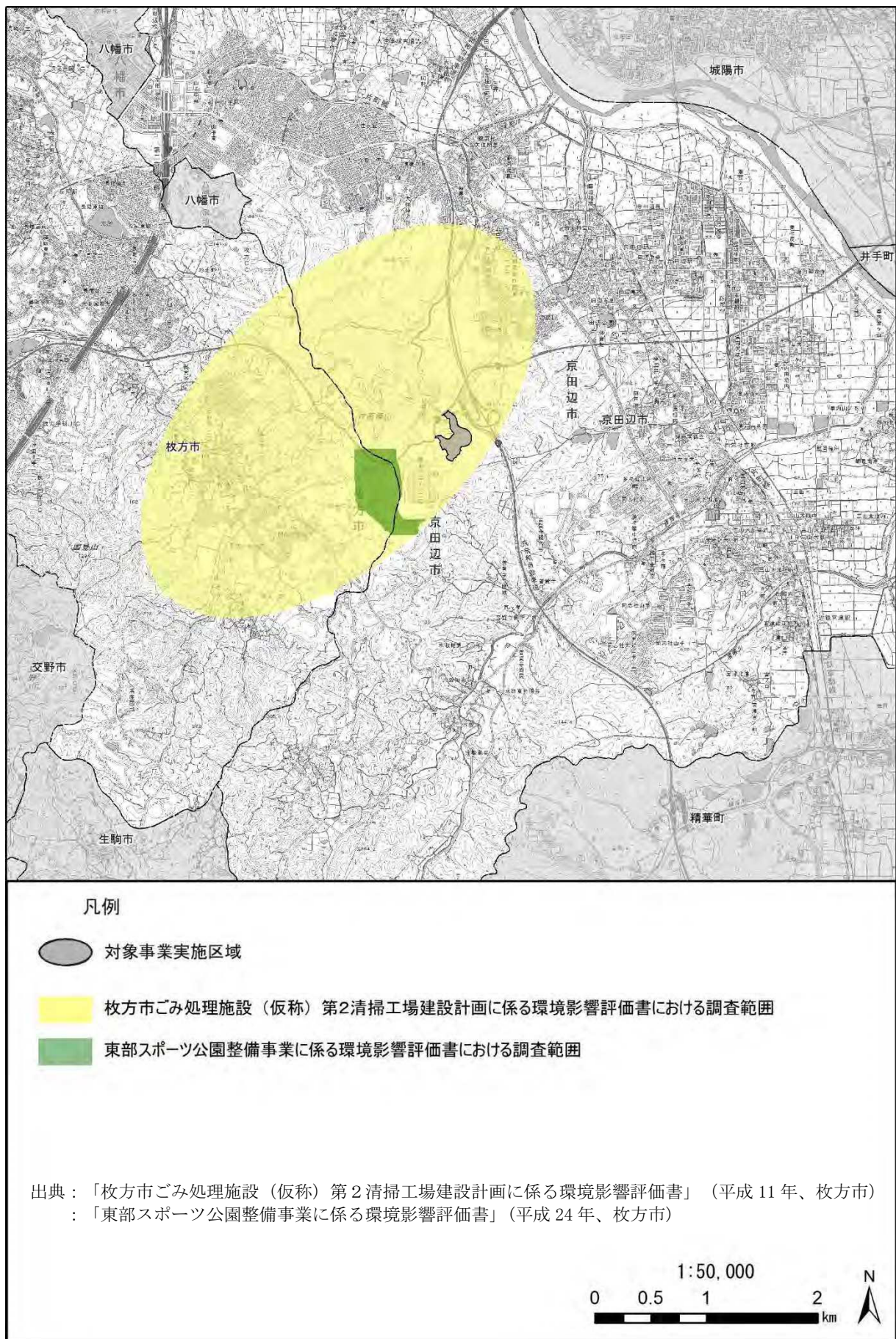


図 2-2.13 対象事業実施区域周辺の動植物調査状況

ア 哺乳類

対象事業実施区域周辺において、哺乳類は6目10科17種が確認されており、そのうち3目4科4種が重要種に該当した。哺乳類の重要種一覧を表 2-2.30 に示す。

哺乳類の重要種は、樹林を主な生息環境とするホンドザル、ススキやオギなどのイネ科草本群落が優占する草地に生息するカヤネズミ、樹林や草地に生息するホンドキツネ、水辺等を中心に幅広い環境を利用するホンDOIタチが確認された。

表 2-2.30 対象事業実施区域周辺における哺乳類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	サル目（霊長目）	オナガザル科	ホンドザル	3						注目	
2	ネズミ目（齧歯目）	ネズミ科	カヤネズミ	1, 2, 3						準絶 ^{※1}	NT
3	ネコ目（食肉目）	イヌ科	ホンドキツネ	1, 3						注目	CR+EN
4		イタチ科	ホンDOIタチ	1							VU ^{※2}
合計	3 目	4 科	4 種	—	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	3 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注 3. 重要種の選定について

※1 ホンシュウカヤネズミ *Micromys minutus japonicus* での指定。

※2 ニホンイタチ *Mustela itatsi* での指定。

出典：文献資料 1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

文献資料 2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年、枚方市）

文献資料 3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成 25 年、枚方市）

イ 鳥類

対象事業実施区域周辺において、鳥類は15目35科93種が確認されており、そのうち9目18科30種が重要種に該当した。鳥類の重要種一覧を表 2-2.31 に示す。

鳥類の重要種は、草地や耕作地で繁殖するケリ、ヒバリ、オオヨシキリ、セッカのほか、アマサギ、ノスリ、カシラダカ、オオジュリン等、草地やヨシ原、耕作地等を採餌場等として利用する種が多く含まれていた。そのほか、水面や水中で活動するカイツブリや、落葉広葉樹林に生息するセンダイムシクイ、人家周辺で繁殖するコシアカツバメも確認された。

表 2-2. 31 対象事業実施区域周辺における鳥類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カモ目	カモ科	オシドリ	3					DD	準絶	
2			ミコアイサ	3						準絶	
3	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1, 3						準絶	
4	ペリカン目	サギ科	アマサギ	1							VU
5	ツル目	クイナ科	オオバン	3						準絶	
6	チドリ目	チドリ科	ケリ	1, 2, 3					DD		NT
7			イカルチドリ	2, 3						準絶	VU
8			コチドリ	2, 3							NT
9		シギ科	タシギ	3							NT
10			クサシギ	3						準絶	NT
11			イソシギ	3						準絶	NT
12	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	3					NT	危惧	
13		タカ科	ツミ	3						危惧	VU
14			ハイタカ	3					NT	準絶	
15			オオタカ	3			希少		NT	危惧	NT
16			ノスリ	1, 2, 3						準絶	NT
17	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	3						準絶	
18			アカゲラ	2, 3						準絶	
19	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	2, 3						危惧	
20			ハヤブサ	3		国内			VU	危惧	
21	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	1, 2, 3							NT
22		ツバメ科	コシアカツバメ	1, 2							NT
23		ムシクイ科	センダイムシクイ	1, 3							NT
24		ヨシキリ科	オオヨシキリ	1, 3							NT
25		セッカ科	セッカ	1, 2, 3							NT
26		ムクドリ科	コムクドリ	3						危惧	
27		ヒタキ科	トラツグミ	3						準絶	NT
28			クロツグミ	2						準絶	
29		ホオジロ科	カシラダカ	1, 2							NT
30			オオジュリン	1, 3							NT
合計	9 目	18 科	30 種	—	0 種	1 種	1 種	0 種	6 種	19 種	18 種

注 1. 種名及び種の配列は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

出典：文献資料 1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

文献資料 2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年、枚方市）

文献資料 3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成 25 年、枚方市）

ウ は虫類

対象事業実施区域周辺において、は虫類は 2 目 7 科 12 種が確認されており、そのうち 2 目 4 科 8 種が重要種に該当した。は虫類の重要種一覧を表 2-2.32 に示す。

は虫類の重要種は、ニホンイシガメ、クサガメといった河川等の水辺を中心に活動するカメ類や、ジムグリ、ヒバカリといった樹林等に生息するヘビ類が確認された。

表 2-2.32 対象事業実施区域周辺におけるは虫類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	1, 3					NT	注目	NT
2			クサガメ	1, 2, 3						注目	
3	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ	1, 2, 3						注目	
4		ナミヘビ科	アオダイショウ	1						注目	
5			ジムグリ	1, 3						注目	
6			ヒバカリ	1, 3						注目	VU
7			ヤマカガシ	3						準絶	NT
8		クサリヘビ科	ニホンマムシ	1, 3						注目	
合計	2 目	4 科	8 種	—	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	8 種	3 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

出典：文献資料 1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

文献資料 2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年、枚方市）

文献資料 3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成 25 年、枚方市）

エ 両生類

対象事業実施区域周辺において、両生類は2目7科10種が確認されており、そのうち2目6科8種が重要種に該当した。両生類の重要種一覧を表 2-2. 33に示す。

両生類の重要種は、主に止水域に生息するアカハライモリや、水田等の水辺で活動するトノサマガエルやツチガエル、樹林や草地等を広く利用するニホンヒキガエルやニホンアカガエルなどが確認された。

表 2-2. 33 対象事業実施区域周辺における両生類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	3			希少		VU	寸前	CR+EN
2		イモリ科	アカハライモリ	1, 3					NT	注目	NT
3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	1, 3						準絶	VU
4		アカガエル科	ニホンアカガエル	1, 3						注目	VU
5			トノサマガエル	1, 2, 3					NT	注目	NT
6			ツチガエル	1, 2, 3						注目	NT
7		ヌマガエル科	ヌマガエル	1, 2, 3						注目	
8		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	1, 2, 3						注目	NT
合計	2 目	6 科	8 種	—	0 種	0 種	1 種	0 種	3 種	8 種	7 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧Ⅱ類、EN：絶滅危惧Ⅲ類、VU：絶滅危惧Ⅳ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

出典：文献資料 1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

文献資料 2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年、枚方市）

文献資料 3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成 25 年、枚方市）

オ 昆虫類

対象事業実施区域周辺において、昆虫類は17目198科1,092種が確認されており、そのうち8目36科60種が重要種に該当した。昆虫類の重要種一覧を表 2-2. 34に示す。

昆虫類の重要種は、トンボ目が17種と最も多く、次いでチョウ目が11種、コウチュウ目が9種、バッタ目及びハチ目が8種等であった。トンボ目やヤスマツアメンボ、ミズスマシ、ゲンジボタルといった水辺環境との関わりが強い種のほか、ショウリョウバッタモドキ等の草原に生息する種、ミドリシジミやモンズメバチといった樹林に生息する種など、多様な環境を利用する種が確認された。

表 2-2. 34(1) 対象事業実施区域周辺における昆虫類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	1					EN	危惧	CR+EN
2			オツネイトンボ	1						準絶	NT
3		イトトンボ科	ホソミイトトンボ	1							NT
4			キイトトンボ	1							NT
5			モートンイトトンボ	1					NT	準絶	CR+EN
6		ヤンマ科	カトリヤンマ	1, 3						注目	NT
7			サラサヤンマ	1							NT
8		サナエトンボ科	ウチワヤンマ	3							NT
9			フタスジサナエ	1, 3					NT	注目	NT
10			オグマサナエ	1					NT	注目	VU
11		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ	1						準絶	NT
12		トンボ科	ヨツボシトンボ	1							NT
13			ナツアカネ	1, 3							NT
14			アキアカネ	1, 3							NT
15			ノシメトンボ	1, 2, 3							NT
16			マイコアカネ	1						注目	NT
17			ミヤマアカネ	1						準絶	NT
18	カマキリ目（螳螂目）	カマキリ科	チョウセンカマキリ	1, 2, 3						注目	
19	バッタ目（直翅目）	クツワムシ科	クツワムシ	1, 3							NT
20		ケラ科	ケラ	1						注目	
21		カネタタキ科	アシジマカネタタキ	2							DD
22		バッタ科	クルマバッタ	1						注目	
23			ショウリョウバッタモドキ	1, 3						注目	
24			ナキイナゴ	2							VU
25		イナゴ科	ヤマトフキバッタ	1, 2, 3						注目	
26			セグロイナゴ	2						危惧	VU
27	カメムシ目（半翅目）	セミ科	ハルゼミ	1, 3							NT
28		アメンボ科	ヤスマツアメンボ	1, 3							NT
29		ミズカメムシ科	ムモンミズカメムシ	3							NT
30	チョウ目（鱗翅目）	セセリチョウ科	ミヤマセセリ	1							NT
31			ホソバセセリ	1							NT
32			ギンイチョモンジセセリ	2					NT	危惧	EX
33			ミヤマチャバネセセリ	1							CR+EN
34			オオチャバネセセリ	1, 3							NT
35		シジミチョウ科	ミドリシジミ	1							NT
36		ツバメガ科	ギンツバメ	1, 3						注目	
37		ヒトリガ科	ヤネホソバ	1					NT		
38		ドクガ科	スゲドクガ	2					NT		NT
39		ヤガ科	コシロシタバ	3					NT		
40			シロシタバ	3							NT
41	ハエ目（双翅目）	ガガンボ科	ミカドガガンボ	3						注目	
42		ムシヒキアブ科	アオメアブ	3						注目	
43			オオイシアブ	1						注目	
44	コウチュウ目 （鞘翅目）	オサムシ科	クロカタヒロオサムシ	3						注目	
45		ハンミョウ科	ナミハンミョウ	1, 3						危惧	NT
46		ミズスマシ科	オオミズスマシ	1					NT	注目	VU

表 2-2. 34(2) 対象事業実施区域周辺における昆虫類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
47	コウチュウ目 (鞘翅目)	ミズスマシ科	ミズスマシ	1					VU	危惧	VU
48		コガネムシ科	ドウガネブイブイ	1, 2							NT
49		コメツキムシ科	コガタヒメサビキコリ	1						注目	
50		ホタル科	ゲンジボタル	1						注目	
51			ヘイケボタル	1						注目	NT
52		ゴミムシダマシ科	マルツヤニジゴミムシダマシ	1						注目	
53	ハチ目 (膜翅目)	コンボウハバチ科	ホシアシブトハバチ	3					DD		
54		セイボウ科	イワタセイボウ	2							DD
55			オオセイボウ	1					DD		
56		アリ科	ケブカツヤオオアリ	2					DD		
57		スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ	3					DD		
58			モンズズメバチ	1					DD		
59		アナバチ科	フジジガバチ	1					NT		
60		ミツバチ科	トラマルハナバチ本土亜種	3						準絶	
合計	8 目	36 科	60 種	—	0 種	0 種	0 種	0 種	16 種	29 種	38 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

出典：文献資料 1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

文献資料 2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年、枚方市）

文献資料 3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成 25 年、枚方市）

カ 魚類

対象事業実施区域周辺において、魚類は5目9科25種が確認されており、そのうち3目4科5種が重要種に該当した。魚類の重要種一覧を表 2-2.35 に示す。

魚類の重要種は、タモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ等、流れの緩い小川や水路や水田等の里地周辺でみられる種が確認された。

表 2-2.35 対象事業実施区域周辺における魚類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	コイ目	コイ科	タモロコ	3							NT
2			ゼゼラ	3					VU	危惧	VU
3		ドジョウ科	ドジョウ	3					DD		VU
4	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	1, 2, 3					VU	危惧	VU
5	スズキ目	ハゼ科	ウキゴリ	3							NT
合計	3 目	4 科	5 種	-	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	2 種	5 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧Ⅱ類、EN：絶滅危惧Ⅲ類、VU：絶滅危惧Ⅳ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

出典：文献資料 1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）
文献資料 2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年、枚方市）
文献資料 3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成 25 年、枚方市）

キ 底生動物

対象事業実施区域周辺において、底生動物は6綱16目41科68種が確認されており、そのうち2綱3目5科6種が重要種に該当した。底生動物の重要種一覧を表 2-2. 36に示す。

底生動物の重要種は、ヌマエビ、コガタシマトビケラ、コカクツツトビケラ等が確認された。ヌマエビは、水田や川のとどみで確認されている。コガタシマトビケラ及びコカクツツトビケラは河川に生息する種である。

表 2-2. 36 対象事業実施区域周辺における底生動物の重要種一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	軟甲綱	エビ目	ヌマエビ科	ミナミヌマエビ	3						注目	
2				ヌマエビ	1, 3						危惧	
3			モクズガニ科	モクズガニ	3						注目	
4	昆虫綱	トンボ目 (蜻蛉目)	サナエトンボ科	キイロサナエ	2					NT	準絶	NT
5		トビケラ目	シマトビケラ科	コガタシマトビケラ	1						注目	
6		(毛翅目)	カクツツトビケラ科	コカクツツトビケラ	1						注目	
合計	2 綱	3 目	5 科	6 種	-	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	6 種	1 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例(昭和 56 年京都府条例第 27 号)に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

出典：文献資料 1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

文献資料 2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年、枚方市）

文献資料 3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成 25 年、枚方市）

2) 植物

① 調査地域に生育する可能性のある重要種

京都府レッドデータブック2015における植物の分布状況を整理し、調査地域に生息する可能性のある重要種を抽出した。

京都府レッドデータブック2015の掲載種のうち、府内の分布区域に、「京田辺市」、「山城地域」、「木津川（淀川水系）」、「南部地域」、「府内全域」との記載があるものを抽出した。ただし、「府内全域」等の記載があっても、「局地的」や「ブナ林に生育する」等の説明があり、調査地域における生育情報としては不適切と考えられる種は除外した。なお、大阪府レッドリスト2014からは、掲載種の生育する地域についての情報が得られなかったため、文献の対象としなかった。

調査地域に生育する可能性のある重要種一覧（植物）を表 2-2. 37に示す。

植物は284種の重要種が確認された。大半は府内の分布区域として「山城地域」が挙げられている種であり、コバノカナワラビなどの林床性のシダ植物や、サンショウモ、マルバノサワトウガラシといった水田雑草として知られる種、ヒメクロモジやクロウメモドキといった低木種など、さまざまな種群が含まれていた。

京田辺市での生育情報が記載されている種として、ミカワシンジュガヤ、ウンヌケモドキといった湿地性の草本種が挙げられる。また、京都府の指定希少野生生物として、レンリソウ、フナバラソウの2種が記録されている。

なお、京都府レッドデータブック2015では、これらの維管束植物以外の重要種として、コケ植物のウキゴケ、ホソベリミズゴケ、オオカサゴケ、マツムラゴケ、ミヤマハイゴケ、イチョウウキゴケ、オオミズゴケ及び菌類のコトヒラシロテングタケが記載されている。

表 2-2. 37(1) 重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヒカゲノカズラ科	マンネンスギ	1						危惧	
2		オニトウゲシバ	1						注目	
3	イワヒバ科	ヒメクラマゴケ	1						危惧	
4		タチクラマゴケ	1						注目	
5	ミズニラ科	ミズニラ	1					NT	寸前	CR+EN
6	ハナヤスリ科	アカハナワラビ	1						危惧	CR+EN
7		コヒロハハナヤスリ	1						危惧	
8	ゼンマイ科	ヤマドリゼンマイ	1						注目	
9	ミズワラビ科	ハコネシダ	1						危惧	
10		ミズワラビ	1						注目	NT
11	イノモトソウ科	アマクサシダ	1						危惧	
12		マツザカシダ	1						準絶	
13	チャセンシダ科	シモツケヌリトラノオ	1						注目	
14		カミガモシダ	1						準絶	
15		トキワトラノオ	1						危惧	
16		イヌチャセンシダ	1						準絶	
17		アオガネシダ	1						寸前	
18		クルマシダ	1						危惧	
19	シシガシラ科	コモチシダ	1						注目	
20	オンシダ科	ホソバナライシダ	1						注目	
21		ミヤコカナワラビ	1						準絶	
22		コバノカナワラビ	1						注目	
23		ヤブソテツモドキ	1						注目	
24		ナガバノイタチシダ	1						注目	
25	ヒメシダ科	アオハリガネワラビ	1						注目	
26	メシダ科	サキモリイヌワラビ	1						注目	
27		ルリデライヌワラビ	1						準絶	
28		ハコネシケチシダ	1						寸前	VU

表 2-2. 37(2) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献 資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
29	メシダ科	コウライイヌワラビモドキ	1						寸前	
30		ナチシケシダ	1						注目	
31		フモトシケシダ	1						危惧	
32		オオヒメワラビモドキ	1						準絶	
33		ヒカゲワラビ	1						寸前	
34		ウスバミヤマノコギリシダ	1						危惧	
35		タンゴワラビ	1						注目	
36	ウラボシ科	ヤノネシダ	1						準絶	
37		アオネカズラ	1						寸前	NT
38		ビロードシダ	1						危惧	
39	デンジソウ科	デンジソウ	1					VU	寸前	CR+EN
40	サンショウモ科	サンショウモ	1					VU	寸前	CR+EN
41	アカウキクサ科	アカウキクサ	1					EN	寸前	EX
42		オオアカウキクサ	1					EN	寸前	EX
43	カバノキ科	サクラバハノキ	1					NT	危惧	
44	イラクサ科	キミズ	1						準絶	NT
45		ミヤコミズ	1						危惧	VU
46		ホソバイラクサ	1						注目	NT
47	ビャクダン科	カナビキソウ	1						準絶	
48	ヤドリギ科	ヒノキバヤドリギ	1						危惧	
49		マツグミ	1						準絶	
50		ヤドリギ	1						危惧	
51	タデ科	サイコクヌカボ	1					VU	寸前	CR+EN
52		サデクサ	1						準絶	NT
53		オオネバリタデ	1						危惧	
54		ヌカボタデ	1					VU	寸前	VU
55		ネバリタデ	1						危惧	
56	ナデシコ科	ヤマハコベ	1						危惧	
57	ヒユ科	ヤナギイノコズチ	1						寸前	NT
58	マツブサ科	マツブサ	1						準絶	
59	クスノキ科	ヒメクロモジ	1						注目	
60	キンボウゲ科	イブキトリカブト	1						注目	
61		ユキワリイチゲ	1						準絶	NT
62		エンコウソウ	1						寸前	EX
63		トウゴクサバノオ	1						準絶	
64	ツツラフジ科	コウモリカズラ	1						準絶	
65	スイレン科	ヒツジグサ	1						危惧	NT
66	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	1						準絶	
67		ヒメカンアオイ	1						危惧	CR+EN
68	オトギリソウ科	トモエソウ	1						寸前	CR+EN
69		ミズオトギリ	1						準絶	NT
70	モウセンゴケ科	イシモチソウ	1					NT	寸前	VU
71		コモウセンゴケ	1						寸前	NT
72		トウカイコモウセンゴケ	1						寸前	
73	ケシ科	キケマン	1						準絶	
74	アブラナ科	ミズタガラシ	1						準絶	VU
75		コイヌガラシ	1					NT	危惧	NT
76	ベンケイソウ科	キリンソウ	1						準絶	
77	ユキノシタ科	イワボタン	1						準絶	
78		オオチャルメルソウ	1						危惧	
79		ウメバチソウ	1						危惧	VU
80		タコノアシ	1					NT	寸前	NT
81		ジンジソウ	1						準絶	
82	バラ科	カワラサイコ	1						危惧	EX
83		ヤマイバラ	1						準絶	
84		ユキヤナギ	1						注目	VU
85	マメ科	タヌキマメ	1						危惧	VU
86		マルバヌスビトハギ	1						準絶	
87		ニワフジ	1						注目	

表 2-2. 37(3) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献 資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
88	マメ科	レンリソウ	1			希少			寸前	
89		カラメドハギ	1						注目	
90		イヌハギ	1					VU	寸前	CR+EN
91		マキエハギ	1						危惧	CR+EN
92		ツルフジバカマ	1						寸前	VU
93		オオバクサフジ	1						寸前	VU
94	トウダイグサ科	ヒトツバハギ	1						危惧	
95	ミカン科	フユザンショウ	1						注目	
96	クロウメモドキ科	クロウメモドキ	1						準絶	
97	シナノキ科	カラスノゴマ	1						危惧	
98	ジンチョウゲ科	コガンピ	1						準絶	
99	グミ科	カツラギグミ	1					EN	危惧	VU
100	スミレ科	フモトスミレ	1						準絶	
101	ミゾハコベ科	イヌミゾハコベ	1						準絶	
102	ウリ科	キカラスウリ	1						注目	
103	ミソハギ科	ヒメミソハギ	1						危惧	NT
104		ミズマツバ	1					VU	危惧	NT
105	ヒシ科	ヒメビシ	1					VU	寸前	EX
106		オニビシ	1						危惧	
107	アカバナ科	ミズユキノシタ	1						注目	
108	アリノトウグサ科	オグラノフサモ	1					VU	寸前	CR+EN
109		フサモ	1						寸前	CR+EN
110	ウコギ科	ミヤマウコギ	1						準絶	
111	セリ科	ドクゼリ	1						準絶	VU
112	イチヤクソウ科	ウメガサソウ	1						危惧	NT
113		シャクジョウソウ	1						危惧	NT
114	ツツジ科	サラサドウダン	1						準絶	
115		サツキ	1						危惧	
116		レンゲツツジ	1						準絶	
117	ヤブコウジ科	カラタチバナ	1						寸前	
118	サクラソウ科	ミヤマタゴボウ	1						準絶	
119	カキノキ科	リュウキュウマメガキ	1						準絶	
120	マチン科	アイナエ	1						寸前	CR+EN
121	リンドウ科	リンドウ	1						注目	
122		フデリンドウ	1						危惧	
123		イヌセンブリ	1					VU	危惧	VU
124		センブリ	1						注目	
125	ミツガシワ科	アサザ	1					NT	危惧	DD
126	キョウチクトウ科	チョウジソウ	1					NT	寸前	CR+EN
127		ケテイカズラ	1						準絶	
128	ガガイモ科	フナバラソウ	1			希少		VU	寸前	CR+EN
129		タチカモメヅル	1						準絶	VU
130		スズサイコ	1					NT	危惧	VU
131		コバノカモメヅル	1						危惧	VU
132	アカネ科	イナモリソウ	1						寸前	NT
133		カギカズラ	1						危惧	
134	ヒルガオ科	ハマヒルガオ	1						寸前	
135	クマツヅラ科	コムラサキ	1						寸前	VU
136		カリガネソウ	1						準絶	
137	シソ科	カワミドリ	1						準絶	NT
138		エゾシロネ	1						危惧	
139		ハッカ	1						準絶	
140		ミゾコウジュ	1					NT	準絶	NT
141		ホクリクタツナミソウ	1						準絶	DD
142		イガタツナミソウ	1						準絶	
143	ゴマノハグサ科	マルバノサワトウガラシ	1					VU	寸前	
144		サワトウガラシ	1						危惧	
145		キクガラクサ	1					NT	危惧	
146		クチナシグサ	1						危惧	

表 2-2. 37(4) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献 資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
147	ゴマノハグサ科	コシオガマ	1						準絶	
148		オオヒキヨモギ	1					VU	準絶	NT
149		イヌノフグリ	1					VU	危惧	
150		カワヂシャ	1					NT	準絶	NT
151	キツネノマゴ科	オギノツメ	1						準絶	
152	ハマウツボ科	ナンバンギセル	1						注目	
153	タヌキモ科	ノタヌキモ	1					VU	危惧	
154		イスタヌキモ	1					NT	危惧	NT
155		ミミカキグサ	1						準絶	
156		ホザキノミミカキグサ	1						準絶	
157		ミカワタヌキモ	1					VU	寸前	
158		タヌキモ	1					NT	寸前	CR+EN
159		ヒメタヌキモ	1					NT	寸前	CR+EN
160		ムラサキミミカキグサ	1					NT	寸前	CR+EN
161	オミナエシ科	オミナエシ	1						準絶	NT
162	キキョウ科	ヤマホタルブクロ	1						危惧	
163		サワギキョウ	1						準絶	NT
164	キク科	サワシロギク	1						準絶	CR+EN
165		シマカンギク	1						危惧	
166		キクタニギク	1					NT	危惧	
167		ミツバヒヨドリバナ	1						注目	
168		スイラン	1						危惧	NT
169		オグルマ	1						危惧	CR+EN
170		ノニガナ	1						寸前	
171	オモダカ科	ヘラオモダカ	1						準絶	
172		アギナシ	1					NT	危惧	CR+EN
173		ウリカワ	1						準絶	
174	トチカガミ科	マルミスブタ	1					VU	寸前	CR+EN
175		スブタ	1					VU	寸前	CR+EN
176		ヤナギスブタ	1						危惧	CR+EN
177		クロモ	1						注目	
178		ミズオオバコ	1					VU	危惧	NT
179		セキショウモ	1						危惧	EX
180	ヒルムシロ科	イトモ	1					NT	寸前	CR+EN
181	イバラモ科	サガミトリゲモ	1					VU	寸前	CR+EN
182		イトトリゲモ	1					NT	寸前	VU
183		イバラモ	1						寸前	EX
184		オオトリゲモ	1						寸前	CR+EN
185	ユリ科	シライトソウ	1						準絶	
186		ノカンゾウ	1						危惧	VU
187		ミズギボウシ	1						危惧	VU
188	ヒガンバナ科	オオキツネノカミソリ	1						注目	
189		ナツズイセン	1						準絶	
190	ミズアオイ科	ミズアオイ	1					NT	寸前	CR+EN
191	アヤメ科	ノハナショウブ	1						準絶	CR+EN
192		カキツバタ	1					NT	準絶	DD
193	イグサ科	ハナビゼキショウ	1						準絶	
194		ヒロハノコウガイゼキショウ	1						寸前	
195		タマコウガイゼキショウ	1						寸前	
196		ハリコウガイゼキショウ	1						準絶	
197	ホシクサ科	ホシクサ	1						注目	CR+EN
198	イネ科	ヒメコヌカグサ	1					NT	準絶	CR+EN
199		ヤマアワ	1						危惧	
200		オガルカヤ	1						準絶	
201		スズメガヤ	1						準絶	
202		オオニワホコリ	1						準絶	
203		ナルコビエ	1						危惧	
204		ウンヌケモドキ	1					NT	寸前	VU
205		ムツオレグサ	1						準絶	

表 2-2. 37(5) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
206	イネ科	ウシノシッペイ	1						準絶	
207		コウボウ	1						危惧	
208		アシカキ	1						準絶	
209		エゾノサヤヌカグサ	1						危惧	
210		ミノボロ	1						準絶	VU
211		トキワスキ	1						注目	
212		ヌマガヤ	1						危惧	
213		ウシクサ	1						準絶	VU
214		メガルカヤ	1						注目	
215		シバ	1						注目	
216	サトイモ科	キシダマムシグサ	1						危惧	
217		ウラシマソウ	1						準絶	
218	ウキクサ科	コウキクサ	1						準絶	
219	ミクリ科	ヤマトミクリ	1					NT	危惧	VU
220		ナガエミクリ	1					NT	寸前	VU
221	ガマ科	コガマ	1						危惧	NT
222	カヤツリグサ科	ウキヤガラ	1						準絶	
223		イトハナビテンツキ	1						危惧	
224		ミノボロスゲ	1						危惧	
225		ホザキマスキサ	1					VU	危惧	
226		エナシヒゴクサ	1						寸前	
227		マツバスゲ	1						注目	
228		ハリガネスゲ	1						危惧	
229		オニスゲ	1						準絶	
230		イトスゲ	1						危惧	
231		タニガワスゲ	1						準絶	
232		ヤマアゼスゲ	1						準絶	
233		ヤガミスゲ	1						準絶	NT
234		ミコシガヤ	1						準絶	NT
235		ヤチカワズスゲ	1						寸前	
236		ヒメゴウソ (広義)	1						準絶	
237		ヤブスゲ	1						危惧	
238		サトヤマハリスゲ	1						危惧	CR+EN
239		イヌクグ	1						準絶	
240		ツルナシコアゼガヤツリ	1						注目	
241		オオシロガヤツリ	1						注目	NT
242		シロガヤツリ	1						準絶	DD
243		シカクイ	1						準絶	
244		ノテンツキ	1						準絶	
245		ヒンジガヤツリ	1						準絶	
246		イヌノハナヒゲ	1						準絶	
247		コイヌノハナヒゲ	1						寸前	
248		イガクサ	1						危惧	CR+EN
249		フトイ	1						危惧	VU
250		サンカクイ	1						注目	
251		コマツカサススキ	1						危惧	NT
252		マツカサススキ	1						危惧	VU
253		ミカワシンジュガヤ	1					VU	寸前	CR+EN
254		コシンジュガヤ	1						寸前	VU
255		ケシンジュガヤ	1						寸前	EX
256		マネキシシンジュガヤ	1						寸前	
257	ラン科	シラン	1					NT	寸前	CR+EN
258		マメツタラン	1					NT	危惧	CR+EN
259		エビネ	1					NT	注目	NT
260		ギンラン	1						危惧	VU
261		キンラン	1					VU	危惧	VU
262		クマガイソウ	1					VU	寸前	CR+EN
263		セッコク	1						危惧	CR+EN
264		カキラン	1						準絶	

表 2-2. 37(6) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
265	ラン科	タシロラン	1					NT	注目	
266		ツチアケビ	1						準絶	
267		オニノヤガラ	1						準絶	
268		クロヤツシロラン	1						危惧	NT
269		アキザキヤツシロラン	1						注目	
270		アケボノシュスラン	1						準絶	
271		サギソウ	1					NT	寸前	VU
272		ミズトンボ	1					VU	危惧	CR+EN
273		ムヨウラン	1						寸前	NT
274		クロムヨウラン	1						寸前	NT
275		ジガバチソウ	1						危惧	CR+EN
276		コ克蘭	1						注目	
277		フウラン	1					VU	寸前	CR+EN
278		ムカゴサイシン	1					EN	寸前	CR+EN
279		ジンバイソウ	1						危惧	
280		コバノトンボソウ	1						危惧	CR+EN
281		トキシソウ	1					NT	危惧	CR+EN
282		ヤマトキシソウ	1						寸前	CR+EN
283		カヤラン	1						準絶	
284		クモラン	1						寸前	CR+EN
合計	90 科	284 種	-	0 種	0 種	2 種	0 種	60 種	284 種	123 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

出典：文献資料 1：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）

② 対象事業実施区域周辺で確認されている植物の生育状況

ア 植物相

対象事業実施区域周辺（枚方市大字尊延寺）において、枚方市東部清掃工場の建設計画に当たり、平成5年及び平成10～11年にかけて動植物調査（環境影響評価）が実施されている。この調査結果から確認種及び重要種の情報を整理した。枚方東部清掃工場建設計画及び東部スポーツ公園整備事業に係る動植物の調査範囲を図 2-2.13 に示す。また、枚方ふるさといきもの調査については、枚方市内全域で調査が実施されており、調査場所が対象事業実施区域周辺（穂谷、尊延寺、船橋川）と考えられる調査場所の調査結果を抽出した。

対象事業実施区域周辺における植物相の現地調査の概要を表 2-2.38 に示す。

表 2-2.38 対象事業実施区域周辺における現地調査の概要（植物相）

項目	調査季	文献資料		
		1	2	3
植物	春	○	○	○
	夏	○	○	○
	秋	○	○	○
	冬			○
植生	—			○

出典：文献資料1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成11年、枚方市）

文献資料2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成24年、枚方市）

文献資料3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成25年、枚方市）

対象事業実施区域周辺において、植物は147科892種記録されており、そのうち35科65種が重要種に該当した。植物の重要種一覧を表 2-2.39 に示す。

植物の重要種は、草本が大半を占め、水生植物のコウホネ、ヒツジグサ、フサモ、コウキクサ、湿生植物のモウセンゴケ、カワヂシャ、フトイ、草原に生育するカナビキソウ、フデリンドウなど、比較的開けた環境に生育する種が大半を占めた。そのほか、クロヤツシロラン、コ克蘭など、樹林に生育するラン科植物も確認された。

表 2-2. 39(1) 対象事業実施区域周辺の重要種（植物）

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	イワヒバ科	イヌカタヒバ	3					VU		
2	ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ	1						危惧	
3	オシダ科	コバノカナワラビ	3						注目	
4	デンジソウ科	デンジソウ	3					VU	寸前	CR+EN
5	ビャクダン科	カナビキソウ	1, 3						準絶	
6	ヒユ科	ヤナギイノコズチ	3						寸前	NT
7	スイレン科	コウホネ	1							VU
8		ヒツジグサ	1, 3							NT
9	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	2						準絶	
10	モウセンゴケ科	モウセンゴケ	1, 3							NT
11	ユキノシタ科	ウメバチソウ	3						危惧	VU
12	バラ科	ユキヤナギ	3						注目	VU
13	マメ科	カワラケツメイ	1							NT
14	ジンチョウゲ科	コガンピ	1, 3						準絶	
15	アカバナ科	ミズユキノシタ	3						注目	
16	アリノトウグサ科	フサモ	1						寸前	CR+EN
17	ツツジ科	シロバナウンゼンツツジ	3						絶滅	
18	ヤブコウジ科	カラタチバナ	3						寸前	
19	モクセイ科	ヤマトアオダモ	2						準絶	
20	リンドウ科	リンドウ	1, 3						注目	
21		フデリンドウ	1						危惧	
22	ガガイモ科	スズサイコ	3					NT	危惧	VU
23	ヒルガオ科	アオイゴケ	3						危惧	
24	ゴマノハグサ科	クチナシグサ	3						危惧	
25		コシオガマ	3						準絶	
26		カワヂシャ	1, 3					NT	準絶	NT
27	タヌキモ科	イヌタヌキモ	3					NT	危惧	NT
28		タヌキモ	1					NT	寸前	CR+EN
29	キキョウ科	サワギキョウ	3						準絶	NT
30		キキョウ	1					VU	寸前	VU
31	キク科	サワシロギク	3						準絶	CR+EN
32		スイラン	3						危惧	NT
33		オグルマ	3						危惧	CR+EN
34	トチカガミ科	クロモ	3						注目	
35		ミズオオバコ	3					VU		NT
36	ユリ科	ミズギボウシ	3						危惧	VU
37		ヤマカシュウ	1						準絶	NT
38	ヒガンバナ科	ナツズイセン	3						準絶	
39	イグサ科	ハナビゼキショウ	3						準絶	
40		ハリコウガイゼキショウ	1						準絶	
41	イネ科	ヤマアワ	1, 2, 3						危惧	
42		オガルカヤ	3						準絶	
43		ウシノシッペイ	3						準絶	
44		アシカキ	1						準絶	
45		スズメノコビエ	3						危惧	VU
46		メガルカヤ	1, 3						注目	
47		シバ	2, 3						注目	
48	サトイモ科	ウラシマソウ	3						準絶	
49	ウキクサ科	コウキクサ	1, 3						準絶	
50	ミクリ科	ナガエミクリ	3					NT	寸前	VU
51	カヤツリグサ科	ヌカスゲ	3						準絶	
52		ノゲヌカスゲ	3						注目	
53		ミコシガヤ	3						準絶	NT
54		シカクイ	1, 3						準絶	
55		ノテンツキ	1, 2, 3						準絶	
56		ヒンジガヤツリ	3						準絶	
57		フトイ	1, 3						危惧	VU
58		コマツカサススキ	3						危惧	NT
59		コシンジュガヤ	3						寸前	VU
60	ラン科	ギンラン	1, 2, 3						危惧	VU

表 2-2. 39(2) 対象事業実施区域周辺の重要種（植物）

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
61	ラン科	カキラン	3						準絶	
62		クロヤツシロラン	1, 3						危惧	NT
63		コ克蘭	1, 2, 3						注目	
64		フウラン	3					VU	寸前	CR+EN
65		ヒトツボクロ	3						危惧	VU
合計	35 科	65 種	－	0 種	0 種	0 種	0 種	10 種	59 種	31 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2017」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」において指定されている種
絶滅：絶滅種、寸前：絶滅寸前種、危惧：絶滅危惧種、準絶：準絶滅危惧種、注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

出典：文献資料 1：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

文献資料 2：「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書」（平成 24 年、枚方市）

文献資料 3：「枚方ふるさといきもの調査報告書」（平成 25 年、枚方市）

イ 相観植生

枚方ふるさといきもの調査における現存相観植生図を図 2-2. 14に示す。

調査地域周辺は、枚方市南東部に位置する丘陵地帯となっている。市街地と水田、畑地が広く分布しており、山地の植生はコナラ林とアカマツ林、アラカシ林、竹林など里山の樹林が多くみられるほか、ゴルフ場（低草草本、芝草地）も数カ所に位置している。なお、京田辺市との府境付近では、一部の山地でコナラ林や竹林などの樹林植生がみられるが、公園（高茎草本、低草草本、造成直後の裸地など）、ゴルフ場（低草草本、芝草地）などの土地利用が多くなっている。

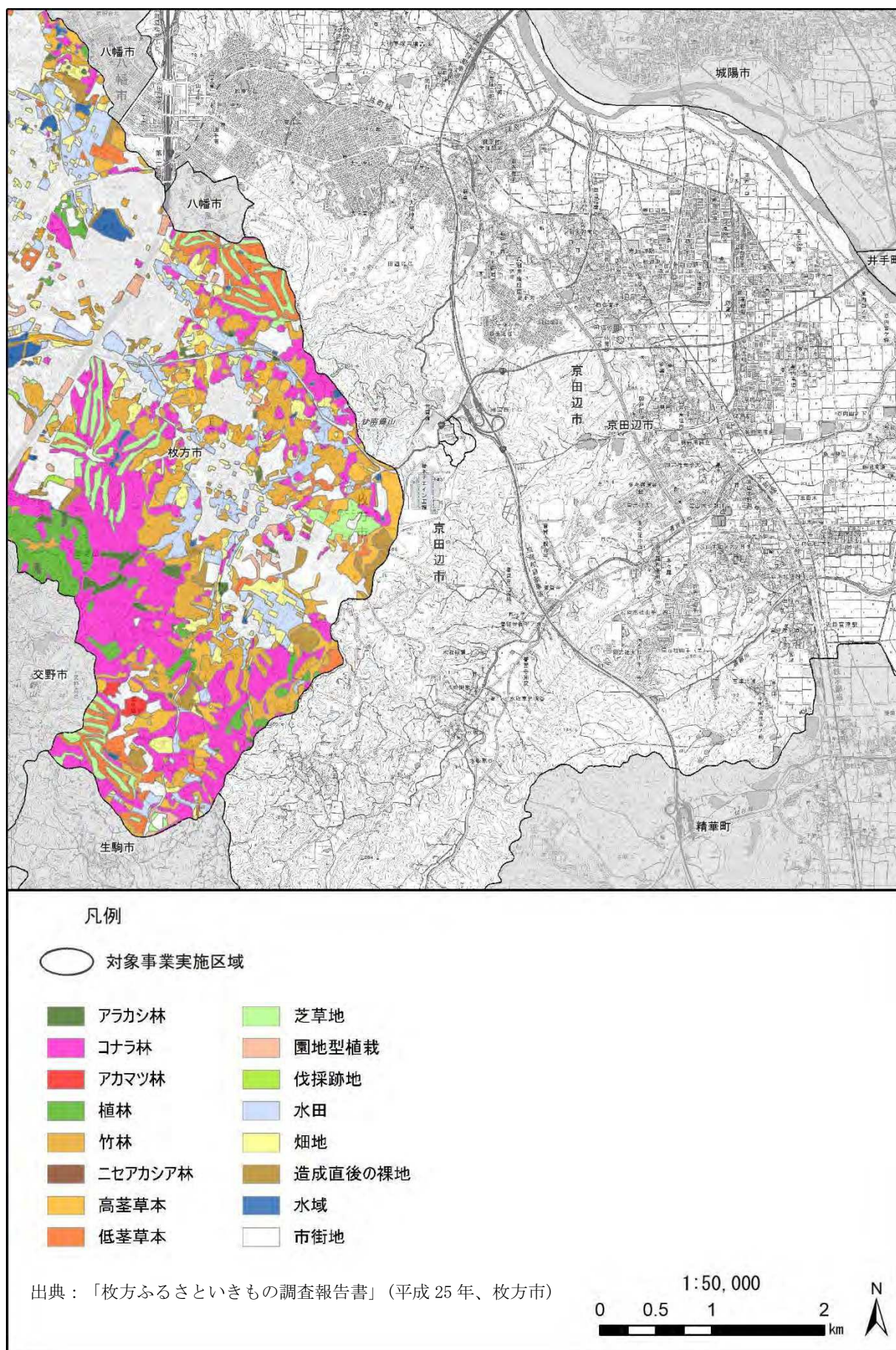


図 2-2.14 現存相観植生図(枚方ふるさといきもの調査)

③ 植生

調査地域周辺の現存植生図を図 2-2. 15 に示す。

調査地域周辺は、木津川及び淀川の流域に形成された平野部に成立した市街地や耕作地と、大阪府と京都府の府境に当たる丘陵地に残存する山林が接する地域となっている。「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成11年～平成24年、環境省）によると、植生は、平地の市街地や水田と丘陵地の樹林がモザイク状に分布しており、丘陵地の一部はゴルフ場、公園等として利用されている。丘陵地では、落葉広葉樹林のアベマキ・コナラ群集が優占するが、山裾を中心に竹林が広く分布している。そのほか、部分的にモチツツジ・アカマツ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林がみられる。

④ 植物群落

調査地域周辺の重要な植物群落一覧を表 2-2. 40 に、重要な植物群落を図 2-2. 16 に示す。

「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年、環境庁）によると、特定植物群落として、枚方市の「菅原神社のシイ林」と京田辺市の「木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落」が挙げられる。調査地域の西側に位置する「菅原神社のシイ林」は、暖温帯常緑広葉高木林に区分され、郷土景観を代表する植物群落として指定されている。調査地域の東側に位置する「木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落」は、河辺植生に区分され、特殊な立地に特有な植物群落として指定されている。また、京都府レッドデータブック2015において地域生態系として指定されたコナラ群落及びアカマツ群落（表 2-2. 42 参照）は、京田辺市多々羅に分布しており、「管理維持」として指定されている。

表 2-2. 40 調査地域の重要な植物群落一覧

番号	群落名	所在地	文献
1	菅原神社のシイ林	枚方市	①
2	木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落	京田辺市	①
-	コナラ群落	京田辺市多々羅	②、③
-	アカマツ群落	京田辺市多々羅	②、③

注. 番号は、図 2-2. 16 に対応している。

出典：①「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年、環境庁）

：②「京都府自然環境目録2015」（平成27年、京都府）

：③「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）

⑤ 巨樹・巨木林

調査地域周辺の巨樹・巨木林一覧を表 2-2. 41 に、巨樹・巨木林位置を図 2-2. 17 に示す。ケヤキやモチノキなどが京田辺市に分布している。

表 2-2. 41 調査地域の巨樹・巨木林一覧

番号	種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	地名	市
1	ケヤキ	335	34	田辺棚倉孫神社	京田辺市
2	ケヤキ	302	21	多々羅	京田辺市
3	モチノキ	303	27	天王朱智神社	京田辺市
4	スダジイ	320	26	飯岡咋岡神社	京田辺市
5	クスノキ	555	13.5	飯岡	京田辺市

注. 番号は、図 2-2. 17 に対応している。

出典：「第4回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（平成2年、環境庁）

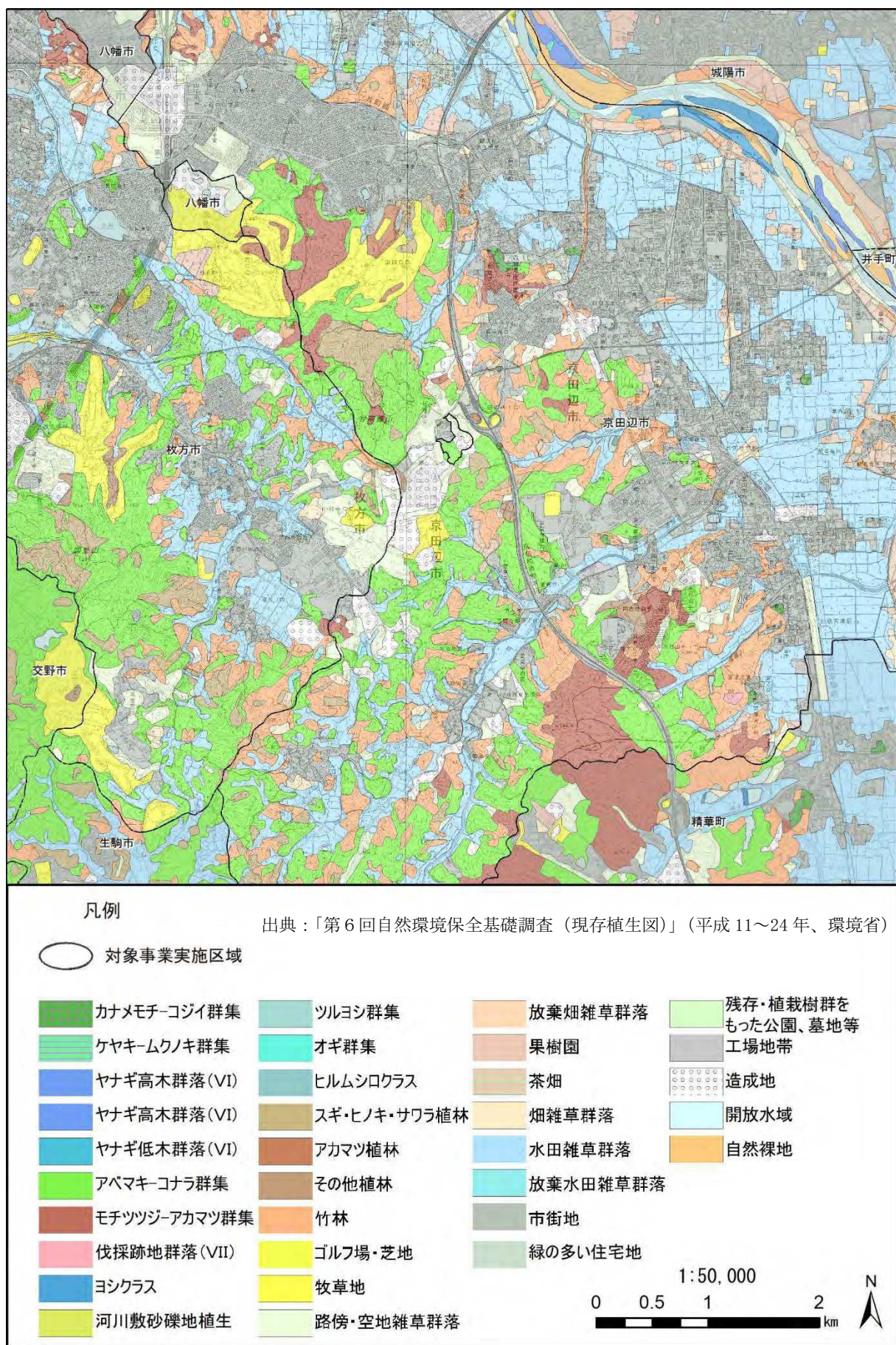


図 2-2.15 現存植生図

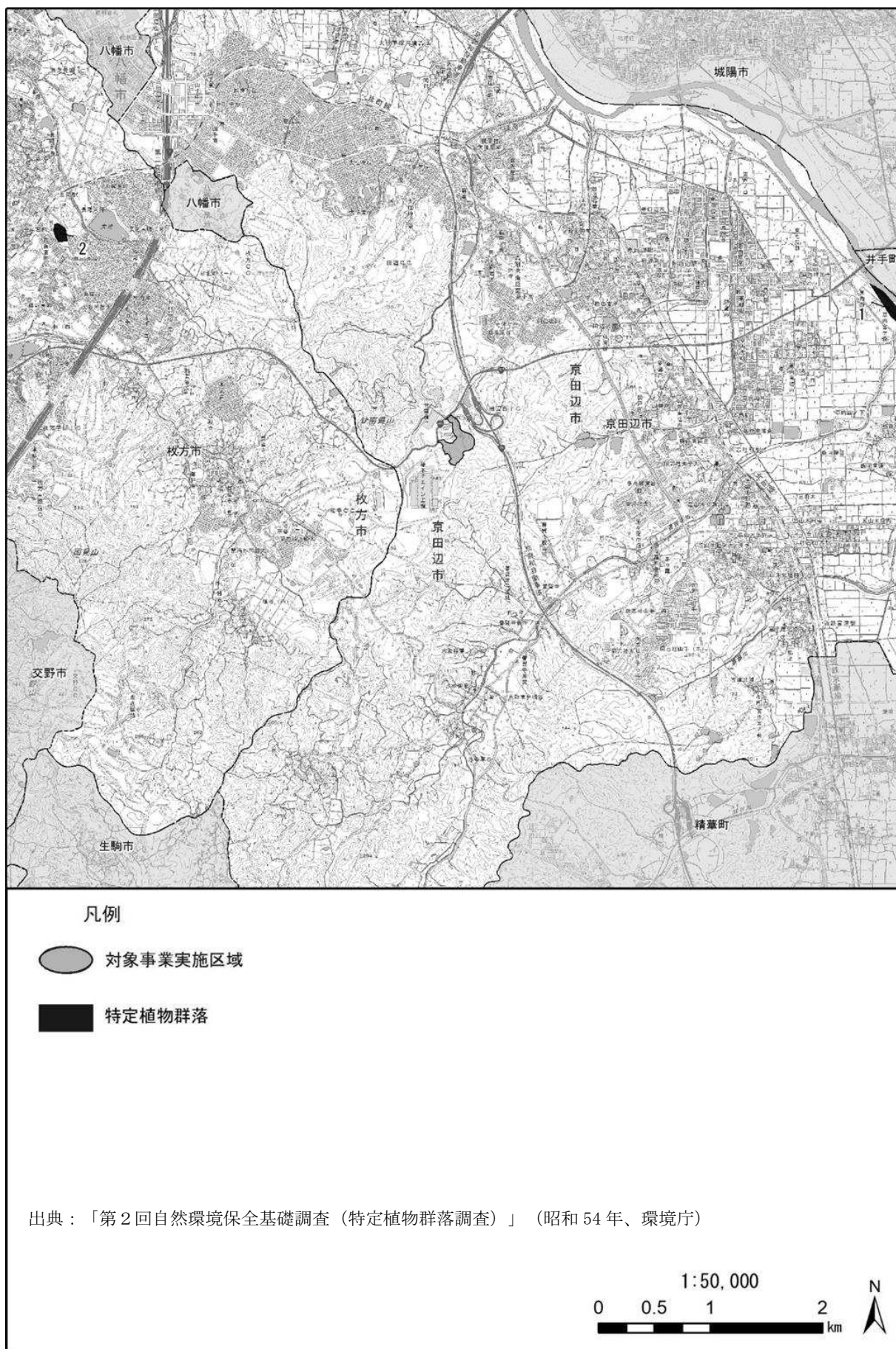
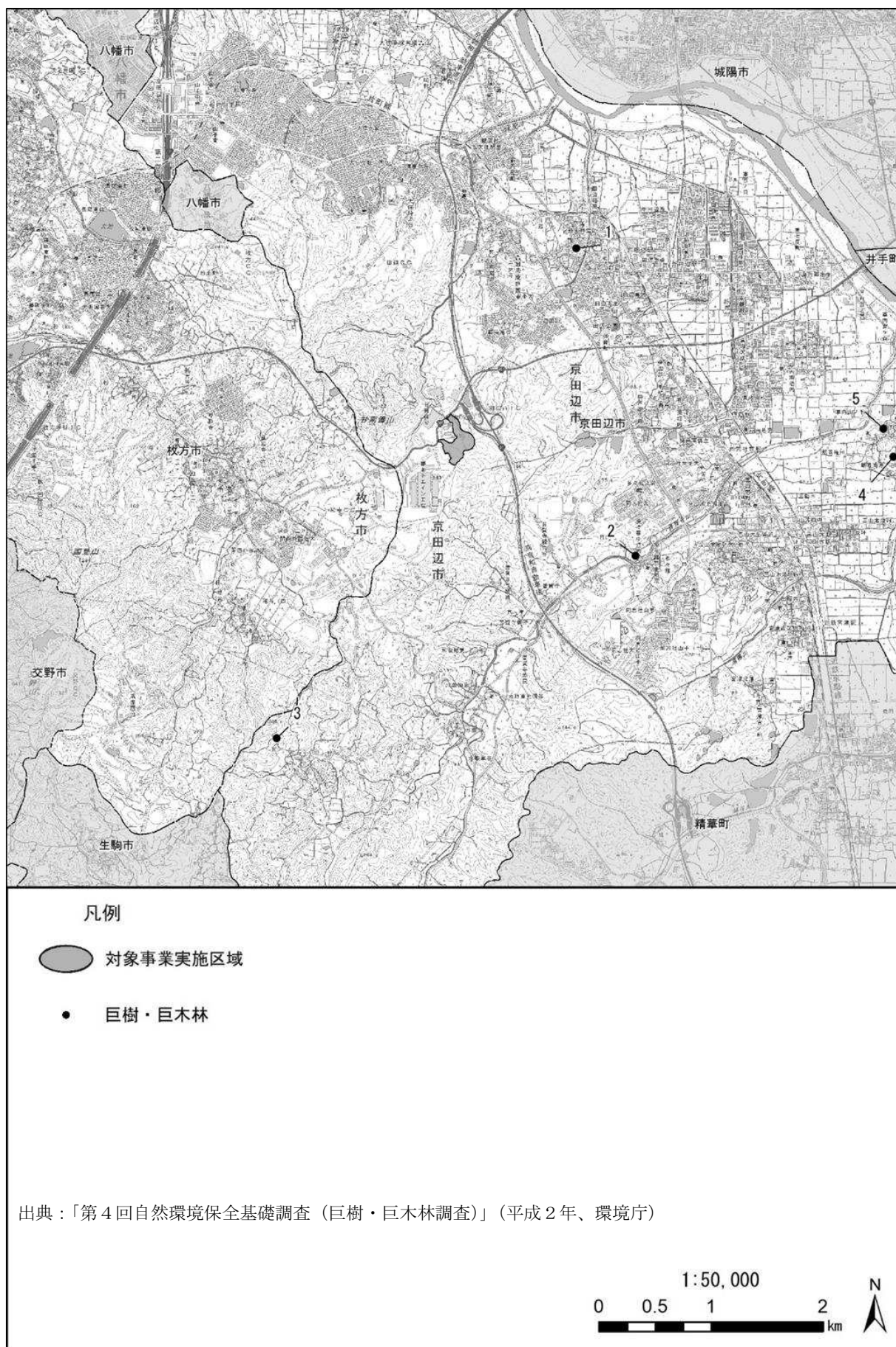


図 2-2.16 重要な植物群落位置図



3) 生態系

① 生態系の概要

調査地域周辺は、日本の気候区分によると瀬戸内気候区に属しており、潜在植生はヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林である。しかし、現存植生図では、大半が代償植生となっており、落葉広葉樹二次林であるアベマキ-コナラ群集や、モウソウチク等が優占する竹林及び公園等、人為的な影響を受けた植生が分布している。また、水田、小規模なため池等の水域も広くみられることから、代償植生及び水辺環境を基盤とした里地・里山の生態系と考えられる。

樹林は、優占するコナラ、アベマキといった高木性の落葉広葉樹のほか、シロダモ、ヒサカキといった低木種や、ヤマイタチシダ、ナキリスゲ、コ克蘭といった草本種が分布している。また、水田やため池等の周辺の湿地や草地では、ヨシやススキなどの大型草本、ツリガネニンジン、ノアザミ、セリ、フトイといった多様な草本種が生育している。

これらの植生を基盤として、哺乳類のアカネズミ、カヤネズミ、鳥類のホオジロ、カワラヒワ、両生類のニホンアマガエルやトノサマガエル、昆虫類のショウリョウバッタやヤマトシジミ、魚類のカワムツやミナミメダカといった小動物が生息する。さらに、それらの動物を捕食する中型哺乳類のホンドキツネや、鳥類のアオサギ、サシバ等が生態系の上位種として位置づけられる。

② 重要な生態系

調査地域周辺の重要な生態系一覧を表 2-2. 42 に示す。このうち、京田辺多々羅のコナラ群落及びアカマツ群落は京都府レッドデータブック 2015、穂谷・尊延寺及び淀川ワンド群は大阪府レッドリスト 2014 で選定されている重要な生態系である。

表 2-2. 42 重要な生態系一覧

名称	群落名	地点名	所在地	京都府 RDB	大阪府 RL
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	多々羅	京田辺市多々羅	管理維持	
温帯針葉樹林	アカマツ群落	多々羅	京田辺市多々羅	管理維持	
穂谷・尊延寺	-	-	枚方市		A ランク
淀川ワンド群（城北・庭窪・楠葉など）	-	-	大阪市・守口市・寝屋川市・枚方市・高槻市		A ランク

注 1. 京都府 RDB：「京都府レッドデータブック 2015」掲載種

要特別対策、要保全対策、管理維持

注 2. 大阪府 RL：「大阪府レッドリスト 2014」掲載種

A ランク：多様な生物種群の絶滅危惧種にとっての生存基盤となっている重要な生息地

B ランク：A ランクに準ずる生息地

C ランク：一部の絶滅危惧種に限られるが、その生存基盤となっている生息地

注 3. 所在地は、出典に記載されているものであり、調査地域外の地名も含む。

出典：「京都府自然環境目録 2015」（平成 27 年、京都府）

：「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）

：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

1) 景観の状況

調査地域周辺の主要な眺望点一覧を表 2-2.43 に、景観資源一覧を表 2-2.44 に、主要な眺望点及び景観資源位置を図 2-2.18 に示す。

調査地域周辺の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北側に位置する甘南備山、南西側に位置する国見山及び東側に位置する飯岡丘陵があげられる。

調査地域周辺の景観資源としては、主要な眺望点である甘南備山及び国見山のハイキングコースや、京都の自然200選に記載されている飯岡丘陵などがあげられる。

表 2-2.43 調査地域周辺の主要な眺望点一覧

番号	名称	出典
1	甘南備山	①、③
2	国見山	②
3	飯岡丘陵	①

注. 番号は、図 2-2.18 (赤字) に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」(京都府ホームページ)

：②「きてみて枚方マップ 枚方八景」(枚方市ホームページ)

：③「甘南備山マップ」(平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会)

表 2-2.44 調査地域周辺の景観資源一覧

番号	名称	分類	出典
1	咋岡神社の「スダジイ」	植物	①
2	一休寺	景観(花)	③
3	甘南備山	ハイキングコース・眺望点	①、④
4	国見山	ハイキングコース・眺望点	②
5	飯岡丘陵	地形・地質	①

注. 番号は、図 2-2.18 (青字) に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」(京都府ホームページ)

：②「きてみて枚方マップ 枚方八景」(枚方市ホームページ)

：③「四季の見どころ花散歩」(京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS)

：④「甘南備山マップ」(平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会)



図 2-2. 18 主要な眺望点及び景観資源位置図

2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

調査地域周辺の人と自然との触れ合いの活動の状況を表 2-2. 45に、人と自然との触れ合いの活動の場を図 2-2. 19に示す。対象事業実施区域の北側に位置する甘南備山や、西側に位置する国見山、交野山などにはハイキングコースがある。また、京田辺市野外活動センターや枚方市野外活動センターは、キャンプ場などレクリエーション施設として利用されている。そのほか、調査地域の北東を流れる木津川の河川敷には運動公園、防賀川沿いには緑道があり、その中心部にスポーツ施設を併設した防賀川公園がある。

表 2-2. 45 調査地域の人と自然との触れ合いの活動の状況

番号	名称	分類	出典
1	昨岡神社の「スタジイ」	植物	①
2	虚空蔵谷の滝	地形・地質	①
3	一休寺	景観（花）	④
4	田辺木津川運動公園	公園	③
5	草内木津川運動公園	公園	③
6	防賀川公園	公園	③
7	防賀川緑道	公園	③
8	田辺公園	公園	③
9	ふわふわ公園	公園	③
10	諏訪ヶ原公園	公園	③
11	王仁公園	公園	⑥
12	枚方東部公園	公園	⑦
13	京田辺市野外活動センター （竜王こどもの王国）	キャンプ場	⑤
14	枚方市野外活動センター	キャンプ場	⑦
15	甘南備山	ハイキングコース	①、⑧
16	国見山	ハイキングコース	⑥、⑨
17	交野山	ハイキングコース	⑨、⑩
18	飯岡丘陵	地形・地質	①、②

注. 番号は、図 2-2. 19に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」（京都府ホームページ）

：②「景観資産登録地区」（京都府ホームページ）

：③「緑のまちづくり室（主な公園等施設）」（京田辺市ホームページ）

：④「四季の見どころ花散歩」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：⑤「京田辺市野外活動センター」（京田辺市ホームページ）

：⑥「きてみて枚方マップ 枚方八景、公園」（枚方市ホームページ）

：⑦「野外活動センター、公園みどり推進室」（枚方市ホームページ）

：⑧「甘南備山マップ」（平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会）

：⑨「生駒の自然歩道を歩こう」（大阪府ホームページ）

：⑩「いこいこマップ」（平成 25 年、生駒山系広域利用促進協議会）



図 2-2.19 人と自然との触れ合いの活動の場位置図

(7) その他の事項

平成25～27年度の京田辺市及び枚方市における典型7公害（大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下）に関する公害苦情件数を表 2-2. 46に示す。

これにより最近の傾向として平成27年度を見ると、京田辺市では大気汚染（16件）、騒音（9件）、悪臭（2件）の順で、枚方市では騒音（44件）、大気汚染（17件）、水質汚濁（10件）の順で公害苦情件数が多く、土壌汚染及び地盤沈下に関する公害苦情の報告はない。

表 2-2. 46 公害苦情件数

項目	年度	京田辺市 (件)	枚方市 (件)
大気汚染	平成 25 年度	16	36
	平成 26 年度	11	24
	平成 27 年度	16	17
騒音	平成 25 年度	7	63
	平成 26 年度	11	70
	平成 27 年度	9	44
振動	平成 25 年度	0	10
	平成 26 年度	0	10
	平成 27 年度	0	6
悪臭	平成 25 年度	2	9
	平成 26 年度	2	5
	平成 27 年度	2	2
水質汚濁	平成 25 年度	5	29
	平成 26 年度	1	25
	平成 27 年度	1	10
土壌汚染	平成 25 年度	0	0
	平成 26 年度	0	0
	平成 27 年度	0	0
地盤沈下	平成 25 年度	0	0
	平成 26 年度	0	0
	平成 27 年度	0	0

出典：「平成 26～28 年度版 京都府環境白書」（平成 27～29 年、京都府）

：「平成 26～28 年版 ひらかたの環境」（平成 26～28 年、枚方市）

2-2-2 社会的・文化的状況

(1) 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

① 人口・世帯数・人口密度等

京田辺市及び枚方市の人口・世帯数を表 2-2. 47 に示す。

平成28年の人口・世帯数は、京田辺市で67,466人、27,712世帯、枚方市で406,133人、176,645世帯となっている。また、人口密度は京田辺市で1,572人/km²、枚方市で6,237人/km²となっている。

人口の推移についてみると、京田辺市は平成24年以降増加傾向を維持しており、枚方市は平成24年以降減少傾向となっている。

表 2-2. 47 人口・世帯数

市	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員 (人)	人口密度 (人/km ²)
京田辺市	平成 24 年	64,636	25,580	2.53	1,505
	平成 25 年	65,403	25,919	2.52	1,523
	平成 26 年	66,093	26,584	2.49	1,539
	平成 27 年	66,879	27,124	2.47	1,558
	平成 28 年	67,466	27,712	2.43	1,572
枚方市	平成 24 年	409,964	173,344	2.36	6,299
	平成 25 年	408,610	174,419	2.34	6,279
	平成 26 年	407,528	175,717	2.32	6,258
	平成 27 年	406,133	176,645	2.30	6,237
	平成 28 年	406,133	176,645	2.30	6,237

注 1. 京田辺市の値は各年 4 月 1 日現在。

枚方市の値は、平成 27 年以前が各年 12 月末日現在、平成 28 年が 1 月 1 日現在。

注 2. 枚方市の平成 27 年の 1 世帯当たり人員は、平成 28 年 1 月 1 日現在。

出典：「京田辺市統計書 平成 28 年版」（平成 29 年、京田辺市）

：「第 42～46 回 枚方市統計書（平成 24～28 年版）」（平成 25～29 年、枚方市）

② 人口動態

京田辺市及び枚方市の人口動態を表 2-2. 48 に示す。

京田辺市では、平成25年以降も継続して自然動態、社会動態ともに増加を示しているが、枚方市では、平成25年以降、自然動態及び社会動態ともに減少している。

表 2-2. 48 人口動態

市	年次	自然動態 (人)			社会動態 (人)		
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減
京田辺市	平成 25 年	572	532	40	3,003	2,694	309
	平成 26 年	552	479	73	3,258	2,441	817
	平成 27 年	536	499	37	3,226	2,544	682
枚方市	平成 25 年	3,178	3,251	△73	13,096	14,194	△1,281
	平成 26 年	3,061	3,236	△175	13,113	14,082	△907
	平成 27 年	2,998	3,464	△466	13,171	14,197	△929

注 1. 枚方市の平成 25 年以降の社会動態は、転入又は転出に職権記載及び職権削除を加えた値。

注 2. △は人口減少を意味する。

出典：「京田辺市統計書 平成 27・28 年版」（平成 28・29 年、京田辺市）

：「第 46 回 枚方市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年、枚方市）

2) 産業の状況

① 産業の構造

京田辺市及び枚方市の産業別人口を表 2-2. 49 に示す。

平成12年以降の10年間の産業別人口の総数（就業者数合計）は、京田辺市で増加しており、枚方市では減少している。産業別の就業者数では、京田辺市で第3次産業が増加し、第1次産業、第2次産業ともに減少している。枚方市では、第1次産業、第2次産業及び第3次産業とも減少している。なお、平成22年の第3次産業の就業者割合は、京田辺市68.7%、枚方市70.3%と高い割合を占めている。

表 2-2. 49 産業別人口

市	年次	項目	第1次産業 (人)	第2次産業 (人)	第3次産業 (人)	分類不能の 産業 (人)	就業者数 合計 (人)
京田辺市	平成12年	総数	802	7,975	18,324	136	27,237
		構成比	(2.94%)	(29.28%)	(67.28%)	(0.50%)	(100.00%)
	平成17年	総数	756	6,911	19,393	760	27,820
		構成比	(2.72%)	(24.84%)	(69.71%)	(2.73%)	(100.00%)
	平成22年	総数	614	6,513	19,797	1,902	28,826
		構成比	(2.13%)	(22.59%)	(68.68%)	(6.60%)	(100.00%)
枚方市	平成12年	総数	1,017	56,779	124,290	4,144	186,230
		構成比	(0.55%)	(30.49%)	(66.74%)	(2.23%)	(100.00%)
	平成17年	総数	1,134	48,251	127,030	4,953	181,368
		構成比	(0.63%)	(26.60%)	(70.04%)	(2.73%)	(100.00%)
	平成22年	総数	871	40,541	121,367	9,901	172,680
		構成比	(0.50%)	(23.48%)	(70.28%)	(5.73%)	(100.00%)

出典：「京田辺市統計書 平成28年版」（平成29年、京田辺市）

：「第32・41・46回 枚方市統計書（平成14・23・28年版）」（平成15・24・29年、枚方市）

② 第1次産業

京田辺市及び枚方市の専業兼業農家数（販売農家）を表 2-2.50に、経営耕地面積（販売農家）を表 2-2.51に示す。

京田辺市、枚方市とも農家人口、農家総戸数とも減少している。両市とも農家に占める割合では兼業農家が多いが、経年的には減少している。また、兼業農家では農業所得を従とする第2種兼業農家の割合が多い。

経営耕地面積では、両市とも総面積は減少している。また、田、畑、樹園地の種別では、両市とも田の面積割合が高い。近年の推移では、京田辺市の畑面積の増加を除けば、他の耕地はいずれも減少している。

表 2-2.50 専業兼業農家数（販売農家）

市	年次	項目	農家人口	農家 総戸数	専業	兼業（戸）		
			（人）	（戸）	（戸）	総数	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
京田辺市	平成 17 年	総数	4,546	680	119	561	112	449
		構成比		(100.0%)	(17.5%)	(82.5%)	(16.5%)	(66.0%)
	平成 22 年	総数	2,749	627	107	520	78	442
		構成比		(100.0%)	(17.1%)	(82.9%)	(12.4%)	(70.5%)
	平成 27 年	総数	2,109	557	161	396	53	343
		構成比		(100.0%)	(28.9%)	(71.1%)	(9.5%)	(61.6%)
枚方市	平成 17 年	総数	2,594	584	117	467	55	412
		構成比		(100.0%)	(20.0%)	(80.0%)	(9.4%)	(70.5%)
	平成 22 年	総数	2,180	520	112	408	41	367
		構成比		(100.0%)	(21.5%)	(78.5%)	(7.9%)	(70.6%)
	平成 27 年	総数	1,703	460	136	324	17	307
		構成比		(100.0%)	(29.6%)	(70.4%)	(3.7%)	(66.7%)

出典：「京田辺市統計書 平成 27・28 年版」（平成 28・29 年、京田辺市）

：「第 46 回 枚方市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年、枚方市）

表 2-2.51 経営耕地面積（販売農家）

市	年次	項目	総面積 （a）	田 （a）	畑 （a）	樹園地 （a）
京田辺市	平成 17 年	総数	53,579	45,512	5,752	2,315
		構成比	(100.0%)	(84.9%)	(10.7%)	(4.3%)
	平成 22 年	総数	53,707	44,964	5,896	2,847
		構成比	(100.0%)	(83.7%)	(11.0%)	(5.3%)
	平成 27 年	総数	48,234	40,881	5,431	1,922
		構成比	(100.0%)	(84.8%)	(11.3%)	(4.0%)
枚方市	平成 17 年	総数	31,359	27,256	3,216	887
		構成比	(100.0%)	(86.9%)	(10.3%)	(2.8%)
	平成 22 年	総数	28,254	24,683	2,976	595
		構成比	(100.0%)	(87.4%)	(10.5%)	(2.1%)
	平成 27 年	総数	27,052	23,203	3,046	803
		構成比	(100.0%)	(85.8%)	(11.3%)	(3.0%)

出典：「京田辺市統計書 平成 27・28 年版」（平成 28・29 年、京田辺市）

：「第 46 回 枚方市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年、枚方市）

③ 第2次産業

京田辺市及び枚方市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表 2-2.52に、産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等を表 2-2.53に示す。

事業所数をみると、京田辺市、枚方市ともに平成22年と平成26年を比較するとやや減少し、従業者数では、京田辺市で増加、枚方市で減少している。また、平成26年の製造品出荷額等は、京田辺市、枚方市とも平成22年と比較して増加している。

産業中分類別の製造品出荷額等については、京田辺市では、はん用機械器具製造業が最も多く、次いで食料品製造業、印刷・同関連業の順となっている。また枚方市では、生産用機械器具製造業が最も多く、次いで鉄鋼業、食料品製造業の順となっている。

表 2-2.52 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

市	年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
京田辺市	平成 22 年	84	3,621	13,110,620
	平成 23 年	80	3,047	11,933,179
	平成 24 年	78	3,454	10,833,001
	平成 25 年	76	3,596	12,074,506
	平成 26 年	81	3,979	18,762,153
枚方市	平成 22 年	310	17,493	63,660,470
	平成 23 年	318	16,415	70,867,166
	平成 24 年	308	16,999	69,142,810
	平成 25 年	308	16,736	69,966,029
	平成 26 年	297	17,070	73,661,358

注. 各年 12 月 31 日現在。ただし、京田辺市の平成 23 年次のみ平成 24 年 2 月 1 日現在。

出典：「京田辺市統計書 平成 25・28 年版」（平成 26・29 年、京田辺市）

：「平成 24 年度経済センサスー活動調査 製造業（市区町村編）」
（平成 25 年、総務省・経済産業省）

：「第 43・46 回 枚方市統計書（平成 25・28 年版）」（平成 25・29 年、枚方市）

表 2-2. 53 産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

産業中分類	京田辺市			枚方市		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
総数	81	3,979	18,762,153	297	17,070	73,661,358
食料品製造業	6	373	5,323,768	23	3,619	7,901,315
飲料・たばこ・飼料製造業	6	103	320,357	4	57	74,328
繊維工業	2	16	X	20	516	823,876
木材・木製品製造業	2	23	X	1	12	X
家具・装備品製造業	-	-	-	4	31	41,823
パルプ・紙加工品製造業	4	185	817,620	12	337	1,160,912
印刷・同関連業	5	890	3,099,072	9	192	270,395
化学工業	3	32	36,788	15	908	4,478,127
石油製品・石炭製品製造業	-	-	-	2	22	X
プラスチック製品製造業	7	100	110,971	23	1,030	3,150,836
ゴム製品製造業	1	4	X	5	273	433,969
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	1	46	X
窯業・土石製品製造業	5	249	615,762	7	145	607,648
鉄鋼業	1	9	X	18	1,433	7,931,278
非鉄金属製造業	-	-	-	6	317	823,806
金属製品製造業	10	120	162,987	31	945	2,327,937
はん用機械器具製造業	3	916	6,245,463	23	722	1,892,345
生産用機械器具製造業	7	202	354,017	41	4,246	35,784,895
業務用機械器具製造業	7	233	260,320	4	226	234,269
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	155	X	9	194	668,666
電気機械器具製造業	5	193	228,080	17	792	3,058,448
情報通信機械器具製造業	1	41	X	3	236	355,985
輸送用機械器具製造業	4	135	360,423	10	629	1,336,654
その他の製造業	-	-	-	9	142	174,977

注 1. 平成 26 年 12 月 31 日現在。

注 2. “-” は該当数字なし、“X” は該当数値の公表をさし控えたものを示す。

注 3. 従業員 4 人以上の事業所の数値。

出典：「京田辺市統計書 平成 28 年版」（平成 29 年、京田辺市）

：「第 46 回 枚方市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年、枚方市）

④ 第 3 次産業

京田辺市及び枚方市の商店数、従業者及び年間商品販売額の推移を表 2-2. 54 に示す。

商店数は、京田辺市、枚方市ともに減少しており、従業員数は、京田辺市は減少、枚方市は増加している。また、年間商品販売額は、両市とも減少している。

表 2-2. 54 商店数、従業者及び年間商品販売額の推移

市	年次	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (万円)
京田辺市	平成 16 年	429	3,693	7,649,466
	平成 19 年	416	3,746	6,630,696
	平成 26 年	278	2,784	5,941,179
枚方市	平成 16 年	2,726	20,908	47,187,572
	平成 19 年	2,576	21,111	47,103,408
	平成 26 年	2,553	23,875	42,477,190

注. 各年 6 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在。

出典：「京田辺市統計書 平成 28 年版」（平成 29 年、京田辺市）

：「第 46 回 枚方市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年、枚方市）

(2) 行政区画の状況

調査地域周辺の行政区画を図 2-2. 20 に示す。対象事業実施区域は京田辺市内で、枚方市境界付近に位置している。

(3) 土地利用の状況

1) 現在の土地利用

京田辺市及び枚方市の地目別土地面積を表 2-2. 55 に示す。京田辺市は山林及び田が占める割合が多く、枚方市は宅地の占める割合が多い。

また、対象事業実施区域の現況土地利用は山林である。

表 2-2. 55 地目別土地面積

								千 m ²
市	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計
京田辺市	7,481	2,716	6,479	7	8,517	247	2,315	27,761
枚方市	5,227	1,297	24,414	5	1,058	115	3,170	35,282

注 1. 平成 27 年 1 月 1 日現在。

注 2. 京田辺市：課税の対象にならない土地を除く。田には介在田等、畑には介在畑等、山林には介在山林、雑種地には鉱泉地、牧場を含む。

注 3. 枚方市：固定資産課税台帳に登録されている土地である。田は一般田、介在田、市街化区域田の計、畑は一般畑、介在畑、市街化区域畑の計、山林は一般山林、介在山林の計。

注 4. 端数処理を行っているため、各地目別面積の合計、総数と内訳は整合しない場合がある。

出典：「平成 27 年 京都府統計書」（平成 29 年、京都府）

：「平成 27 年度 大阪府統計年鑑」（平成 28 年、大阪府）

2) 将来の土地利用計画

調査地域周辺の土地利用計画については、京田辺市都市計画マスタープラン（平成29年11月）によると、対象事業実施区域周辺は中部地域の都市型産業ゾーン及び公共公益ゾーンに位置づけられており、環境にやさしく、かつ生産性の高い工場や流通施設が集積する産業ゾーンを目指すこと並びにごみ焼却施設の更新及び緊急輸送路の結節点（田辺西インターチェンジ）という立地特性を活かし、防災拠点とすることが示されている。また、枚方市都市計画マスタープラン（平成29年3月）によると、調査地域は東部地域に位置付けられており、便利で快適に暮らせる都市、都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市、安心安全の都市、水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくりを目指すことが示されている。

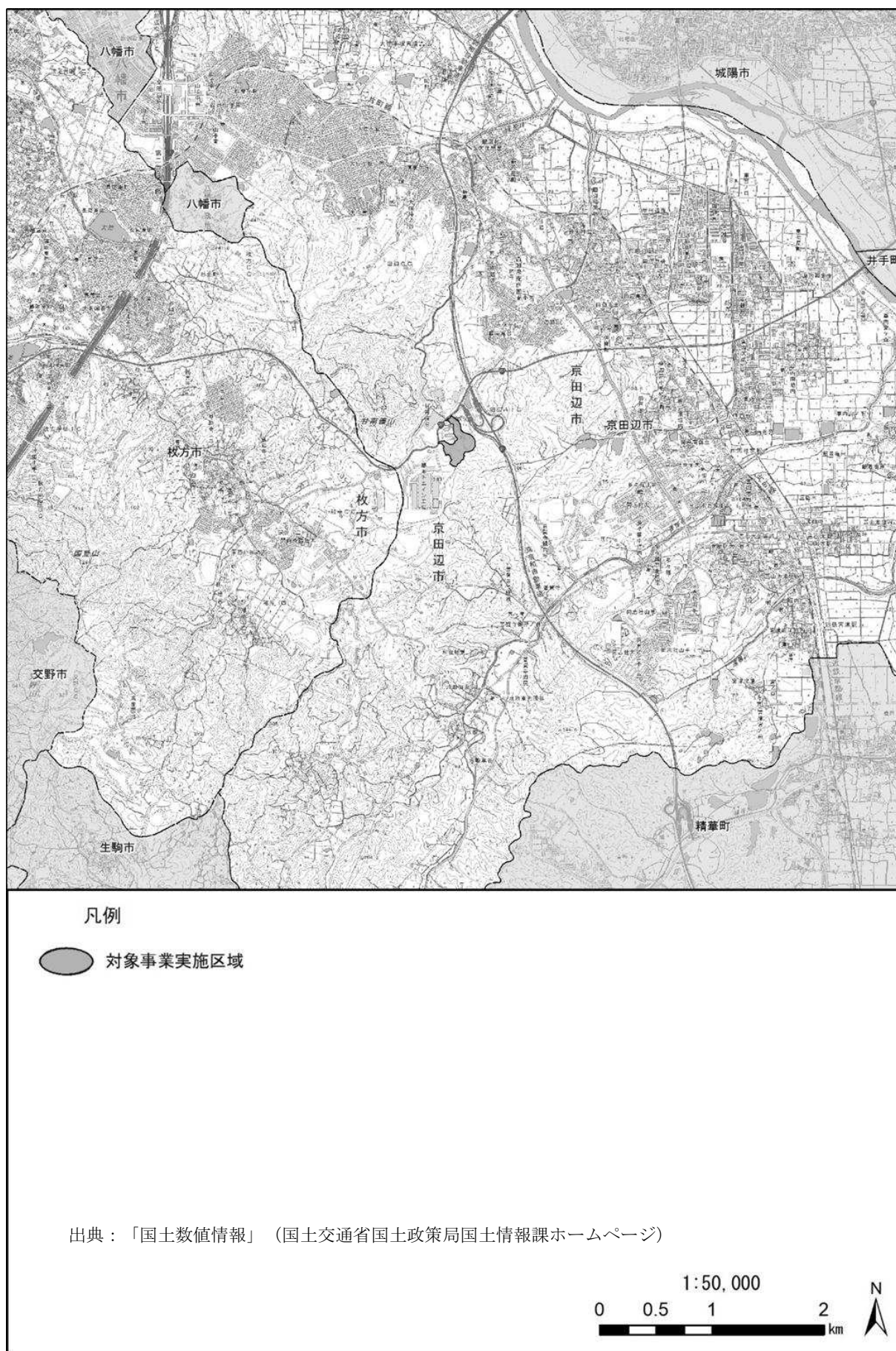


図 2-2. 20 行政区画図

(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況

1) 水面利用、その他の水利用の状況

調査地域周辺の主な河川は、調査地域の北東を流れる木津川、その支川である普賢寺川や防賀川、淀川の支川である穂谷川などである。また、京田辺市では、水道用水として一部、地下水を取水して利用している。京田辺市における地下水利用状況を表 2-2.56 に、上水道取水井の位置を図 2-2.21 に示す。

表 2-2.56 調査地域の地下水利用状況

番号	浄水場名	水源種別	水源名	計画取水量 (m ³ /日)
1	薪浄水場	伏流水	田辺取水井	480
2		浅井戸	浜新田	5,300
3			藪ノ本	4,560
4		深井戸	薪第1取水井	1,680
5			薪第2取水井	2,200
6	大住浄水場	深井戸	大住第1取水井	550
7			大住第2取水井	1,700
8			大住第3取水井	800
9	普賢寺浄水場	深井戸	普賢寺	280

注. 番号は図 2-2.21 に対応している。

出典：「京田辺市水道ビジョン～未来へうけつぐ故郷の水～」(平成25年2月、京田辺市上下水道部)

2) 漁業権の設定状況

木津川における内水面漁業権概要を表 2-2.57 に、漁業権位置を図 2-2.22 に示す。木津川水系は、木津川漁業協同組合が漁業権者であり、あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類が対象魚種になっている。

表 2-2.57 内水面漁業権概要

漁業権番号	京内共第7号
漁業権者の 名称及び住所	木津川漁業共同組合 京都府木津川市上狹東下16番地の8
漁業の区域	八幡市上津屋上津屋橋橋脚下流端から上流の木津川本流及びその支流
漁業の種類	第五種共同漁業
漁業権魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類
免許期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
遊漁の制限又は 禁止事項	(1) 水産動植物の採捕の許可(京都府内水面漁業調整規則(昭和40年京都府規則第33号。以下、この表において「規則」という。)第6条)
	(2) 採捕の禁止期間(規則第25条)
	(3) 体長等の制限(規則第26条)
	(4) 漁具漁法の制限及び禁止(規則第27条及び第31条、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第5条及び第6条)
	(5) 網目の大きさについて(規則第28条)
	(6) 採捕の禁止区域(規則第29条)
	(7) 外来魚の移植制限(規則第29条の2)

出典：京都府内水面漁業調整規則(昭和40年京都府規則第33号)

：水産資源保護法(昭和26年法律第313号)

：「遊漁のてびき～河川・湖沼～(ルールとマナーを守って楽しい遊漁)」(京都府ホームページ)

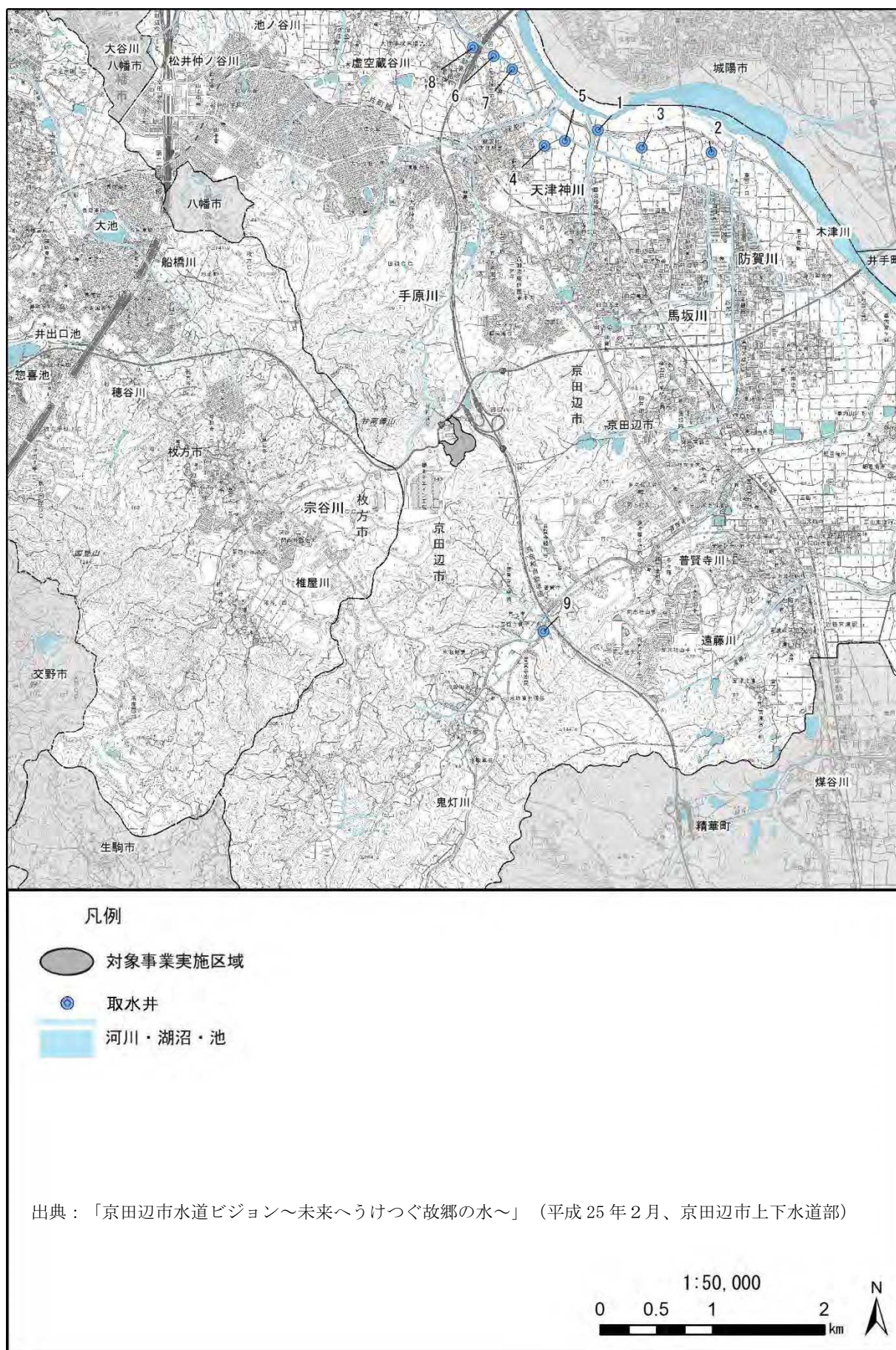
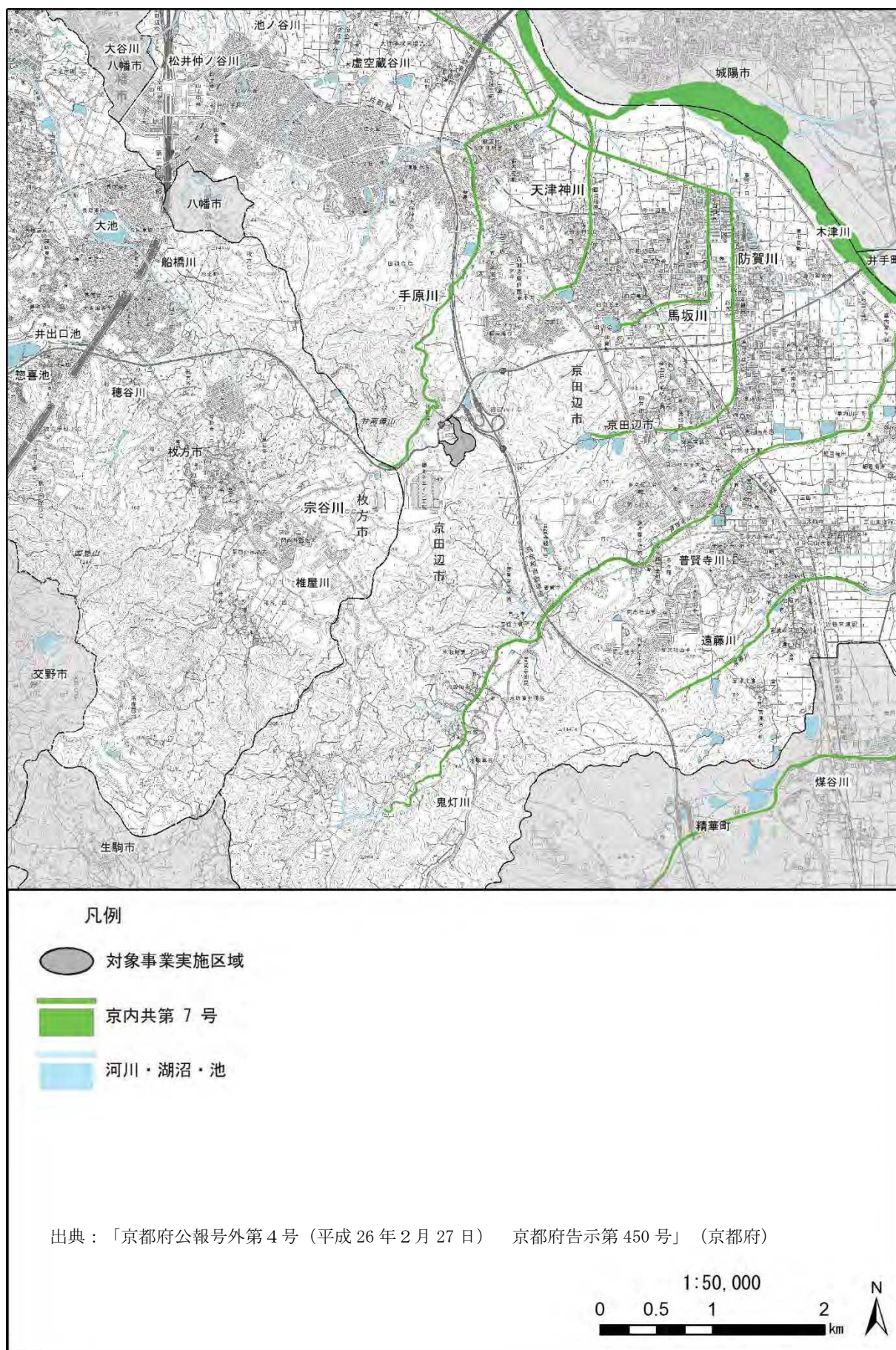


図 2-2.21 上水道取水井位置図



(5) 交通の状況

1) 道路

調査地域周辺の自動車交通量調査結果を「表 2-2.58」に、主要な道路及び道路交通センサス位置を「図 2-2.23」に示す。

調査地域周辺の交通網は、国道では、対象事業実施区域の北に国道307号が東西に延びるほか、対象事業実施区域の東には国道24号（京奈道路）が南北に延びている。このほか、西側には国道1号（第二京阪道路）が南北に延びている。府道としては、八幡木津線や枚方山城線が南北に伸びるほか、生駒井手線が対象事業実施区域の南に延びている。さらに調査地域の北西部では交野久御山線や長尾八幡線や枚方高槻線等が集まっている。自動車交通量をみると、平成27年度における国道の平日24時間の自動車交通量は、国道1号（第二京阪道路）の区間番号「10120」で57,665台、「10130」で54,048台と多くなっている。対象事業実施区域に最も近い区間は、国道307号の「11570」で、平日24時間の自動車交通量は17,147台となっている。

表 2-2.58 自動車交通量調査結果

道路 路線名	交通量 調査単 位区間 番号	観測地点名	昼間 12 時間自動車類 交通量（7 時～19 時）（台）			24 時間自動車類 交通量（台）		
			小型	大型	合計	小型	大型	合計
国道 1 号 （京都南道路）	10260	京田辺市松井口仲谷	7,713	1,838	9,551	11,246	3,212	14,458
国道 1 号 （第二京阪道路）	10120	～国道 1 号枚方東 IC	30,605	10,181	40,786	40,280	17,385	57,665
国道 1 号	10210	長尾台	12,871	3,214	16,085	18,551	5,004	23,555
	10220	-	12,518	3,091	15,609	17,673	4,648	22,321
国道 1 号 （第二京阪道路）	10130	国道 1 号枚方東 IC～ 国道 1 号枚方学研 IC	28,451	9,558	38,009	37,530	16,518	54,048
国道 1 号	10230	-	10,756	2,808	13,564	15,148	4,113	19,261
	10240	津田南町 2 丁目	8,429	1,868	10,297	13,202	3,276	16,478
国道 307 号	11560	京田辺市草内五反田	11,268	3,165	14,433	15,451	4,034	19,485
	11570	京田辺市田辺西川原	9,356	3,634	12,990	12,553	4,594	17,147
	11360	-	8,927	1,881	10,808	12,087	2,288	14,375
	11370	-	8,927	1,881	10,808	12,087	2,288	14,375
	11400	-	8,523	1,795	10,318	11,540	2,183	13,723
	11410	-	3,014	169	3,183	3,739	303	4,042
国道 24 号 （京奈和自動車道）	10670	田辺北 IC～田辺西 IC	10,050	2,810	12,860	12,809	3,563	16,372
	10680	田辺西 IC～精華下狛 IC	11,480	2,773	14,253	14,647	3,534	18,181
府道富野荘八幡線	60420	-	881	59	940	1,056	81	1,137
府道枚方山城線	42550	枚方市宗谷 2 丁目	3,698	911	4,609	4,707	1,055	5,762
	42110	京田辺市水取御家	2,024	723	2,747	2,637	824	3,461
府道生駒井手線	41900	京田辺市打田宮東	972	41	1,013	1,162	64	1,226
	41881	-	4,393	843	5,236	5,692	1,115	6,807
府道八幡木津線	40840	京田辺市薪堂ノ後	7,111	900	8,011	9,194	1,300	10,494
	40850	京田辺市興戸東垣内 10-1	10,302	723	11,025	13,336	1,327	14,663
	40860	京田辺市三山木北垣内	12,357	869	13,226	17,073	1,051	18,124
	40910	京田辺市一休ヶ丘	12,665	1,124	13,789	16,487	1,852	18,339
	40920	京田辺市興戸	9,948	815	10,763	12,851	1,356	14,207
府道長尾八幡線(旧)	61830	-	4,814	719	5,533	6,164	974	7,138

注 1. 番号は、「図 2-2.23」に対応している。

注 2. “-” は交通量を観測（未観測）していないことを示す。

注 3. “斜体表示” は推定した交通量を示す。

出典：「平成 27 年度 道路交通センサス調査結果（京都府）」（近畿地方整備局道路部ホームページ）

：「平成 27 年度 道路交通センサス調査結果（大阪府）」（近畿地方整備局道路部ホームページ）

また、京田辺市及び枚方市の自動車保有数を表 2-2. 59 に示す。自動車保有台数総数をみると、平成27年度末現在、京田辺市35,760台、枚方市162,201台で、両市とも乗用車及び軽自動車の保有台数が多い。

表 2-2. 59 自動車保有数

区 分		京田辺市	枚方市
自動車保有台数総数（台）		35,760	162,201
登録自動車保有台数（台）		自家用	21,040
		事業用	984
貨物用（台）	普通車	自家用	487
		事業用	385
	小型車	自家用	1,035
		事業用	18
	被けん引車	自家用	4
		事業用	42
乗合用（台）	普通車	自家用	1
		事業用	73
	小型車	自家用	41
		事業用	19
乗用（台）	普通車	自家用	9,240
		事業用	65
	小型車	自家用	9,806
		事業用	115
特殊用途用（台）	普通車・小型車	自家用	378
		事業用	267
	大型特殊車	自家用	48
		事業用	-
小型二輪車（台）		800	4,429
軽自動車（台）		12,936	47,732

注 1. 平成 27 年度末現在の数値。

注 2. 登録自動車総数には小型二輪車、軽自動車を含まない。

注 3. 市町村別台数には不明分があり、その台数を除いているため、総数とは一致しない。

注 4. 軽自動車の市区町村別台数は軽四輪のみである。

注 5. 京田辺市の“-”は、該当なし。

注 6. 枚方市の“-”は、以下の理由による。

- ・出典資料で貨物用はトラックと記載し、普通車、小型車には被けん引車を含むため。
- ・出典資料で乗合用はバスと記載し、普通車・小型車を区分していないため。

出典：「平成 27 年 京都府統計書」（平成 29 年、京都府）

：「平成 28 年度 大阪府統計年鑑」（平成 29 年、大阪府）

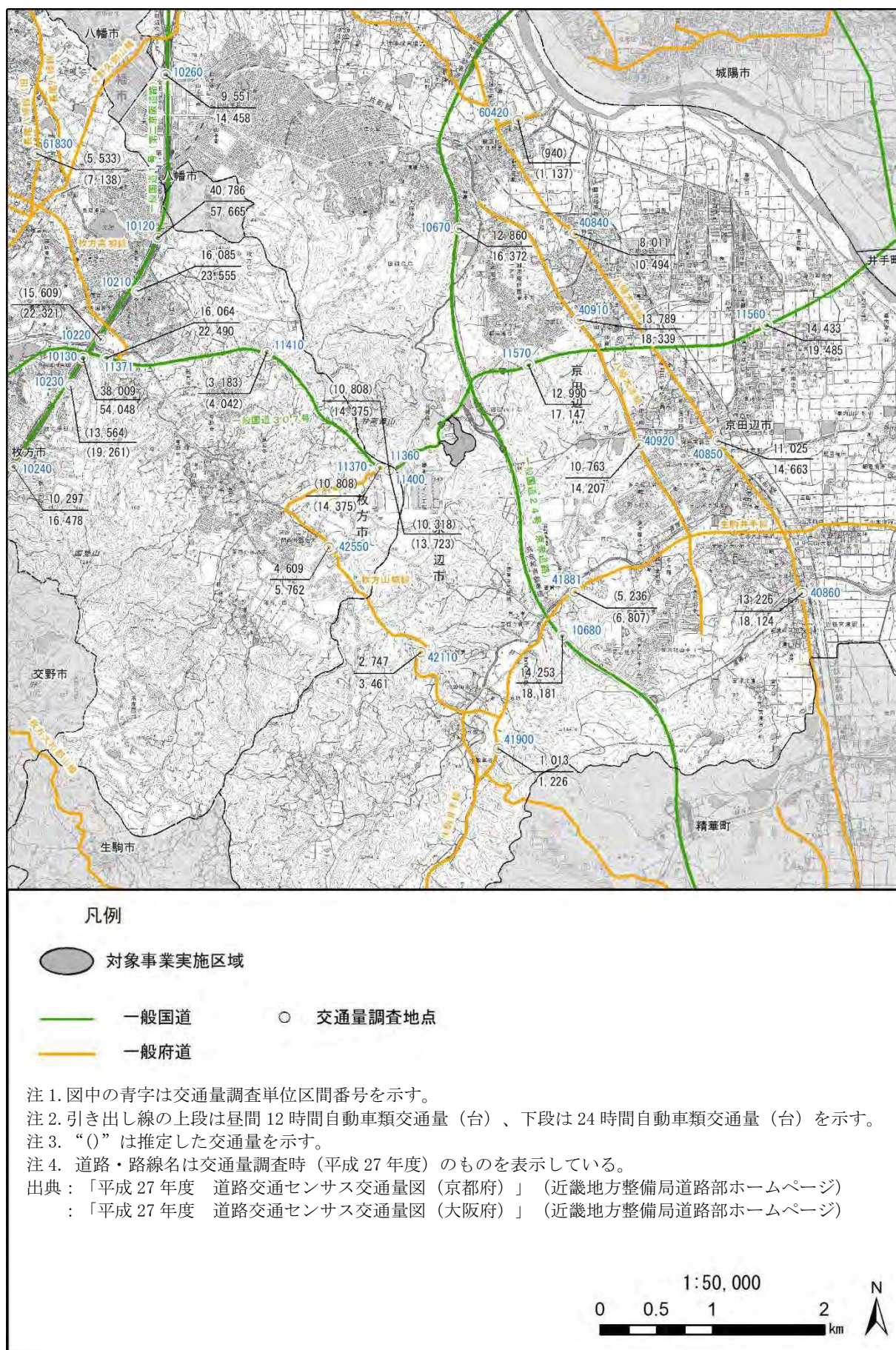


図 2-2.23 主要な道路及び道路交通センサス位置図

2) 鉄道

調査地域周辺の鉄道網の状況は図 2-2. 24に、調査地域周辺に位置する駅について、1日平均乗車人員数を表 2-2. 60に示す。調査地域を通過する鉄道は、JR学研都市線（片町線）及び近鉄京都線がある。鉄道駅は枚方市内に長尾駅、京田辺市内に松井山手駅、大住駅、同志社前駅、新田辺駅、近鉄宮津駅など10駅がある。対象事業実施区域の最寄り駅はJR学研都市線（片町線）の京田辺駅である。

表 2-2. 60 1日平均乗車人員数

鉄道	駅名	1日平均乗車人数		
		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
JR 学研都市線 (片町線)	松井山手駅	13,264	13,784	14,012
	大住駅	3,184	3,184	3,356
	京田辺駅	12,132	11,930	12,226
	同志社前駅	8,844	8,734	9,022
	JR 三山木駅	1,614	1,676	1,800
	長尾駅	12,509	11,920	11,951
近鉄京都線	新田辺駅	26,995	26,104	26,548
	興戸駅	9,506	9,120	9,742
	三山木駅	5,480	5,529	5,822
	近鉄宮津駅	413	407	418

出典：「京田辺市統計書 平成 28 年版」（平成 29 年、京田辺市）

：「第 46 回 枚方市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年、枚方市）

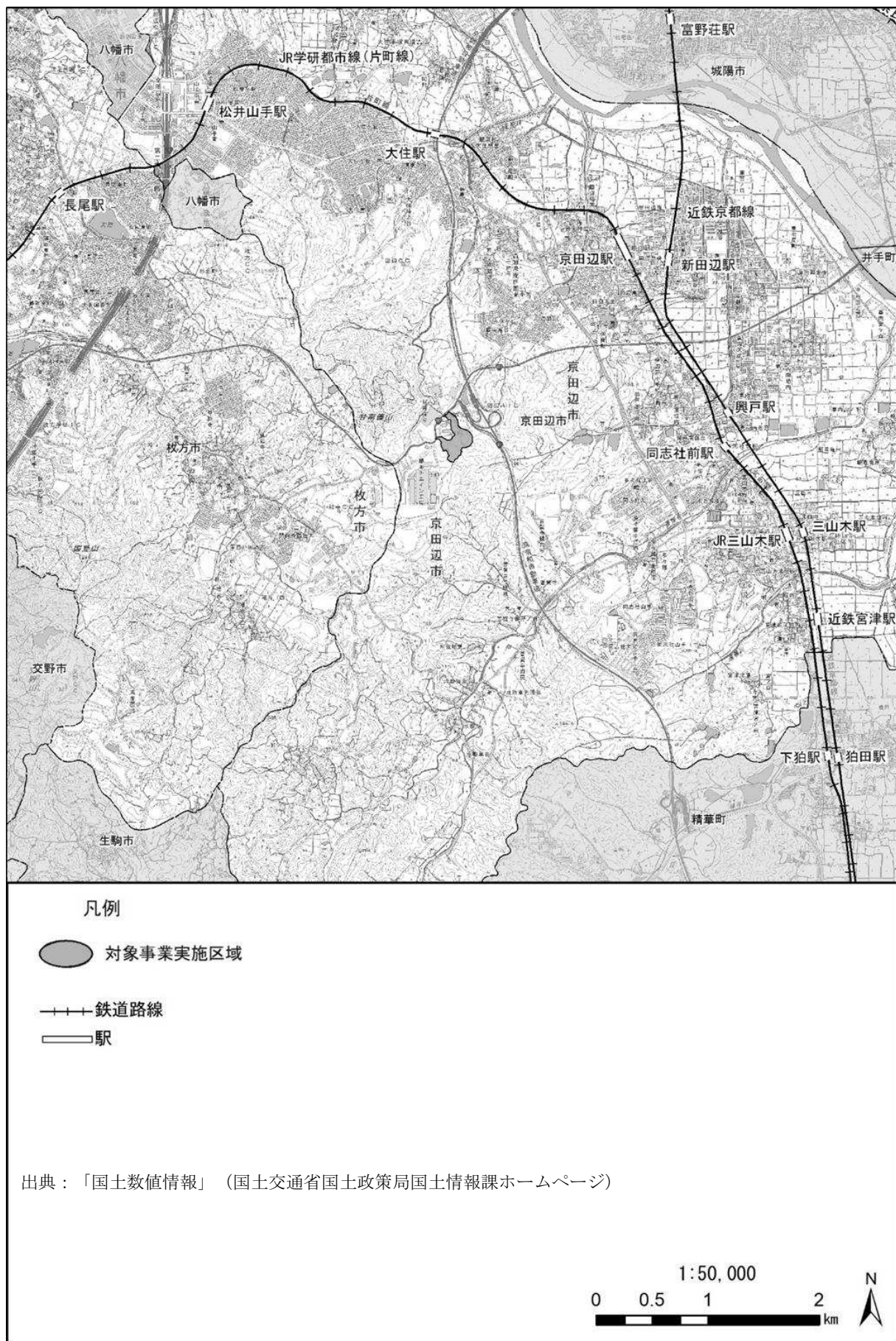


図 2-2.24 鉄道網図

(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全について配慮が必要な施設として、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、高等学校及び大学等（以下「学校等」という。）並びに病院、診療所（以下「医療施設」という。）、社会福祉施設及び文化施設があげられる。

1) 学校等

京田辺市及び枚方市の学校数を表 2-2.61 に、調査地域周辺の学校等を表 2-2.62 に示す。

対象事業実施区域の北側に京田辺市立薪幼稚園及び京田辺市立薪小学校、東側には同志社大学などがある。

表 2-2.61 京田辺市、枚方市の学校数

市	項目	学校数 (校)	教員数 (人)	児童・生徒数 (人)		
				総数	男	女
京田辺市	幼稚園	10	80	976	506	470
	小学校	9	247	4,361	2,198	2,163
	中学校	4	134	2,226	1,097	1,129
	高等学校	2	110	1,730	936	794
枚方市	幼稚園	22	271	4,266	2,153	2,113
	認定こども園	4	129	1,706	819	887
	小学校	46	1,325	22,525	11,446	11,079
	中学校	21	725	11,244	5,940	5,304
	高等学校	8	458	8,342	4,238	4,104

注. 京田辺市は平成 27 年 5 月 1 日現在、枚方市は平成 28 年 5 月 1 日現在。

出典：「平成 27 年 京都府統計書」（平成 29 年、京都府）

：「平成 28 年度 大阪府統計年鑑」（平成 29 年、大阪府）

表 2-2.62(1) 調査地域周辺の学校等

番号	分類	市	名称
1	保育所（園）	京田辺市	社会福祉法人みみづく福祉会 みみづく保育園
2			京田辺市立南山保育所
3			京田辺市立河原保育所
4			京田辺市立三山木保育所
5			京田辺市立草内保育所
6			京田辺市立河原保育所分園
7			社会福祉法人大住福祉会 大住保育園
8			社会福祉法人松井ヶ丘福祉会 パステルキッズ
9			社会福祉法人松井ヶ丘福祉会 松井ヶ丘保育園
10		枚方市	社会福祉法人 氷室保育園
11			社会福祉法人 長尾会長尾保育園
12	幼稚園	京田辺市	京田辺市立薪幼稚園
13			京田辺市立田辺幼稚園
14			京田辺市立普賢寺幼稚園
15			学校法人大阪キリスト教短期大学付属聖愛幼稚園
16			学校法人雑創の森学園そよかぜ幼稚園
17			京田辺市立大住幼稚園
18			京田辺市立松井ヶ丘幼稚園
19			京田辺市立田辺東幼稚園

表 2-2. 62(2) 調査地域周辺の学校等

番号	分類	市	名称
20	幼稚園	京田辺市	京田辺市立草内幼稚園
21			京田辺市立三山木幼稚園
22		枚方市	学校法人長尾学園 長尾幼稚園
23	認定こども園	枚方市	学校法人鴻池学園 認定こども園（幼稚園型） 鴻池学園第三幼稚園
24	小学校	京田辺市	京田辺市立薪小学校
25			京田辺市立桃園小学校
26			京田辺市立田辺小学校
27			京田辺市立普賢寺小学校
28			京田辺市立大住小学校
29			京田辺市立草内小学校
30			京田辺市立田辺東小学校
31			京田辺市立松井ヶ丘小学校
32			京田辺市立三山木小学校
33		枚方市	枚方市立氷室小学校
34			枚方市立菅原東小学校
35			枚方市立菅原小学校
36			枚方市立長尾小学校
37	中学校	京田辺市	京田辺市立田辺中学校
38			学校法人同志社 同志社国際中学校
39			京田辺市立大住中学校
40			京田辺市立培良中学校
41		枚方市	枚方市立杉中学校
42			枚方市立長尾中学校
43	高等学校	京田辺市	学校法人同志社 同志社国際高等学校
44			京都府立田辺高等学校
45	各種学校	京田辺市	京都インターナショナルユニバーシティ
46	大学	京田辺市	学校法人同志社 同志社女子大学京田辺キャンパス
47			学校法人同志社 同志社大学京田辺キャンパス
48		枚方市	学校法人関西外国語学園 関西外国語大学学研都市キャンパス

出典：「京都府私立学校法人、各種学校、私立専修学校、私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園一覧」
（京都府ホームページ）

：「京田辺市の学校一覧」（京田辺市教育委員会ホームページ）

：「保育所一覧」（京田辺市ホームページ）

：「市立小中学校、私立小・中学校、幼稚園、保育所等一覧」（京田辺市教育委員会ホームページ）

：「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

2) 医療施設、福祉施設及び文化施設

京田辺市及び枚方市の医療施設数を表 2-2. 63 に示す。

調査地域周辺の医療施設を表 2-2. 64 に、社会福祉施設を表 2-2. 65 に、文化施設を表 2-2. 66 に示す。対象事業実施区域の北東側に京都府立こども発達支援センターがある。

表 2-2. 63 京田辺市及び枚方市の医療施設数

市	病院		一般診療所		歯科 診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	
京田辺市	3	599	50	23	27
枚方市	25	5, 402	274	175	208

注. 京田辺市は平成 26 年 10 月 1 日現在、枚方市は平成 27 年 10 月 1 日現在。

出典：「平成 27 年 京都府統計書」（平成 29 年、京都府）

：「平成 28 年度 大阪府統計年鑑」（平成 29 年、大阪府）

表 2-2. 64 調査地域周辺の医療施設

番号	市	名称	所在地
1	京田辺市	医療法人社団石鎚会 田辺中央病院	京田辺市田辺中央 6 丁目 1-6
2		医療法人社団石鎚会 田辺記念病院	京田辺市田辺戸絶 1
3		医療法人芳松会 田辺病院	京田辺市飯岡南原 55
4	枚方市	医療法人中屋覚志会 津田病院	枚方市津田北町 3 丁目 30-1
5		国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院	枚方市藤阪東町 1 丁目 2-1

出典：「京都府病院一覧」（京都府ホームページ）

「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

表 2-2. 65 調査地域周辺の社会福祉施設

番号	市	種類	名称	所在地
1	京田辺市	児童発達支援 センター	京都府立 こども発達支援センター	京田辺市田辺茂ヶ谷 186-1
2		有料老人ホーム	サンライフ三友	京田辺市薪山垣外 86-1
3		養護老人ホーム	京都府立洛南寮	京田辺市大住仲ノ谷 14-1
4		特別養護 老人ホーム	社会福祉法人南山福祉会 つつきの郷	京田辺市三山木西ノ河原 43-2
5			社会福祉法人やすらぎ福祉会 やすらぎの杜	京田辺市同志社山手 2 丁目 1-2
6			社会福祉法人幸生福祉会 九十九園	京田辺市大住池平 99-1
7			社会福祉法人愛育会 セピアの園	京田辺市飯岡南原 41
8	枚方市	児童発達支援セ ンター	枚方市立すぎの木園	枚方市津田東町 2 丁目 35-2

出典：「高齢者福祉施設」（京都府ホームページ）

：「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

：「こども発達支援センター」（京都府社会福祉事業団ホームページ）

表 2-2.66 調査地域周辺の文化施設

番号	市	名称	所在地
1	京田辺市	京田辺市立中央公民館	京田辺市田辺丸山 214
2		京田辺市立中央図書館	京田辺市田辺辻 40
3		京田辺市立北部住民センター「桃竹」	京田辺市大住内山 1-1
4		京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山 1-1 (北部住民センター内)
5		京田辺市立中部住民センター 「せせらぎ」	京田辺市草内美泥 22-2
6		京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥 22-2 (中部住民センター内)
7	枚方市	枚方市図書館氷室分室	枚方市尊延寺 3 丁目 1-47
8		枚方市立菅原生涯学習市民センター	枚方市長尾元町 1 丁目 35-1
9		菅原図書館	枚方市長尾元町 1 丁目 35-1

出典：「京都府立図書館」（京都府立図書館ホームページ）
 ：「社会教育・スポーツ推進課」（京田辺市ホームページ）
 ：「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

3) 環境保全について特に配慮が必要な施設

前述の1)及び2)で記載した施設のうち、本事業で発生する排ガスの最大着地濃度予想距離の2倍を基本として設定した調査地域内に立地しており、環境保全について特に配慮が必要な施設として、学校等4施設、社会福祉施設1施設がある。環境保全について特に配慮が必要な学校等を表 2-2.67に、社会福祉施設を表 2-2.68に示す。また、環境保全について特に配慮が必要な学校等の位置を図 2-2.25に、社会福祉施設の位置を図 2-2.26に示す。

表 2-2.67 環境保全について特に配慮が必要な学校等

番号	市	分類	名称	所在地
1	京田辺市	保育所(園)	社会福祉法人みみづく福祉会 みみづく保育園	京田辺市田辺尼ヶ池 18
12	京田辺市	幼稚園	京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠 51
24	京田辺市	小学校	京田辺市立薪小学校	京田辺市薪堀切谷 1
47	京田辺市	大学	学校法人同志社 同志社大学京田辺キャンパス	京田辺市多々羅都谷 1-3

注. 番号は、図 2-2.25に対応している。

表 2-2.68 環境保全について特に配慮が必要な社会福祉施設

番号	市	種類	名称	所在地
1	京田辺市	児童発達 支援センター	京都府立 こども発達支援センター	京田辺市田辺茂ヶ谷 186-1

注. 番号は、図 2-2.26に対応している。

出典：「高齢者福祉施設」（京都府ホームページ）

：「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

：「こども発達支援センター」（京都府社会福祉事業団ホームページ）

4) 住宅

京田辺市の薪長尾谷、田辺、枚方市の尊延寺や氷室台、杉山手などに住宅地が分布している。対象事業実施区域に隣接した住宅地はない。なお、対象事業実施区域に最寄りの住宅としては、京田辺市側は、北東に約700mに、枚方市側は、西に約1,500mに立地している。

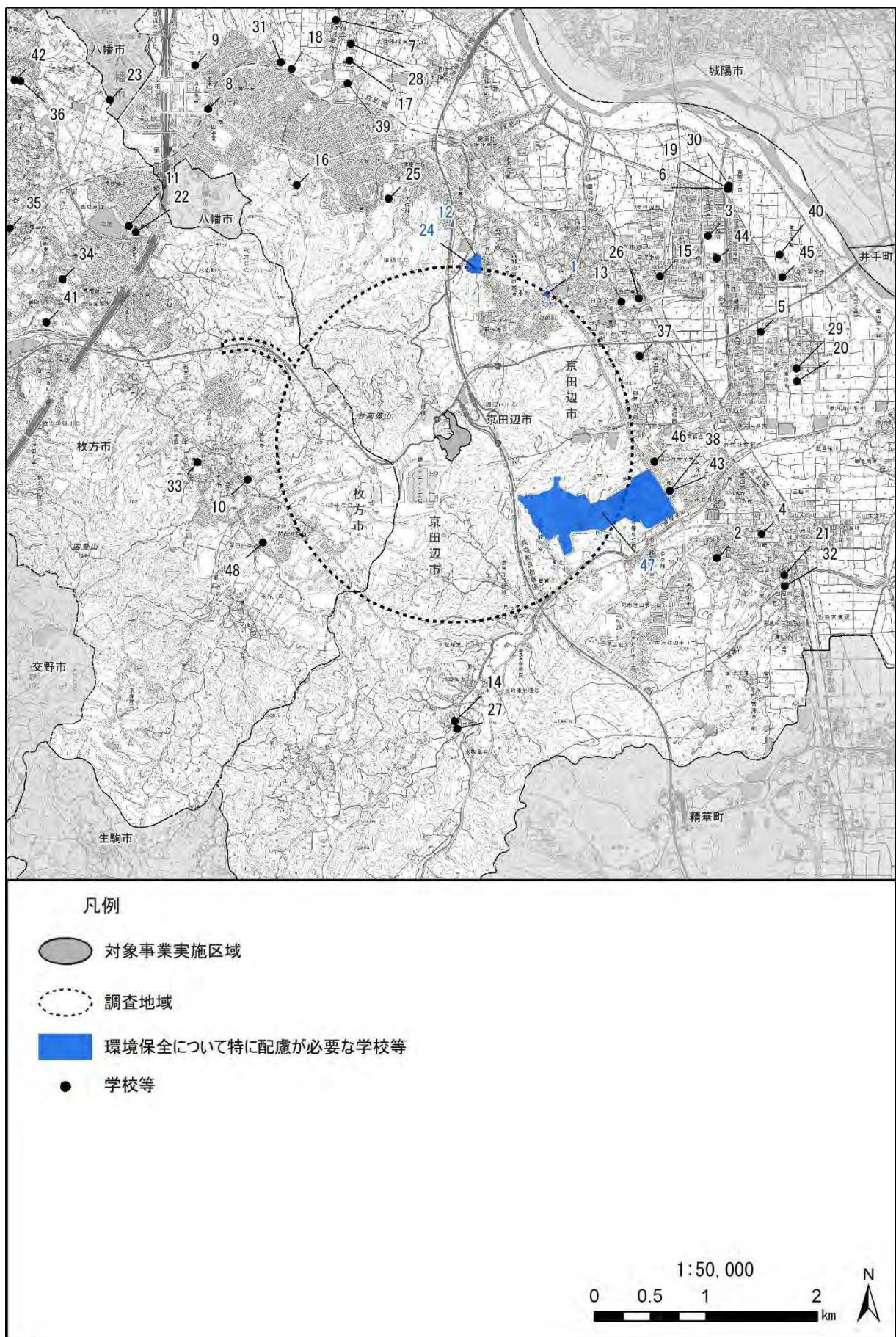


図 2-2. 25 環境保全について特に配慮が必要な学校等位置図



図 2-2.26 環境保全について特に配慮が必要な社会福祉施設位置図

(7) 日照の状況

1) 地形及び既存建築物の状況

対象事業実施区域の周囲は、丘陵地に位置しており、周辺にはパッチ状に工場が立地している。北側は国道307号、東側は京奈和自動車道と接している。周囲に高層建築物は立地していない。

2) 土地利用の状況

対象事業実施区域の周囲は、丘陵地が大半を占めるが、一部工場地や道路となっている。

(8) 電波の状況

1) テレビ電波の送信状況

調査地域周辺のテレビ電波送信状況概要を表 2-2.69に、テレビ電波の状況を図 2-2.27に示す。調査地域周辺は大阪局と京都局によりテレビ電波が広範囲に送信されており、田辺大住や枚方尊延寺などに中継局が設置されている。

表 2-2.69 テレビ電波送信状況概要

番号	送信局	放送局名	リモコン チャンネル	受信 チャンネル	送信場所	送信出力 (W)
-	大阪局 (中継局含む)	NHK 総合	1	24	生駒山	3,000
		NHK 教育	2	13		
		テレビ大阪	7	18		
		毎日放送	4	16		
		朝日放送	6	15		
		関西テレビ放送	8	17		
		読賣テレビ放送	10	14		
-	京都局 (中継局含む)	NHK 総合	1	25	比叡山	20
		京都放送	5	23		
		NHK 教育	2	40		
		毎日放送	4	33		
		朝日放送	6	38		
		関西テレビ放送	8	42		
		読賣テレビ放送	10	35		
1	山城田辺中継局	NHK 総合	1	45	天王の山	1
		京都放送	5	43		
2	枚方尊延寺中継局	NHK 総合・教育、広域民放4社、テレビ大阪	-	-	枚方尊延寺	0.01
3	田辺大住中継局	NHK 総合・教育、広域民放4社、京都放送	-	-	田辺大住	0.01

注 1. 広域民放4社とは、「毎日放送」、「朝日放送」、「関西テレビ放送」、「読賣テレビ放送」の民間放送局を指す。

注 2. 番号は図 2-2.27に対応している。

出典：「近畿総合通信局 近畿地区の地上デジタルテレビ放送局」（総務省ホームページ）

(9) 廃棄物等の状況

1) 一般廃棄物

京田辺市及び枚方市における一般廃棄物排出量の推移を表 2-2.70 に示す。

平成27年度のごみ総排出量は、京田辺市20,804 t、枚方市126,901 t で、平成26年度と比較して、京田辺市は微増、枚方市は減少している。平成27年度の資源化量は京田辺市3,108 t、枚方市26,940 t で、リサイクル率は京田辺市14.93%、枚方市21.23%となっている。直接焼却量は、京田辺市15,908 t、枚方市93,778 t となっている。

表 2-2.70 一般廃棄物排出量の推移

区 分	京田辺市			枚方市		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ごみ総排出量 (t)	20,821	20,772	20,804	127,629	127,531	126,901
生活系ごみ搬入量 (t)	13,893	13,846	13,760	76,542	75,417	74,857
事業系ごみ搬入量 (t)	4,664	4,676	4,856	31,962	33,464	34,416
集団回収量 (t)	2,264	2,250	2,188	19,125	18,650	17,628
直接資源化量+中間処理後再生利用量 (t)	1,065	908	920	8,685	9,251	9,312
資源化量 (t)	3,329	3,158	3,108	27,810	27,901	26,940
リサイクル率 (%)	15.98	15.24	14.93	21.79	21.88	21.23
直接焼却量 (t)	15,369	15,497	15,908	92,522	93,737	93,778

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 27～29 年、環境省）

2) 産業廃棄物

京田辺市及び枚方市の位置する京都府及び大阪府における産業廃棄物の業種別発生量を表 2-2.71 に示す。

平成25年度に排出された産業廃棄物は、京都府4,741,540 t、大阪府11,743,100 t となっており、平成24年度と比較すると京都府は減少したものの、大阪府は増加している。

業種別にみると、京都府及び大阪府ともに「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も多く、次いで「建設業」、「製造業」の順となっている。

表 2-2.71 産業廃棄物の業種別発生量

業 種	京都府 (t/年)		大阪府 (t/年)	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
農業、林業	286,653	271,283	53,721	52,840
漁業	18	15	5	25
鉱業	2,773	4,023	15,311	20,968
建設業	868,181	936,014	2,774,540	2,803,239
製造業	604,022	592,924	2,293,190	2,234,456
電気・ガス・熱供給・水道業	3,143,223	2,794,523	6,354,890	6,440,710
情報通信業	3,707	4,867	4,159	4,410
運輸業、郵便業	9,034	6,937	27,269	23,581
卸売・小売業	83,098	95,331	36,493	30,299
不動産業、物品賃借業	1,796	2,091	1,486	4,959
学術研究、専門・技術サービス業	378	1,248	580	5,373
飲食店、宿泊業	10,565	11,261	32,395	35,232
生活関連サービス業、娯楽業	2,850	2,943	24,307	19,999
教育、学習支援業	975	4,244	2,159	4,716
医療、福祉	9,727	8,897	23,362	41,053
複合サービス事業	103	952	191	1,870
サービス業	480	3,785	4,397	12,727
公務	171	200	2,303	6,644
合計	5,027,756	4,741,540	11,650,757	11,743,100

出典：「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 24・25 年度実績（概要版）」（平成 27・28 年、環境省）

(10) 上水道及び下水道の整備の状況

1) 上水道の給水状況

京田辺市及び枚方市における上水道の給水状況を表 2-2.72 に示す。

平成26年度の給水普及率は、京田辺市99.50%、枚方市99.97%となっている。また、1日最大給水量は、京田辺市23,680m³/日、枚方市141,400m³/日となっている。

表 2-2.72 上水道の給水状況

市	計画給水人口 (人)	給水人口 (人)	給水普及率 (%)	1日平均給水量 (m ³ /日)	1日最大給水量 (m ³ /日)
京田辺市	70,000	66,754	99.50	21,276	23,680
枚方市	402,984	402,876	99.97	127,899	141,400

注. 平成 26 年度末現在。

出典：「平成 27 年度 水道統計 施設・業務編（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）第 98－1 号」（平成 29 年、公益社団法人 日本水道協会）
：「大阪府の水道の現況-平成 26 年度大阪府の水道の現況」（大阪府ホームページ）

2) 下水道の整備状況

京田辺市及び枚方市における下水道普及状況を表 2-2.73 に示す。

下水道の行政人口比の普及率は、京田辺市98.2%、枚方市95.0%となっている。また、計画面積比の普及率は、京田辺市85.7%、枚方市63.9%となっている。

表 2-2.73 下水道普及状況

市	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	行政人口 (人)	普及率 (%)	
					計画面積比	行政人口比
京田辺市	1,372	1,176	65,888	67,085	85.7	98.2
枚方市	5,228	3,343	384,696	404,939	63.9	95.0

注. 平成 27 年度末現在。

出典：「京田辺市統計書 平成 28 年版」（平成 29 年、京田辺市）
：「第 46 回枚方市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年、枚方市）

(1 1) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

1) 用途地域の指定状況

京田辺市及び枚方市の都市計画区域面積を表 2-2.74 に、調査地域周辺の都市計画図（用途地域）を図 2-2.28 に示す。対象事業実施区域の一部は工業専用地域に指定されているが、大半は用途地域の指定がない。また、枚方市では平成29年3月10日に、東部大阪都市計画道路に係る都市計画の変更を行い、長尾杉線（東部大阪都市計画道路 3・5・210-60）の追加を決定した。都市計画道路概要を表 2-2.75 に、位置を図 2-2.29 に示す。

表 2-2.74 都市計画区域面積

地域区分		市	
		京田辺市	枚方市
都市計画区域 (ha)		4,292	6,508
市街化区域 (ha)		1,074	4,182
市街化調整区域 (ha)		3,218	2,326
用途地域 (ha)	総数	1,074.3	4,182.2
	第1種低層住居専用地域	256.7	908.9
	第2種低層住居専用地域	14.6	91.2
	第1種中高層住居専用地域	234.8	1340.7
	第2種中高層住居専用地域	18.1	563.5
	第1種住居地域	286.1	259.3
	第2種住居地域	76.7	201.4
	準住居地域	-	26.7
	近隣商業地域	21.4	98.9
	商業地域	28.7	33.1
	準工業地域	6.0	334.4
	工業地域	34.2	94.1
	工業専用地域	97.0	230.0

注1. 平成27年3月31日現在。

注2. 端数処理を行っているため、各用途地域の合計は整合しない場合がある。

注3. 市街化調整区域の面積は、行政区域面積から市街化区域面積を引くなどして算出している。

注4. “-” は地域区分がないことを示す。

出典：「平成27年 京都府統計書」（平成29年、京都府）

：「平成28年度 大阪府統計年鑑」（平成29年、大阪府）

表 2-2.75 都市計画道路概要

種別	名称		位置			区域	構造			
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・5・210-60	長尾杉線	枚方市長尾東町1丁目地内	枚方市杉責谷1丁目地内	枚方市杉北町1丁目地内	約1,750m	地表式	2車線	14m	自動車専用道路と立体交差1箇所(第2京阪道路) 幹線道路と平面交差3箇所(大阪枚方京都線、牧野長尾線、枚方東部線)

出典：「東部大阪都市計画道路の変更（枚方市決定）」（平成29年、枚方市）

2) 土地利用計画の状況

調査地域周辺の土地利用基本計画を図 2-2.30 に示す。調査地域周辺には森林地域、農業地域及び市街化調整区域等が位置している。対象事業実施区域は森林地域及び市街化調整区域である。

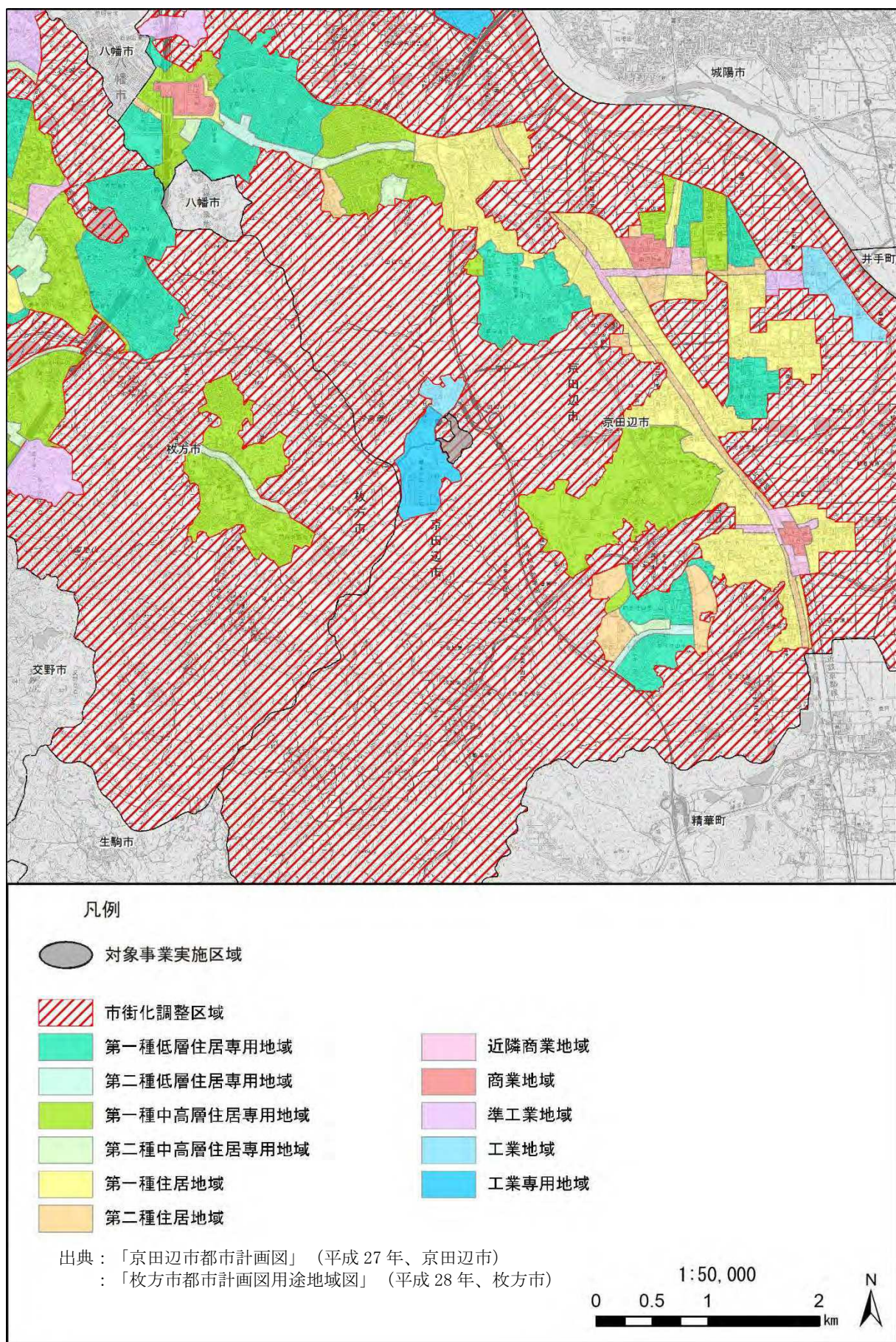


図 2-2. 28 用途地域図



図 2-2. 29 都市計画道路

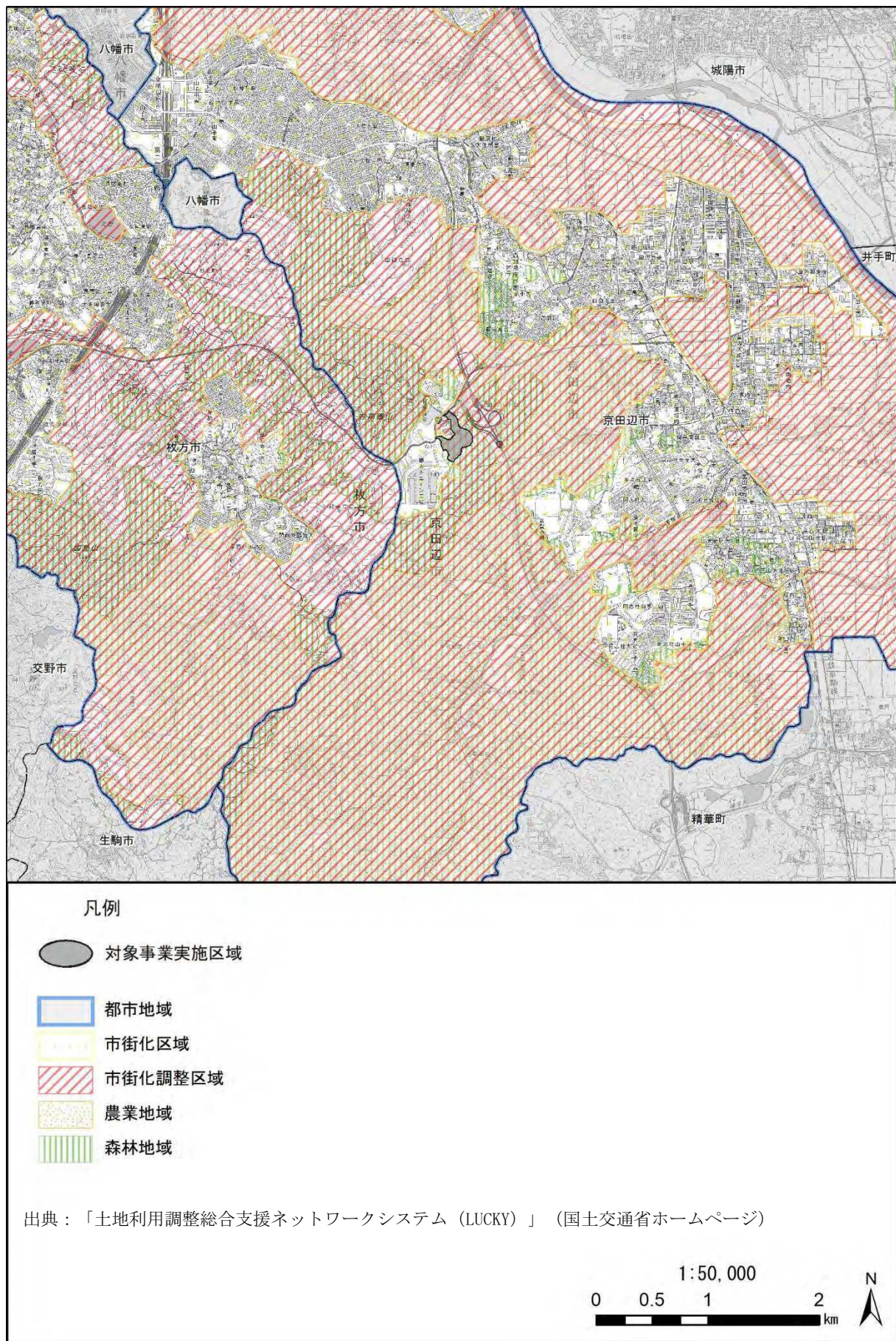


図 2-2.30 土地利用基本計画図

(12) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

対象事業実施区域及び調査地域における環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表 2-2.76 に示す。

表 2-2.76(1) 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	調査地域
生活 環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	○	○
	騒音規制法	騒音について規制する地域	×	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	×	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	○
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壤汚染対策法	要措置区域、形質変更時届出区域	×	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
	工業用水法	指定地域（地下水の採取規制）	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制を行う地域（地下水の採取規制）	×	×
	枚方市公害防止条例	地下水採取規制地域	×	○
自然 環境	京田辺市地下水保全要綱	地下水採取規制地域	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域	○	○
	森林法	保安林	×	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域	×	×
	京田辺市緑化指導要綱	樹林保存地	×	×
土地 利用	枚方市緑化指導要綱	保存樹木、保存樹林	×	×
	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域（特別緑地保全地区）	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	○
	都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	○	○

表 2-2. 76 (2) 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	調査地域
文化財	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存地区	×	×
	文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、無形文化財、民族文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区	×	○
	京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則 京都府暫定登録文化財に関する規則	京都府指定（登録・暫定登録）有形文化財、京都府指定（登録・暫定登録）有形民俗文化財、京都府指定（登録・暫定登録）史跡、京都府指定（登録・暫定登録）名勝、京都府指定（登録・暫定登録）天然記念物、文化財環境保全地区	×	×
	京田辺市文化財保護条例	指定文化財	×	×
	大阪府文化財保護条例	大阪府指定有形文化財、大阪府指定有形民俗文化財、大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物、登録文化財	×	×
	枚方市文化財保護条例	市指定文化財	×	×

① 生活環境

ア 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

大気汚染防止法では、工場又は事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。

調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。

イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

騒音規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

対象事業実施区域は、騒音について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。

ウ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

振動規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定することとされている。

対象事業実施区域は、振動について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。

エ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定することとされている。

調査地域は、全て指定された地域内に存在する。

オ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法では、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定することとされている。

調査地域のうち京田辺市域は対策地域となっていないが、枚方市域は対策地域となっている。

カ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

水質汚濁防止法では、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で 1 日当たりの平均的な排水量が 50m³以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査地域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係のある地域として指定された指定地域内に存在する。

キ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

瀬戸内海環境保全特別措置法では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域と指定している。

関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査地域は、関係府県の区域として指定された区域内に存在する。

ク 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

土壌汚染対策法では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域として指定することとされており、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（形質変更時要届出区域）として指定することとされている。

調査地域には、要措置区域、形質変更時要届出区域ともに存在していない。

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとされている。

調査地域には、本法に基づく指定区域が 2 箇所、調査地域周辺には 2 箇所存在している。

指定区域の概要を表 2-2. 77 に、廃棄物が地下にある指定区域の位置を図 2-2. 31 に示す。

表 2-2. 77 指定区域の概要

番号	市町村	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地
1	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	3	京田辺市田辺ボケ谷 58
2	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	31	京田辺市普賢寺中島 3-1 他 6
3	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	32	京田辺市草内能戸 39-2 の一部 草内宮ヶ森 31-1 の一部、3-5 の一部
4	枚方市	平成 18 年 4 月 25 日	産 1	枚方市大字尊延寺 2987 番 1 の一部

注. 番号は、図 2-2. 31 に対応している。

出典：山城広域振興局健康福祉部 山城北保健所 調べ

：「廃棄物が地下にある土地の指定について」（枚方市ホームページ）

コ 枚方市公害防止条例（平成 25 年枚方市条例第 67 号）

枚方市公害防止条例では、地盤沈下の防止のため地下水の採取規制として、枚方市全域を本条例の適用範囲とし、地下水の農業用、修景用若しくは非常用としての利用又は地下水の水質の保全のためにのみ使用するもの以外の揚水施設により地下水を採取する者に適用することとされている。

揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上ある場合にあっては、その断面積の合計）が 6 cm^2 を超えるものに、構造上の基準を定めている。なお、当該構造上の基準を適用する地域の区分が定められており、調査地域は、府道交野久御山線以東の地域に含まれる。なお、対象事業実施区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。

サ 京田辺市地下水保全要綱（昭和 60 年京田辺市告示第 114 号）

京田辺市地下水保全要綱では、地下水の合理的な利用を図ることにより、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全の生活用水等を確保するため、京田辺市全域を本要綱の適用範囲とし、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上ある場合にあっては、その断面積の合計）が 19 cm^2 を超える用水施設を設置する者及び地下水採取者に適用することとされている。

対象事業実施区域は、京田辺市域に位置するため、本要綱の対象となる。

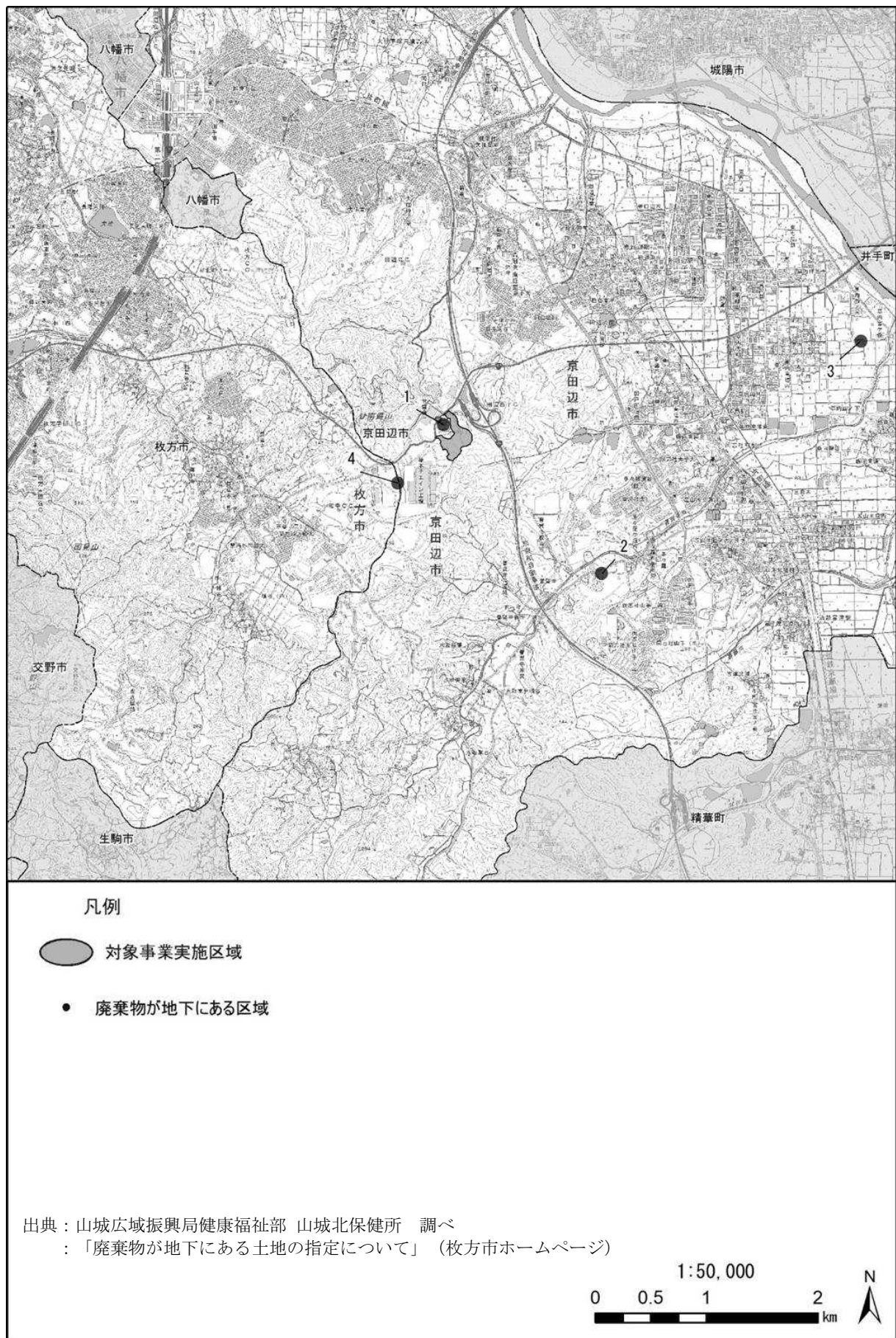


図 2-2.31 廃棄物が地下にある指定区域位置図

② 自然環境

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができる」とされている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができる」とされている。

対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されているほか、周辺には鳥獣保護区が指定されている。鳥獣保護区等指定状況を表 2-2.78 に、鳥獣保護区等位置を図 2-2.32 に示す。

表 2-2.78 鳥獣保護区等指定状況

区分	名称	所在地	面積 (ha)	期間
鳥獣保護区	甘南備山	京田辺市	600	H24. 11. 1～H34. 1. 31
	枚方	枚方市	1,080	H20. 11. 1～H30. 10. 31
特定猟具使用 禁止区域（銃）	京田辺	京田辺市、八幡市	3,720	H25. 11. 1～H30. 10. 31
	枚方	枚方市	5,110	H20. 11. 1～H30. 10. 31

注. 所在地は、出典に記載されているものであり、調査地域外の地名も含む。

出典：「鳥獣保護地区」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：「大阪府における鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域（銃）位置図」（平成 28 年、大阪府）

イ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

森林法では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を保安林として指定することができる」とされている。

対象事業実施区域には、保安林の指定はないが、周辺には保安林に指定された地域が存在する。保安林位置を図 2-2.33 に示す。

ウ 京田辺市緑化推進指導要綱（昭和 56 年京田辺市告示第 88 号）

京田辺市緑化推進指導要綱では、緑のある豊かな自然環境を守り、秩序ある計画的なまちづくりを進めるため、美観風致上、健全な集団の樹木について保存する必要があると認めたときは樹木保存地として指定することができる」とされており、次の基準によることとされている。

- ・その土地が都市計画法による市街化調整区域内であること。ただし、市街化区域内であっても風致地区等に指定されることが予想される区域又は、これに類する区域及び保安林区域は、これに含めることができる。
- ・集団の樹木を有する土地の実測面積が500㎡以上であること。ただし、500㎡以下であっても、由緒ある集団の樹木は、これに含めることができる。
- ・集団の樹木の高さの平均が10m以上であること。
- ・集団の樹木の平均樹齢が推定50年以上であること。
- ・その他市長が、特に樹木保存地に指定することが適当と認めた集団の樹木であること。

なお、現在、京田辺市内では、樹木保存地は指定されていない。

エ 枚方市緑化指導要綱（昭和 48 年枚方市要綱第 81 号）

枚方市緑化指導要綱では、次のいずれかに該当する健全な樹木を保存樹木に指定することができるとしている。

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
- ・ 高さが15m以上であるもの。
- ・ 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの。
- ・ 推定100年以上生育し、由緒あるもの。

また、同要綱では、次のいずれかに該当する健全で、その集団の樹容が美観上、特に優れている樹林を保存樹林として指定できるとしている。

- ・ その集団に存する土地の面積が、500m²以上であるもの。
- ・ 500m²以下であっても由緒ある樹木の集団であるもの。

調査地域には保存樹木・保存樹林は存在しない。調査地域周辺の保存樹木・保存樹林を表 2-

2.79に、保存樹木等位置を図 2-2.34に示す。

表 2-2.79 保存樹木・保存樹林

番号	市町村	名称	住所	管理	面積	指定年月日
1	枚方市	イチョウ	穂谷 (長伝寺)	民間	—	昭和 50 年 7 月 14 日
2	枚方市	コジイ・アカラシ・ コナラ・アカマツ・ ヒノキ他	長尾宮前 (長尾菅原神社境内)	—	3,556 m ²	昭和 50 年 10 月 1 日

注. 番号は、図 2-2.34に対応している。

出典：「平成 28 年版 ひらかたの環境（枚方の環境）」（平成 28 年、枚方市）

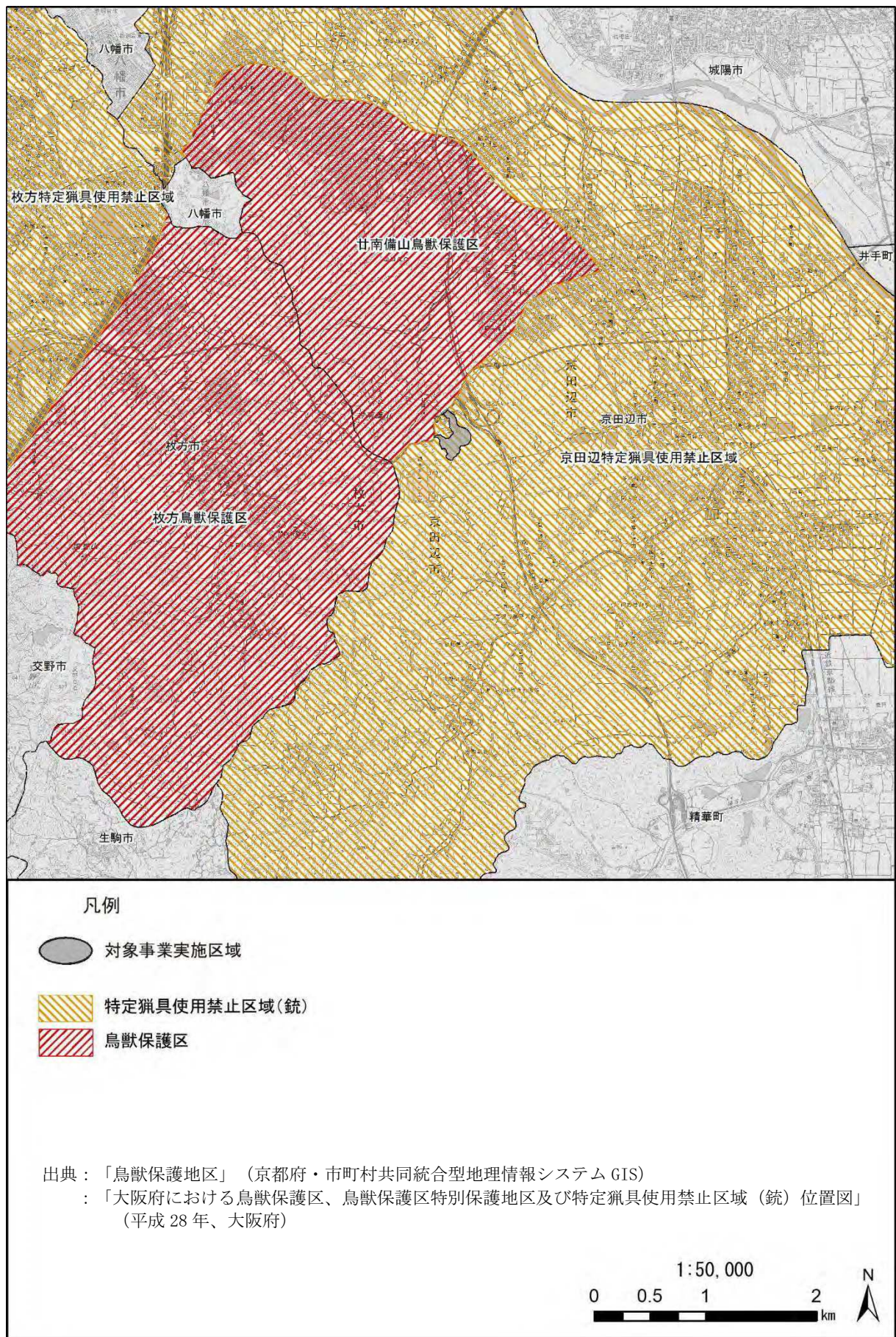
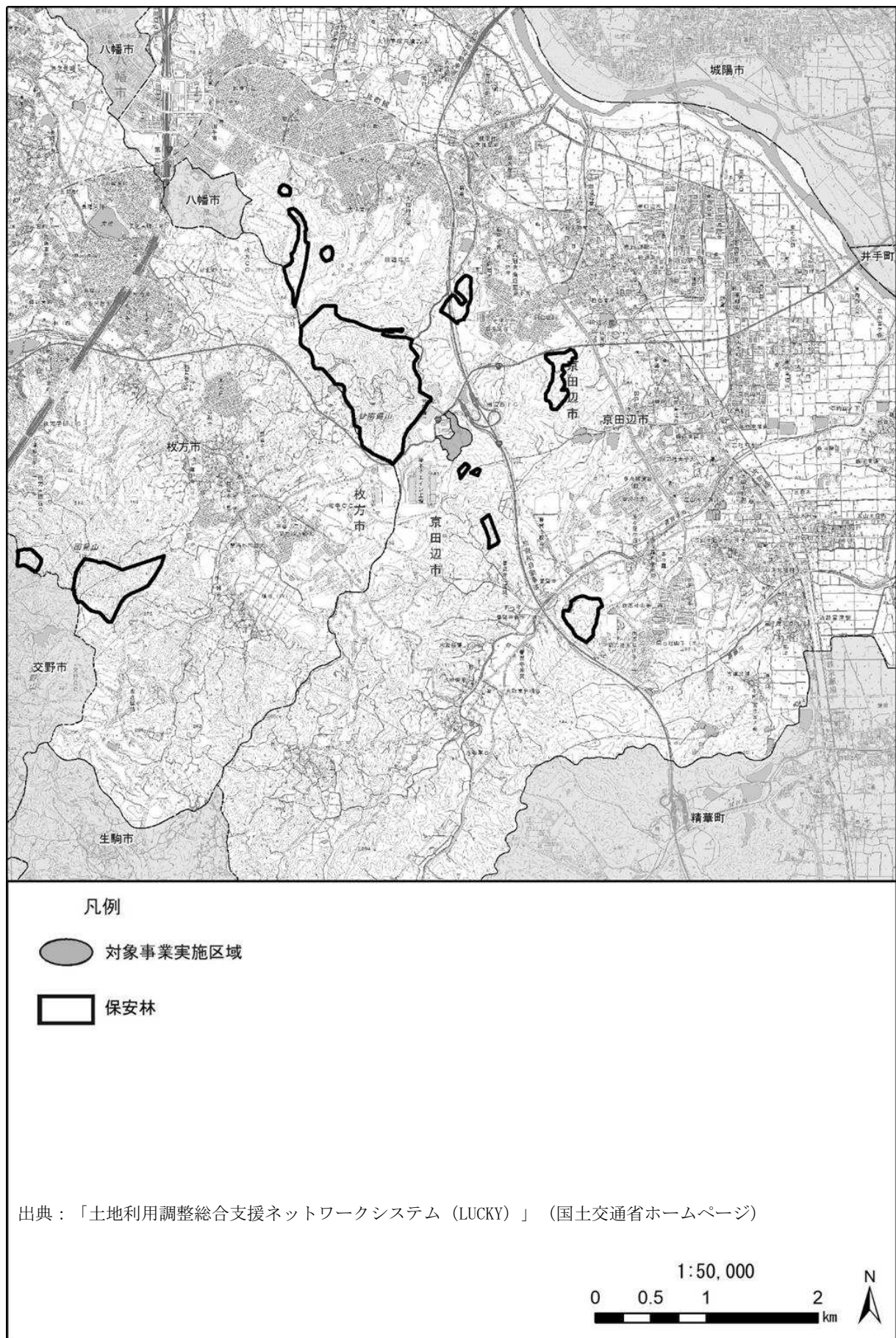


図 2-2.32 鳥獣保護区等位置図



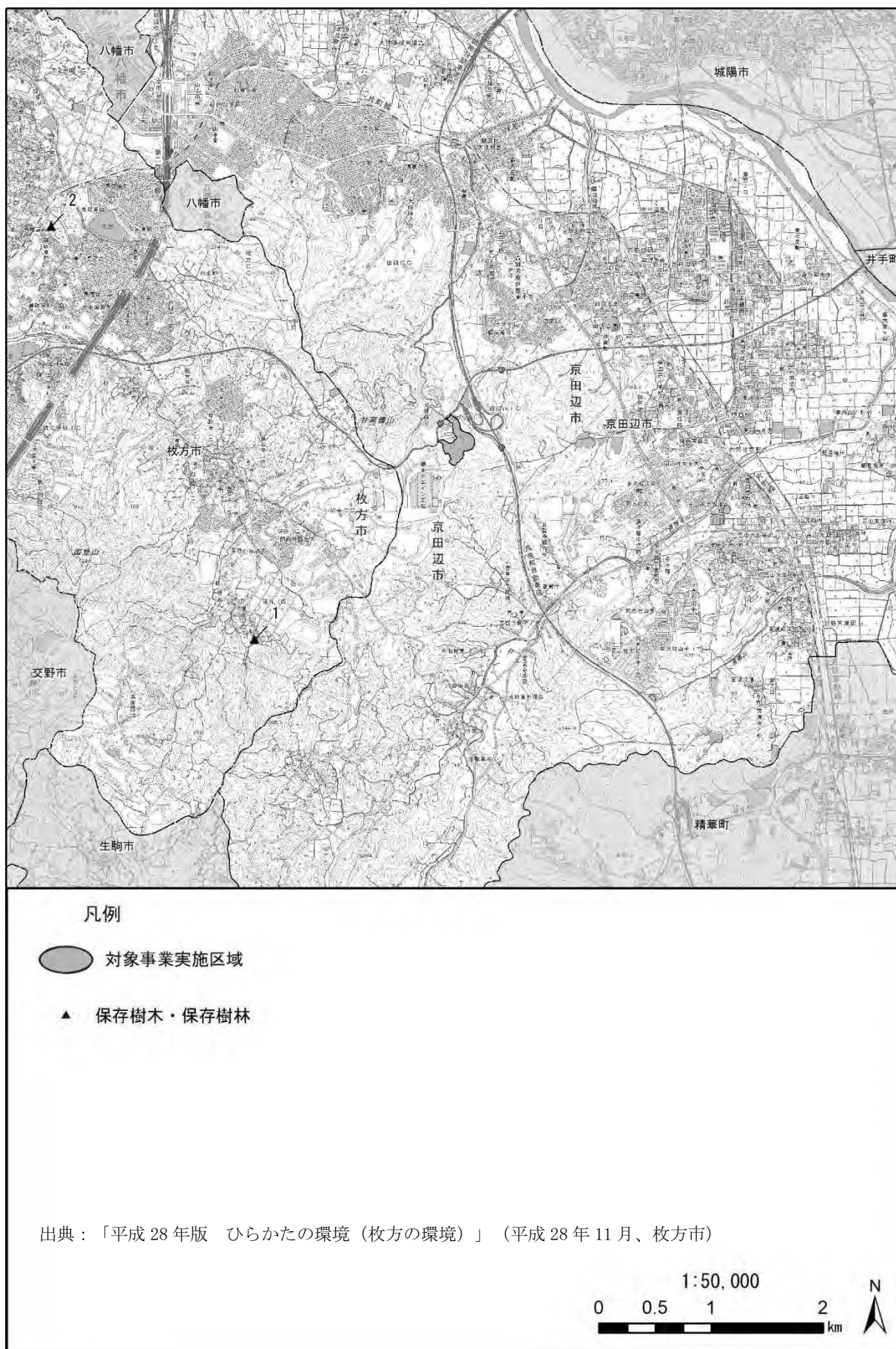


図 2-2.34 保存樹木等位置図

③ 土地利用

ア 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）

国土利用計画法では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域を定めることとされている。

対象事業実施区域は、都市地域（市街化調整区域）及び森林地域（地域森林計画対象民有林）に指定されており、周辺には、都市地域（市街化区域）、農業地域及び森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）が指定されている。調査地域周辺の土地利用計画図を図 2-2. 35 に示す。

イ 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）

生産緑地法では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を生産緑地地区として定めることができるとされている。

調査地域周辺には、生産緑地が存在するが、対象事業実施区域には生産緑地地区の指定はない。調査地域周辺の生産緑地位置を図 2-2. 36 に示す。

ウ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

砂防法では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地を砂防指定地として指定することができることとされている。調査地域の枚方市域一帯、京田辺市域の一部に砂防指定地が存在するが、対象事業実施区域に砂防指定地はない。調査地域周辺の砂防指定地位置を図 2-2. 37 に示す。

エ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）

地すべり等防止法では、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができることとされている。

調査地域周辺には、京田辺市の天王黒岩地区、枚方市の尊延寺地域、杉地域で地すべり防止区域が指定されているが、調査地域に地すべり防止区域はない。調査地域周辺の地すべり防止区域位置を図 2-2. 38 に示す。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第 7 条第 1 項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができることとされている。

調査地域周辺では、京田辺市の天王地区等で急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、調査地域に急傾斜地崩壊危険区域はない。調査地域周辺の急傾斜地崩壊危険区域位置を図 2-2. 39 に示す。

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。とされている。

対象事業実施区域の一部が土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。指定状況を表 2-2.80 に示し、調査地域周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置を図 2-2.40 に示す。

表 2-2.80 土砂災害警戒区域等指定状況

区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
田辺 2（新こ 1005-2）	土石流	平成 28 年 3 月 29 日	土砂災害警戒区域
田辺 3（新こ 1005）	土石流	平成 28 年 3 月 29 日	土砂災害警戒区域

出典：「土砂災害警戒区域等指定箇所情報」（京都府ホームページ）

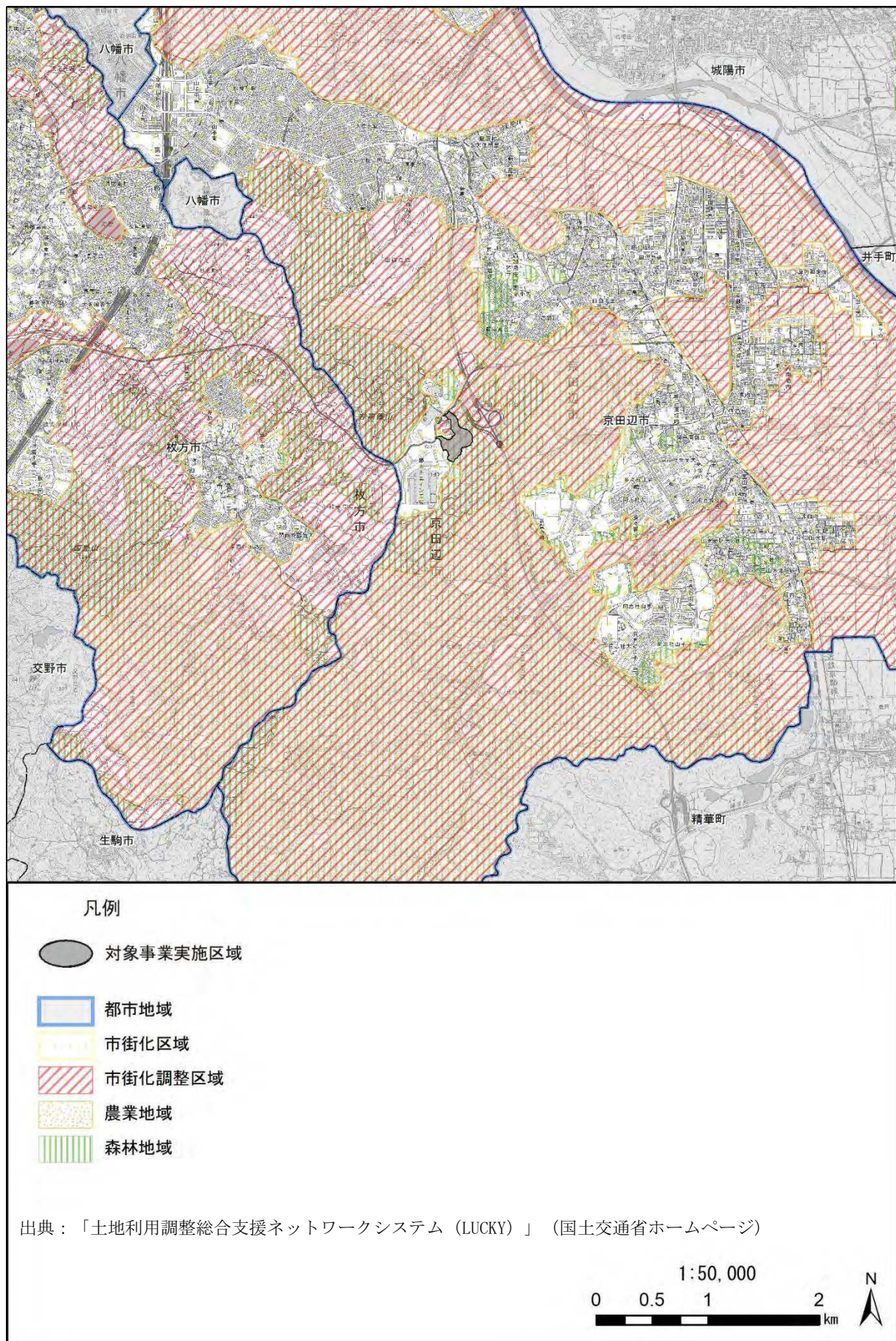


図 2-2.35 土地利用計画図



図 2-2.36 生産緑地位置図

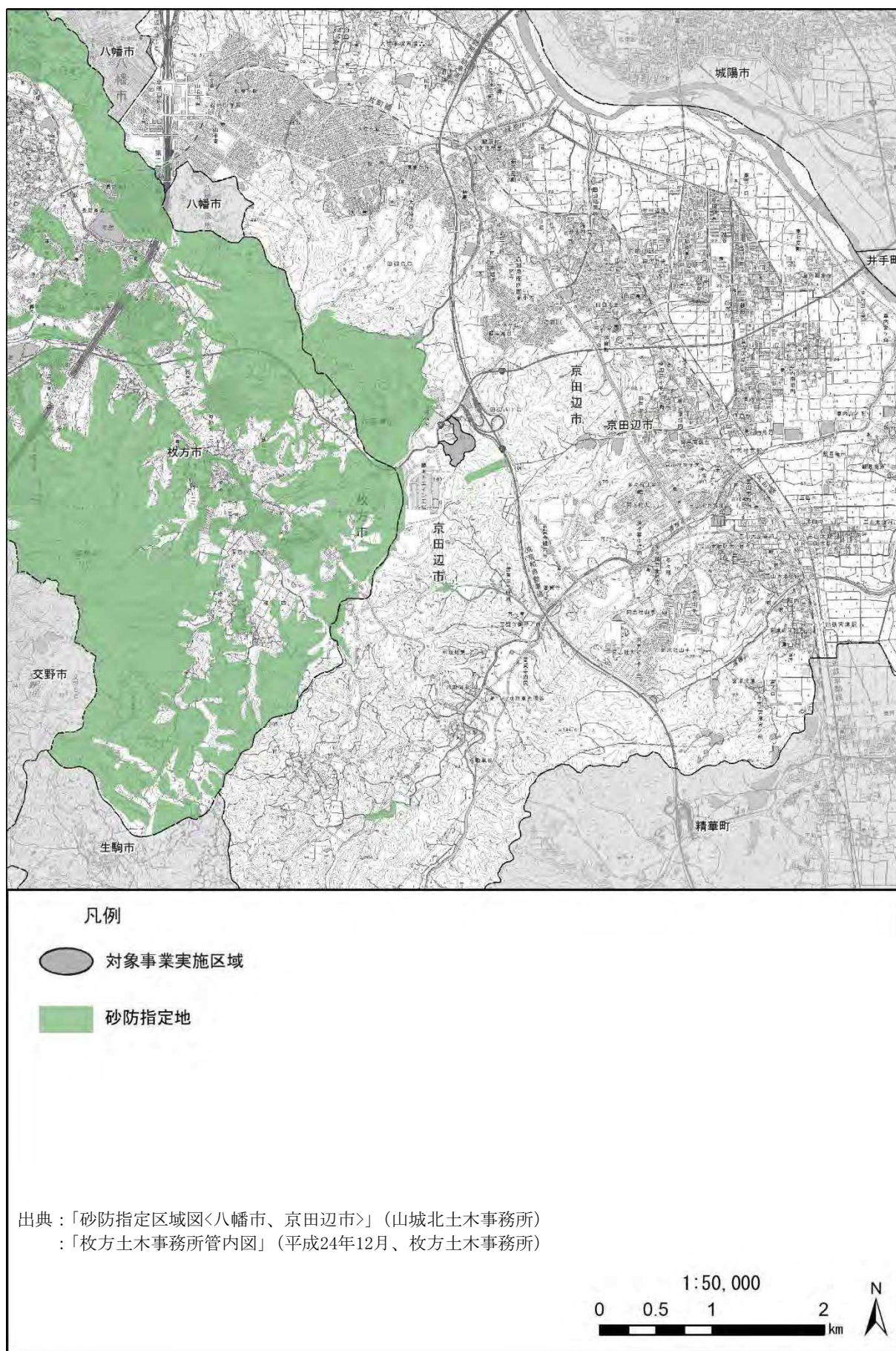


図 2-2.37 砂防指定地位置図

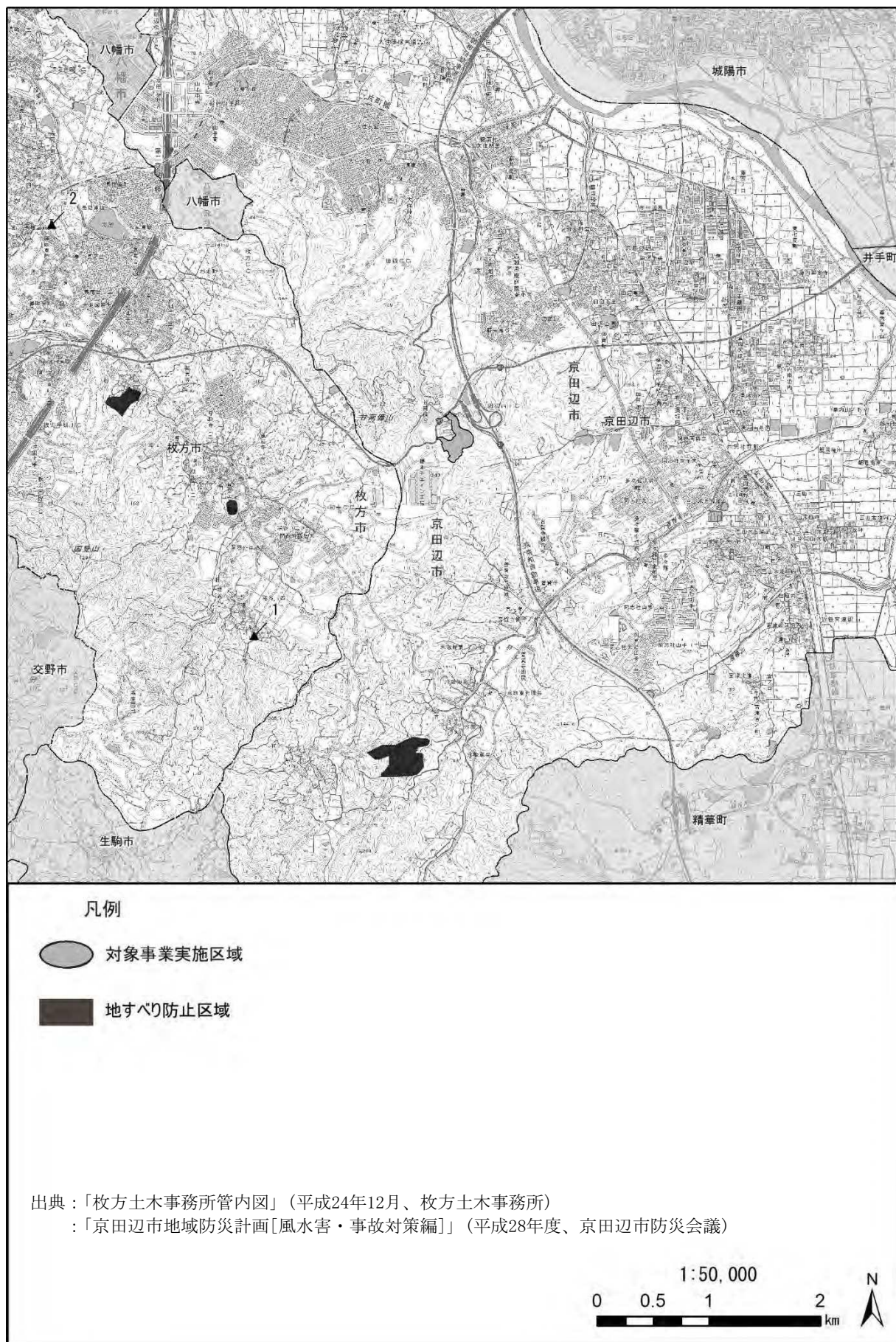


図 2-2.38 地すべり防止区域位置図

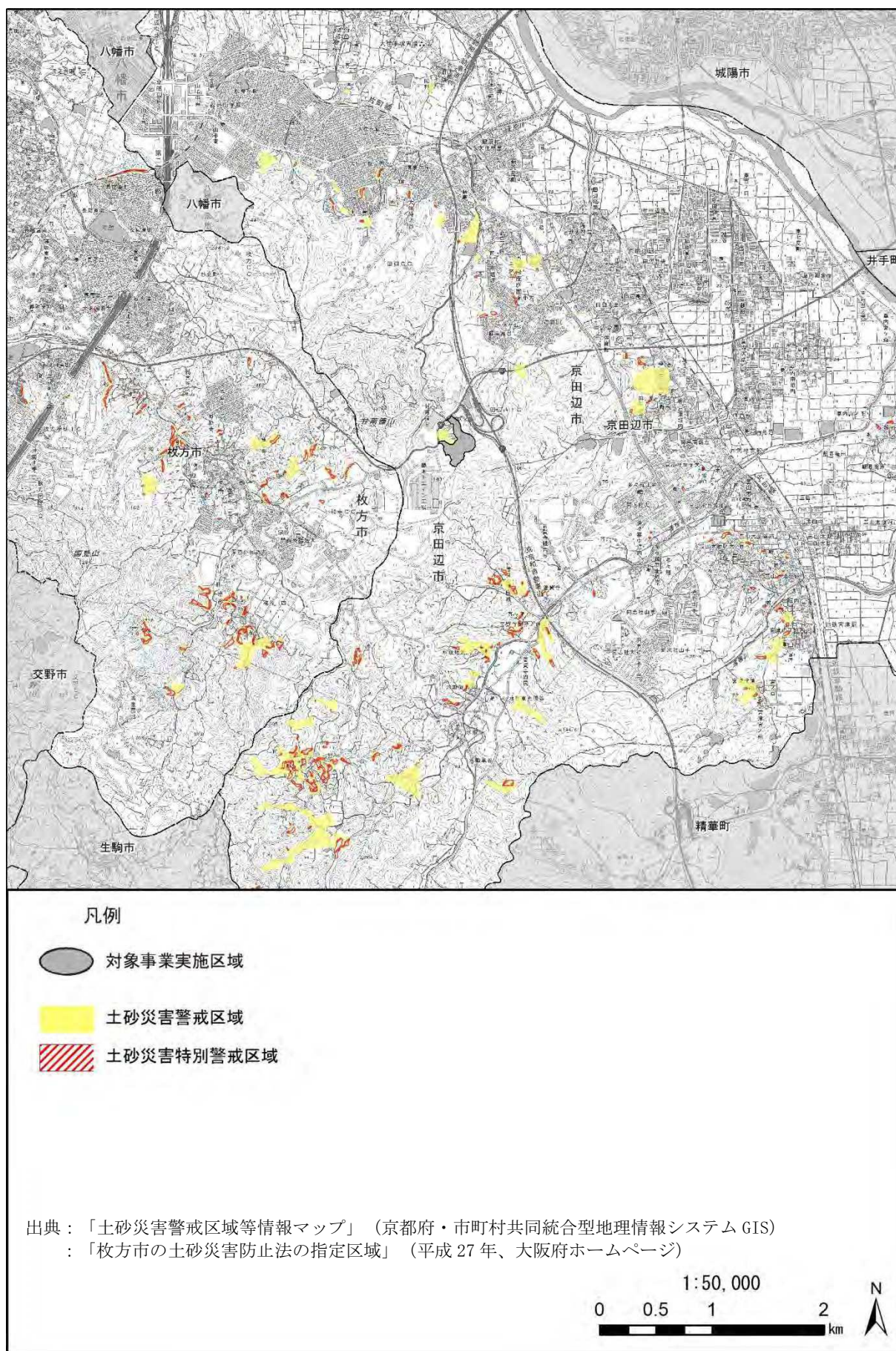


図 2-2. 40 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図

2) 公害の防止に係る規制の状況

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 2-2.81 に示す。

表 2-2.81 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無	
			対象事業 実施区域	調査地域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	○	○
		廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	○	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀）、総量規制基準（硫黄酸化物）	○	○
	京都府環境を守り育てる条例	総量規制基準（ばいじん）、排出基準（敷地境界線、排出口）	○	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	排出基準	×	○
騒音	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	○	○
	環境基本法	環境基準	×	○
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×	○
		要請限度	○	○
振動	京都府環境を守り育てる条例	規制基準（特定工場等）	×	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	規制基準（特定工場等）	×	○
	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×	○
		要請限度	○	○
悪臭	京都府環境を守り育てる条例	規制基準（特定工場等）	×	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	規制基準（特定工場等）	×	○
水質汚濁	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排水水）	○	○
	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準（ダイオキシン類）	○	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	○	○
		地下浸透基準	○	○
	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	排水基準（上乘せ基準）	○	○
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	排水基準（上乘せ基準）	×	○
	京都府環境を守り育てる条例	排水基準（横出し基準）	○	○
		地下浸透基準	○	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	排水基準（横出し基準）	×	○
	枚方市公害防止条例	排水基準、地下浸透基準	×	○
	下水道法	排除基準	○	○
土壌汚染	京田辺市公共下水道条例	排除基準	○	○
	枚方市下水道条例	排除基準	×	○
	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	○
その他	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	○	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	区域指定に係る基準（管理有害物質）	×	○
	京都府建築基準法施行条例	日影規制	×	○
その他	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	○	○

① 大気汚染

ア 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。大気汚染に係る環境基準を表 2-2.82 に示す。

表 2-2.82 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (O ₃)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 4 号）
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成 13 年環境省告示第 30 号）
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準（平成 21 年環境省告示第 33 号）

注 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が 10 μm 以下のものをいう。

注 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 3. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm を達成されるように務めるものとし、その達成期間は原則として 7 年間をする。また、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないように務めるものとする。

注 5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を表 2-2.83 に示す。

表 2-2.83 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2. 基準値は年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

イ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく総量規制及び大気排出基準等

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められているが、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあつては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められており、京田辺市は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

また、京都府環境を守り育てる条例においては、大気汚染防止法上の対象施設や対象物質を拡大して、規制の強化が図られており、本事業に関しては、有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が適用される。

大阪府生活環境の保全等に関する条例においても、規制の強化が図られており、廃棄物焼却炉に係る指定有害物質について排出基準が定められている。

なお、対象事業実施区域は、大阪府域ではないため本条例は適用されない。

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出の規制基準を表 2-2.84 ～表 2-2.91 に示す。

表 2-2.84 硫黄酸化物の規制基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$ q ：硫黄酸化物の量（m ³ N/時） K ：地域ごとに定められた値（2.34※） ※京田辺市では、新規の施設に対し、特別排出基準が適用される。 He ：補正された排出口の高さ（m）
総量規制基準	$Q = 3.2 \times W^{0.85} + 0.5 \times 3.2 \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$ Q ：許容排出量（m ³ N/時） W ：昭和 53 年 1 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時） W_i ：昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時） ※総量規制基準は、重油に換算したものが 0.3kL/時以上の場合に適用する。

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

：大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準（昭和 52 年京都府告示第 610 号）

表 2-2.85 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	4,000 以上	0.04
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m³ 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21 - 0_n}{21 - 0_s} \cdot C_s$ C : ばいじんの量 (g) 0_n : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) 0_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする) C_s : 日本工業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)			

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

表 2-2.86 ばいじんの総量規制基準

$T = (u_1 v_1 + u_2 v_2 + \dots + u_n v_n + x_1 y_1 + x_2 y_2 + \dots + x_m y_m) \times z$ この式において T、u、v、x、y 及び z は、それぞれ次の値を表すものとする。 T 排出が許容されるばいじんの量 (単位 グラム毎時) u 排出ガス中のばいじん濃度 (標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの大気汚染防止法施行規則 (昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号) 別表第 2 (以下この表において「施行規則別表第 2」という。) 第 2 欄に掲げる施設の種別及び施行規則別表第 2 第 3 欄に掲げる規模ごとに定められた施行規則別表第 2 第 4 欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1 立方メートル当たりグラム)。ただし、施行規則別表第 2 の備考の 1 で 0_n の値が定まっている施設については、次の算式により算出した標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 (単位 1 立方メートル当たりグラム) $u = \frac{21 - 0_s}{21 - 0_n} \cdot u_0$ 0_n 施行規則別表第 2 の備考の 1 に掲げる 0_n の値 0_s 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が 20 体積パーセントを超える場合にあっては、20 体積パーセントとする。)(単位 百分率) u₀ 排出ガス中のばいじんの濃度 (標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの施行規則別表第 2 第 4 欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1 立方メートル当たりグラム) v 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量 (単位 立方メートル毎時) x 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設以外のばい煙施設ごとの標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 1 立方メートルにつき 0.5 グラム y 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設以外のばい煙施設の排出口から大気中に排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量 (単位 立方メートル毎時) z 次の表に掲げる特定工場に設置されている全てのばい煙施設の排出口から排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量の和の値ごとに定める数値 <table border="1"> <tr> <th>排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)</th><th>z</th></tr> <tr> <td>40,000 未満</td><td>0.9</td></tr> <tr> <td>40,000 以上 200,000 未満</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>200,000 以上 500,000 未満</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>500,000 以上</td><td>0.6</td></tr> </table>		排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)	z	40,000 未満	0.9	40,000 以上 200,000 未満	0.8	200,000 以上 500,000 未満	0.7	500,000 以上	0.6
排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)	z										
40,000 未満	0.9										
40,000 以上 200,000 未満	0.8										
200,000 以上 500,000 未満	0.7										
500,000 以上	0.6										
備考 1 この表に掲げる規制基準は、別表第 1 の 1 の項に掲げる特定工場に適用する。 2 ばいじんの量は、日本工業規格 Z8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとする。 3 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は、含まれないものとする。 4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。											

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成 8 年京都府規則第 5 号）

表 2-2.87 有害物質（塩化水素）の排出基準

施設	規模	許容限度 (mg)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	700

備考：

1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m³ 中の塩化水素の量とする。
塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - 0s} \cdot Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg)
0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
Cs : 日本工業規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

表 2-2.88 有害物質（窒素酸化物）の排出基準

施設	規模	排出ガス量 (万 m ³ _N /時)	許容限度 (ppm)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）	火格子面積が 2m ² 以上ある いは焼却能力 が 200kg/時 以上	すべて	450
廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）		4 未満	700
上記外の廃棄物焼却炉		すべて	250
		4 以上	250
		連続炉	
		連続炉以外	

備考：

1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m³中の窒素酸化物の量とする。

2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$$

21-0n

0n

0s

C

Cs

： 窒素酸化物の量（cm³）

： 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）

： 排出ガス中の酸素濃度（%）

（当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする）

Cs：日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量（cm³）

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

水銀による地球規模の汚染の拡大を受け、人為的な排出の削減・根絶に向け、世界的な取り組みとして「水銀に関する水俣条約」が平成 25 年 10 月に採択され、当該条約は 50 か国が締結してから 90 日後の平成 29 年 8 月 16 日効力が発効した。

一方、国内での水銀対策として、水銀排出者に対し、排出基準の遵守、水銀濃度の測定等を義務付ける大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が成立・公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

水銀に係る排出基準を「表 2-2.89」に示す。

表 2-2.89 水銀の排出基準

施設	規模	排出基準 (μg/Nm ³)	
		新規施設	既存施設
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上あるいは焼却能力 200kg/時以上	30	50

備考：

1 既存施設とは、施行日（平成 30 年 4 月 1 日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。
2 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス 1 m³ 中の水銀の量とする。

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$$

C : 水銀の量 (μg/Nm³)
0n : 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）
0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
（当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする）
Cs : 排出ガス中の実測水銀濃度 (0℃、101.32kPa) (μg/Nm³)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

表 2-2.90 有害物質の排出基準（京都府環境を守り育てる条例）

項目	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 0.2mg	亜鉛として 20mg
アクリルアルデヒド	0.003cm ³	0.3cm ³
アクリロニトリル	0.07cm ³	7cm ³
アンチモン及びその化合物	アンチモンとして 0.003mg	アンチモンとして 0.3mg
アンモニア	1cm ³	100cm ³
塩化水素	0.2cm ³	－（適用除外）
塩化ビニル	0.1cm ³	10cm ³
塩素	0.03cm ³	3cm ³
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.002mg	カドミウムとして 0.2mg
キシレン	3cm ³	300cm ³
クロム及びその化合物	クロムとして 0.002mg	クロムとして 0.2mg
クロロホルム	0.3cm ³	30cm ³
シアン化水素及びシアン化合物	シアン化物イオンとして 0.2mg	シアン化物イオンとして 20mg
ジクロロメタン	2cm ³	200cm ³
臭素及びその化合物	0.003cm ³	0.3cm ³
水銀及びその化合物	水銀として 0.002mg	水銀として 0.2mg
すず及びその化合物	すずとして 0.07mg	すずとして 7mg
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	1cm ³	100cm ³
テトラクロロエチレン	2cm ³	200cm ³
銅及びその化合物	銅として 0.003mg	銅として 0.3mg
トリクロロエチレン	2cm ³	200cm ³
トルエン	2cm ³	200cm ³
鉛及びその化合物	鉛として 0.003mg	鉛として 0.3mg
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 0.03mg	ニッケルとして 3mg
二硫化炭素	0.3cm ³	30cm ³
砒素及びその化合物	砒素として 0.02mg	砒素として 2mg
フェノール	0.2cm ³	20cm ³
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗化物イオンとして 0.05mg	弗化物イオンとして 5mg
ベンゼン	0.3cm ³	30cm ³
ホスゲン	0.003cm ³	0.3cm ³
ホルムアルデヒド	0.02cm ³	2cm ³
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.01mg	マンガンとして 1mg
メタノール	7cm ³	700cm ³
メチルエチルケトン	3cm ³	300cm ³
硫化水素	0.3cm ³	30cm ³
硫酸	0.03mg	3mg

備考：

- この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあっては標準状態に換算した大気 1m³中の有害物質の量、排出口基準にあっては標準状態に換算した排出ガス 1m³中の有害物質の量とする。
- 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上 1.5m の高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成 8 年京都府規則第 5 号）

表 2-2.91 有害物質の排出基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

物質	規制基準
クロロエチレン ベンゼン	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1 燃焼式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2 1 と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3 1 と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1 ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 2 1 と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3 1 と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2 1 と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3 1 と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
上記に掲げる以外の物質	温度が 0℃で圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス 1m ³ につき、次の式により算出した有害物質等の種類ごとの量とする。 $C = \frac{(K \cdot S)}{Q}$ C：有害物質等の種類ごとの量（mg/m ³ N） S：付表 1 に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値 K：付表 2 に掲げる有害物質等ごとに定める値 Q：乾き排出ガス量（m ³ N/分）

付表 1

場合		S の算式
Ho < 6		b ²
Ho ≥ 6 かつ 4.7 (Ho-6) ≤ b < 4.7 Ho		(Ho-6) ² + b ²
Ho ≥ 6 かつ b ≥ 4.7 Ho		(Ho-6) ² + 22.1 Ho ²
Ho ≥ 6 かつ b < 4.7 (Ho-6) であって、排出口の中心から 4.7 (Ho-6) の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面がふ角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物（倉庫等は除く。以下「建築物」という。）がある場合	Ho > h	(Ho-h) ² + d ²
	Ho ≤ h	d ²
上記以外の場合		23.1 (Ho-6) ²
備考 Ho：排出口の実高さ（m） b：排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離（m） h：排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ（m） d：排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離（m）		

付表 2

物質	K の値	物質	K の値	物質	K の値
アニシジン	1.87	クロロニトロベンゼン	0.34	ベリリウム及びその化合物	0.0034
アンチモン及びその化合物	0.204	臭素	0.728	ホスゲン	0.751
N-エチルアニリン	3.68	水銀及びその化合物	0.034	ホルムアルデヒド	0.456
塩化水素 ^{注)}	5.54	銅及びその化合物	0.34	マンガン及びその化合物	0.136
塩素	3.23	鉛及びその化合物	0.068	N-メチルアニリン	3.26
カドミウム及びその化合物	0.017	バナジウム及びその化合物	0.034		

注) 塩化水素は、廃棄物焼却炉について適用されない。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

ウ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）による大気排出基準等
ダイオキシン類については、表 2-2.92 のとおり、大気排出基準が定められている。

表 2-2.92 ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5m ² 以上又は焼却能力が 50kg/時 以上	4,000 以上	0.1
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：ダイオキシン類の量（ng-TEQ） O _n ：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12） O _s ：排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする） C _s ：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイ オキシン類の量（ng-TEQ）			

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表 2-2.93 に示す。

表 2-2.93 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）による構造基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準が定められている。

廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要を表 2-2. 94 に示す。

表 2-2. 94(1) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
基準 第 4 条	一	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
	三	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
	四	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
	五	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること
	六	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること
	七 イ	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること
	ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること （１）燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること （２）燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること （３）外気と遮断されたものであること （４）燃焼ガスの温度を速やかに（１）に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること （５）燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること
	ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない
	ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること
	ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない
	リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること （１）ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること （２）ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること （イ）ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にするものであること （ロ）溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること （３）ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること （イ）焼成炉中の温度が 1000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること （ロ）焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （ハ）焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること （４）ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること

表 2-2.94(2) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
基準 第4条	ヌ	固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること
	ル	固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （１）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること （２）常時換気することができる構造であること （３）散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること
	ヲ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （１）保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （２）異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	ワ	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （１）固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること （２）保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	カ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （１）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること （２）固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること （３）固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない （４）保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （５）異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	十五	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること
維持管理基準 第4条の5	一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと
	二 イ	ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること
	ロ	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと
	ハ	燃料室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと
	ニ	焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること
	ホ	運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること
	ヘ	運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち燃焼し尽くすこと
	ト	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること
	リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	ヌ	排ガス処理設備・冷却設備に体積したばいじんを除去すること
	ル	排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるように燃焼すること
	ヲ	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録すること
	ワ	排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却すること
	カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること

表 2-2.94(3) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
維持管理基準 第4条の5	ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	レ	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること
	ソ	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと
	ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること
	ナ	固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること
	ラ	固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料に含まれる水分が10wt%以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること (2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること
	ム	搬入しようとする固形燃料の性状がラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと
	ウ	固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、上記の規定の例による
	ヰ	搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること
	ノ	保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること
	オ	固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を常時換気すること (3) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること
	ク	固形燃料をビットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること (2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること (3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていることを確認すること
	ヤ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(ケに掲げる場合を除く。)にあつては、次のとおりとする (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること (2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること
	マ	第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 保管設備内を定期的に清掃すること (2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること (3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること (4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること (5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること

表 2-2. 94(4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
維持 管理 基準 第 4 条 の 5	ケ	第四条第一項第七号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を定期的に清掃すること (3) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講じること (4) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない (5) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること (6) (5) の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること
	フ	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消化設備を備えること
	十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
	十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
	十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること
	十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする
	十四	施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと
	十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと
	十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（ 法第 21 条の 2 第 1 項 に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3 年間保存すること

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

② 騒音

ア 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準

騒音に係る基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。

騒音に係る環境基準を「表 2-2.95」に、騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定を「表 2-2.96」に、調査地域周辺における騒音の環境類型を「図 2-2.41」に示す。調査地域周辺には環境基本法に基づく地域の類型が指定された地域はあるが、対象事業実施区域はいずれの地域にも指定されていない。ただし、対象事業実施区域の一部は、幹線道路を担う道路に近接する区域の基準の適用を受ける。

表 2-2.95(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 dB 以下	40 dB 以下
A 及び B	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

注 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～翌日 6 時

注 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

注 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2-2.95(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として下表の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

表 2-2.95(3) 騒音に係る環境基準（幹線道路を担う道路に近接する区域）

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～翌日 6 時

注 2. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び 4 車線以上の市町村道等をいう。

注 3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

出典：騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 2-2. 96 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

市	地域の類型	該当地域
京田辺市	A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
	B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
枚方市	A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
	B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：騒音に係る環境基準の地域の類型指定（平成 21 年京田辺市告示第 29 号）

：騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域（平成 24 年枚方市告示第 4 号）

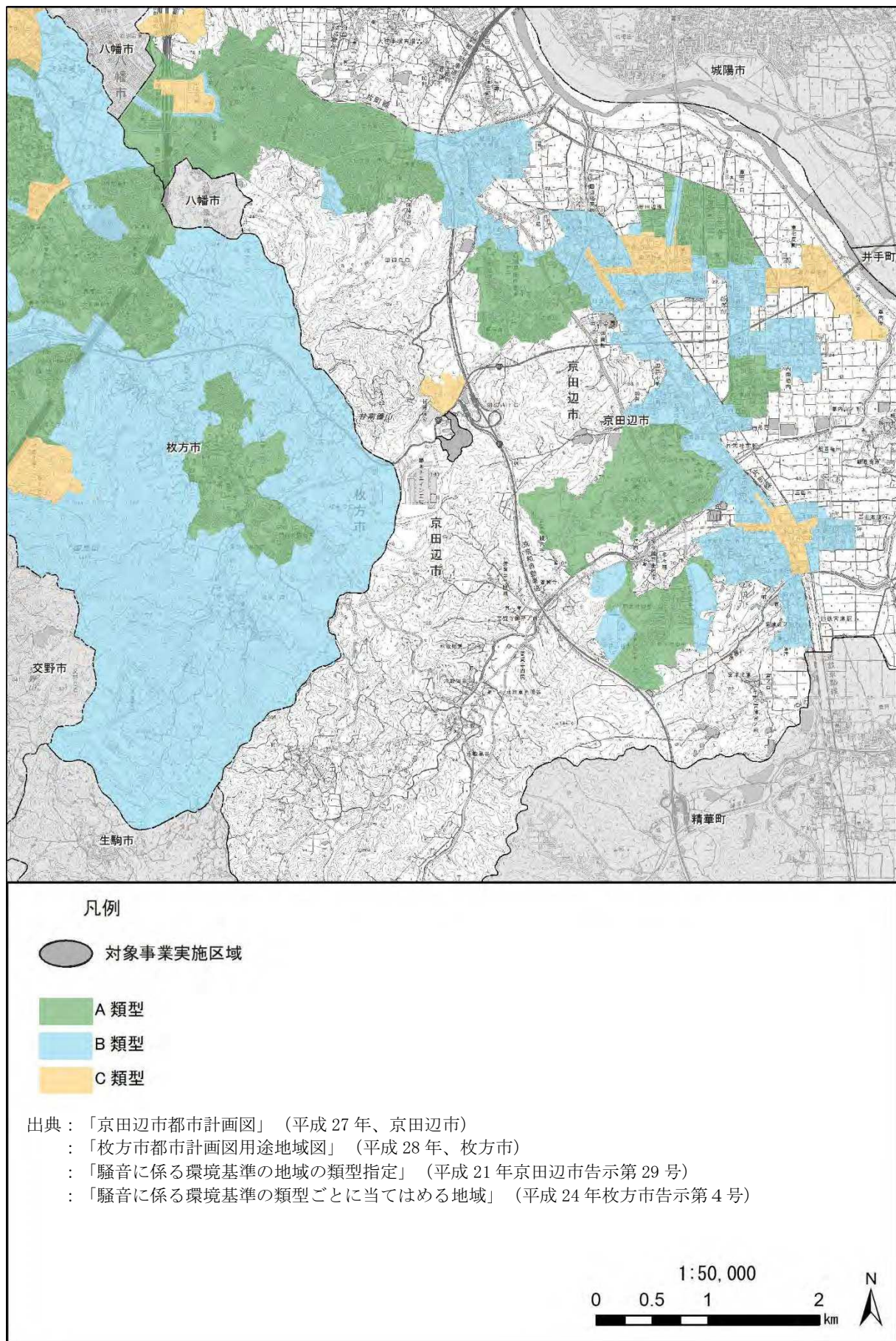


図 2-2. 41 騒音の環境類型図

イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）による規制

騒音規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、同条第 3 項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている騒音について規制する地域での規制基準が決められている。

また、騒音について規制する地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく交通規制等の要請や意見を述べることのできる要請限度も決められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 2-2.97 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 2-2.98 に、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表 2-2.99 に示す。特定工場等において発生する騒音について規制する地域を図 2-2.42 に、自動車騒音要請限度の区域の区分を図 2-2.43 に示す。

調査地域には騒音規制法に基づく騒音について規制する地域があるが、対象事業実施区域はいずれの区域にも指定されていない。

表 2-2.97 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の 区分	市		昼間	朝・夕	夜間
	京田辺市	枚方市			
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域	京田辺市 45dB	京田辺市 40dB	京田辺市 40dB
			枚方市 50dB	枚方市 45dB	枚方市 40dB
第 2 種 区域	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居 地域	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居 地域、準住居地域、用途地域 の指定のない地域	京田辺市 50dB	京田辺市 45dB	京田辺市 40dB
			枚方市 55dB	枚方市 50dB	枚方市 45dB
第 3 種 区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	近隣商業地域、商業地域、準 工業地域	京田辺市 65dB	京田辺市 55dB	京田辺市 50dB
			枚方市 65dB	枚方市 60dB	枚方市 55dB
第 4 種 区域	工業地域	工業地域	既設の学校、保育 所等の周囲 50m の 区域及び第 2 種区 域の境界線から 15m 以内の区域	京田辺市 70dB	京田辺市 60dB
			枚方市 65dB	枚方市 60dB	枚方市 55dB
	—	その他の区域	枚方市 70dB	枚方市 65dB	枚方市 60dB

注 1. 時間区分は以下のとおりとする。

京田辺市…朝：6～8 時、昼間：8～18 時、夕：18～22 時、夜間：22～翌日 6 時

枚方市…朝：6～8 時、昼間：8～18 時、夕：18～21 時、夜間：21～翌日 6 時

注 2. dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注 3. 表に掲げる京田辺市の第 2 種、第 3 種又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートル区域内における基準は、上記の表に掲げる規制基準値から 5 dB を減じた値とする。

注 4. 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

出典：指定された地域における規制基準（平成 21 年京田辺市告示第 31 号）

：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域についての規制基準（平成 13 年枚方市告示第 106 号）

表 2-2. 98 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制値・規制区域等区分	騒音の 大きさ	作業ができない時間（夜間）		一日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
特定建設作業の種類								
1. くい打機 ^{注1)} 、くい抜機又はくい打くい抜機 ^{注2)} を使用する作業 ^{注3)}	85 dB	7 時 ～ 翌日 7 時	22 時 ～ 翌日 6 時	10 時間を超えない こと	14 時間を超えない こと	連続して6日を超えないこと	禁止	
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業 ^{注10)}								
4. 空気圧縮機 ^{注4)} を使用する作業								
5. コンクリートプラント ^{注5)} 又はアスファルトプラント ^{注6)} を使用する作業 ^{注7)}								
6. バックホウ ^{注8)} を使用する作業 ^{注12)}								
7. トラクターショベル ^{注9)} を使用する作業 ^{注12)}								
8. ブルドーザー ^{注10)} を使用する作業 ^{注12)}								
備考	作業場の敷地境界における値。	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。		原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。

備考：

1 第1号区域とは、騒音について規制する地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地及び準工業地域として定められた区域、並びにこれらの区域以外の区域であって、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内をいい、第2号区域とは、騒音について規制する地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。なお、枚方市については1号区域に用途地域の指定のない地域を含む。

2 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

注1. もんけんを除く。

注2. 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3. くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4. 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。

注5. 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。

注6. 混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。

注7. モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。

注8. 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。

注9. 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。

注10. 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

注11. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注12. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令(昭和45年政令第324号)別表第2の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示1号）

：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定（平成21年京田辺市告示第32号）

：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域についての規制基準（平成13年枚方市告示第106号）

：特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域（平成13年枚方市公告第6号）

表 2-2.99 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 dB	70 dB

注 1. 時間の区分は、昼間(6～22 時)、夜間(22～翌日 6 時)とする。

注 2. a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域（枚方市は、用途地域の指定のない地域を含む。）

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）

：騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分を定めた告示（平成 21 年京田辺市告示第 33 号）

：騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分（平成 13 年枚方市公告第 7 号）

ウ 京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）による規制

京都府環境を守り育てる条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められている。当該規制基準は表 2-2.97 に示す特定工場等において発生する騒音の規制基準と同じ基準である。

エ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準並びに法で規制されない区域に存する工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準及び特定建設作業に係る特定建設作業の種類、区域の拡大が定められているが、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため、本条例は適用されない。

工場又は事業場において発生する騒音の規制基準を表 2-2.100 に、特定建設作業に係る特定建設作業の種類は表 2-2.101 に示すとおりである。

表 2-2.100 工場又は事業場において発生する騒音の規制基準

区域の区分			朝・夕	昼間	夜間
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域		45dB	50dB	40dB
第 2 種 区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		50dB	55dB	45dB
第 3 種 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域		60dB	65dB	55dB
第 4 種 区域	工業地域、工業専用地域の一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第 2 種区域の境界線から 15m 以内の区域	60dB	65dB	55dB
		その他の区域	65dB	70dB	60dB

注 1. 時間の区分は以下のとおりとする。

朝：6～8 時、昼間：8～18 時、夕：18～22 時、夜間：22～翌日 6 時

注 2. dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位をいう。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

表 2-2. 101 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	届出	
	法の 規制地域	条例の追加 規制地域
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（注 1） 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 6 バックホウを使用する作業（注 2） 7 トラクターショベルを使用する作業（注 2） 8 ブルドーザーを使用する作業（注 2）	法の届出	条例の届出
9 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20 キロワットを越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（注 1） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	条例の届出	条例の届出

注 1. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

注 2. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当する。）を使用する作業を除く。（この場合は 9 の条例での届出を行うことになる。）

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

：騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）

③ 振動

ア 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）による規制

振動規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場(特定工場等)における振動、同条第 3 項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域(以下、この項において「振動の規制地域」という。)での規制基準が決められている。

また、振動の規制地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法に基づく交通規制等の要請や意見を述べることのできる要請限度も決められている。特定工場等において発生する振動の規制基準を表 2-2. 102 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 2-2. 103 に、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表 2-2. 104 に示す。調査地域の特定工場等において発生する振動の規制地域を図 2-2. 44 に、道路交通振動要請限度の区域の区分を図 2-2. 45 に示す。

調査地域には振動の規制地域はあるが、対象事業実施区域はいずれの区域の区分にも指定されていない。

表 2-2.102 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の 区分	市		昼間	夜間
	京田辺市	枚方市		
第1種 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	60 dB	55 dB
第2種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 dB	60 dB
	—	工業地域 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域	65 dB	60 dB
	—	その他の区域	70 dB	65 dB

注1. 時間の区分は以下のとおりとする。

京田辺市…昼間：8～19時、夜間：19～翌日8時

枚方市…昼間：6～21時、夜間：21～翌日6時

注2. dBとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

備考1. 測定場所は原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。

2. (京田辺市)：学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値(第1種区域にあつては昼間に限る。)

3. (枚方市)：「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームであつて、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。

出典：振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準(平成21年京田辺市告示第34号)

：振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域についての規制基準(平成13年枚方市告示108号)

表 2-2. 103 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類	振動の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		一日当たりの 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 ^{注1)} 、くい抜機又はくい打くい抜機 ^{注2)} を使用する作業 ^{注3)}	75 dB	19 時 ～ 翌日 7 時	22 時 ～ 翌日 6 時	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
2. 鋼球を使用して破壊する作業								
3. 舗装版破碎機を使用する作業 ^{注4)}								
4. ブレーカー ^{注5)} を使用する作業 ^{注4)}								
備考	作業場の敷地境界における値。	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。		原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。

備考：1号区域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに上記地域以外で、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内をいい、第2号区域とは、第1号区域以外の区域をいう。枚方市については、1号区域に用途地域の指定のない地域も含まれる。

注1. もんけんを除く。

注2. 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3. くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注5. 手持式のものを除く。

注6. dBとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）

：振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の区域の指定（平成21年京田辺市告示第35号）

：振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制区域の区分（平成13年枚方市公告第8号）

表 2-2. 104 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		昼間 8 時～19 時	夜間 19 時～翌日 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域 (枚方市は、用途地域の指定のない地域を含む)	65 dB	60 dB
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70 dB	65 dB

備考：1. 時間の区分は以下のとおりとする。

京田辺市…昼間：8～19 時、夜間：19 時～翌日 8 時

枚方市…昼間：6 時～21 時、夜間：21 時～翌日 6 時

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

4. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

注. dB とは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）

：振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域の区分及び時間の区分（平成 21 年京田辺市告示第 36 号）

：振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分（平成 13 年枚方市公告第 9 号）

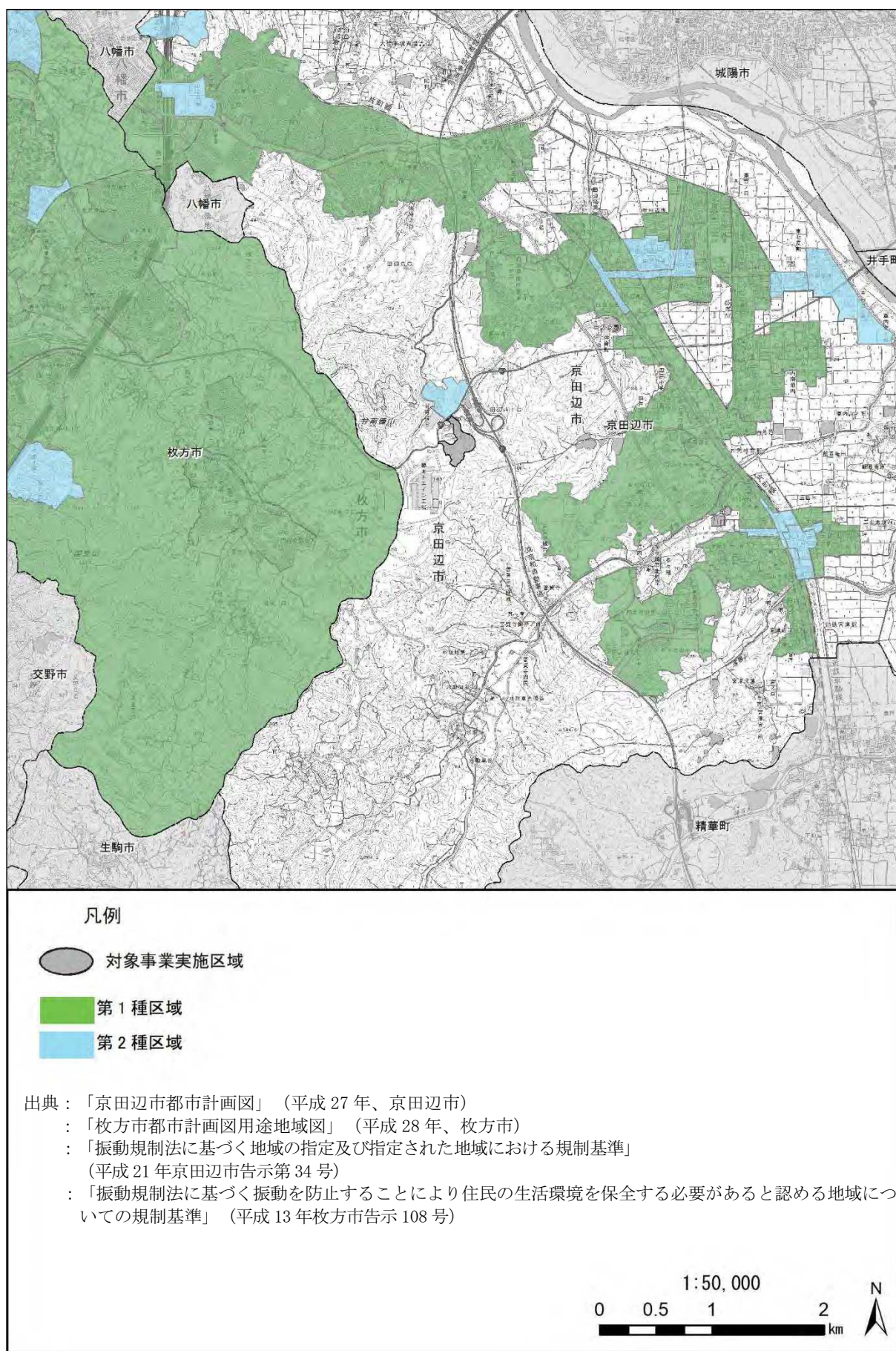


図 2-2.44 特定工場等において発生する振動の規制地域図

イ 京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）による規制

京都府環境を守り育てる条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準が定められている。当該規制基準は表 2-2. 102 に示す特定工場等において発生する振動の規制基準と同じ基準である。

ウ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準並びに法で規制されない区域に存する工場又は事業場において発生する振動の規制基準及び特定建設作業に係る特定建設作業の種類、区域の拡大が定められているが、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

工場又は事業場において発生する振動の規制基準を表 2-2. 105 に、特定建設作業の種類を表 2-2. 106 に示す。

表 2-2. 105 工場又は事業場において発生する振動の規制基準

区域の区分			昼間 6 時～21 時	夜間 21 時～翌 6 時
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		60dB	55dB
第 2 種 区域 (Ⅰ)	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域		65dB	60dB
第 2 種 区域 (Ⅱ)	工業地 域、工業 専用地域 の一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の 区域及び第 2 種区域の境界線から 15m 以内 の区域	65dB	60dB
		その他の区域	70dB	65dB

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

表 2-2. 106 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	届出	
	法の 規制地域	条例の追加 規制地域
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	法の届出	条例の届出
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
3 舗装版破碎機を使用する作業 ^注		
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 ^注	条例の届出	条例の届出
5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業		

注. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）
：振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）

④ 悪臭

ア 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）による規制

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物による悪臭についての規制は、アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質の種類ごとに濃度による許容限度として定める規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による許容限度として定める規制を行うことされており、京田辺市及び枚方市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は22物質が定められている。また、気体排出口においては、流量による規制基準（13物質）が定められている。その他に、排出水中の濃度に係る規制基準（4物質）がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表 2-2.107に示す。

調査地域は全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、対象事業実施区域は京田辺市のA地域に指定されている。

表 2-2.107 悪臭防止法に基づく規制基準

[敷地境界線]（1号規制）

特定悪臭物質の種類	許容限度（ppm）		
	京田辺市 A 地域	京田辺市 B 地域	枚方市 全域
アンモニア	1	5	1
メチルメルカプタン	0.002	0.01	0.002
硫化水素	0.02	0.2	0.02
硫化メチル	0.01	0.2	0.01
二硫化メチル	0.009	0.1	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.07	0.005
アセトアルデヒド	0.05	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.05	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003	0.01	0.003
イソブタノール	0.9	20	0.9
酢酸エチル	3	20	3
メチルイソブチルケトン	1	6	1
トルエン	10	60	10
スチレン	0.4	2	0.4
キシレン	1	5	1
プロピオン酸	0.03	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.01	0.001
備考：			
1 A 地域とは、京田辺市の規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。			
2 B 地域とは、京田辺市の規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。			
3 枚方市の規制地域は市全域。			

[排出口] (2号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$$q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

ここで、 q : 流量 (m³N/時)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

C_m : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
---------------	--

[排水水] (3号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。

$$C_{lm}=k \times C_m$$

ここで、 C_{lm} : 排水水中の濃度 (mg/L)

k : 係数で、下の表を参照 (mg/L)

C_m : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)

規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水の量	k の値
メチルメルカプタン	0.001m³/秒以下の場合	16
	0.001m³/秒を超え、0.1m³/秒以下の場合	3.4
	0.1m³/秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m³/秒以下の場合	5.6
	0.001m³/秒を超え、0.1m³/秒以下の場合	1.2
	0.1m³/秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m³/秒以下の場合	32
	0.001m³/秒を超え、0.1m³/秒以下の場合	6.9
	0.1m³/秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m³/秒以下の場合	63
	0.001m³/秒を超え、0.1m³/秒以下の場合	14
	0.1m³/秒を超える場合	2.9

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成21年京田辺市告示第37号）

：悪臭防止法に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域についての規制基準（平成13年枚方市告示第109号）

⑤ 水質汚濁

ア 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準

環境基本法に基づく環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

調査地域周辺を流れる木津川はA類型及び生物B類型に、船橋川及び穂谷川はB類型及び生物B類型に指定されている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を「表 2-2. 108」「表 2-2. 110」に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を「表 2-2. 111」に示す。

表 2-2. 108 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2. 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下、「規格」という）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 2-2. 109 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

注 1. 基準値は、日間平均値とする。

注 2. 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 2-2.110 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注. 基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 2-2.111 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン ^注	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下、「規格」という。）K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			
注. 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー			

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

イ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準を表 2-2. 112 に示す。水質（水底の底質の汚染を除く）は年間平均値 1 pg-TEQ/L 以下、水底の底質は 150pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 2-2. 112 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2. 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

ウ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等に基づく排水基準等

水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設を特定施設として定め、これらを設置して、公共用水域に排水を排出する工場又は事業場（以下、「特定事業場」という。）を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準と水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乘せ基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は 1 日当たりの平均的な排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用される。

京都府域における上乘せ基準としては、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号）があり、業種別、排水規模別等により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対して規制対象の範囲をより小規模な特定事業場にまで拡張、1 日当たりの平均的な排水量 30m³ 以上の特定事業場まで規制対象としている。上乘せ排水基準は本事業に適用される。

京都府域における横出し基準としては、京都府環境を守り育てる条例により、ニッケル含有量が横出し項目として定められている。横出し項目のニッケル含有量の排水基準は、本事業に適用される。

大阪府域における上乘せ基準としては、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）があり、業種別、排水規模別等により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対して規制対象施設の範囲をより小規模なものにまで拡張、一部 1 日当たりの平均的な排水量 30m³ 以上の特定事業場まで規制対象としている。対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

大阪府域における横出し基準としては、大阪府生活環境の保全等に関する条例により、色又は臭気が横出し項目として定められている。なお、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準を表 2-2.113 及び表 2-2.115 に、生活環境に係る排水基準を表 2-2.114 及び表 2-2.116 に示す。

表 2-2. 113 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）（京都府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	—	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.25mg/L	0.25mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	—	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	—	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	—	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	—	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	—	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	—	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	—	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	—	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	—	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	—	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	—	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	—	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	—	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10mg/L	—	海域以外の公共用水域：10mg/L
	海域：230mg/L	—	海域：230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8mg/L	—	海域以外の公共用水域：8mg/L
	海域：15mg/L	—	海域：15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L	—	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	—	0.5mg/L

注. ■グレー網掛けは、本事業において適用される排水基準を示す。

出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

：水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成 8 年京都府規則第 5 号）

表 2-2.114 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）（京都府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）	—	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L （日間平均 150mg/L）	90mg/L （日間平均 70mg/L）	90mg/L （日間平均 70mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L	—	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	30mg/L	20mg/L	20mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	—	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	—	5mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	—	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	—	2mg/L
ニッケル含有量	—	—	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	—	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L （日間平均 60mg/L）	—	120mg/L （日間平均 60mg/L）
リン含有量	16mg/L （日間平均 8mg/L）	—	16mg/L （日間平均 8mg/L）
備考			
1. 『日間平均』による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2. 水質汚濁防止法の欄に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である特定事業場に係る排水について適用する。			
3. 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の欄に掲げる排水基準は、木津川水域に立地する特定事業場で 1 日あたりの平均的な排出水の量が 30m ³ 以上のものに適用する。			
4. 生物化学的酸素要求量（BOD）に係る排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）に係る排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。			
5. 窒素含有量に係る排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 L につき 9,000mg を越えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。			
6. リン含有量に係る排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。			

注. ■ グレー網掛けは、本事業において適用される排水基準を示す。

出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

：水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成 8 年京都府規則第 5 号）

表 2-2. 115 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）（大阪府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（上水道水源地域）	大阪府生活環境の保全等に関する条例（上水道水源地域）
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
シアン化合物	1mg/L	検出されないこと。	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.05mg/L	0.05mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	検出されないこと。	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.002mg/L	0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.004mg/L	0.004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	1mg/L	1mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.006mg/L	0.006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.002mg/L	0.002mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.006mg/L	0.006mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10mg/L	1mg/L	1mg/L
	海域：230mg/L	—	—
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L
	海域：15mg/L	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：10mg/L	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：10mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.05mg/L	0.05mg/L

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）

：大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）

表 2-2. 116 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）（大阪府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（上水道水源地域）	大阪府生活環境の保全等に関する条例（上水道水源地域）
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）	5.8～8.6	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L （日間平均 150mg/L）	65mg/L （日間平均 50mg/L）	65mg/L （日間平均 50mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L	3mg/L	3mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30mg/L	10mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	3mg/L	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	2mg/L	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	10mg/L	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	10mg/L	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	2mg/L	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L （日間平均 60mg/L）	—	120mg/L （日間平均 60mg/L）
リン含有量	16mg/L （日間平均 8mg/L）	—	16mg/L （日間平均 8mg/L）
色又は臭気	—	—	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。
備考 1. 『日間平均』による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. 水質汚濁防止法の欄に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である特定事業場に係る排出水について適用する。 3. 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例の欄に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 30m ³ 以上である特定事業場に係る排出水について適用する。			

出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）

：大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）

水質汚濁防止法により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは公共用水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある 1 日当たりの平均的な排水量 50m³ 以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、京田辺市及び枚方市ともに総量規制の指定地域に指定されている。

公共用水域に排出する 1 日当たりの平均的な排水量が 50m³ 以上となる場合の、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準を **表 2-2. 117** に示す。

表 2-2.117 総量規制基準（水質汚濁防止法）

項目	許容汚濁負荷量												
化学的酸素要求量	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ L_c : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) C_{cj}, C_{ci}, C_{co} : 業種その他の区分ごとに定める一定の化学的酸素要求量 (mg/L) (=備考欄の表参照) Q_{cj} : 平成 3 年 7 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日) Q_{ci} : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日の前日までの間に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (Q_{cj} は除く) (m³/日) Q_{co} : 特定排出水の量 (Q_{cj} と Q_{ci} は除く) (m³/日)												
	備考 : 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 C_{cj} , C_{ci} , C_{co} の値は、下表に示すとおりである												
	<table><tr><td>業種その他の区分</td><td>C_{co}</td><td>C_{ci}</td><td>C_{cj}</td></tr><tr><td>ごみ処理業</td><td>70</td><td>40</td><td>40</td></tr><tr><td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td><td>80</td><td>50</td><td>50</td></tr></table>	業種その他の区分	C_{co}	C_{ci}	C_{cj}	ごみ処理業	70	40	40	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	80	50	50
	業種その他の区分	C_{co}	C_{ci}	C_{cj}									
ごみ処理業	70	40	40										
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	80	50	50										
窒素含有量	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ L_n : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) C_{ni}, C_{no} : 業種その他の区分ごとに定める一定の窒素含有量 (mg/L) Q_{ni} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日) Q_{no} : 特定排出水の量 (Q_{ni} は除く) (m³/日)												
	備考 : 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 C_{ni} , C_{no} の値は、下表に示すとおりである												
	<table><tr><td>業種その他の区分</td><td>C_{no}</td><td>C_{ni}</td></tr><tr><td>ごみ処理業</td><td>30</td><td>20</td></tr><tr><td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td><td>60</td><td>50</td></tr></table>	業種その他の区分	C_{no}	C_{ni}	ごみ処理業	30	20	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	60	50			
	業種その他の区分	C_{no}	C_{ni}										
ごみ処理業	30	20											
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	60	50											
りん含有量	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ L_p : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) C_{pi}, C_{po} : 業種その他の区分ごとに定める一定のりん含有量 (mg/L) Q_{pi} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日) Q_{po} : 特定排出水の量 (Q_{pi} は除く) (m³/日)												
	備考 : 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 C_{pi} , C_{po} の値は、下表に示すとおりである												
	<table><tr><td>業種その他の区分</td><td>C_{po}</td><td>C_{pi}</td></tr><tr><td>ごみ処理業</td><td>2.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td><td>8</td><td>6</td></tr></table>	業種その他の区分	C_{po}	C_{pi}	ごみ処理業	2.5	1.5	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	8	6			
	業種その他の区分	C_{po}	C_{pi}										
ごみ処理業	2.5	1.5											
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	8	6											

出典 : 水質汚濁防止法施行規則 (昭和 46 年総理府・通産省令第 2 号)
: 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 (平成 19 年京都府告示第 363 号)
: 窒素含有量に係る総量規制基準 (平成 19 年京都府告示第 364 号)
: りん含有量に係る総量規制基準 (平成 19 年京都府告示第 365 号)

さらに、水質汚濁防止法においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。また、京都府環境を守り育てる条例においても、特定工場等からの地下浸透を規制している。水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく地下浸透基準を表 2-2.118 に示す。

表 2-2.118 水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく地下浸透基準

項目	浸透基準	
	水質汚濁防止法	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	0.001mg/L	0.001mg/L
シアン化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	0.1mg/L	—
鉛及びその化合物	0.005mg/L	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.04mg/L	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.005mg/L	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L	—
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005g/L	0.0005g/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.002mg/L	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L	0.2mg/L
アンモニア、 アンモニウム 化合物、亜硝 酸化合物及び 硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7mg/L 亜硝酸性窒素 0.2mg/L 硝酸性窒素 0.2mg/L	0.7mg/L 0.2mg/L 0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L	0.005mg/L
フェノール類	—	0.01mg/L
銅及びその化合物	—	0.03mg/L
亜鉛及びその化合物	—	0.05mg/L
マンガン及びその化合物	—	0.1mg/L
クロム及びその化合物	—	0.02mg/L
ニッケル及びその化合物	—	0.02mg/L

注. “—” は浸透基準の対象外を示す。

出典：水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

（平成元年環境庁告示第 39 号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成 8 年京都府規則第 5 号）

エ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表 2-2. 119 に示す。

表 2-2. 119 ダイオキシン類の水質排出基準

項目	許容限度
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

オ 枚方市公害防止条例（平成 25 年枚方市条例第 67 号）による排水基準等

枚方市公害防止条例では、全ての工場又は事業場において、水質汚濁防止法で定める有害物質の排水基準（表 2-2. 115）及び有害物質に係る地下浸透基準（表 2-2. 118）を遵守するよう定めている。対象事業実施区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。

カ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等に基づく下水排除基準

下水道法では、水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を特定施設として定めており、特定施設を設置する工場又は事業場から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

本事業においては、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、京田辺市の公共下水道へ放流を行う計画であり、京田辺市公共下水道条例（昭和 60 年京田辺市条例第 18 号）の下水排除基準の適用を受ける。京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準を表 2-2. 120 に、枚方市下水道条例（昭和 51 年枚方市条例第 27 号）に基づく排除基準を表 2-2. 121 に示す。

表 2-2. 120 京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準

項目	排除下水量（m³/日）				
	2000～	500～2000	50～500	30～50	～30
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下				
シアン化合物	0.5mg/L 以下	0.8mg/L 以下	1 mg/L 以下		
有機燐化合物	0.5mg/L 以下	0.8mg/L 以下	1 mg/L 以下		
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下				
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下	0.4mg/L 以下	0.5mg/L 以下		
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下				
アルキル水銀化合物	検出されないこと				
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下				
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下				
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下				
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下				
四塩化炭素	0.02mg/L 以下				
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下				
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下				
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下				
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下				
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下				
チウラム	0.06mg/L 以下				
シマジン	0.03mg/L 以下				
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下				
ベンゼン	0.1mg/L 以下				
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下				
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下				
ふっ素化合物	15mg/L 以下				
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下				
フェノール類	1mg/L 以下				5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下				
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下				
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下				
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下				
クロム及びその化合物	2mg/L 以下				
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下				
温度	45℃未満				
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満				
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満				
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満			3000mg/L 未満	
浮遊物質	600mg/L 未満			3000mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量					
鉱油類含有量	5mg/L 以下				
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下				
窒素含有量	240mg/L 未満				
燐含有量	32mg/L 未満				
よう素消費量	220mg/L 未満				
ニッケル化合物	2mg/L 以下				
化学的酸素要求量	600mg/L 未満				

出典：下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）

：京田辺市公共下水道条例施行規則（昭和 60 年京田辺市規則第 18 号）

表 2-2. 121 枚方市下水道条例に基づく排除基準

項目	枚方市淀川左岸流域関連 公共下水道に係る区域
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
フェノール類	1mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	38mg/L 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
燐含有量	32mg/L 未満
沃素消費量	220mg/L 未満
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。

出典：枚方市下水道条例（昭和 51 年枚方市条例第 27 号）

⑥ 土壌汚染

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえ、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものとして設定されたものである。なお、環境基準の設定については、土壌環境機能のうち、水質を浄化し及び地下水をかん養する機能を保全する観点から、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、土壌環境機能のうち、食料を生産する機能を保全する観点から、農用地において、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準を表 2-2. 122 に示す。

表 2-2. 122 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

出典：土壌汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）

イ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を定めている。ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を表 2-2. 123 に示す。環境基準は、1, 000pg-TEQ/g以下と定められている。

表 2-2. 123 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1, 000pg-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

ウ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）に基づく区域指定に係る基準

土壤汚染対策法では、地下水の摂取などによるリスクの観点から 26 物質（特定有害物質）について土壤溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら 26 物質のうち 9 物質について土壤含有量基準が設定されており、土壤汚染状況調査の結果、当該基準に適合していない場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壤汚染対策法における規制を基本に土壤汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加するとともに、土壤汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を加え、管理有害物質として設定している。土壤汚染に係る区域指定の基準は表 2-2. 124 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため土壤汚染対策法のみ適用される。

表 2-2.124 土壌汚染に係る区域指定の基準

分類			項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
管 理 有 害 物 質 (大阪府生活環境の保全等に関する条例)	特 定 有 害 物 質 (土壌汚染対策法)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	—	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下	1 以下
			シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン	—	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下
			ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
		(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下	カドミウム 0.3 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
		(第3種特定有害物質) 農薬等	ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
			シマジン	—	0.003 以下	0.03 以下
			チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
			チオベンカルブ	—	0.02 以下	0.2 以下
			ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと	1 以下
			ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下	—	—

注 1. mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム)、mg/L (検液 1 L につきミリグラム)

注 2. pg-TEQ/g (土壌 1g につきピコグラム [2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

出典：土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）

：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

⑦ その他

ア 京都府建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）に基づく日影規制

京都府建築基準法施行条例では、都市計画法に基づく対象区域及び日影時間の指定について定めている。対象事業実施区域は都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域の指定のない地域（市街化調整区域）のため、対象区域に該当しない。対象区域及び日影時間の指定を表 2-2.125 に示す。

表 2-2.125 対象区域及び日影時間の指定

対象区域		敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	—	—
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域	10 分の 5 の割合の区域	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 6 の割合の区域		
	10 分の 8 の割合の区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	10 分の 10 の割合の区域		
	10 分の 15 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
	10 分の 20 の割合の区域		
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	10 分の 10 の割合の区域	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 15 の割合の区域		
	10 分の 20 の割合の区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	10 分の 30 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域	10 分の 20 の割合の区域のうち第 1 種高度地区（井手町を除く。）又は第 2 種高度地区に指定された区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	その他の 10 分の 20 の割合の区域		
	10 分の 30 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
	10 分の 40 の割合の区域		
近隣商業地域又は準工業地域	10 分の 20 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）

備考 1. 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区

(2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の流通業務地区

備考 2. 「第 1 種高度地区」又は「第 2 種高度地区」とは、都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号トニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

出典：京都府建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）

：「建築基準法施行条例解説集」（平成 28 年、京都府・宇治市）

イ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づく届出

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律では、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に該当する事業者、対象化学物質の環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出が義務付けられている。本事業は、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）に該当し、適用を受ける。

3) 環境保全に関する計画等

ア 新京都府環境基本計画

「新京都府環境基本計画」（平成22年10月、京都府）の概要を表 2-2.126 に示す。

本計画は、平成10年9月に京都府環境を守り育てる条例に基づき策定された前計画の「京都府環境基本計画」から10年以上が経過したことから、環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から京都府が目指す環境像、社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定されたものである。

表 2-2.126 新京都府環境基本計画の概要

項 目	概 要
目標年度	21 世紀半ば(2050 年頃)
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして、京都の知恵と文化を活かし、自然と共生する美しい都市（まち）と美しい地域（むら）を創る。
施策の展開方向	持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進 限りある資源を大切に作る循環型社会づくりの推進 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進
京都府が目指す環境像・社会像	温室効果ガスの排出量が 80%削減された「低炭素社会」の実現 低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展 京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の発展 自然や文化と調和し共生する地域社会の実現 安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現

イ 大阪 21 世紀の新環境総合計画

「大阪21世紀の新環境総合計画」（平成28年6月、大阪府）の概要を表 2-2.127 に示す。

本計画は、府域における豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）に基づいて策定するもので、平成22年5月に旧計画（平成14年3月策定）を見直し策定した。その後、平成28年6月に一部が改訂された。

表 2-2.127 大阪 21 世紀の新環境総合計画の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 22 年度から平成 32 年度まで
施策の方向	あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きの促進と環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進める。 効果的な情報発信 環境教育・学習の推進 行動を支援する仕組みの充実
目指すべき将来像	府民の参加・行動のもと、温室効果ガスの排出量の削減、資源の循環的利用の促進、大気・水環境の改善、環境リスクの高い化学物質の管理、生物の生息環境の保全、都市の魅力と活力の向上などに取組み、豊かな環境の保全と創造を推進する。施策展開に当たっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることによる好循環が創出されるよう取り組む。また、あらゆる分野に環境の視点を組み込むとともに、地域主権、広域連携を推進する。 低炭素・省エネルギー社会の構築 資源循環型社会の構築 全てのいのちが共生する社会の構築 健康で安心して暮らせる社会の構築 魅力と活力のある快適な地域づくり

ウ 京都地域公害防止計画

「京都地域公害防止計画」（平成24年 3 月、京都府）の概要を表 2-2.128 に示す。

本計画は、環境基本法第17条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として知事が作成する計画である。京都府では、昭和47年度に最初の計画を策定以来、計画に基づく施策の成果を評価しながら、概ね 5 年を 1 期として見直しを重ねてきている。今期は計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間として策定している。

なお、事業計画地の位置する京田辺市は計画の対象地域に含まれていない。

表 2-2.128 京都地域公害防止計画の概要

項 目	概 要
対象地域	京都市、宇治市、向日市、長岡京市、大山崎町
計画の期間	平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間
計画の主要課題	河川の水質汚濁 大阪湾に流入する COD の汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。
計画の目標	環境基準の達成
講じる施策	計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

エ 第 9 次大阪地域公害防止計画

「第 9 次大阪地域公害防止計画」（平成24年 3 月、大阪府）の概要を表 2-2.129 に示す。

本計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等において、知事が作成し、公害防止対策事業計画に係る部分については環境大臣の同意を得て策定する地域計画である。

大阪地域においては、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、5 年を 1 期として平成19年度までに計 8 次にわたり計画を策定し各種施策の推進に努めてきた。今期は計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間として策定している。

表 2-2.129 第 9 次大阪地域公害防止計画の概要

項 目	概 要
対象地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町の区域（平成 23 年 12 月 19 日現在の区域）とする。
計画の期間	平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間
計画の主要課題	大阪湾の水質汚濁 大阪湾の COD に係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。 また、大阪港内のダイオキシン類及び PCB による底質汚染の防止を図る。 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質汚濁の防止を図る。
計画の目標	環境基準の達成
講じる施策	計画の目標を達成するため、生活排水対策や下水道の整備等をはじめとした発生源等に対する各種の公害防止対策等を推進する。

オ 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」（平成25年6月、大阪府）の概要を表 2-2.130に示す。

大阪府では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づき、関係機関が相互に連携・協力して流入車規制の推進、エコカーの導入促進、エコドライブの取組みの推進、交通需要の調整・低減（輸送効率の向上）、交通流対策（バイパスの整備や交差点改良）、普及啓発などの取組みを着実に実施するため本計画を平成25年6月に策定している。なお、京都府域は、自動車NO_x・PM法の対象外地域である。

表 2-2.130 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕の概要

項 目	概 要
対象地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町及び同郡田尻町の37市町(平成17年2月1日現在の区域)の区域
目標年度	平成27年度
目標	平成27年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を全ての監視測定局において継続的・安定的に達成する。また、平成27年度目標の達成状況の検討を行い、平成32年度までに対策地域全体で大気環境基準を達成するよう総合的な自動車環境対策を検討し、引き続き推進する。
目標達成に向けた主な自動車環境対策	自動車の適切な点検・整備の促進等による自動車単体規制の推進 車種規制の適正かつ確実な実施、流入車規制の推進 官民協働によるエコカーの導入促進 エコドライブの取組みの推進 事業者に対する輸送効率の向上等の取組促進による交通需要の調整・低減 バイパスの整備、交差点改良、新交通管理システムの推進等の交通流対策 環境に配慮した自動車利用についての普及啓発・環境教育

カ 京都府地球温暖化対策推進計画

「京都府地球温暖化対策推進計画」（平成23年7月、京都府）の概要を表 2-2.131に示す。

京都府では、平成18年4月に施行した京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「京都府地球温暖化対策推進計画」を平成18年10月に策定し、各分野にわたる温暖化対策を計画的に推進してきた。これらの対策の進捗を踏まえつつ、平成22年10月には同条例の改正が行われ、平成23年度以降の温室効果ガス発生量について、中期的な目標として平成42年度までに平成2年度と比べて40%を削減すること、さらにこの目標を着実に達成するために、平成32年度までに平成2年度と比べて25%を削減することを新たな目標として設定し、平成23年4月に施行している。これに伴い温室効果ガスの削減目標を達成するための方策を明らかにするために新計画として本計画を平成23年7月に策定している。

表 2-2. 131 京都府地球温暖化対策推進計画の概要

項 目	概 要
趣旨	京都府地球温暖化対策推進計画の新計画として、改正条例に基づく温室効果ガスの削減目標を達成するための方策を明らかにするために策定
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして京都の知恵と文化を活かし自然と共生する美しい都市と美しい地域を創る。
目標	当面の目標：平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 25%を削減 中期的目標：平成 42 年度までに平成 2 年度と比べて 40%を削減 長期的目標：平成 62 年度までに温室効果ガスの排出量が平成 2 年度と比べて 80%以上削減された持続可能な京都を創造
重点施策	京都の知恵と文化を暮らしに活かす 再生可能エネルギーを最大限に活用 環境産業の発展 自立した持続可能な地域創り 森林を守り育てる

キ 大阪府地球温暖化対策実行計画

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成27年 3 月、大阪府）の概要を表 2-2. 132 に示す。

大阪府では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の 3 に基づき、大阪21世紀の新環境総合計画で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画として、地球温暖化対策の基本的な考え方や目標、取組内容を定めた本計画を平成27年 3 月に策定している。

表 2-2. 132 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 27 年度から平成 32 年度まで
計画の位置づけ	「大阪 21 世紀の新環境総合計画」で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画
計画の目標	2020（平成 32）年度までに温室効果ガス排出量を 2005（平成 17）年度比で 7%削減する。
各部門等の取組	民生（家庭）： HEMS 等によるエネルギー使用量等の見える化取組の普及／キャンペーンやセミナー等による普及啓発／LED 化等による省エネ・省 CO₂機器の導入促進等 民生（業務）・産業： 評価制度等による温暖化防止条例に基づく取組の促進／中小事業者向け省エネ診断や商工会等の経営指導員と連携した対策支援／省エネ性能の良い高効率機器等の導入促進等 運輸： 電車、バス等の公共交通の利用促進等／エコカーの普及促進／おおさか交通エコチャレンジ運動等による事業者の取組の促進等 再生可能エネルギー・省エネ機器の普及促進等： 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの普及促進／高効率コージェネレーションシステム等の省エネ・省 CO₂関連機器等の導入促進／蓄電池、燃料電池等エネルギー関連技術・製品の開発支援 適応策の推進： おおさかヒートアイランド対策推進計画に基づく対策を推進／大阪府域への地球温暖化の影響の把握／地球温暖化対策の影響を踏まえた対策を検討

ク 京田辺市地球温暖化対策実行計画

「京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成25年3月）の概要を表 2-2.133に示す。

京田辺市では、地球温暖化対策の推進に関する法律における地球温暖化対策のさらなる推進や、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、災害対策とともに持続可能な社会を構築する必要性が改めて認識されているなどの背景から、地球温暖化対策に関する具体的な方針を示し、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じ、対策を総合的、計画的に推進することを目的として、本計画を策定している。

表 2-2.133 京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 25 年度から平成 29 年度まで
計画の位置づけ	京田辺市環境基本計画における基本目標を達成するための行動プランとしての役割を持つ。 また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に定める「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」について示すものである。
計画の目標	短期目標：平成 29 年度における温室効果ガス排出量を平成 21 年度比で 15%削減する。 中期目標：平成 42 年度における温室効果ガス排出量を平成 21 年度比で 28%削減する。 長期目標：平成 60 年度における温室効果ガス排出量を平成 21 年度比で 50%削減する。
目標達成のために 行うべき対策	省エネに配慮した暮らしの推進： 一人ひとりの省エネ行動の実践・継続／省エネ型の家づくり 省エネに配慮した事業活動の推進： 従業員による省エネ行動の実践・継続／省エネ型の建物づくり／新たな環境産業の振興／市の率先した行動 再生可能エネルギーの利用推進：再生可能エネルギーの導入推進 環境にやさしい交通対策の推進： エコドライブの推進／環境にやさしい車の普及推進／車に頼り過ぎない暮らしの推進（モーダルシフト）／環境にやさしい交通のまちづくり循環型社会づくりの推進（ごみの 3R 活動の推進／安全・安定的な環境に配慮したごみ処理システムの構築 緑化対策の推進：都市緑化の推進／里山の保全 人づくり・雰囲気づくりの推進： 環境教育・環境学習の推進／地球温暖化防止に関する情報の収集・提供／リーダーの育成／あらゆる主体の連携の強化

ケ 枚方市地球温暖化対策実行計画

「枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(平成25年3月)の概要を表 2-2.134に示す。

枚方市では「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」(平成19年6月、枚方市)が平成24年度で計画期間を終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化対策をより一層推進するために、本計画を策定している。

表 2-2.134 枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 25 年度から平成 34 年度まで
計画の位置づけ	地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 に基づく地方公共団体実行計画として策定する。また、平成 23 年 3 月に策定した「第 2 次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画として策定する。
計画の目標	中期目標①：2020(平成 32)年度の温室効果ガス排出量を 1990(平成 2)年度比で 25%以上削減 中期目標②：2022(平成 34)年度の温室効果ガス排出量を 1990(平成 2)年度比で 29%以上削減 長期目標：2050(平成 62)年度の温室効果ガス排出量を 1990(平成 2)年度比で 80%以上削減
温室効果ガス 排出量削減に 向けた施策	再生可能エネルギーの利用拡大： 再生可能エネルギー利用の普及・啓発／太陽光発電システムの導入支援／太陽光発電システム等の設置／(仮称)地球温暖化対策推進基金の創設 省エネルギー・省 CO ₂ 活動の推進： 市民による省エネルギー・省 CO ₂ 活動の促進／事業者による省エネルギー・省 CO ₂ 活動の促進 低炭素化につながる環境整備の推進： 環境負荷の少ない交通体系等の推進／緑の保全と創造／ヒートアイランド対策の推進 循環型社会の構築に向けた活動の推進：発生抑制行動の促進／リサイクル活動の促進

コ 京都府ごみ処理広域化計画

「京都府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、京都府）の概要を表 2-2. 135に示す。

京都府では、ごみの排出量の増大等にもなう最終処分場の逼迫、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策、高度な環境保全対策の必要性等、ごみの適正処理を推進するに当たって、その課題に対応する必要性から、平成11年3月に本計画を策定している。

京都府ごみ処理広域化計画では、広域化への取組の際に必要な市町村の範囲を府内7ブロックに設定し、それぞれのブロックごとに今後のごみ処理の方向性を示すとともに、広域化を図っていく上での課題等について、基本的な考え方を示した内容となっている。広域化計画の期間としては、ダイオキシン類排出削減のための恒久対策及び既存のごみ焼却施設の耐用年数等を考慮し、概ね20年間（平成11年度から30年度まで）としているが、今後の新たな法規制やごみ処理技術の進展、地域の状況変化等、必要に応じて見直しを行うこととしている。

なお、京田辺市は南部ブロック地域に属している。

表 2-2. 135 京都府ごみ処理広域化計画の概要

項 目	概 要
目的	京都府での今後のごみ処理施設及び最終処分場の整備の方向性を定め、各地域の実情に応じた適正なごみ処理体制を確立することを目的としたものである。
期間	概ね 20 年間（平成 11 年度から 30 年度まで）
基本方針	ごみの排出抑制と減量化を図り、その上でリユース、リサイクルが見込めず、やむを得ず排出するごみについて適切な中間処理、最終処分を行うため、以下のような方針により、環境負荷の少ない処理システムの構築を目指している。 ・ ごみの排出抑制とマテリアルリサイクルの徹底 ・ ダイオキシン類の排出削減 ・ 焼却残さの高度処理対策 ・ サーマルリサイクルの推進 ・ 最終処分場の確保対策 ・ 施設整備等のコスト縮減
広域化 ブロック	複数の市町村等による共同処理体制が不可欠なことから、相互に連携して協力するための広域ブロックを設定して、計画を進めていくものである。府内では、丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽の 7 ブロックが設定されている。

サ 大阪府ごみ処理広域化計画

「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、大阪府）の概要を表 2-2. 136に示す。

大阪府域においては、これまで、焼却による衛生的なごみ処理に積極的に取り組んできたことにより、焼却率が全国平均を大きく上回っており、最終処分については、広域的な最終処分場が確保されてきたが、ダイオキシン対策のほか、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減のような利点を図るため、ごみ処理をトータルシステムとして検討した中長期的な広域化計画を検討することの必要性から本計画を策定している。

大阪府ごみ処理広域化計画では、府内を6ブロックに設定し、各ブロックの市町村において広域ブロック構成市町村間での施設整備計画の作成、一般廃棄物処理基本計画の改定、ごみ減量化・リサイクルの推進等の取組を行うこととしている。なお、枚方市は東大阪ブロックに属している。

表 2-2. 136 大阪府ごみ処理広域化計画の概要

項 目	概 要
期 間	概ね 20 年間（平成 11 年度から 30 年度まで）
基本的 考え方	一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進 本計画は、事業者、消費者、行政の適切な役割分担のもとに、それぞれの立場で減量化・リサイクルの取り組みを反映するものとする。 一般廃棄物処理施設整備の将来の方向性 将来の一般廃棄物処理施設整備の方向性を示すものとする。その考え方は、市町村の財政状態等を踏まえ、以下のとおりとする。 ごみ焼却施設 ごみ焼却施設は、最低 100 t / 日以上、可能な場合 300 t / 日以上全連続炉とし、建設時期は既存の焼却施設の更新時期を勘案して検討する。 ごみ焼却施設以外の施設 リサイクル施設、ストックヤード、RDF（ごみ燃料）化施設、灰の高度処理施設等について、焼却施設を含むトータルシステムとしての効率的な組み合わせを検討する。 立地の条件 施設の設置場所の選定は、実施計画時に、交通条件（輸送効率等）、用地の確保、住民の理解など、多方面から検討する。
広域 ブロック	6 ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）

シ 京都府循環型社会形成計画

「京都府循環型社会形成計画(第2期)」(平成29年3月、京都府)の概要を表 2-2.137に示す。

京都府では、平成15年3月に「京都府循環型社会形成計画」を策定している。本計画は、平成19年3月に見直しがされ、さらに、平成29年3月に計画期間を平成28年度から平成32年度までとした第2期計画である本計画を策定している。

本計画は、京都府が推進する地球温暖化や自然環境の保全などの持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにしたものである。

表 2-2.137 京都府循環型社会形成計画の概要

項 目	概 要
目的	資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化など今日の社会・経済を取り巻く状況を踏まえ、京都府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。
計画期間	平成 28 年度から平成 32 年度まで
施策の 基本方向	①3Rの推進 3 Rの中でも優先順位の高い2 Rの取組を重点的に推進し、やむを得ず発生する廃棄物について、分別排出を徹底し、できる限り再生利用する仕組みを作ることで、最終処分量の削減を推進する。 ②廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり 不法投棄等の不適正処理が行われた場合は、生活環境保全上の支障が生ずる恐れがあることから、廃棄物の適正処理を推進し、不適正処理を未然に防止するとともに、不適正処理等の違法行為に対しては迅速かつ厳格に対処する。 ③非常災害時における廃棄物処理体制の構築 災害廃棄物の処理は、適正かつ円滑・迅速に処理する必要があるとともに、可能な限り再生利用等を行い、最終処分量を低減させる必要がある。このような処理を実行するために、平時から、各主体における事前の備えを促進し、さらに、各主体の連携・協力体制の構築を推進する。

ス 大阪府循環型社会推進計画

「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）の概要を表 2-2. 138に示す。

大阪府では、府民、事業者、行政が連携・協働し、目指すべき循環型社会を構築するため、「大阪府循環型社会推進計画」を平成28年6月に策定した。本計画は、大阪21世紀の新環境総合計画の分野ごとの実行計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）に基づく基本方針、行動指針として位置づけられる。

表 2-2. 138 大阪府循環型社会推進計画の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 28 年度から平成 32 年度まで
目標	排出量：一般廃棄物 278 万 t、産業廃棄物 1,534 万 t 再生利用率：一般廃棄物 15.8%、産業廃棄物 32.2% 最終処分量：一般廃棄物 32 万 t、産業廃棄物 37 万 t 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量：一般廃棄物 403g/人・日
主な施策	リデュースとリユースの推進 食品ロスの削減／事業系ごみの削減／リユースの促進／産業廃棄物の削減 リサイクル（質の高いリサイクル）の推進 分別収集の促進／建設廃棄物の発生抑制／質の高いリサイクルの促進 適正処理の推進 一般廃棄物の処理／適正処理の徹底／有害廃棄物の処理／最終処分場の確保 非常災害時の廃棄物の適正処理の備え 災害時の適正処理体制の構築／技術の蓄積と人材の育成 留意事項 人口減少・高齢化の進展への対応／低炭素社会・自然共生社会への配慮

セ 第2次京田辺市環境基本計画

「第2次京田辺市環境基本計画」（平成27年3月、京田辺市）の概要を表 2-2.139に示す。

京田辺市では、平成17年3月に京田辺市生活環境基本条例（平成6年京田辺市条例第16号）に基づき前計画となる京田辺市環境基本計画を策定し、市民参画による良好な環境の保全と創造、更には、地球環境の保全に向けた目標を設定し、環境問題への取組みの基本的な方向性を具体的に示すことにより、環境保全活動を市民・市民団体・学生・事業者・市が連携、協働して積極的に取組むため「きょうたなべ環境市民パートナーシップ」を拡充させ、各種の取組みを進めてきた。

「第2次京田辺市環境基本計画」は、前計画の策定から10年が経過し、近年の環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から京田辺市が目指す望ましい環境像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定している。

表 2-2.139 第2次京田辺市環境基本計画の概要

項 目	概 要
計画の期間	平成27年度から平成36年度まで
望ましい環境像	豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち 京田辺
基本目標	多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り引き継ぎ、人と自然が共生するまち 誰もが安全で安心して暮らせる良好な生活環境を築くまち 循環型社会を形成し、環境にやさしいまち 都市と自然・歴史・文化が調和し、美しく多様な景観を守り育むまち 低炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまち 全ての人々が参加・行動し、豊かな環境を守り引き継ぐまち
施策の展開	多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り引き継ぎ、人と自然が共生するまち 自然とのふれあいの場・機会の創出／生物多様性の保全／田園環境の保全 誰もが安全で安心して暮らせる良好な生活環境を築くまち 良好な生活環境の保全 循環型社会を形成し、環境にやさしいまち 循環型社会づくりの推進 都市と自然・歴史・文化が調和し、美しく多様な景観を守り育むまち 良好な居住環境の保全／地域固有の歴史・文化及び景観の保全 低炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまち 地球温暖化対策の取組 全ての人々が参加・行動し、豊かな環境を守り引き継ぐまち 環境教育・環境学習の推進／市と市民及び学生、事業者との協働

ソ 第2次枚方市環境基本計画

「第2次枚方市環境基本計画」（平成23年3月、枚方市）の概要を表 2-2. 140に示す。

枚方市では、平成13年2月に枚方市環境基本条例（平成13年枚方市条例第1号）に基づき前計画である枚方市環境基本計画を策定し、市民・事業者とともに、さまざまな環境保全の取組みを推進してきた。

「第2次枚方市環境基本計画」は、前計画の策定から10年が経過し、近年の環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から枚方市のめざすべき環境像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定している。

表 2-2. 140 第2次枚方市環境基本計画の概要

項 目	概 要
計画の期間	平成23年度から平成32年度まで
めざすべき環境像	みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方
基本目標	全ての主体が環境保全活動に参加するまち 地球環境への負荷が少ないまち 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち
施策の展開	全ての主体が環境保全活動に参加するまち 環境教育・環境学習の推進／環境保全活動の推進 地球環境への負荷が少ないまち 地球温暖化対策の推進／地球環境保全対策の推進 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち 自然環境の保全／「農」を活かしたまちづくり 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち 環境にやさしいまちづくり／美しいまち並みの確保 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち 循環型社会の構築／良好な水資源の保全と活用／良好な生活環境の確保

タ みどりの大阪推進計画

「みどりの大阪推進計画」（平成21年12月、大阪府）の概要を表 2-2. 141 に示す。

大阪府では、「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市 オンリー 1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、本計画を平成21年12月に策定している。

本計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年策定）と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成11年策定）を統合し、大阪府の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示すものである。

表 2-2. 141 みどりの大阪推進計画の概要

項 目	概 要
計画期間	21 世紀の第 1 四半期（2025 年（平成 37 年））
みどりの将来像	みどりの風を感じる大都市・大阪
目標・指標	緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約 4 割以上確保 緑化の目標（市街化区域）：緑被率 20%（現況の 1.5 倍） 指標（3 年毎検証） 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす《約 5 割⇒約 8 割》 最近みどりに触れた府民の割合を増やす《約 4 割⇒約 8 割》
基本戦略	みどり豊かな自然環境の保全・再生 周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現 みどりの風を感じるネットワークの形成 主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がりを確保 街の中に多様なみどりを創出 屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進める みどりの行動の促進 府民や企業、NPO との協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指す

チ 枚方市みどりの基本計画

「枚方市みどりの基本計画」（平成28年3月、枚方市）の概要を表 2-2.142に示す。

「枚方市みどりの基本計画」は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づき策定するみどりに関する総合的な計画で、市民や事業者、行政など多様な主体が一体となって、緑地保全や緑化推進に関する取組みを計画的に推進することを目的としている。

枚方市では、平成11年に前計画である枚方市緑の基本計画を策定し、緑地の保全活用や都市緑化の推進など市民の手による緑のまちづくりの取組みを積極的に展開してきたが、策定から15年が経過し、本市を取り巻く社会情勢やみどりに関する市民意識の高まりなどの変化に対応したものとするため、平成28年3月に計画の改定を行い、本計画を策定した。

表 2-2.142 枚方市みどりの基本計画の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 28 年度から平成 47 年度までの 20 年間
基本理念	里山と淀川、それらを東西に結ぶ 3 河川 恵まれた良質なみどりを活かし、つなぎ、育む、 人もみどりも元気でやさしい枚方へ
みどりの将来像 （基本的方向）	本市の東端には、生駒山系に連なる東部の里山、西端には滋賀・京都・大阪を流れる淀川という 2 つの「みどりの骨格」が存在し、生態系やレクリエーションなどの重要な基盤となっているが、「みどりの骨格」が単独でもたらす効果には限界があり、またその効果を市街地へと広げていく必要もある。そのため、これらの「みどりの骨格」と合わせて、公園や農地などのより身近な「みどりの拠点」を街路樹や河川などの連続性のある「みどりの軸」でつなぐことで、みどりのネットワークを形成する。また、まとまったみどりの少ない市街地についても、地域特性の異なる「ゾーン」に応じた緑化を推進し、市全体としてみどりの機能の底上げを図る。
目標・指標	市民意識による指標 普段の生活のなかでみどりとふれあえると感じている市民の割合： 48.4%（平成 27 年度）→増加（平成 47 年度） 里山や農地などの豊かな自然環境が保全されていると感じている市民の割合： 40.3%（平成 27 年度）→増加（平成 47 年度） 計測可能な指標 法律や条例で担保された緑地（地域制緑地）の面積： 1,195.7ha（平成 27 年度）→1,204.7ha（平成 47 年度） 市全域における緑被面積の割合 38.5%（平成 27 年度）→38.5%（平成 47 年度） 施設緑地の面積 405.6ha（平成 27 年度）→426.6ha（平成 47 年度） 街路樹の整備延長 34.3km（平成 27 年度）→40.5km（平成 47 年度）
取組の基本方向	次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する＜つながるみどり＞ 市民、市民団体、事業者・大学の参加促進と行政を含めた連携の仕組みづくり／みどりの普及啓発とふれあう機会の充実／新たな財源の確保と効率的な事業展開 枚方の優れたみどりを守り活かしていく＜守り、活かすみどり＞ 里山の保全・活用／水辺地の保全・活用／農地の保全・活用／社寺林・孤立林等の保全・活用 身近なみどりの機能を向上させる＜創り、満ちるみどり＞ 公園の充実／道路・河川のネットワークの充実 花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する＜育むみどり＞ 住宅地の緑化／商業地・工業地の緑化／公共公益施設の緑化

ツ 大阪府景観計画

「大阪府景観計画」（平成24年4月、大阪府）の概要を表 2-2.143 に示す。

大阪府では、平成17年6月の景観法(平成16年法律第110号)の全面施行を受け、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うために本計画を策定している。

本計画において、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ごみ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

表 2-2.143 大阪府景観計画の概要

項 目	概 要
景観計画の区域	道路軸：国道 171 号沿道区域、大阪外環状線（国道 170 号）沿道区域、大阪中央環状線等沿道区域、第二京阪道路沿道区域、国道 26 号（第二阪和国道）沿道区域 河川軸：淀川等沿岸区域、大和川沿岸区域、石川沿岸区域 山並み・緑地軸：北摂山系区域、生駒山系区域、金剛・和泉葛城山系区域 湾岸軸：大阪湾岸区域 歴史軸：歴史的街道区域（一般区域）、歴史的街道区域（重点区域） （景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。）
景観づくりの基本方針	道路軸：周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。／市街地にあつては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。／郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。 河川軸：水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。／川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。 山並み・緑地軸：市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。／山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。／歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。 湾岸軸：湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。／湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。／湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。 歴史軸：歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。

テ 枚方市景観計画

「枚方市景観計画」(平成26年4月(平成28年10月変更)、枚方市)の概要を表 2-2.144に示す。

枚方市では平成26年4月に景観法に基づく本計画を策定し、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざしている。

本計画は、1章から6章までから成り、内容は「景観計画の区域」、「各区域の景観形成の方針」、「各区域の制限事項」、「屋外広告物に関する事項」等を盛り込んでいる。

なお、調査地域周辺は、本計画の区域区分のうち東部景観区域(景観形成区域)に属している。

表 2-2.144 枚方市景観計画の概要

項 目	概 要
景観計画の区域	「景観計画の区域」は枚方市全域とし、一般区域、景観形成区域、景観重点区域に3区分している。 一般区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成をめざし、地域の特性を活かした景観の形成を図る区域。 景観形成区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要がある、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域。河川、道路、東部に分割される。 景観重点区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成を特に推進する必要がある、重点的に良好な景観を保全・創出しながら、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域。
景観づくりの基本方針	『豊かな自然や歴史』をまもるために 枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かす 歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かす 『快適な地域環境』をはぐくむために 自然が息づき、人々があたたかい“ぬくもり”を感じあえる場を創る 個性を活かしたゆとりある美しいまちなみを育む まちの景観を乱すものを取り除く 高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む 『都市的な魅力』をつくるために にぎわいと風格のある都市核を創る 生活を楽しみ文化に触れる地域の拠点をつくり育てる 四季のいろあいや一日の時のうつろいに変化する表情を楽しむ都市を演出する
景観形成区域別の景観形成の方針	東部景観区域 生駒の山なみと調和したまちづくりの推進 枚方を代表する豊かな自然環境の保全と自然との交流空間の整備 地域の骨格となる道路整備に伴う沿道景観の形成

(13) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）、京都府登録文化財に関する規則（昭和57年京都府教育委員会規則第6号）、京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）、京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）及び京田辺市文化財保護条例（昭和50年京田辺市条例第11号）並びに大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）及び枚方市文化財保護条例（平成5年枚方市条例第27号）に基づく、指定又は登録、暫定登録は、京田辺市では74件、枚方市では64件となっている。

京田辺市及び枚方市の文化財等を表 2-2. 145に示す。

表 2-2. 145 京田辺市及び枚方市の文化財等

種別				京田辺市		枚方市		
国指定・登録等文化財	有形文化財	建造物	重要文化財	11		4		
			登録	－		1		
		絵画		1				
		彫刻（国宝を含む。）		3		2		
		古文書		2		－		
	記念物	史跡（特別史跡を含む。）		1		4		
		名勝		1		－		
重要美術品				2		－		
				府	市	府	市	
府指定・登録文化財・暫定登録文化財／市指定・登録文化財	有形文化財	建造物	指定	1	－	7	7	
			登録	5	－	－	3	
		美術工芸品	絵画	暫定登録	10	－	－	－
				彫刻	指定	2	12	1
			登録		1	－	－	－
			工芸品	指定	－	－	1	4
				登録	－	－	－	－
			書跡・典籍	指定	－	－	－	1
				登録	－	－	－	－
			古文書	指定	1	－	－	1
				登録	1	－	－	－
			考古資料	指定	1	3	1	1
				登録	－	－	－	－
			歴史資料	指定	－	－	－	2
				登録	－	－	－	
	民俗文化財	有形	指定	－	－	－	4	
			登録	－	－	－	－	
		無形	指定	1	4	－	－	
			登録	－	－	－	－	
	記念物	史跡	指定	1	3	3	4	
			登録	－	－	－	－	
			暫定登録	1	－	－	－	
		天然記念物	指定	－	－	2	－	
			登録	－	－	－	－	
	文化財環境保全地区			決定	6	－	－	－
合計				74		64		

注 1. 京田辺市は平成 28 年 10 月 1 日現在、枚方市は平成 28 年 11 月 1 日現在。

京都府暫定登録文化財については平成 29 年 11 月 15 日現在。

注 2. 重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は含んでいない。

注 3. 建造物は件数であり、棟数ではない。

注 4. “-” は該当なしを示す。

出典：「京都府内文化財件数一覧」（京都府ホームページ）

：「第 2 回京都府暫定登録文化財一覧（平成 29 年 11 月）」（京都府ホームページ）

：「枚方市内の文化財」（枚方市ホームページ）

：「枚方市登録文化財」（枚方市ホームページ）

調査地域周辺の文化財一覧を表 2-2. 146 に、埋蔵文化財一覧を表 2-2. 147 に、文化財位置を図 2-2. 46 に、埋蔵文化財位置図を図 2-2. 47 に示す。調査地域周辺には建造物や美術工芸品などの文化財が68件、遺跡や古墳などの埋蔵文化財が147箇所分布している。

表 2-2. 146(1) 調査地域周辺の文化財一覧

番号	種別等				名称	
1	国指定	京田辺市	有形文化財	建造物	佐牙神社本殿	
2					酬恩庵、酬恩庵本堂、方丈及び玄関、庫裏、東司、浴室、鐘楼	
3					白山神社本殿	
4					法泉寺十三重塔	
5					澤井家住宅（京都府綴喜郡田辺町）	
6					美術工芸品	絵画
7				彫刻		木心乾漆十一面観音立像（本堂安置）
8						木造一休和尚坐像
9						木造千手観音立像
10				古文書		後花園天皇宸翰女房奉書
11						二条家文書（即位灌頂）
12				記念物	名勝	酬恩庵庭園
13			史跡		大住車塚古墳	
14			国認定	重要美術品		極楽寺九重石塔
15						白山神社石灯籠
16	国指定	枚方市	有形文化財	建造物	厳島神社末社春日神社本殿	
17				美術工芸品	彫刻	木造降三世軍荼利明王立像
18	府指定	京田辺市	有形文化財	建造物	酬恩庵虎丘庵・総門・中門	
19				美術工芸品	彫刻	木造牛頭天王立像
20						木造十一面観音立像
21					古文書	一休宗純関係資料
22				考古資料		家形石棺(堀切 6 号墳横穴出土)
23			記念物	史跡	田辺天神山遺跡	
24			枚方市	有形文化財	建造物	正俊寺石造十三重塔
25	記念物	史跡		伝王仁墓		
26	府登録	京田辺市	有形文化財	建造物	咋岡神社本殿	
27					朱智神社本殿	
28					棚倉孫神社本殿	
29				美術工芸品	彫刻	木造大応国師坐像
30			古文書		大徳寺文書	
31	府暫定登録	京田辺市	有形文化財	美術工芸品	絵画	絹本著色釈迦十六善神像
32						絹本著色仏涅槃図
33						絹本著色仏涅槃図
34						絹本著色松源崇嶽像
						応仁三年一休宗純の賛がある
35						絹本著色宗峰妙超像
						一休宗純の賛がある
36						絹本著色宗峰妙超像
						寛正二年一休宗純の賛がある
37						絹本著色徹翁義亨像
						一休宗純の賛がある
38	絹本著色言外宗忠像					
	一休宗純の賛がある					
39	絹本著色華叟宗曇像					
	自賛がある					
40		絹本著色没倫紹等像				
41		記念物	史跡	酬恩庵（一休寺）境内		

表 2-2. 146(2) 調査地域周辺の文化財一覧

番号	種別等				名称			
42	市指定	京田辺市	有形文化財	美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来坐像		
43						木造大日如来坐像		
44						木造阿弥陀如来坐像		
45						木造阿弥陀如来及び両脇侍像		
46						木造阿弥陀如来立像		
47						木造十一面観音立像		
48						木造薬師如来立像		
49						木造降三世明王・金剛夜叉明王立像		
50						木造不動明王立像		
51						木造阿弥陀如来立像		
52						木造薬師如来及び両脇侍像		
53						考古資料	金環(山崎2号墳出土)	
54							石棒	
55							武人埴輪(堀切7号墳出土)	
56						記念物	史跡	薬師山古墳
57								ゴロゴロ山古墳
58								シオ1号墳(平塚)
59	枚方市	有形文化財	美術工芸品	彫刻	尊延寺木造不動明王立像			
60					尊延寺木造四大明王像のうち大威徳明王坐像・金剛夜叉明王立像			
61					尊延寺木造地藏菩薩立像			
62					工芸品	大般若経附唐櫃		
63				書跡・典籍		尊延寺大般若経		
64				市決定	京田辺市	民俗文化財	有形	三之宮神社の湯釜
65	文化財環境保全地区					棚倉孫神社文化財環境保全地区		
66						咋岡神社文化財環境保全地区		
67						主智神社文化財環境保全地区		
68						酬恩庵文化財環境保全地区		

注1. 番号は、[図 2-2. 46](#)に対応している。

注2. 国認定とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）附則第4条の規定により、なお効力を有するとされた旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律43号）第1条の規定により認定されているものである。

出典：「京都府文化財総合目録」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：「京田辺市の教育 平成28年版」（京田辺市教育委員会）

：「枚方市文化財分布図」（平成25年3月、枚方市）

表 2-2. 147(1) 調査地域周辺の埋蔵文化財一覧

番号	市	名称	番号	市	名称
1	京田辺市	ゴロゴロ山古墳 (茶臼塚・釈迦山)	49	京田辺市	松井横穴群
2		稲葉遺跡	50		松井横穴群
3		遠藤遺跡	51		松井窯跡群
4		奥山田池遺跡	52		上西野遺跡
5		王居谷古墳群	53		上谷浦遺跡
6		岡村遺跡	54		城ヶ前遺跡
7		屋敷田遺跡	55		城山遺跡
8		下司館跡	56		新宮社東遺跡
9		河原遺跡	57		新宮前遺跡
10		観音山古墳	58		新宮前館跡
11		観音寺東遺跡	59		新宗谷館跡
12		観音寺東館跡	60		神奈備寺跡
13		久保田遺跡	61		薪遺跡
14		宮ノ下遺跡	62		薪城跡
15		宮ノ後遺跡	63		水取城跡
16		宮ノ口遺跡	64		杉谷遺跡
17		虚空蔵谷遺跡	65		西薪遺跡
18		橋折遺跡	66		西平川原遺跡
19		興戸遺跡	67		西野遺跡
20		興戸丘陵西遺跡	68		西羅遺跡
21		興戸丘陵東遺跡	69		貢谷遺跡
22		興戸宮ノ前遺跡	70		貢谷古墳群
23		興戸城跡	71		川原谷遺跡
24		興戸廃寺	72		草路城跡 (草内城跡)
25		桑町遺跡	73		多々羅遺跡
26		鍵田遺跡	74		打垣内遺跡
27		古屋敷遺跡	75		大住車塚古墳 (チコンジ山・智光寺山)
28		御家遺跡	76		大住南塚古墳
29		交野ヶ原窯跡群	77		大將軍遺跡
30		口駒ヶ谷遺跡	78		大西館跡
31		口仲谷古墳群	79		大切遺跡
32		向山遺跡	80		棚倉孫神社遺跡
33		向谷遺跡	81		地内山遺跡
34		高ヶ峯遺跡	82		竹ノ脇遺跡
35		高井鎌遺跡	83		中山田遺跡
36		佐牙垣内遺跡	84		中山田古墳群
37		三山木遺跡	85		直田遺跡
38		三山木廃寺	86		天王畑城 (普賢寺城跡)
39		三本木遺跡	87		天理山古墳群
40		三野遺跡	88		伝道林遺跡
41		山崎遺跡	89		田中西遺跡
42		志保遺跡	90		田中東遺跡
43		七瀬川遺跡	91		田辺遺跡
44		芝山遺跡	92		田辺城跡
45		小欠古墳群	93		田辺天神山遺跡
46		小田垣内遺跡	94		都谷遺跡
47		小田垣内北遺跡	95		都谷北遺跡
48		小林遺跡	96		塔ノ脇遺跡

表 2-2. 147(2) 調査地域周辺の埋蔵文化財一覧

番号	市	名称	番号	市	名称
97	京田辺市	東角田遺跡	127	枚方市	シオ古墳群
98		東林遺跡	128		厳島神社遺跡
99		南垣内遺跡	129		荒坂山砦跡
100		南山遺跡	130		杉遺跡
101		南山城跡（浅井城跡）	131		杉中賣谷遺跡
102		二又遺跡	132		正俊寺遺跡
103		尼ヶ池遺跡	133		尊延寺遺跡
104		白山遺跡	134		長尾遺跡
105		畑山遺跡	135		長尾播磨谷遺跡
106		八河原遺跡	136		長尾病院遺跡
110		北ノ谷古墳群	137		長尾風呂ヶ谷遺跡
111		堀切 10 号墳	138		津田三ツ池遺跡
112		堀切 11 号墳	139		津田城遺跡 国見山地区
113		堀切 1 号墳	140		津田城遺跡 城坂地区
114		堀切 3 号墳	141		津田城遺跡 本丸山地区
115		堀切 5 号墳	142		藤阪宮山遺跡
116		堀切 6 号墳	143		藤阪大亀谷遺跡
117		堀切 7 号墳	144		藤阪東遺跡
118		堀切 8 号墳	145		普賢寺城跡
119		堀切 9 号墳	146		穂谷遺跡群
120		茂ヶ谷遺跡	147		穂谷古墳
121		木原城館跡			
122		野上遺跡			
123		野神遺跡			
124		薬師山遺跡			
125		薬師山古墳（高塚）			
126		狼谷遺跡（小谷遺跡）			

注. 番号は図 2-2. 47 に対応している。

出典：「遺跡マップ」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：「枚方市文化財分布図」（平成 25 年 3 月、枚方市）

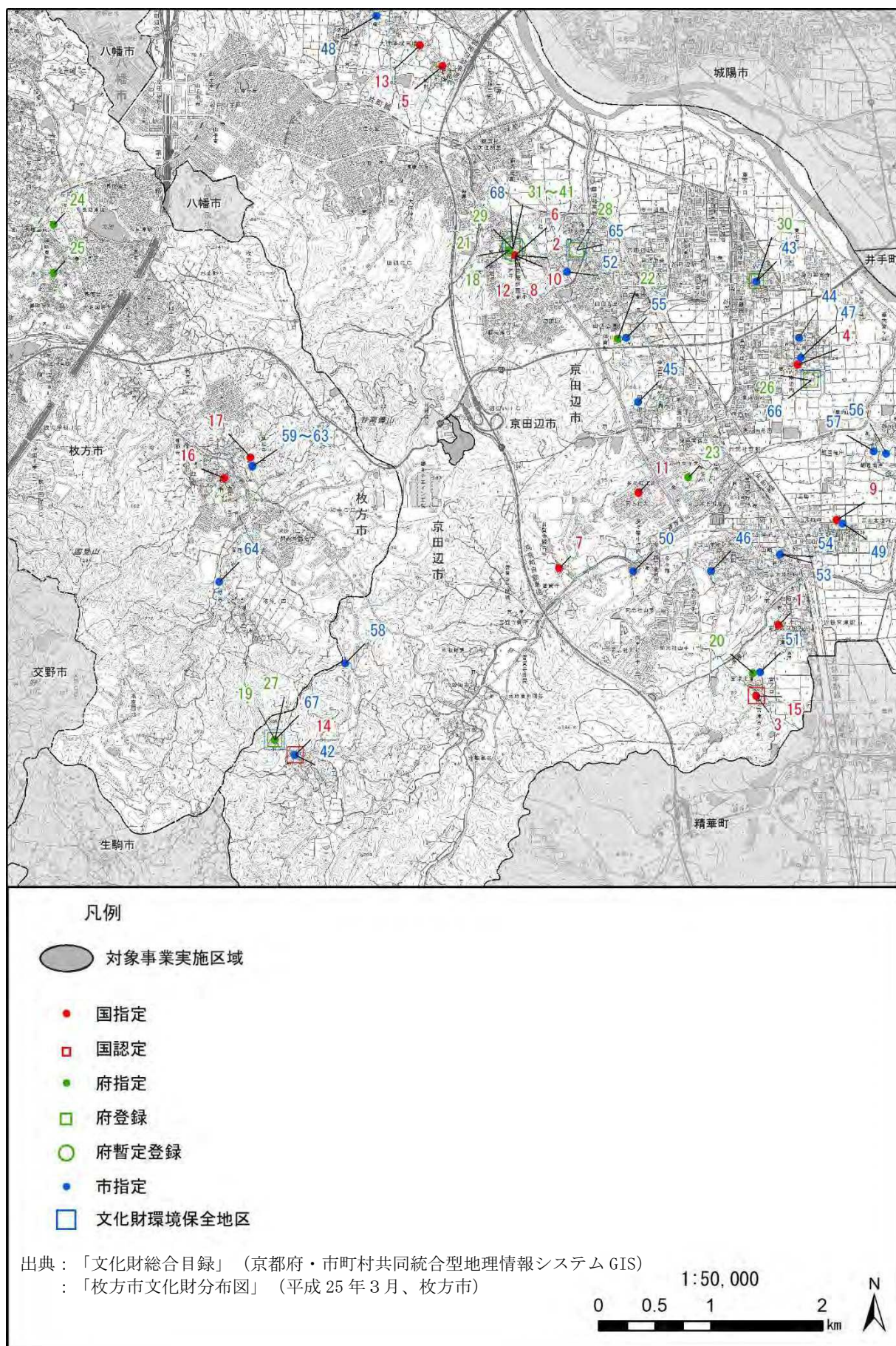


図 2-2. 46 文化財位置図

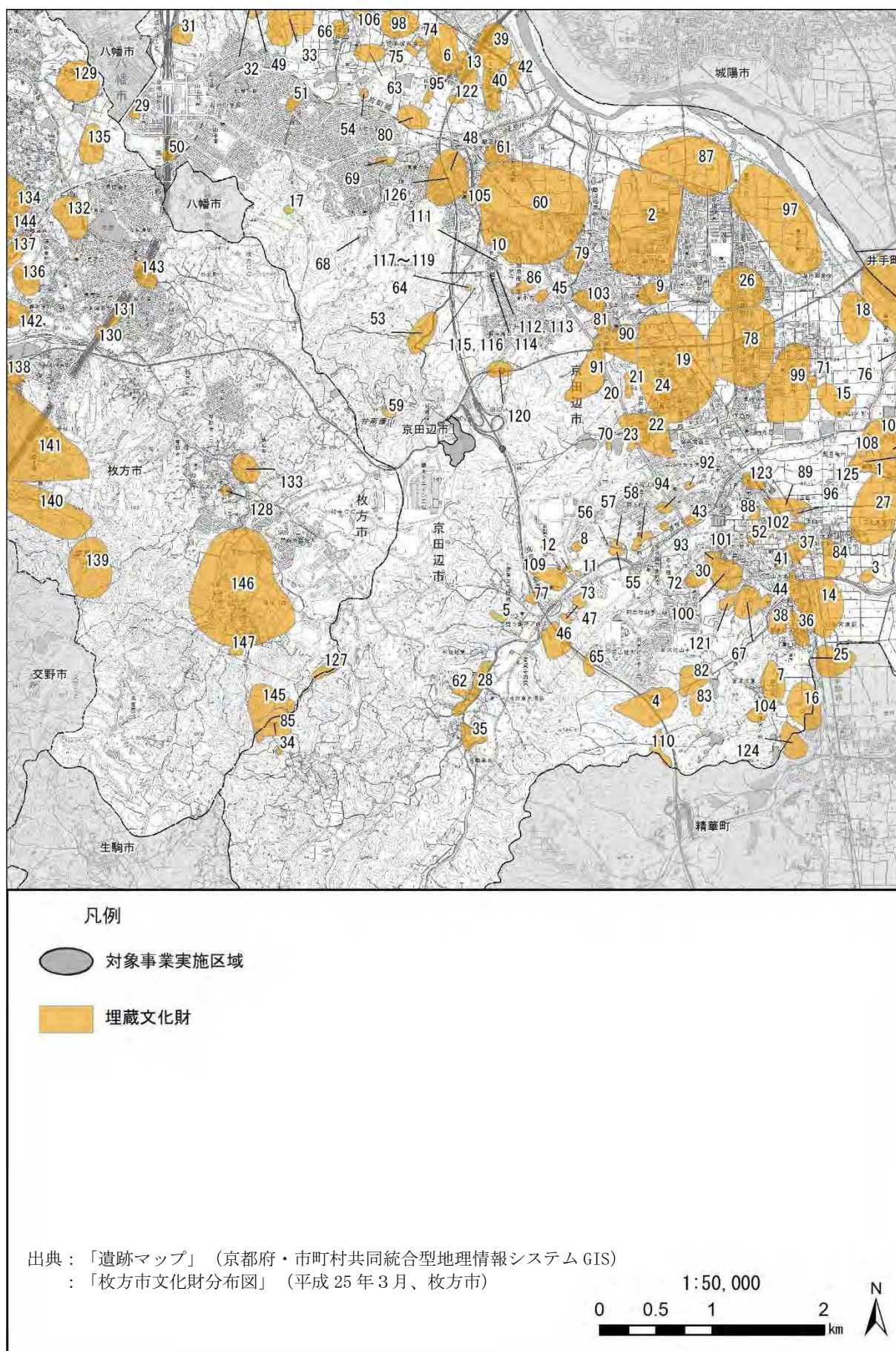


図 2-2. 47 埋蔵文化財位置図

第3章 計画段階環境配慮書の概要

3-1 計画段階環境配慮書における検討

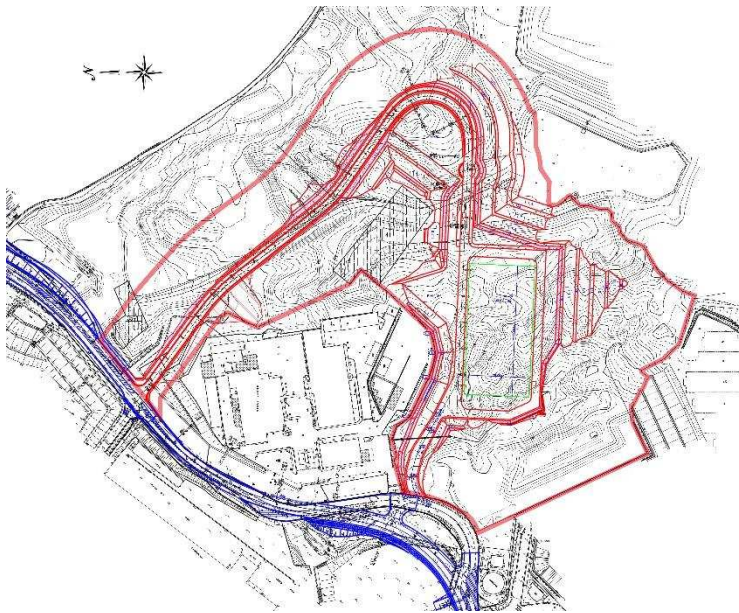
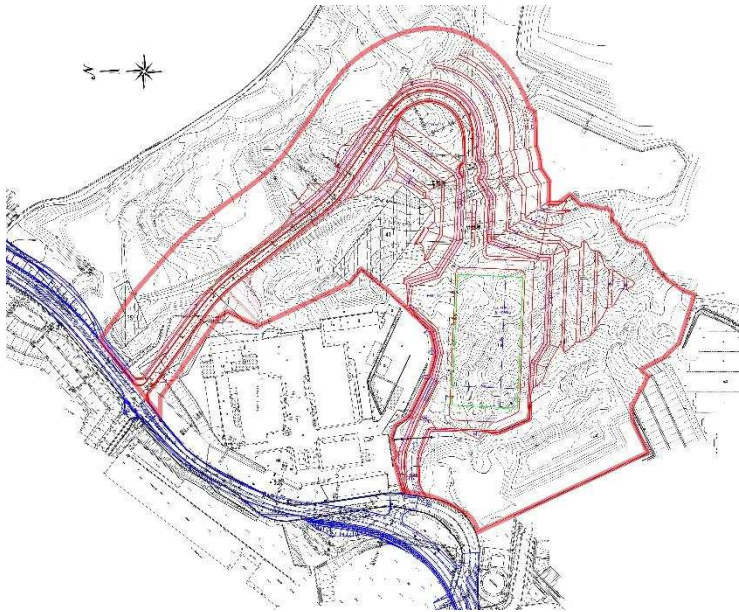
本事業は、京都府環境影響評価条例に基づき平成 29 年 4 月 10 日に計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を提出し、平成 29 年 8 月 17 日に知事意見が送付された。

本事業に関して事業実施想定区域の位置は既に、地理的状況及び現有施設の稼働状況を踏まえて決定されていることから、工作物の構造及び施設等の配置について複数案を設定し、計画段階環境配慮事項の検討を行った。設定した複数案は、**表 3-1.1**に示すとおりである。

なお、現在稼働している穂谷川清掃工場第 3 プラント及び甘南備園焼却施設の老朽化が進んでおり、日々発生する廃棄物を効率的・効果的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく上で、両施設の更新施設としての可燃ごみ広域処理施設の整備は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション(当該事業を実施しない案)は設定していない。

これらの複数案について、工事の実施における計画段階配慮事項として、施設等の配置に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時の大気質、騒音及び振動を選定した。また、土地又は工作物の存在及び供用における計画段階配慮事項として、工作物の構造に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、施設の稼働時の大気質及び景観を選定した。

表 3-1.1 複数案の設定

区分	複数案		概要
施設等の配置	X案	・造成箇所の計画地盤高を120mとする案 	造成規模の縮小に留意した案である。
	Y案	・造成箇所の計画地盤高を115mとする案 	幹線道路から敷地への高低差の縮小に留意した案である。
工作物の構造	A案	煙突高さを100mとする案	近隣の枚方市東部清掃工場の煙突高さと同じ案である。
	B案	煙突高さを59mとする案	全国的に採用実績の多い案である。

3-2 予測及び評価の結果

計画段階環境配慮書で示した複数案に係る計画段階配慮事項の予測・評価の内容は、次に示すとおりである。

3-2-1 大気質・騒音・振動（工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

設定した複数案における大気質・騒音・振動に対する影響の程度の評価結果は表 3-2.1 に示すとおりであり、X案はY案に比べ残土等運搬車両台数が少ないことから、影響の程度は相対的に小さくなるものと評価した。

表 3-2.1 評価結果（大気質・騒音・振動）

複数案	X案（計画地盤高120m）	Y案（計画地盤高115m）
大気質・騒音・振動に対する影響の程度	Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。	X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。

なお、事業の実施に当たっては、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・工事の実施に当たっては、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。

3-2-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）

（１）環境影響の程度に係る評価

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度は、表 3-2.2 に示すとおりである。これによると、全ての予測項目でB案（煙突高さ59m）のほうがA案（煙突高さ100m）より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。

表 3-2.2 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度

項目	煙突高さ	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.0000158ppm	0.002ppm
	B案：59m	0.002ppm	0.0000237ppm	0.002ppm
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.0000164ppm	0.014ppm
	B案：59m	0.014ppm	0.0000245ppm	0.014ppm
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m ³	0.0000158mg/m ³	0.023mg/m ³
	B案：59m	0.023mg/m ³	0.0000237mg/m ³	0.023mg/m ³
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000079pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000118pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³

（２）環境基準等との整合

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表 3-2.3 に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準を下回ると評価される。

表 3-2.3 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点の 将来濃度（年平均値） (BG濃度+寄与濃度)	日平均値の 2%除外値又は 年間98%値	環境基準
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.005ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下
	B案：59m	0.002ppm	0.005ppm	
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.030ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下
	B案：59m	0.014ppm	0.030ppm	
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	B案：59m	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³	
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	—	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	—	

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・ごみの焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。

3-2-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）

設定した複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果は、表 3-2. 4 に示すとおりであり、両案間の眺望景観への影響の程度の差は小さいものと評価した。

表 3-2. 4 評価結果（景観）

複数案	A 案（煙突高さ100m）	B 案（煙突高さ59m）
眺望景観に対する影響の程度	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（工作物の存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。

3-3 総合評価

3-3-1 施設等の配置に関する総合評価

施設等の配置に関する計画段階配慮事項（大気質・騒音・振動）の複数案間の評価結果は、表

3-3.1に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、Y案（計画地盤高115m）に比べ、X案（計画地盤高120m）の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 3-3.1 総合評価（施設等の配置）

複数案	X案 (計画地盤高120m)	Y案 (計画地盤高115m)
総合評価	Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。	X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。

3-3-2 工作物の構造に関する総合評価

工作物の構造に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）の複数案間の評価結果は、表 3-3.2に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、B案（煙突高さ59m）に比べ、A案（煙突高さ100m）の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 3-3.2 総合評価（工作物の構造）

複数案	A案 (煙突高さ100m)	B案 (煙突高さ59m)
総合評価	大気質の影響は、B案に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、B案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。	大気質の影響は、A案に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、A案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。

第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

4-1 配慮書の公告及び縦覧等

4-1-1 公告

(1) 公告日

平成29年4月25日（火）

(2) 公告方法

京都府公報 第2873号（平成29年4月25日）公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報（広報ほっと京たなべ）及び枚方市広報（広報ひらかた）への掲載を行い周知した。

4-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 4-1.1 に示すとおりである。

表 4-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成 29 年 4 月 25 日（火）から 5 月 24 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
京都府山城北保健所環境室	宇治市宇治若森 7 の 6		
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田1		
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課	京田辺市田辺80		
京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58		
枚方京田辺環境施設組合事務所	枚方市大字尊延寺2949（枚方市東部清掃工場内）		午前 9 時から午後 5 時30分まで
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町2丁目1の20（枚方市役所別館6階）		
枚方市環境部環境指導課	枚方市朝日丘町2の17（枚方市役所分室）		
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町 2 丁目 25 の 1		
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘3丁目13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木 2 丁目 29 の 3		

4-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成29年4月25日（火）から6月7日（水）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は13通であった。

4-2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

配慮書の公告、縦覧に伴い提出された配慮書についての住民等の意見は13通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 事業計画について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 煙突高さ		
1	呼吸疾患を有する一市民の立場として、安心安全で快適な暮らしを求める観点から1環境基準および2眺望景観を踏まえて考察すると、今回の可燃ごみ広域処理施設建設に際しては環境基準を重視すべき（将来の環境政策を踏まえると、さらに高い環境基準値のクリアを目指す）だと考えます。 枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の煙突の高さは、枚方東部清掃工場の煙突の高さと同じ100m以上とし、煙突の頂点は、同工場と同一以上の標高とすることが適正・適切との意見を表明いたします。	本施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設ですが、一方で、施設を整備するにあたっては、周辺住民の方々の健康のほか環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があると考えています。 配慮書に示す大気質の予測結果では、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはないとして予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はありますが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、寄与濃度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ：100m 枚方市東部清掃工場と同様）を採用することとしました。また、煙突の高さが十分に高くない場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなるとされており、そのような観点からも煙突高さはB案より高いA案とした方が望ましいと考えています。
2	煙突高さと風向、風速または地形（山の位置、高さ、形状）との関係で煙突からの煙の排向が定まらないなかで、ダウンウォッシュ的なことも否定できない。煙突高さをできるだけ高くして拡散希釈をはかるべき。	今後の施設計画の詳細の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費と維持管理費を合わせたライフサイクルコストの削減ができるように努めます。
3	可燃ごみ広域処理施設の建設に際しては、環境基準を重視すべきです。将来の環境政策を踏まえると、さらに高い環境基準値のクリアが必要と考えます。 今回、建設される枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設の煙突の高さは、100m以上とし、煙突の頂点は、枚方市東部清掃工場以上の標高とすることが適切であります。	また、施設の建設にあたっては、煙突排出ガスの自主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理装置を設置するとともに、施設の運営においては、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に努めます。
4	市の環境に対しての影響が少しでも低くなるよう希望しております。 現在、京田辺市の自然多き環境において、快適に生活をしているため、この良い環境を維持できることを望んでいます。安心安全な快適である暮らしを望んでおります。 煙突の高さについて100mでご検討頂けるよう意見をお送りします。	なお、方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定区域における気象状況等の詳細な調査を行ったうえで、必要な環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。
5	清掃工場建設における環境技術基準が日々向上するなかで、近くにある枚方東部清掃工場が建設されたときの諸条件や各種目標値より優位となる施設を建設すべきであると思います。今回の配慮書では排煙が放出される高さをできるだけ高い位置（枚方東部より高く）とし、排煙拡散に配慮すべき（排煙ができるだけ上昇するようにしてほしい）と思う。	

No	住民等の意見	事業者の見解
6	新規に建設する焼却場は、既存隣接施設に比べて、より環境に配慮した優位な施設（排煙が位置をより高くし、大気中に散らばりやすくした施設）とすべきである。 新規施設については、最終的に排煙が出る位置（高さ）と既存隣接する枚方東部焼却場の煙突先の高さよりも高くしていただきたい。	(見解は 4-3 頁を御覧ください。)
7	費用対効果に関する記載が一切ないこと。（配慮書では、費用を考慮せず、環境に最善の配慮を尽くしているものかもしれませんが。） 新施設に設置される煙突の高さについて、全国的に採用実績が多い 59m の B 案（案配慮書（P3-3））で環境基準を満たしているのであれば、B 案で問題ないように感じたこと。 以上より、施設の配置に関する X 案と Y 案及び工作物の構造に関する A 案と B 案の比較において、費用対効果も考慮して案を選択していただければと思います。特に、工作物に関する A 案と B 案では、費用対効果において B 案が優れているのであれば、B 案で十分と感じます。	
8	いずれの案も大きな差異がない前提の意見となりますが、要約書にある「環境基準等との整合」の中で「煙突の高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表 4-2.8 に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準値を下回ると評価される」と記載されていますが、環境以外の要因として、例えば、費用対効果が高い案はどれか等を具体的に検討すべきだと思います。	
9	特に煙突における 2 つの案については、環境負荷と景観の点で十分に考察されていると思うのですが、大きな差と言えるものは寄与濃度のみであり、煙突を高くすればその分数値が低くなる数字であることを考慮すれば、この差も B 案を採用する利点とまでは言えないと考えます。私は、専門的な知識を有するわけではありません。ですが、煙突を 100m に設定するのか、59m に設定するのかでは、煙突自体が大きくなることに加え、煙突を支える基礎部分の強度等から建設費用に大きな差があるであろうと推定することは容易です。また、全国的に多く採用されている B 案に対しての A 案は、枚方東部清掃工場の煙突が 100m である為採用されたのかもしれないのですが、何故枚方東部清掃工場の煙突が 100m であるのかにも疑問を持ちます。 ごみ処理施設配置についての X 案、Y 案と煙突に関する A 案、B 案双方にいえることであると思いますが、環境負荷の低い案を採用することによる建設費用に言及がなされていないことに疑問を感じました。	

No	住民等の意見	事業者の見解
10	私たちの暮らしに必要な施設を建てるのなら、市民にとっても周辺地域の人たちにとっても、そして自然にとっても負荷が小さいものが選ばれることを切に願っています。 煙突から出る煙の値が、いずれも環境基準よりもすごく小さくなるようなら、影響範囲が小さいほうが良いように思います。	煙突排ガスの最大着地濃度地点までの距離は、B案（59m 案）の方が、A案（100m 案）よりわずかに近くなると予測しており、いずれの案においても、環境に重大な影響は生じることではないと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。 なお、いずれの案についても、煙突からの負荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウンド濃度に比して非常に小さいと予測しており、環境基準の達成は十分図られるものと想定されますが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、寄与濃度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ：100m）を採用することとしました。 また、施設の建設にあたっては、排ガスの自主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理装置を設置するとともに、施設の運営においては、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に努めます。
11	煙突の高さは59mとする案と100m以上とする案があるが、大気への影響を考えると、新しい施設を設置することで大きな影響は生じないと思われます。 施設の近くに住む者として、新しい煙突と枚方市の煙突と2本そびえたつのは良いと思わないです。 建設費用が安くすみ、景観にも優れている煙突高さ59mがよいと思います。	煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差については、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても重大な環境影響は生じることではないと予測されましたが、環境保全性重視の観点から、より寄与濃度の低いA案を採用することとします。 景観への影響の観点については、予測対象とした既存文献等より抽出した主要な眺望点からの眺望景観の変化については、大きな差はないと予測しています。
12	配慮書に示されている煙突の高さはできるだけ低い方がいいです。 計画地の隣に、京田辺市の焼却場、甘南備園がありますが、これ以上の性能の施設ができるのであれば、大気に大きな影響はないので、少しでも施設が景観になじむようにしてほしいです。	なお、方法書段階以降においては、今後の詳細な施設計画等を踏まえつつ、配慮書で対象とした主要な眺望点に加え、不特定多数の人が行き交うその他の場所等からの煙突の見え方等についても検討したうえで、景観影響の低減に努めます。

No	住民等の意見	事業者の見解
② 広域処理		
13	京田辺市では市民に十分な説明がありません。ごみ広域化については住民に十分な説明をして下さい。	ごみ処理の広域化については、国における平成9年の「ごみ処理広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省環境整備課長通知）を受けて、平成11年3月には大阪府及び京都府の両府において、ごみ処理広域化計画が策定されました。 枚方市及び京田辺市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月）を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。 なお、本可燃ごみ広域処理施設の建設にあたっては、周辺住民及び環境保全の配慮が必要な施設等への配慮も含め、京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価を適切に実施し、必要な環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。
14	配慮書 P2-82、83 環境保全について配慮が必要な施設、学校、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、大学、病院、保健医療施設、文化施設、診療所、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、こども発達支援センター、京田辺市総ての施設です。 ごみ施設は絶対必要なものですが、何故枚方市民のものまで京田辺市で引き受けなければならないのですか。 少し費用が安くなる。それでは納得できません。	
15	配慮書 P2-165 京都府ごみ処理広域化計画の概要も大阪府の概要も各ブロックを示しながら突然大阪ブロックが京都に入ってくるのは納得できません。 広域化が大切なのは理解しますが、このような市民を無視したやり方はおかしい。	
16	配慮書 P2-166 京都府循環型社会計画の概要を記載されているなら、何故大阪府のごみを受け入れなければならないのか？ しっかり京都府は京都府民を守ってください。	

（２）計画段階配慮事項の選定について

No	住民等の意見	事業者の見解
17	配慮書 P3-3 計画段階配慮事項の選定について 本事業における計画配慮事項の選定にあたって事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えるが、この文章はまったく京田辺市のことを考えていない。 自然、子供、市民、文化、文化財総てに影響を与えます。	現時点において、工事の実施と施設の存在及び供用の観点で、環境に及ぼす影響の可能性について検討した結果、適切な環境配慮により影響の低減に努めることなどより、重大な影響は回避できるものと考えています。従って、配慮書においては、計画段階でできる限り環境への配慮を行う観点から、設定する複数案間で影響の程度が異なると想定される主要な項目を選定し、調査、予測及び評価を実施したものです。 なお、方法書以降の手続きにおいては、影響の程度を客観的に示しつつ、周辺住民の安心・理解を得ることなどにも留意し、配慮書で選定した項目以外の項目も対象に、適切な項目の選定と調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。

(3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 大気質		
18	設定されている複数案のそれぞれに差異があることは理解できますが、その差異がどの程度のものかイメージしにくい印象を受けました。特に煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度に関する評価結果では、「全ての予測項目でB案のほうがA案より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。」と記載されていますが、差異があるのかないのかわかりにくい印象を受けました。	煙突排ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、A案（煙突高さ 100m）とB案（煙突高さ 59m）とのいずれについても重大な影響は生じることはないと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。 なお、いずれの案についても、煙突からの負荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウンド濃度に比して非常に小さいと予測しており、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計した将来濃度はいずれの案も同程度となります。 今後の環境影響評価手続きで作成する図書においては、できる限り内容を分かり易く示すよう努めます。
② 景観		
19	配慮書 P4-24 この写真では煙突は視認されないとありますが、煙突は2本見えることとなります。 あるところから、ちょっと写したらこうなりますと枚方はいっています。	配慮書 P4-24 の写真撮影の時期は、平成 29 年 2 月に行っており、一年を通して最も落葉している木が多い時期であり、樹木による遮蔽が最小であると考えます。このような状況のもと、当該眺望点で行ったフォトモンタージュでは、常緑樹と煙突位置が重なるため煙突は視認されないと評価しました。 なお、方法書段階以降においては、不特定多数の人が行き交うその他の場所からの煙突の見え方等についても調査、予測及び評価を行います。

(4) その他の環境影響について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 大気質		
20	枚方東部清掃工場建設の時、恒風があるので枚方住民には被害がないと説明されたのでひどくショックを受け印象に残っている。 80mの煙突を100mにして、京田辺市へ総て送ると説明された。その時気象庁に問い合わせをした。	配慮書における煙突排ガスの予測は、既存の気象測定データ等を用いて行ったものですが、方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定区域における気象状況等の詳細な調査を行ったうえで、詳細な影響予測を改めて実施し、十分な影響の検証及び必要な環境保全措置の検討を行います。 なお、排ガスによる植物への影響については、配慮書に示した予測結果では、施設から排出される排ガスにより増加する寄与濃度は、最大でも現況の大気中に含まれるバックグラウンド濃度の1/100程度と十分に小さく、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計しても現況の濃度とほぼ変わらないと予測されることから、施設稼働により植物への新たな影響が生じることはないと考えています。
21	配慮書 P2-72 京田辺市では、山林、田が土地利用として多く近隣農家として茶畑、野菜づくりがさかんです。その自然のものにふりそそぐ0.00・・・といわれても困ります。 枚方市民のごみは当然枚方市民の考えで処理して下さい。 ナスやお茶は京田辺市の特産品です。 農家の人はこわいのでいえないとおっしゃいます。	
22	配慮書 P2-5 図 2.2.2 気象観測所位置図にあるように京田辺地域観測所は城陽市に近い位置にあります。 事業実施地とはまったく別の位置です。事業予定地ではかるべきです。	
② 騒音		
23	配慮書 p2-15 自動車騒音及び環境騒音測定位置図をみても意味不明。ほとんどの事業予定の車がどう通るかを見ることが大切です。	配慮書の第2章については、既存の文献資料等を用いて事業実施想定区域の周辺の環境がどのようになっているかを把握することが目的となっています。このため、本事業の関係車両の走行しない場所についても、騒音の状況を取りまとめています。 なお、本事業の工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、主に京田辺市及び枚方市を結ぶ国道 307 号を走行する計画であり、その先においては、車両台数は分散されることが考えられることから、方法書以降の手続きにおいては、事業による負荷が大きくなる前記の区間を対象に、詳細な調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。
③ 水環境		
24	建設予定地における雨水は、建設予定地から見て国道 307 号手前に沿って存する水路に流出し東側（京田辺市外方面）に向かって流れ天神川を経て一級河川の木津川へ注ぎこむ。 開発に伴う治水対策事務処理マニュアルに準じ雨水貯留施設が必要です。 京田辺市では、お茶、ナス、農作物等に影響があります。十分に市民に説明する必要があります。	建設予定地では、造成に伴い裸地が生ずることから、開発行為を行う際には、「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成 20 年 4 月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成 29 年 7 月、京都府）に基づき、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行います。 また、方法書以降の手続きにおいて、降雨時の濁水による影響を評価項目として選定し、調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。

No	住民等の意見	事業者の見解
25	配慮書 P2-23 公共下水道を使用するのは全部京田辺市側です。公共下水道料はどこが利用料を支払うのですか。 放出した時の水質の状況 PH、SS、BOD、COD、大腸菌群数、全窒素、全リン、亜鉛など水質の状況など、国か京都府か京田辺市か？などあたりまえに影響を受ける京田辺市がしっかりしてもらわないと困ります。 京田辺市はそんなのはかれない。組合が料金を支払うのとちがうか？京田辺市側は下水は流したらいい。大量の下水がどう流れるかも知ろうともしない人々に京都の自然が守れるのでしょうか。	施設から発生するプラント排水については場内で循環利用することを基本とし、余剰分と生活排水のみを下水道放流とする計画です。下水道への放流にあたっては、排水処理設備において適切な処理を行い、排除基準を遵守します。 また、下水道へ導水することに係る利用料については、枚方市及び京田辺市の両市で構成している枚方京田辺環境施設組合として支払うことになるため、京田辺市のみの負担となることはありません。
26	配慮書 P2-74 京田辺市松井ヶ丘ではまだ上水は地下水のみでまかなっています。自然に降る雨は地下水となり京田辺市民の口に入ります。 豊かな自然が残る京田辺市としては、行政の方々しっかり考えて下さい。	京田辺市松井ヶ丘地区における上水道の水源は、地下水を基本としつつ、一部京都府営水道で賄われています。 なお、施設の設置、稼働にあたっては、水質汚濁防止法の規定に基づき地下水汚染を生じさせない対策を講じます。
27	配慮書 P2-99 地下水保全要綱、これについては京都府が管轄とありますが、きちんと調べてくれるのですか。何という課が調べるのですか？	京田辺市では、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全等のため、京田辺市地下水保全要綱（昭和 60 年 12 月 30 日京田辺市告示第 114 号）を定め、一定の規模の地下水採取者に対して届出及び定期的な報告を義務付けています。この所管は、京田辺市環境課となります。
④ 地形・地質		
28	建設予定地の地質は田辺礫層（06）に相当する地すべり地です。	建設予定地の地質は、地質学的には、大阪層群下部の田辺累層の水取礫層と呼ばれる地質で、主に砂・礫層からなっています。礫層であることと地すべり地とは直接的な関係はありません。
29	配慮書 P2-36 活断層データベースによると調査地域に活断層は分布していないとあるが、活断層よりもっと怖いといわれる撓曲（とう曲）がある。	撓曲は、地下の断層活動に伴って上位の未固結～半固結の地層が変形したものです。「日本の活断層」（平成 3 年）によると、建設予定地周辺には、活断層として生駒断層帯の交野断層や普賢寺撓曲、富雄川撓曲-高船断層などが分布していますが、事業実施想定区域内には、それらは分布していません。
30	配慮書 P2-114 事業実施区域は土砂災害警戒区域です。	事業実施想定区域の一部は、平成 28 年 3 月 28 日付けで京都府より土砂災害警戒区域（田辺 2（新こ 1005-2）及び田辺 3（新こ 1005））として土砂災害警戒区域の指定を受けています。ただし、土砂災害警戒区域は土砂災害防止法に基づき、住民の方が土砂災害のおそれのある箇所を確認し、災害への備えや警戒避難に役立てるために公表されているものであり、法的な規制はありません。 このため、開発の制限や開発時の許可等は必要ありませんが、施設の整備に当たっては、災害にも十分耐えうる安全な施設の整備に努めます。

No	住民等の意見	事業者の見解
⑤	自然環境	
31	配慮書 P1-15 自然環境について この点が最大の問題点です。 木津川流域は希少植物、魚、蝶とまだ豊かな緑や自然が残り残さねばならない特別な地域です。 枚方市のように早くひらけた地域では、まだ住民自身が転入者が多くその良さに気づいていません。しっかり住民に説明することが大切です。 京都府の絶滅危惧種もあります。	配慮書においては、既存の文献資料等により動植物の分布情報を整理しましたが、方法書以降の手続きにおいては、現地における詳細な調査を行い、希少な動植物の分布状況も十分に把握したうえで、影響の予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します
32	配慮書 P2-36 動植物の生息又は生育及び生態の状況 これほど多くの動植物が生育しているところは、京都府内では少なくなった。何故このことをしっかり京田辺市民、京都府民は考えて下さらないのでしょうか？ 失った自然は何億円出しても取り戻す事はできません。京都で生まれ京都で育った私はやっぱり緑豊かな自然を大切にしていきたい。	
33	配慮書 P105 図 2-2.31 保安林 ほとんどが京田辺市です。どれだけ京田辺市には自然が残っているか。京田辺市役所の方々には京田辺市を守ってください。京都府職員の方々には京都府民を守ってください。	
34	配慮書 P2-167 京田辺市は望ましい環境像を描きながら、現実には自然の破壊が続いている。現在、他市町村と違って人口増が続く京田辺市は山々が切りさかれ建築が進み、どんどん自然破壊が続いています。道路にはゴミのポイ捨てなど、緑の山々、木々破壊が耐えられない。	
35	甘南備山生活環境保全林について 甘南備山は市街地から近く豊かな自然条件にめぐまれていることから京都府において昭和 62 年（1987）から生活環境保全林業が甘南備山 84 ヘクタール全域を対象とし、その内 25.6 ヘクタールを整備区域として多種類の木々をゾーンごとに植林し、管理道路や林内遊歩道、防火貯水池など整備し豊かな木々や植物、花、野鳥、昆虫など京都府民、京田辺市民、他市の人々から愛されている生活保全林です。お正月など列が続くにぎわいです。 そのような所に巨大なごみ施設はいりません。	生活環境保全林は、林野庁の治山事業の一環で指定されているものであり、事業実施想定区域近傍では、甘南備山が指定されています。 事業実施想定区域は甘南備山の範囲に含まれておらず、当該保全林の伐採等を行うことはありません。ただし、事業実施想定区域は、甘南備山の近傍に位置することから、方法書以降の手続きにおいては、植物、動物、生態系及び人と自然との触れ合い活動の場を評価項目として選定し、現地における調査を行ったうえで予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します

No	住民等の意見	事業者の見解
⑥ 人と自然との触れ合いの活動の場		
36	配慮書 P2-65 人と自然の触れ合い活動の場 開発がすでに終わりに近づいた枚方市と京田辺市では自然との触れ合いの場は違います。人口やっと 6 万 8 千の市と、すでに 40 万人の枚方市ではまったく異なります。少し残っている京田辺市甘南備山周辺を京田辺市民、京都府民、周辺市民の自然の触れ合いの場として残して下さい。お正月には初のぼりとして列が続く市民の触れ合いの場です。	既存文献資料によると、事業実施想定区域の近傍では、ハイキングコース等を有する甘南備山等が分布していますが、本事業の実施により、それらの人と自然の触れ合い活動の場を改変することはありません。 方法書以降の手続きにおいては、人と自然の触れ合い活動の場も評価項目として選定し、調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します。
⑦ 文化財		
37	配慮書 P2-173～174 文化財及び埋蔵文化包蔵の状況 文化財保護法及び埋蔵文化包蔵の状況 京田辺市では多数文化財がある数えきれない遺跡もある。 教育総務室、文化振興室など対応がない。まだ考えられてもいない。問題と考えていない。	既存文献資料によると、事業実施想定区域においては文化財及び周知の埋蔵文化財は存在していないため、これらを改変することはないと考えています。 なお、事業の実施にあたり、工事中に埋蔵文化財が確認された場合等においては、文化財保護法に基づき、適切な記録及び保存を行います。
⑧ 廃棄物等		
38	配慮書 P2-101 図 2-2.29 廃棄物が地下にある区域、青印点 以前、京田辺市側に流出しているとして問題になりましたが市民に十分な説明もなく、うやむやになったように思っています。 現在はどうなっているのですか。説明してください。	意見で言及されている場所は、配慮書 P. 2-101 の図に示す NO. 4 の箇所で、元下水道汚泥処分地であると思われます。当該箇所は、安全対策工事完了後の平成 18 年 4 月に、枚方市元下水汚泥処分地安全対策委員会から「処分地の現状は、周辺環境に悪影響を及ぼすものではないと言える。以上の現状から判断する限り、今後の対応については通常の廃棄物処分場跡地と同様の管理を行うことで差し支えないと考えられる。」と枚方市へ最終報告されています。 その結果を踏まえ、枚方市では、当該地の管理を継続して行っていくとともに、上部利用として平成 27 年から東部スポーツ公園を開設されています。

No	住民等の意見	事業者の見解
⑨	温室効果ガス等	
39	配慮書 P1-10 資源循環性余力な電力を電力会社に売却とあるが現在電力を買うところはない。	既存の枚方市東部清掃工場では、開設時は余剰電力を関西電力に売却していましたが、電力自由化以降、現在は競争入札により他の電力会社に売却しています。このように、可燃ごみ広域処理施設においても、余剰電力の売却は可能と考えています。
40	配慮書 P2-162 京都府地球温暖化対策推進計画によれば、平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 40%削減するとしています。京都府地球温暖化対策室によると、平成 32 年度までに平成 2 年と比べて 25%を削減するのを目標にしているが、26 年度では 15%しか削減できていません。 できていない上に枚方市 40 万人分のごみを燃やすとなると京都府としては責任を果たせません。自分の課だけでなく京都府全体を考えた仕事をしてほしい。枚方市の横暴です。	一般廃棄物の焼却処分を広域で行っている場合は、市町村の処理量ごとで排出量を推計するとされており、温室効果ガスの排出量を処理場の立地ではなく、発生源の市町村に帰属させるため、枚方市分が京都府地球温暖化対策推進計画に影響を及ぼすことはありません。 なお、本施設については、ごみの焼却時に発生する熱を利用して、発電を行う計画であり、両市のごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に貢献することができると考えています。

(5) その他

No	住民等の意見	事業者の見解
41	平成 28 年 5 月 31 日付け総務大臣からの許可を受けたとあるが、情報公開ではほとんど枚方側の考えで京田辺市住民の声は後に少しだけ。住民はほとんど知らない。	京田辺市及び枚方市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」(平成 26 年 12 月)を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。 それを受け、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成 28 年 5 月 31 日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立されたものです。 組合設立までの過程では、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントの実施など市民の皆様の意見も踏まえながら事業を進めてきましたが、今後も、組合として引き続き広報やホームページなどによる積極的な情報公開と説明に努めます。
42	配慮書 P1-12 国道 307 号、700m 京田辺市側を走ることになるが、その整備費等の負担額などない。 国道であるが、整備等は京田辺市がするといっている。まわりの自然状態などダンプが走り続けることの自然破壊が心配。どう配慮するのか？	本事業の工事車両や廃棄物運搬車両等の走行による道路沿道環境への影響については、方法書以降の手続きにおいて、詳細な調査、予測及び評価を実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置を検討していきます。 なお、現在国道 307 号で行われている線形改良工事については、京田辺市ではなく、京都府が実施しています。

4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解

条例第7条の6の規定により、配慮書についての知事意見が平成29年8月17日に事業者に送付された。

以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、必要な環境保全措置を検討すること。	方法書以降の手続においては、個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定します。また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討していきます。
造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定すること。また、煙突高さは、住民意見にも十分に配慮した上で、以下に述べる大気質及び景観に関する事項を考慮して決定すること。なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載すること。	造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、参考として施設稼働時の影響も考慮して決定します。また、煙突高さは住民意見に配慮し、大気質及び景観への影響を考慮して決定します。なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載します。

(2) 個別事項

1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響にも十分考慮し、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味して適切に調査等を行うこと。	施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値ほか、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響についても予測評価を行います。また、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味できるよう調査等を行います。
本事業により、地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加が考えられるが、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷もあることから、全体としての負荷量の変化にも着目して評価を行うこと。	地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加と、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷を考慮し、準備書において必要に応じ全体としての負荷量の変化にも着目した評価を行います。

2) 騒音・振動

知事の意見	事業者の見解
国道307号において、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間があることから、工事用車両による影響だけでなく、施設関係車両による騒音・振動の影響についても、適切に調査等を行うこと。	騒音の調査地点は、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間を考慮し、主要な車両走行ルートとなる国道307号に調査地点を設定して、工事用車両及び施設関係車両による騒音・振動の影響について調査等を行います。

3) 水質

知事の意見	事業者の見解
工事中の濁水の影響について調査等を行うとともに、施設供用時の排水については、公共下水道への負荷も含め事業区域外へ排出される環境影響として検討すること。	工事中の濁水の影響を予測評価するため、降雨時の水質調査を行います。また、施設供用時の排水については、プラント排水は循環利用を基本とし、余剰分について生活排水と併せて公共下水道へ放流する計画であるため、評価項目としませんが、事業計画において、公共下水道への負荷に対する保全対策の内容を整理し記載します。

4) 動物、植物及び生態系

知事の意見	事業者の見解
平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査で、動物、植物の重要種が確認されており、また事業実施想定区域に近接して鳥獣保護区が存在することから、現況調査を実施するとともに、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めること。	平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査などの地域の動植物調査結果や、事業実施想定区域に近接する鳥獣保護区に留意して現況調査を実施します。また、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めます。

5) 景観

知事の意見	事業者の見解
煙突及び建物の景観については、遠い眺望点からの評価だけにとどまらず、近景についても適切な地点を選定し、調査等を行うこと。なお、国見山からの眺望については、明確に視認できる地点が存在することから、適切な地点を再調査した上で、予測及び評価を行うこと。	煙突及び建物の景観については、国道307号沿道などの近景のほか、人々が日常的に利用している場等を調査地点として選定し、調査等を行います。 国見山からの眺望については、視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立ちにくく、仰角の変化は指標を下回ります。また、眺望地点はハイキングコースでは無く、鉄塔管理通路であることから、眺望景観への影響は小さいものと考えます（図4-3.1及び図4-3.2参照）。
建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定するとともに、敷地内の緑化も十分検討すること。	建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定します。 また、敷地内の緑化も検討します。

6) 温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関し、適切に予測及び評価を行うとともに、実行可能な最大限の排出抑制策を検討すること。	ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関して予測及び評価を行います。 また、計画の検討にあたっては実行可能な最大限の排出抑制策を検討のうえ、焼却に伴う熱を利用した発電等の温室効果ガスの排出抑制の状況も含め予測及び評価を行います。

■ 国見山からの眺望について（参考）

国見山からの眺望については、[図 4-3.1](#)に示すとおり視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立ちにくく、仰角の変化は0.1度であり指標の18度を下回ります。

また、国見山から視認できる眺望地点は、[図 4-3.2](#)に示すとおりハイキングコースから分岐した、鉄塔管理通路であることから、眺望景観への影響は小さいものと考えます。



2017年9月写真撮影

図 4-3.1 眺望景観の変化の予測結果（国見山）



出典：電子国土web（国土地理院）

図 4-3.2 国見山から視認できる眺望地点

第5章 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年、京都府告示第276号）に基づき、以下のとおりとした。

5-1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施（以下、「工事中」という。）、土地又は工作物の存在及び供用（以下、「供用時」という。）において想定される事業活動の内容を検討し、抽出した。その結果を表 5-1.1 に示す。

表 5-1.1 環境影響要因の抽出

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事中	造成等の工事による一時的な影響	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生がある。また、造成工事や工作物の建設工事に際して、建設副産物（残土等）の一時的発生がある。
	建設機械の稼働	造成工事や工作物の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用の資材及び建設機械の搬出入に際して、工事用車両の運行がある。
	雨水の排水	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、一時的に裸地面の発生があり、降雨時に対象事業実施区域外へ濁水が流出する可能性がある。
供用時	地形改変後の土地及び工作物の存在	新たに造成後の土地及び工作物が出現する。
	施設の稼働	ごみ焼却施設が稼働する。
	施設利用車両の運行	廃棄物の運搬車両等、ごみ焼却施設の施設利用車両の運行がある。
	廃棄物の発生	施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

5-2 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表 5-2.1 に示す。

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地形及び地質、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等の14項目である。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、項目の見直しを行うものとする。

表 5-2.1(1) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

環境要素の区分			影響要因の区分		工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由	
					造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行		廃棄物の発生
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化硫黄							●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれる二酸化硫黄による大気質への影響を検討するため選定する。なお、工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出されるが、燃料に含まれる硫黄分は非常に少ないため、排出ガス中に含まれている二酸化硫黄も少なく、大気質への影響はほとんどないと考えられることから選定しない。	
			浮遊粒子状物質		●	●			●	●		工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質による大気質への影響を検討するため選定する。	
			一酸化炭素										一酸化炭素の主な発生源は自動車排出ガスであるが、近年の自動車の性能改善により、全国的に環境基準は達成されている状況である。また、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に含まれる一酸化炭素も少なく、大気質への影響はほとんどないと考えられることから選定しない。
			窒素酸化物		●	●			●	●		工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれる窒素酸化物による大気質への影響を検討するため選定する。	
			ダイオキシン類						●			供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれるダイオキシン類による大気質への影響を検討するため選定する。	
			光化学オキシダント									光化学オキシダントは窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではないことから選定しない。なお、光化学オキシダントの原因物質の一つである窒素酸化物は、窒素酸化物の項において選定している。	
			ベンゼン									施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれないことから選定しない。また、自動車の燃料であるガソリン中に含まれるベンゼンは非常に少なく（１％以下）、また、全国的に環境基準は達成されている状況であることから選定しない。	
			トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン									本事業の実施に伴う主な発生源はなく、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にもほとんど含まれないことから選定しない。	

表 5-2.1 (2) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分		工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	有害物質（塩化水素、水銀）						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれている主な有害物質の中では塩化水素及び水銀による大気質への影響を検討するため選定する。
			粉じん	●							工事中の造成工事に伴い一時的に裸地面が出現し、粉じんの発生が考えられることから選定する。
		騒音及び超低周波音	騒音		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び工事用車両の運行に伴う道路交通騒音、供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場騒音及び施設利用車両の運行に伴う道路交通騒音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
			超低周波音						●		供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場からの超低周波音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
		振動	振動		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働に伴う建設作業振動及び工事用車両の運行に伴う道路交通振動、供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場振動及び施設利用車両の運行に伴う道路交通振動の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
			悪臭						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設からの漏洩により悪臭が発生する可能性があることから、その影響を検討するため選定する。
	水環境	水質	水質汚濁								排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。
			水の濁り（SS）				●				工事中の造成等の工事に伴い一時的に出現する裸地面からの濁水が発生することから、その影響を検討するため選定する。
		底質	底質汚染								排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であり、また、地下への浸透防止対策により、地下浸透しないことから、選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。
		地下水の水質及び水位	地下水の水質								本事業では通常時に地下水の揚水を行わないこと、周辺での井戸等の利用がないこと、地下構造物としてごみピットを設置するが地下水流動を分断するような長大構造物ではないことから選定しない。
			地下水の水位								

表 5-2.1 (3) 環境影響評価項目の選定・非選定理由												
影響要因の区分 環境要素の区分				工事中				供用時				環境影響評価項目の選定・非選定理由
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象	●								工事の実施に伴い、造成等による地形の改変を行うことから選定する。
		地盤	地盤沈下									本事業では通常時に地下水の揚水を行わないことから選定しない。
		土壌	土壌汚染	●								対象事業実施区域内に土壌汚染があった場合には、工事に伴い周辺への影響が生じる可能性があることから、選定する。
	その他の環境	日照阻害										供用時に対象事業実施区域内に新たな工作物が出現するものの、近傍に住居等の保全対象がないことから選定しない。
		電波障害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種・注目すべき生息地	●	●			●	●				工事の実施及び供用時の工作物の存在等に伴い対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息・生育場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があり、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性のあることから選定する。 なお、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出されるものの、排出ガス中の大気汚染物質の濃度は十分低いものと想定され、類似施設による植物への間接的な影響の報告はなされていないことから、植物生育環境としての土壌については選定しない。
	植物	重要な種及び群落	●				●					
		植物生育環境としての土壌										
	生態系	地域を特徴づける生態系	●	●				●	●			
人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観					●					供用時に、対象事業実施区域に新たな工作物が出現することから、その影響を検討するため選定する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			●		●	●	●			工事中の工事用車両の運行及び供用時の工作物の存在、施設の稼働並びに施設利用車両の運行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場へ間接的な影響を及ぼす可能性があることから選定する。

表 5-2.1 (4) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分		工事中				供用時				環境影響評価項目の選定・非選定理由
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生	
予測及び評価されるべき環境要素 環境への負荷の量の程度により	廃棄物等	廃棄物	●						●	工事中にはがれき類や廃プラスチック類等、供用時には施設の稼働に伴う焼却残さ等の廃棄物が発生することから選定する。
		建設工事に伴う副産物(残土等)	●							工事中には残土が発生することから選定する。
	温室効果ガス等	温室効果ガス(二酸化炭素等)		●	●		●	●		工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の運行、供用時には施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから選定する。
		オゾン層破壊物質(フロン等)								本事業の実施によって、オゾン層破壊物質(フロン等)の搬出入はなく、また設備機器にも含まれないため選定しない。
歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	歴史的・文化的景観	主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観								対象事業実施区域には歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観の保全が必要なものは存在しないため選定しない。
	文化財、埋蔵文化財包蔵地	文化財、天然記念物等								対象事業実施区域には文化財、天然記念物等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。
		埋蔵文化財包蔵地								対象事業実施区域には周知の埋蔵文化財包蔵地等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。

第6章 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年京都府告示第276号）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案し、以下のとおりとした。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、手法の見直しを行うものとする。

6-1 大気環境

6-1-1 大気質

本事業の実施によって、工事中には裸地面から発生する粉じん、建設機械の稼働に伴う排出ガス及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスがあり、これらに含まれている大気汚染物質によって大気質の変化が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、大気質に関する調査、予測及び評価を実施する。

（1）調査の手法

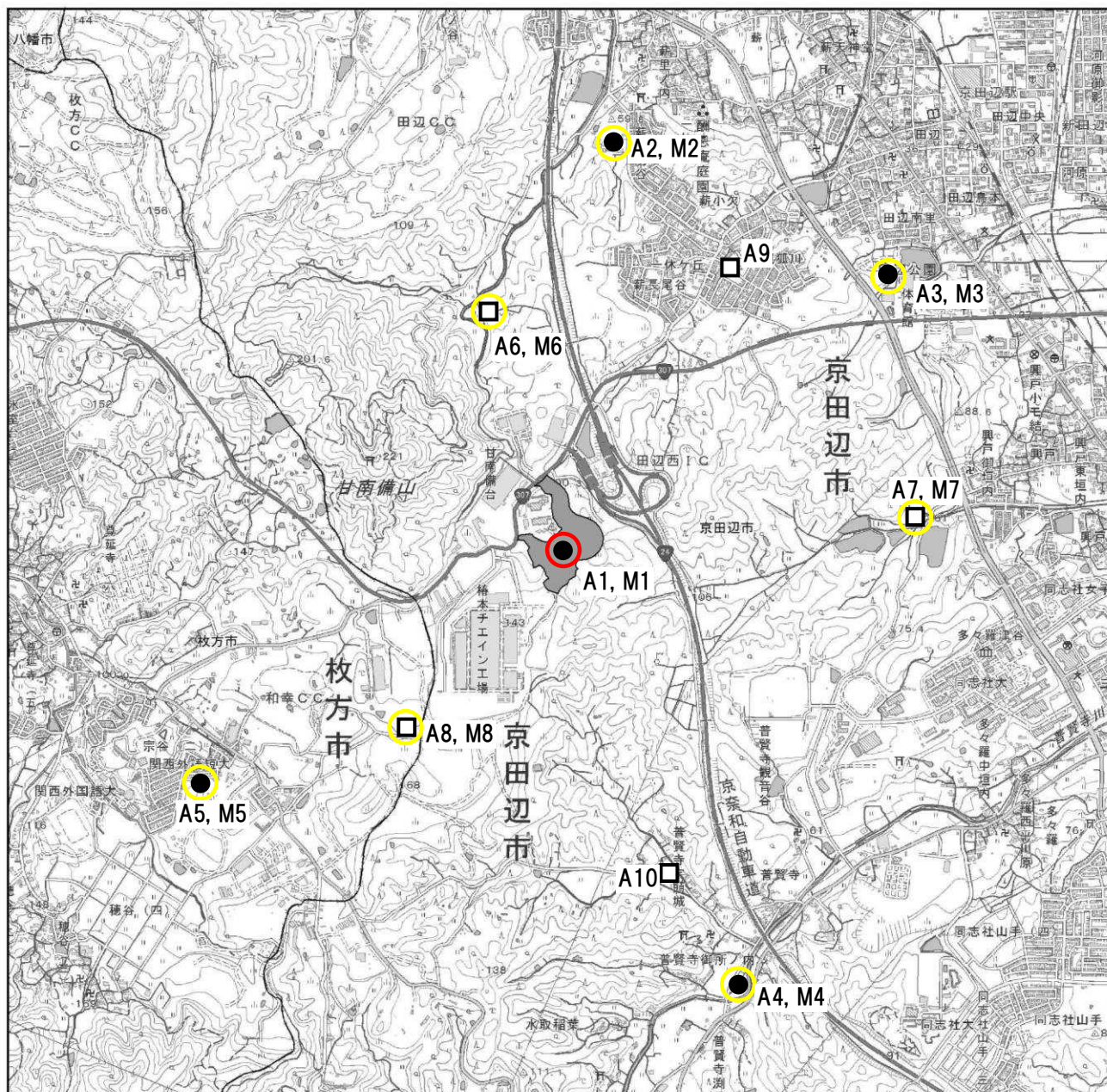
調査の手法は、表 6-1.1に示すとおりである。また、調査地点は、図 6-1.1及び図 6-1.2に示すとおりである。

表 6-1.1(1) 調査の手法（大気質）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等	
既存資料調査	大気汚染物質の濃度の状況	「京都府環境白書」（京都府）、「環境データ集」（枚方市）等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度	
現地調査	一般環境大気質	降下ばいじん	サンプリング分析	対象事業実施区域：1 地点 [図 6-1.1参照]	4 季各30日間 （1 検体/月）
		ダストジャーによる捕集法、重量法 （測定高さ：地上2～5m）			
		二酸化硫黄（SO ₂ ）	ステーション設置による自動連続測定	対象事業実施区域及びその周辺：5 地点 [図 6-1.1参照]	対象事業実施区域：通年（1 時間値測定） 周辺 4 地点：4 季各 7 日間（1 時間値測定）
		溶液導電率法又は紫外線蛍光法 （測定高さ：地上1.5m）			
		浮遊粒子状物質（SPM）	ベータ線吸収法 （測定高さ：地上3m）		
		窒素酸化物（NO _x ：NO, NO ₂ ）	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 （測定高さ：地上1.5m）		
			サンプリング分析（簡易測定）	対象事業実施区域及びその周辺：5 地点 [図 6-1.1参照]	4 季各 7 日間 （1 検体/日）
			PT10法（測定高さ：地上1.5m）		
		ダイオキシン類	サンプリング分析（簡易測定）	対象事業実施区域及びその周辺：5 地点 [図 6-1.1参照]	4 季各 7 日間 連続測定（1 検体）
			ハイボリューム・エアサンプラー捕集、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による方法（測定高さ：地上3m）		
		塩化水素（HCl）	濾紙捕集後、イオンクロマトグラフ法 （測定高さ：地上1.5m）	対象事業実施区域及びその周辺：5 地点 [図 6-1.1参照]	4 季各 7 日間 （1 検体/日）
		水銀（Hg）	金アマルガム捕集-加熱気化、非分散冷原子吸光法（測定高さ：地上1.5m）		
沿道大気質	浮遊粒子状物質（SPM）	ステーション設置による自動連続測定	搬入路沿道：2 地点 [図 6-1.2参照]	4 季各 7 日間 （1 時間値測定）	
		ベータ線吸収法（測定高さ：地上3m）			
	窒素酸化物（NO _x ：NO, NO ₂ ）	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 （測定高さ：地上1.5m）			

表 6-1.1(2) 調査の手法（気象）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等	
既存資料調査	気象の状況	「気象庁ホームページ 気象統計情報」等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度	
現地調査	地上気象	風向・風速	ステーション設置による自動連続測定	対象事業実施区域 [図 6-1.1参照]	1年間連続 (毎時10分間)
			風車型風向風速計 (測定高さ：地上約10m)	対象事業実施区域 周辺：7地点 [図 6-1.1参照]	4季各30日間 (毎時10分間)
				搬入路沿道：2地点 [図 6-1.2参照]	4季各7日間 (毎時10分間)
		日射量	全天日射計 (測定高さ：地上約3m)	対象事業実施区域 [図 6-1.1参照]	1年間連続 (毎時10分間)
	放射収支量	放射収支計 (測定高さ：地上1.5m)			
	気温・湿度	隔測温湿度計 (測定高さ：地上1.5m)		1年間連続 (毎正時値)	
	高層気象	風向・風速	現地観測		4季各7日間 (8回/日：3時間毎)
		気温	GPSゾンデ観測 (取得高度は1,000mまで50m毎)		



凡 例

- 対象事業実施区域
- 一般環境大気質調査地点
 - ・ 降下ばいじん：A1
 - ・ 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀：A1～A5
- 窒素酸化物簡易測定調査地点（PT10 法によるサンプリング分析）：A6～A10
- 気象調査地点：M1
 - ・ 地上気象：風向・風速、日射量、放射収支量、気温・湿度
 - ・ 高層気象：風向・風速、気温
- 気象調査地点（風向・風速）：M2～M8

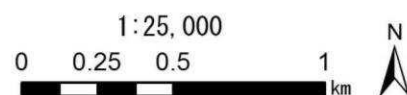
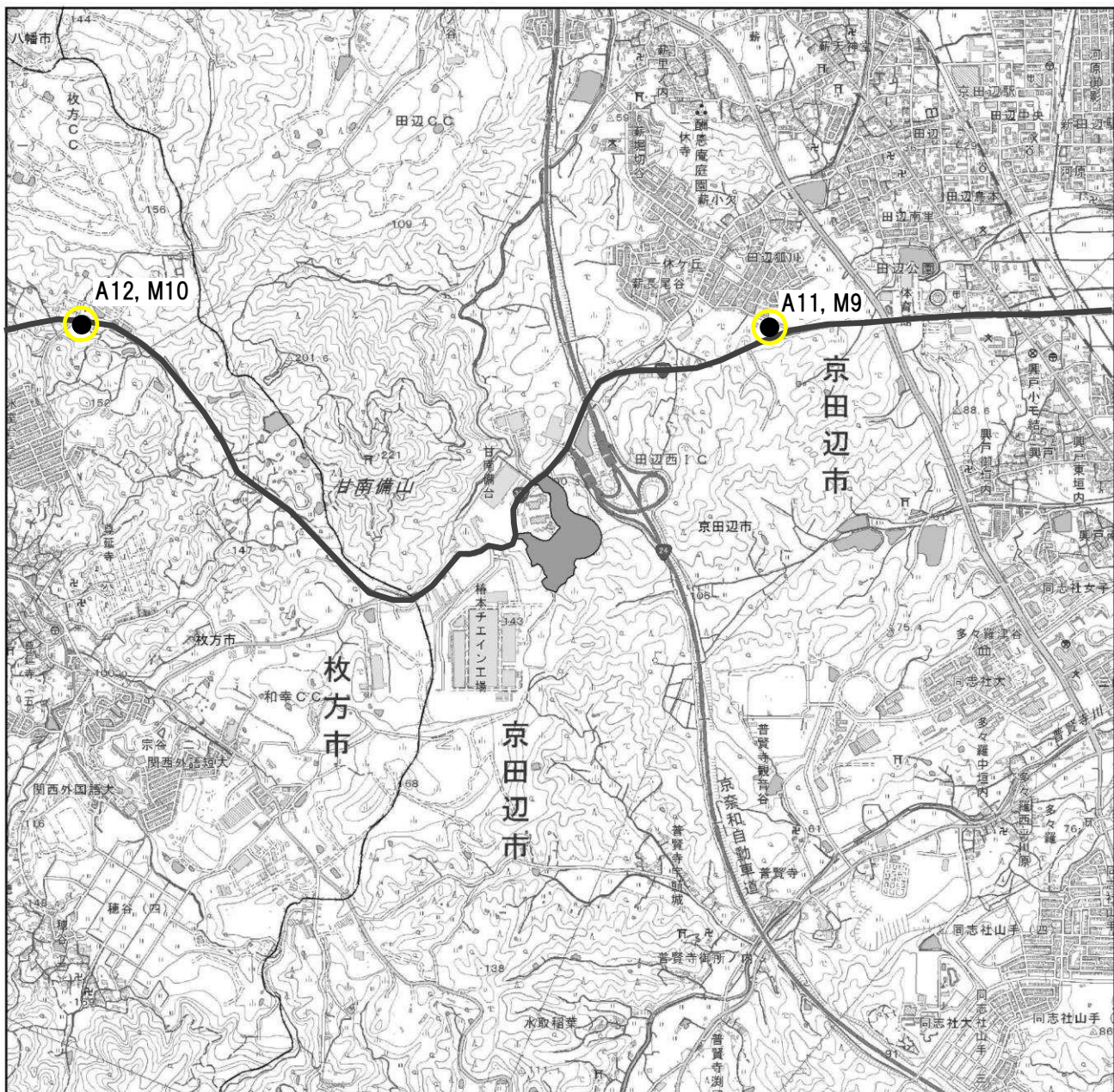


図 6-1.1 一般環境大気質・気象の調査地点



凡 例

- 対象事業実施区域
- 沿道大気質調査地点
 - ・ 浮遊粒子状物質、窒素酸化物：A11、A12
- 気象調査地点（風向・風速）：M9、M10
- 関係車両の搬入路（国道 307 号）

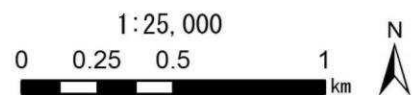


図 6-1.2 沿道大気質の調査地点

1) 調査すべき情報

① 大気汚染物質の濃度の状況

ア 一般環境大気質

一般環境大気質の現況を把握するため、環境保全上の基準値や規制値が定められ本事業の実施に伴う変化が想定されるもの及び予測・評価する上で基礎情報となるものとして、降下ばいじん、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀を対象とする。その他、現地調査においては、調査結果を解析する上で重要となる測定時の気象の状況（風向・風速）についても対象とする。

イ 沿道大気質

沿道大気質の現況を把握するため、自動車排出ガス中に含まれる主な大気汚染物質のうち、環境保全上の基準値や規制値が定められ、本事業の実施に伴う変化が想定されるもの及び予測・評価する上で基礎情報となるものとして、浮遊粒子状物質、窒素酸化物を対象とする。その他、現地調査においては、調査結果を解析する上で重要となる測定時の気象の状況（風向・風速）についても対象とする。

② 気象の状況

大気拡散予測における気象条件として必要な風向別出現頻度、大気安定度等を算出するため、地上気象は、風向・風速、日射量、放射収支量を対象とする。また、参考として、気温・湿度を対象とする。

対象事業実施区域周辺の気象の鉛直構造を把握するため、高層気象は、風向・風速、気温を対象とする。

2) 調査の基本的な手法

① 大気汚染物質の濃度の状況

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、大気汚染に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第25号）及び「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年、環境省）に定める方法等に準じて行う。なお、試料空気の採取高さは、人が通常生活し呼吸する高さとして地上1.5～3 mの範囲で設定する（ただし、降下ばいじんの測定高さは地上2～5 mとする）。

② 気象の状況

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）、「高層気象観測指針」（平成16年、気象庁）に定める方法等に準じて行う。なお、地上気象の観測高さは、周辺の地形や構造物等の影響を受けないよう考慮し、地上1.5～10mの範囲で設定する。

3) 調査地域

① 大気汚染物質の濃度の状況

ア 一般環境大気質

調査地域は、煙突排出ガスによる環境影響を受けるおそれのある地域とし、対象事業実施区域の中心から約1.6kmの範囲とする。なお、範囲の考え方は、「第2章 2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲」(p2-1参照)に示したとおりである。

イ 沿道大気質

調査地域は、本事業の実施により関係車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集中することとなる搬入路沿道(国道307号沿道)を対象とする。

② 気象の状況

調査地域は、一般環境大気質及び沿道大気質に準じるものとする。

4) 調査地点

① 大気汚染物質の濃度の状況

ア 一般環境大気質

調査地点は、対象事業実施区域内1地点(A1)と、調査地域内において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の代表的な地点として、調査用資機材の安全な設置や電源の確保ができ、調査の実施に伴い地域の方々の日常生活に著しい支障が生じない場所において、一般環境大気質調査地点4地点(A2～A5)及び窒素酸化物簡易測定調査地点(PTIO法によるサンプリング分析)5地点(A6～A10)の、計10地点とする(図 6-1.1参照)。調査地点の概要を表 6-1.2に示す。

表 6-1.2 調査地点の概要(一般環境大気質・窒素酸化物(サンプリング分析))

地点	位置	概要
A 1	京田辺市田辺ボケ谷地内	一般環境大気質調査地点 : 対象事業実施区域周辺
A 2	たきぎ 薪 小学校	一般環境大気質調査地点 : 住居の用に供されている場所(住居地等)の近傍
A 3	田辺公園	
A 4	ふげんじ 普賢寺浄水場	
A 5	そうや 宗谷公園	
A 6	たきぎおのくぼ 薪 斧窪	窒素酸化物簡易測定調査地点(PTIO法によるサンプリング分析) : 住居の用に供されている場所(住居地等)の近傍
A 7	こうど しかや 興戸酒屋神社公園	
A 8	東部スポーツ公園	
A 9	いっきゅうがおか 一休ヶ丘第3公園	
A 10	ふげんじうつき 普賢寺宇頭城	

注. 調査用資機材を設置する土地の制約から、一部の調査地点は調査地域外となる。

イ 沿道大気質

調査地点は、工事用車両や施設利用車両が通過する搬入路沿道において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の代表的な地点として、調査用資機材の安全な設置や電源の確保ができ、調査の実施に伴い地域の方々の日常生活に著しい支障が生じない場所において、沿道大気質調査地点2地点（A11、A12）とする（図 6-1.2参照）。調査地点の概要を表 6-1.3に示す。

表 6-1.3 調査地点の概要（沿道大気質・窒素酸化物（サンプリング分析））

地点	位置	概要
A11	田辺低区配水池	沿道大気質調査地点 ：搬入路沿道において住居の用に供されている場所（住居地等）の近傍
A12	氷室低区配水場	

② 気象の状況

調査地点は、調査地域内において地形や構造物等による局地的な気流による影響を受けず、対象事業実施区域周辺の平均的な気象特性が把握できる場所で、調査用資機材の安全な設置や電源の確保ができ、調査の実施に伴い地域の方々の日常生活に著しい支障が生じない場所として対象事業実施区域1地点（M1）を選定する。また、地形を考慮した大気拡散予測に必要な風の状況を把握するため、一般環境大気質調査と同様の地点（M2～M5）のほか、周辺の山地・丘陵部1地点（M8）、谷戸部2地点（M6、M7）を選定する。

このほか、大気質の調査結果を解析する上で重要となる測定時の気象の状況（風向・風速）について沿道大気質調査と同様の地点（M9、M10）を選定する（図 6-1.1及び図 6-1.2参照）。

調査地点の概要を表 6-1.4に示す。

表 6-1.4 調査地点の概要（気象）

地点	位置	概要
M1	京田辺市田辺ボケ谷地内	対象事業実施区域周辺
M2	薪小学校	一般環境大気質調査地点
M3	田辺公園	一般環境大気質調査地点
M4	普賢寺浄水場	一般環境大気質調査地点
M5	宗谷公園	一般環境大気質調査地点
M6	薪斧窪	地形を考慮した調査地点
M7	興戸酒屋神社公園	地形を考慮した調査地点
M8	東部スポーツ公園	地形を考慮した調査地点
M9	田辺低区配水池	沿道大気質調査地点
M10	氷室低区配水場	沿道大気質調査地点

注. 調査用資機材を設置する土地の制約から、一部の調査地点は調査地域外となる。

5) 調査期間等

① 大気汚染物質の濃度の状況

1年間(365日間)の調査期間は、地点(A1)における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物を対象とする。

年間の代表時期(春季、夏季、秋季、冬季)として各季1週間(7日間)の調査期間は、地点(A2～A5)における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物、地点(A1～A5)におけるダイオキシン類、塩化水素及び水銀、地点(A6～A10)における窒素酸化物(PTI0法)、地点(A11、A12)における浮遊粒子状物質及び窒素酸化物を対象とする。なお、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物は、自動測定機器にて1時間値を測定し、ダイオキシン類は各季7日間連続吸引による試料採取、塩化水素、水銀及び窒素酸化物(PTI0法)は1検体/日で各季7日間の試料採取を行う。

各季1ヵ月間(30日間)の調査期間は、地点(A1)における降下ばいじんを対象とする。

なお、4季調査の実施にあたっては、対象事業実施区域の近隣にある京田辺市甘南備園焼却施設及び枚方市東部清掃工場の稼働状況にも配慮し、これらの影響も含めた適切なバックグラウンドが把握できるよう調査を実施する。

② 気象の状況

1年間(365日間)の調査期間は、地点(M1)における地上気象を対象とする。

年間の代表時期(春季、夏季、秋季、冬季)として各季1ヵ月間(30日間)の調査期間は、その他の一般環境調査地点(M2～M5)、及び、地形を考慮した調査地点(M6～M8)における風向・風速の調査を対象とする。

各季1週間(7日間)の調査期間は、沿道大気質調査地点(M9、M10)における風向・風速の調査を対象とし、大気質調査と同期間に実施する。

また、同様に各季1週間(7日間)の調査期間として、1日8回(0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時)の観測について、地点(M1)における高層気象を対象に実施する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-1.5 に示すとおりである。

表 6-1.5 予測の手法（大気質）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	造成工事	粉じん	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	対象事業実施区域周辺	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	対象事業実施区域周辺（着地濃度が最大となる地点）	
	工事用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	搬入路沿道：2 地点 [図 6-1.2 参照]	
供用時	施設の稼働（煙突排出ガス）	二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値及び1 時間値	[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施） [1 時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	対象事業実施区域を中心とした調査地域の範囲 ：最大着地濃度地点及び周辺の一般環境大気質の調査地点 4 地点 [図 6-1.1 参照]	事業活動が定常状態となる時期
		ダイオキシン類及び水銀濃度の年平均値	[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施）		
		塩化水素濃度の1 時間値	[1 時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）		
	施設利用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	搬入路沿道 2 地点 [図 6-1.2 参照]	事業活動が定常状態となる時期

1) 予測の基本的な手法

① 工事中の造成等の工事による一時的な影響

工事区域内の裸地面から発生する粉じんを対象として、風向・風速の調査結果に基づき、粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討することにより実施する。

② 工事中の建設機械の稼働

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値を対象として、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行う。建設機械の稼働による影響に関する予測手順を図 6-1.3 に示す。

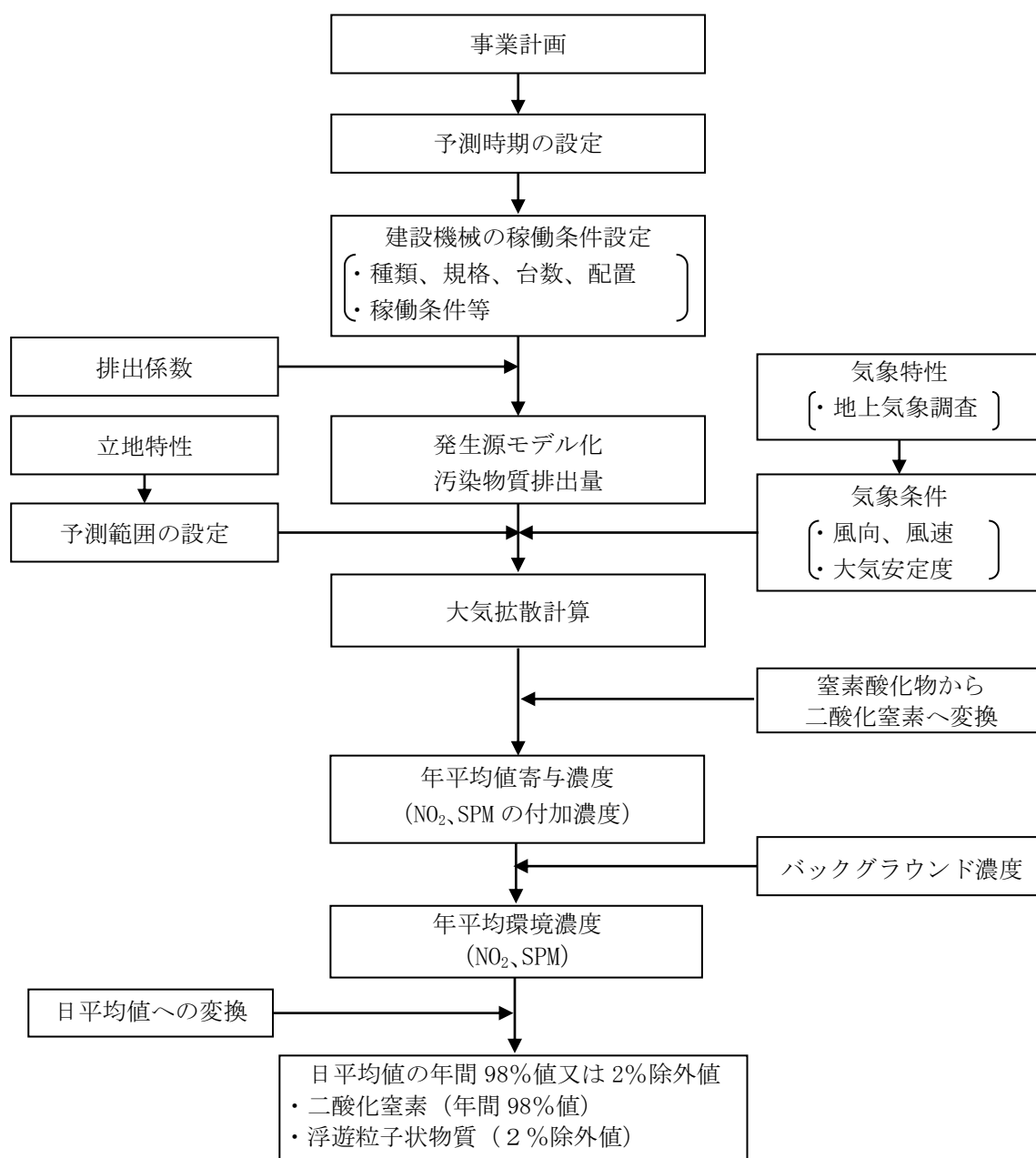


図 6-1.3 建設機械の稼働による大気質の予測手順

③ 工事中の工事用車両の運行

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値を対象として、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行う。

工事用車両の運行による影響に関する予測手順を図 6-1.4 に示す。

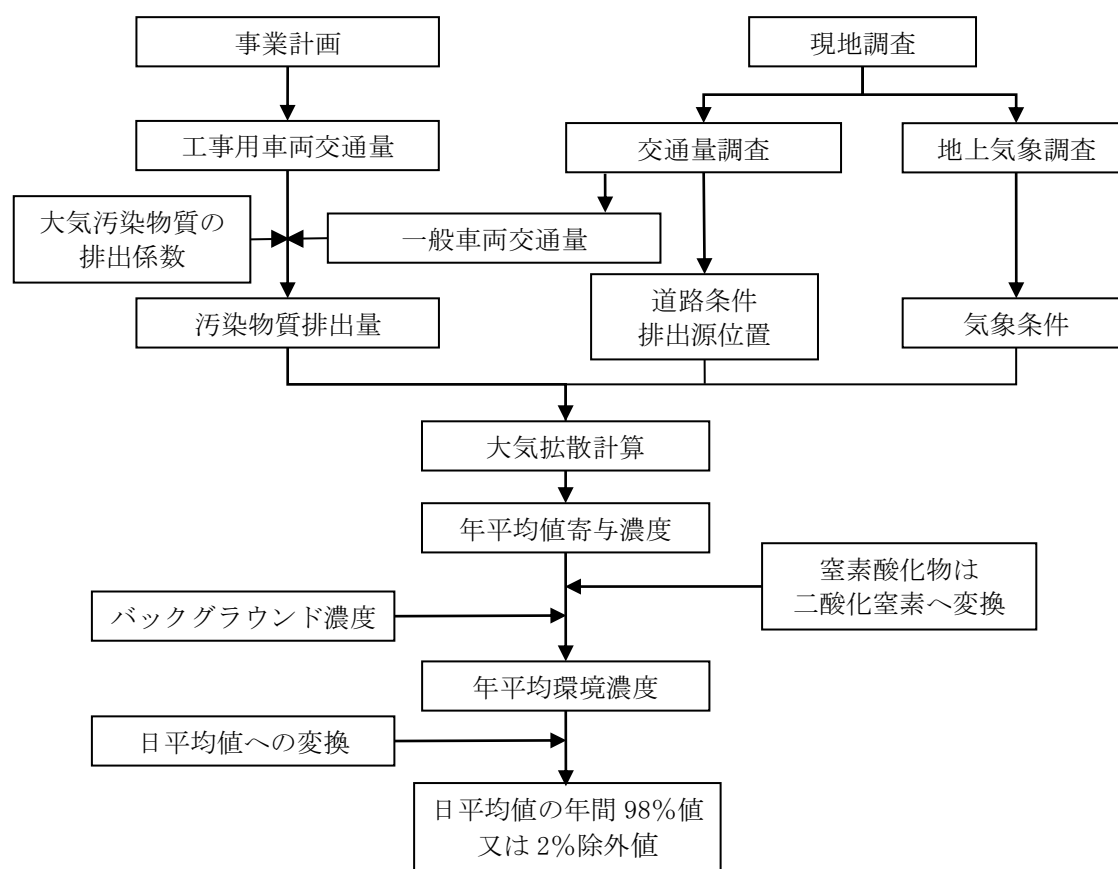


図 6-1.4 工事用車両の運行による大気質の予測手順

④ 供用時の施設の稼働による煙突排出ガス

施設の稼働による煙突排出ガスの影響として、排出ガス中に含まれる主な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀を対象とする。予測項目は、基準値や指針値等と比較するため、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、年間の平均的な気象条件での長期平均濃度（年平均値）及び短時間高濃度発生条件での短期高濃度（1時間値）とし、ダイオキシン類、水銀については長期平均濃度（年平均値）、塩化水素については短期高濃度（1時間値）とする。

年平均値については、「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルとする。なお、参考として、地形による影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も併せて行う。

1時間値については、表 6-1.6 に示す気象条件を対象として、「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行う。

施設の稼働による煙突排出ガスの影響に関する予測手順を図 6-1.5 に示す。

表 6-1.6 1 時間値予測の気象条件の設定方法

気象条件	設定方法
一般的な気象条件時	風速と大気安定度の組合せのうち、比較的高濃度が生じやすい気象条件を設定する。
上層逆転層出現時	下層逆転層がなく、上層に逆転層が存在し、逆転層が「ふた」の役割をして排出ガスを閉じ込める状態になる場合の気象条件を高層気象観測結果も踏まえ設定する。
ダウンウォッシュ時	比較的風が強いとき、煙突背後に生ずる渦が排出ガスを巻き込む場合の条件を設定する。 また、建屋高さと煙突高さの関係から、建物ダウンウォッシュが懸念される場合には、建物によるダウンウォッシュについても予測を行う。
接地逆転層崩壊時	夜間の地面からの放射冷却によって接地逆転層が形成された場合、日の出から日中にかけて崩壊していく過程で、逆転層内に排出された排出ガスが地表面近くの不安定層内にとりこまれ、急激な混合（フュミゲーション）が生じて高濃度が生じる可能性がある。このような逆転層の崩壊に伴う気象条件を設定する。

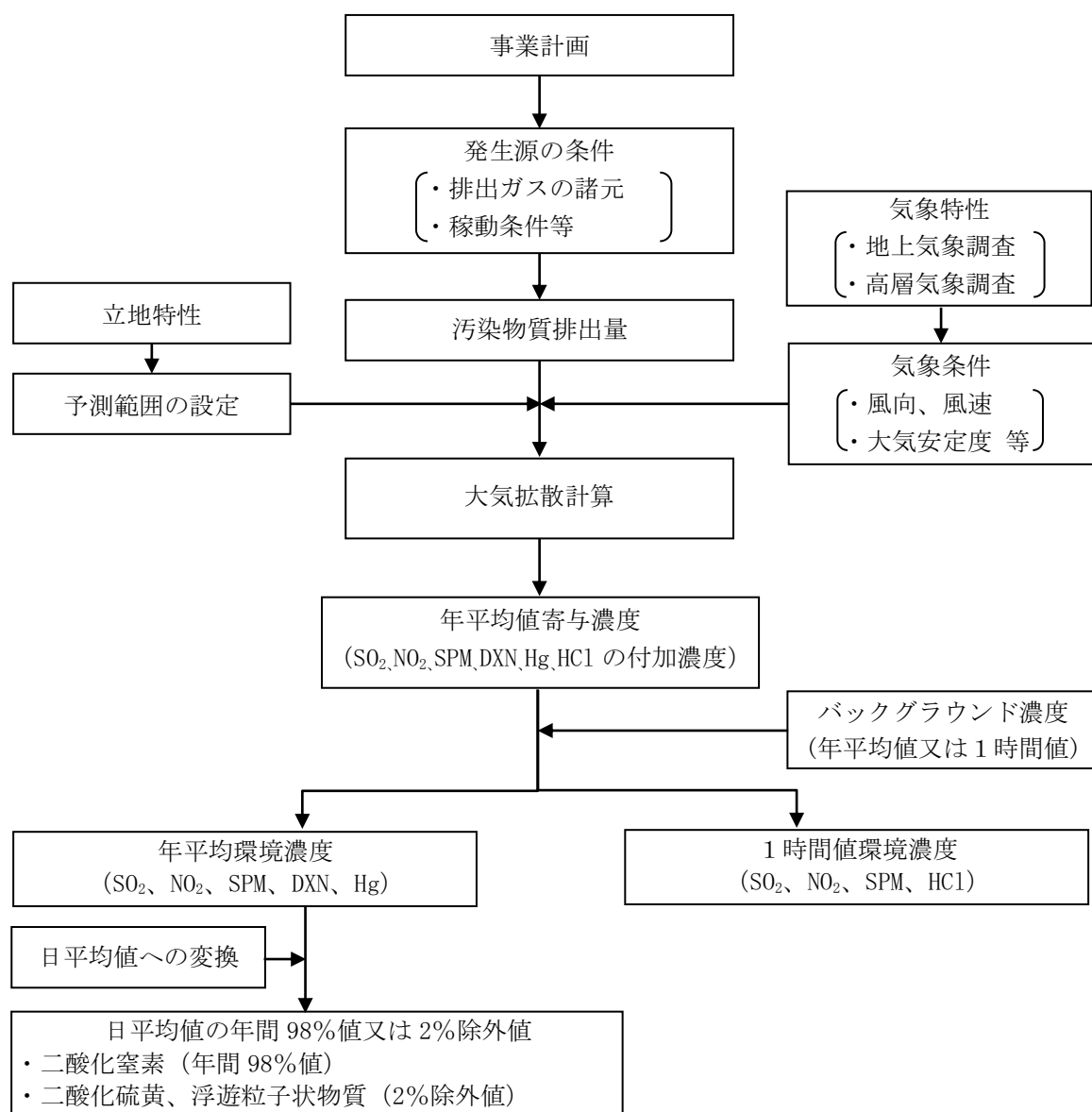


図 6-1.5 施設の稼働による大気質の予測手順

⑤ 供用時の施設利用車両の運行

予測は、工事用車両の運行と同様に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値を対象として、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行う。

施設利用車両の運行による影響に関する予測手順を図 6-1.6に示す。

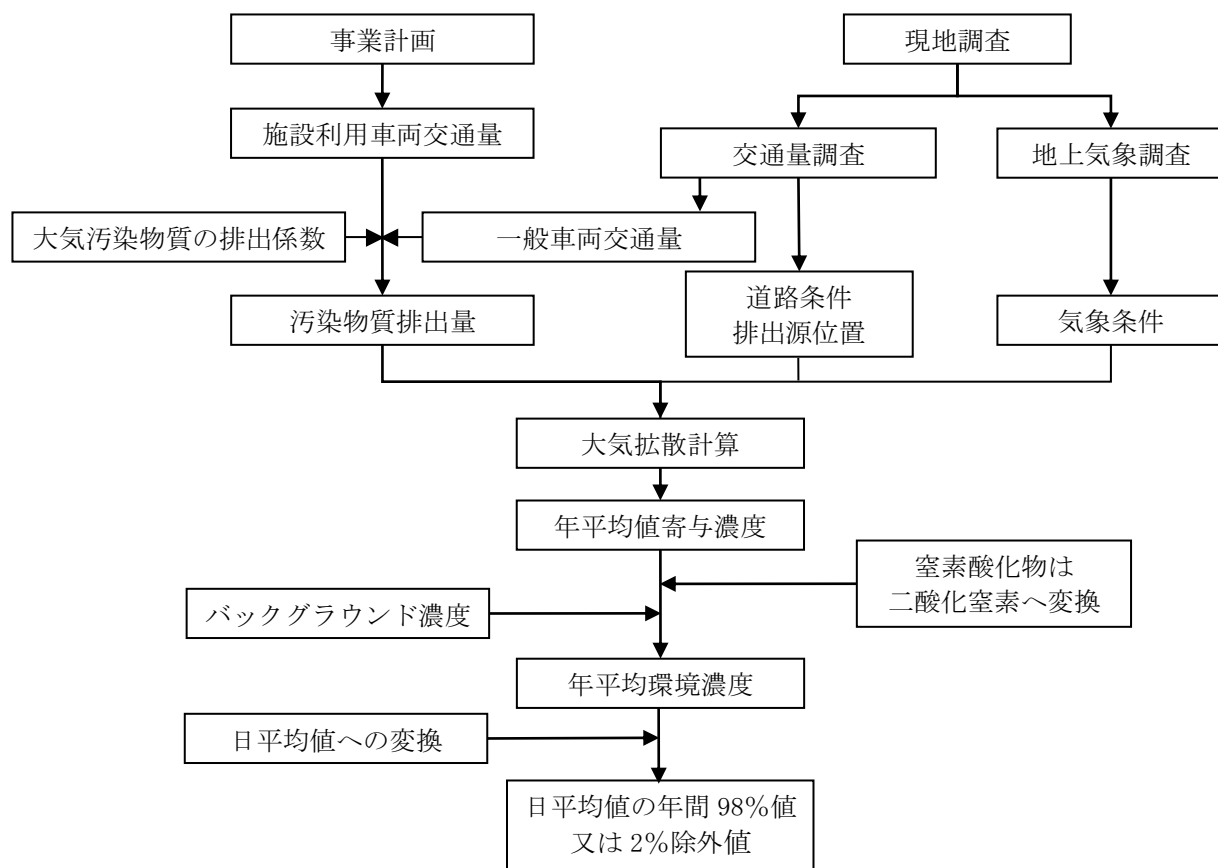


図 6-1.6 施設利用車両の運行による大気質の予測手順

2) 予測地域

① 工事中の造成等の工事による一時的な影響

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

② 工事中の建設機械の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

③ 工事中の工事用車両の運行

予測地域は、本事業の実施により工事用車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集中することとなる搬入路沿道とする。

④ 供用時の施設の稼働による煙突排出ガス

予測地域は、対象事業実施区域を中心に調査地域を含む範囲とする。

⑤ 供用時の施設利用車両の運行

予測地域は、本事業の実施により施設利用車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集中することとなる搬入路沿道とする。

3) 予測地点

① 工事中の造成等の工事による一時的な影響

予測地点は、対象事業実施区域周辺とする。

② 工事中の建設機械の稼働

予測地点は、対象事業実施区域周辺において着地濃度が最大となる地点とする。

③ 工事中の工事用車両の運行

予測地点は、沿道大気質調査地点と同様のA11及びA12とする。

④ 供用時の施設の稼働

予測地点は、最大着地濃度地点及び一般環境大気質の調査地点（A2～A5）を対象とする。

⑤ 供用時の施設利用車両の運行

予測地点は、沿道大気質調査地点と同様のA11及びA12とする。

4) 予測対象時期等

① 工事中の造成等の工事による一時的な影響

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（工事区域内での裸地面の出現が最大となる工事時期）とする。

② 工事中の建設機械の稼働

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（建設機械の稼働が最大となる工事時期（年間））とする。

③ 工事中の工事用車両の運行

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（工事用車両の運行が最大となる時期（年間））とする。

④ 供用時の施設の稼働

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

⑤ 供用時の施設利用車両の運行

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-1-2 騒音

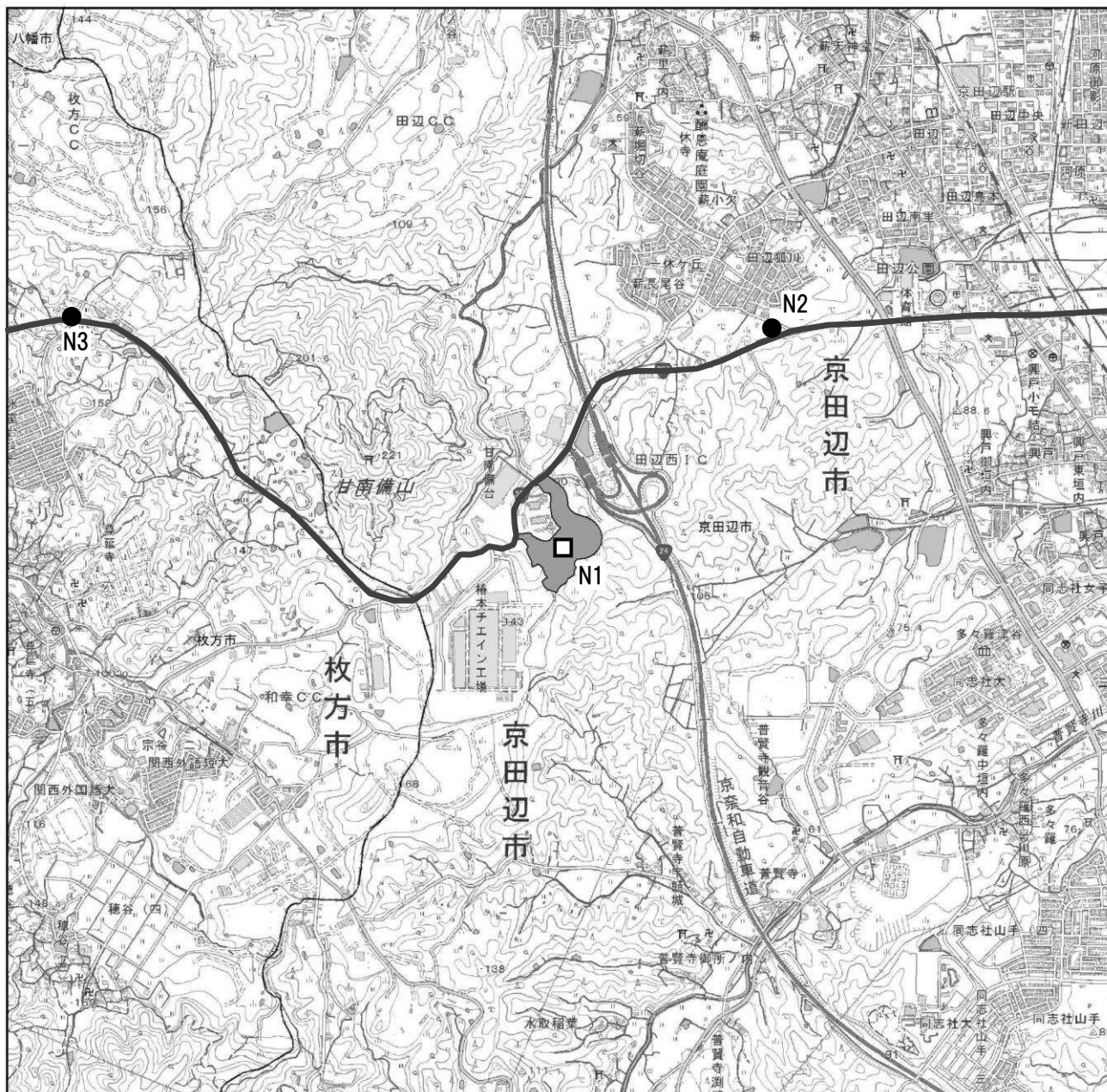
本事業の実施によって、工事中には建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び工事用車両の運行に伴う道路交通騒音、供用時には施設の稼働に伴う工場・事業場騒音及び施設利用車両の運行に伴う道路交通騒音が発生することから、その影響を検討するため、騒音に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-1.7 に示すとおりである。また、調査地点は、図 6-1.7 に示すとおりである。

表 6-1.7 調査の手法（騒音）

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査 (騒音の状況)			「京都府環境白書」(京都府)、「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府環境農林水産部)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域 周辺及び周辺道路	最新年度
現地調査	騒音の状況	環境騒音 (等価騒音レベル及び時間率騒音レベル)	現地実測（騒音計で測定） 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に規定する日本工業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定	対象事業実施区域 1 地点 図 6-1.7 参照	2 回(平日・休日) 各24時間
		道路交通騒音 (等価騒音レベル及び時間率騒音レベル)		搬入路沿道： 2 地点 図 6-1.7 参照	2 回(平日・休日) 各24時間
	道路の沿道等の状況	交通量	現地実測 車種別*にカウンターで計測 *大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、ごみ収集車	搬入路沿道： 2 地点 図 6-1.7 参照	2 回(道路交通騒音と同時、平日・休日) 各24時間
		走行速度	一定区間の通過時間を上下10台程度について計測		
		道路構造、道路の位置、路面状況	現地踏査		



凡 例

-  対象事業実施区域
-  環境騒音・振動、超低周波音調査地点：N1
-  道路交通騒音・振動、地盤卓越振動数、交通量、走行速度調査地点：N2、N3
-  関係車両の搬入路（国道 307 号）

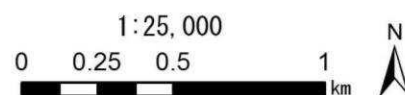


図 6-1.7 騒音・超低周波音・振動の調査地点

1) 調査すべき情報

① 騒音の状況

調査対象は、対象事業実施区域における環境騒音、工事用車両や施設利用車両が通過する搬入路沿道での道路交通騒音とする。

② 道路の沿道等の状況

調査対象は、時間帯別交通量、走行速度、道路構造、道路の位置及び路面状況とする。

2) 調査の基本的な手法

① 騒音の状況

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「騒音に係る環境基準について」に規定する日本工業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」により行う。

② 道路の沿道等の状況

交通量はカウンターを用いた計測を行う。走行速度は上下方向別に時間帯ごとに10台程度について計測を行う。また、道路構造、道路の位置及び路面状況は現地踏査により把握する。

3) 調査地域

環境騒音の調査地域は対象事業実施区域とし、道路交通騒音の調査地域は、本事業の実施により関係車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集中することとなる搬入路沿道(国道307号沿道)を対象とする。

4) 調査地点

環境騒音の調査地点は、代表的な状況を把握することができる対象事業実施区域内の1地点(N1)とする(図 6-1.7参照)。

道路交通騒音及び道路の沿道等の状況の調査地点は、工事用車両や施設利用車両が通過する搬入路沿道において住居の用に供されている場所の代表的な地点として、2地点(N2、N3)とする(図 6-1.7参照)。なお、N2については既存資料調査において「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間であることから、これを考慮して調査地点を設定している。

調査地点の概要を表 6-1.8に示す。

表 6-1.8 調査地点の概要(騒音・振動)

地点	位置	概要
N 1	京田辺市田辺ボケ谷地内	環境騒音・振動調査地点 ：対象事業実施区域内
N 2	田辺低区配水池	道路交通騒音・振動調査地点 ：搬入路沿道において住居の用に供されている場所(住居地等)の近傍
N 3	氷室低区配水場	

5) 調査期間等

調査時期は、年間の平均的な状況を把握することができ、天候が安定している秋季とする。

調査日は、環境騒音、道路交通騒音とも平日及び休日の計2日間（各24時間）とし、道路交通騒音の測定時には、同時に交通量、走行速度等についても測定を行う。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-1.9 に示すとおりである。

表 6-1.9 予測の手法（騒音）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	建設機械の稼働	建設作業騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）	「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」（平成20年 日本音響学会誌64巻4号）に基づく数値計算	対象事業実施区域周辺（騒音レベルが最大となる地点）	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	工事用車両の運行	道路交通騒音（等価騒音レベル）	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」（平成26年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	搬入路沿道：2地点 （図 6-1.7 参照）	
供用時	施設の稼働	工場・事業場騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）	「環境アセスメントの技術」（平成11年、（社）環境情報科学センター）に示された建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式による数値計算	対象事業実施区域周辺（騒音レベルが最大となる地点）	事業活動が定常状態となる時期
	施設利用車両の運行	道路交通騒音（等価騒音レベル）	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」に基づく数値計算	搬入路沿道：2地点 （図 6-1.7 参照）	

1) 予測の基本的な手法

① 工事中の建設機械の稼働

予測は、「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」の機械別予測法に基づき、複数の工事機械が稼働する条件における騒音レベルを算出する。建設機械の稼働による影響に関する予測手順を図 6-1.8 に示す。

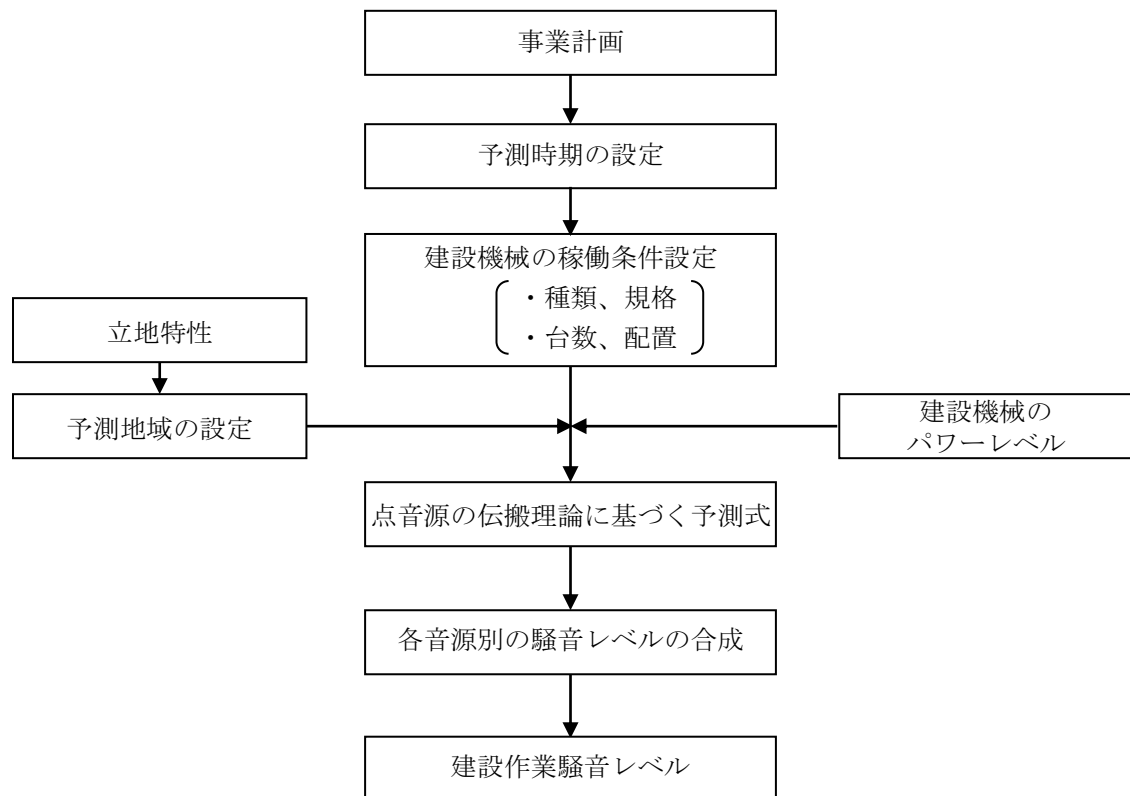


図 6-1.8 建設機械の稼働による騒音レベルの予測手順

② 工事中の工事用車両の運行

予測は、「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」に基づき行う。

工事用車両の運行による影響に関する予測手順を図 6-1.9 に示す。

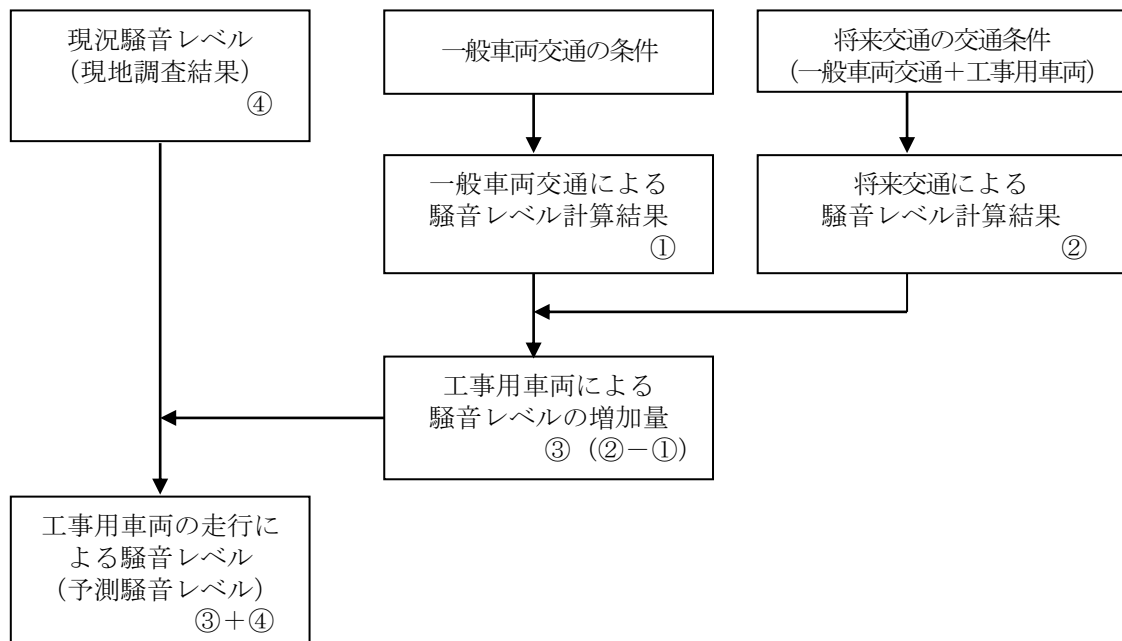


図 6-1.9 工事用車両の運行による騒音レベルの予測手順

③ 供用時の施設の稼働

予測は、「環境アセスメントの技術」に基づき、建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式により、予測地点における騒音レベルを算出することにより行う。

施設の稼働による影響に関する予測手順を図 6-1.10 に示す。

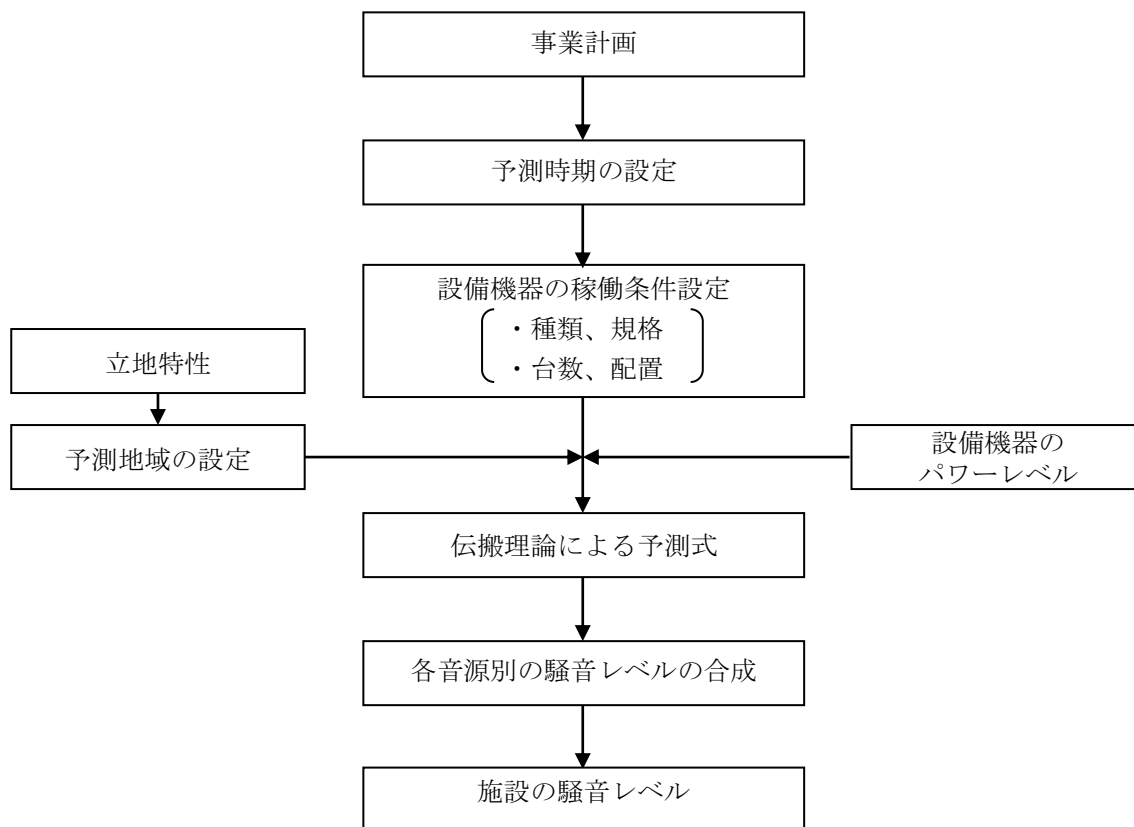


図 6-1.10 施設の稼働による騒音レベルの予測手順

④ 供用時の施設利用車両の運行

予測は、②工事中の工事用車両の運行と同様に、「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」に基づき行う。

2) 予測地域

① 工事中の建設機械の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

② 工事中の工事用車両の運行

予測地域は、本事業の実施により工事用車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集中することとなる搬入路沿道とする。

③ 供用時の施設の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

④ 供用時の施設利用車両の運行

予測地域は、本事業の実施により施設利用車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集

中することとなる搬入路沿道とする。

3) 予測地点

① 工事中の建設機械の稼働

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界で騒音レベルが最大となる地点とする。

② 工事中の工事用車両の運行

予測地点は、道路交通騒音調査地点と同様のN 2 及びN 3 とする。

③ 供用時の施設の稼働

予測地点は、対象事業実施区域のうち、敷地境界で騒音レベルが最大となる地点とする。

④ 供用時の施設利用車両の運行

予測地点は、道路交通騒音調査地点と同様のN 2 及びN 3 とする。

4) 予測対象時期等

① 工事中の建設機械の稼働

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。

② 工事中の工事用車両の運行

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（工事用車両の運行が最大となる時期）とする。

③ 供用時の施設の稼働

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

④ 供用時の施設利用車両の運行

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-1-3 超低周波音

本事業の実施によって、供用時に施設の稼働に伴う低周波音が発生することから、その影響を検討するため、低周波音（100Hz以下の音）に関する調査、予測及び評価を実施する。なお、低周波音には標題の超低周波音（20Hz以下の音）を含むものとし、併せて整理することとした。

（１）調査の手法

調査の手法は、表 6-1.10 に示すとおりである。また、調査地点は、図 6-1.7 に示すとおりである。

表 6-1.10 調査の手法（低周波音）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
現地調査	低周波音の状況	低周波音（G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル、周波数範囲1～100Hz）	現地実測（低周波音圧レベル計で測定）	対象事業実施区域 1 地点 図 6-1.7 参照 2 回（平日・休日） 各24時間
		「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁）に規定する方法		

１）調査すべき情報

調査対象は、対象事業実施区域における低周波音とする。

２）調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査においては、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」により行う。

３）調査地域

調査地域は、対象事業実施区域を対象とする。

４）調査地点

① 低周波音の状況

調査地点は、代表的な低周波音を把握することができる対象事業実施区域内の1地点（N1）とする（図 6-1.7 参照）。調査地点の概要を表 6-1.11 に示す。

表 6-1.11 調査地点の概要（低周波音）

地点	位置	概要
N 1	京田辺市田辺ボケ谷地内	対象事業実施区域内

５）調査期間等

調査時期は、年間の平均的な状況を把握することができ、天候が安定している秋季とする。調査日は、平日及び休日の計2日間（各24時間）とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-1.12 に示すとおりである。

表 6-1.12 予測の手法（低周波音）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時	施設の稼働	低周波音（G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル）	類似事例の参照及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域敷地境界	事業活動が定常状態となる時期

1) 予測の基本的な手法

予測は、施設に配置される発生源となる設備の種類、規格、位置等を明らかにし、類似事例の参照及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることにより行う。

2) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

3) 予測地点

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-1-4 振動

本事業の実施によって、工事中には建設機械の稼働に伴う建設作業振動及び工事用車両の運行に伴う道路交通振動、供用時には施設の稼働に伴う工場・事業場振動及び施設利用車両の運行に伴う道路交通振動が発生することから、その影響を検討するため、振動に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-1.13 に示すとおりであり、現地調査は騒音と同時に実施する。また、調査地点は騒音と同地点とする（図 6-1.7 参照）。

交通量、走行速度等の現地調査については、道路交通騒音の調査と兼ねて行う。

表 6-1.13 調査の手法（振動）

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査 (振動の状況)			「京都府環境白書」(京都府)、「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府環境農林水産部)等を対象に収集整理	対象事業実施区域 周辺及び周辺道路	最新年度
現地調査	振動の状況	環境振動※ (振動レベル)	現地実測（振動計で測定） 「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に規定する方法、日本工業規格 Z8735「振動レベルの測定方法」による測定	対象事業実施区域 1 地点 （図 6-1.7 参照）	2 回（平日・休日） 各24時間
		道路交通振動 (振動レベル)		搬入路沿道： 2 地点 （図 6-1.7 参照）	2 回（平日・休日） 各24時間
	地盤の状況	地盤卓越振動数	現地実測 振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を1/3オクターブバンド分析器を用いて分析(大型車10台程度測定)	搬入路沿道： 2 地点 （図 6-1.7 参照）	1 回
	道路の沿道等の状況	交通量	現地実測 車種別*にカウンターで計測 *大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、ごみ収集車	搬入路沿道： 2 地点 （図 6-1.7 参照）	2 回(道路交通振動と同時、平日・休日) 各24時間
		走行速度	一定区間の通過時間を上下10台程度について計測		
		道路構造、道路の位置、路面状況	現地踏査		

※ 環境振動とは、特定の発生源のないバックグラウンドの振動を示します。

1) 調査すべき情報

① 振動の状況

調査対象は、対象事業実施区域における環境振動、工事用車両や施設利用車両が通過する搬入路沿道での道路交通振動とする。

② 地盤の状況

調査対象は、地盤卓越振動数とする。

③ 道路の沿道等の状況

調査対象は、時間帯別交通量、走行速度、道路構造、道路の位置及び路面状況とする。

2) 調査の基本的な手法

① 振動の状況

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に規定する日本工業規格 Z8735「振動レベルの測定方法」により行う。

② 地盤の状況

地盤卓越振動数は、振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を1/3オクターブバンド分析器を用いて分析を行う。大型車10台程度について計測を行う。

③ 道路の沿道等の状況

交通量はカウンターを用いた計測を行う。走行速度は上下方向別に時間帯ごとに10台程度について計測を行う。また、道路構造、道路の位置及び路面状況は現地踏査により把握する。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及び本事業の実施により関係車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集中することとなる搬入路沿道を対象とする。

4) 調査地点

調査地点は、騒音と同地点とする (図 6-1.7及び表 6-1.8参照)。

5) 調査期間等

調査時期及び調査日は、騒音と同様とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-1.14 に示すとおりである。

表 6-1.14 予測の手法（振動）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	建設機械の稼働	建設作業振動（振動レベル80%レンジ上端値）	振動の伝搬計算式による数値計算	対象事業実施区域敷地境界	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	工事用車両の運行	道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示された振動の伝搬計算式による数値計算	搬入路沿道：2 地点 [図 6-1.7参照]	
供用時	施設の稼働	工場・事業場振動（振動レベル80%レンジ上端値）	振動の伝搬計算式による数値計算	対象事業実施区域敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
	施設利用車両の運行	道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示された振動の伝搬計算式による数値計算	搬入路沿道：2 地点 [図 6-1.7参照]	

1) 予測の基本的な手法

① 工事中の建設機械の稼働

工事中の建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測は、振動の伝搬理論に基づく予測式により行う。

工事中の建設機械の稼働による影響に関する予測手順を[図 6-1.11]に示す。

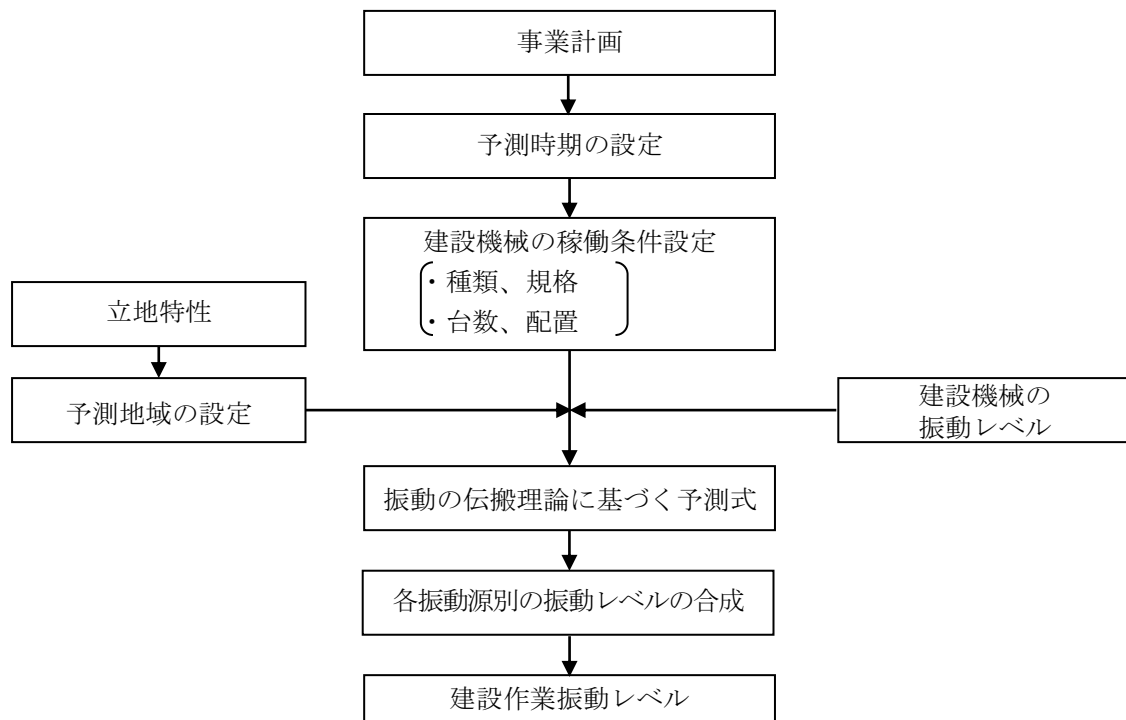


図 6-1.11 建設機械の稼働による振動レベルの予測手順

② 工事中の工事用車両の運行

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」の手法に基づき行う。

工事用車両の運行による影響に関する予測手順を図 6-1.12に示す。

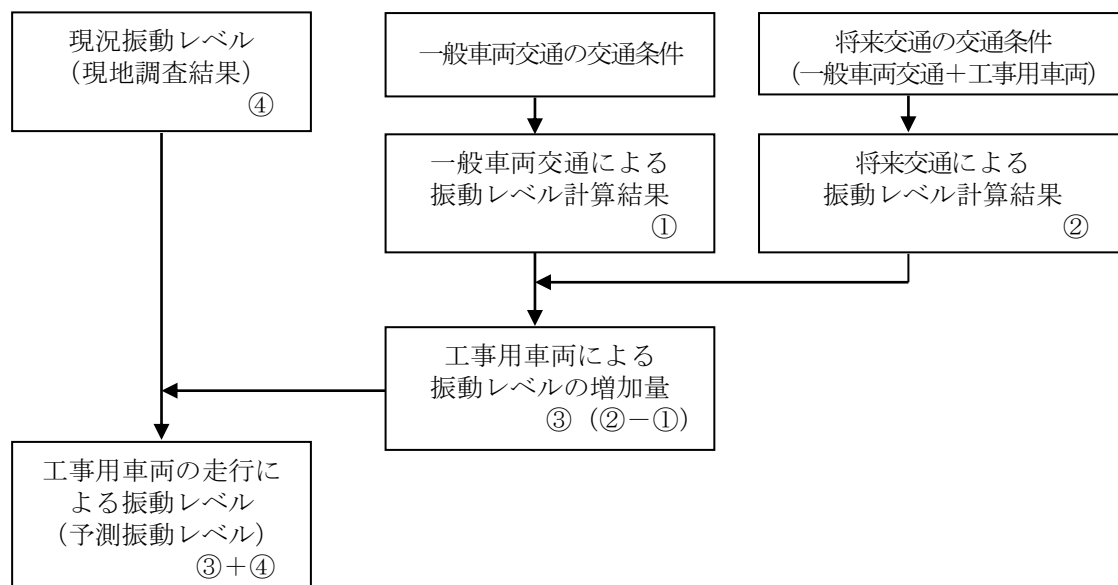


図 6-1.12 工事用車両の運行による振動レベルの予測手順

③ 供用時の施設の稼働

施設の稼働に伴う振動の予測は、振動の伝搬理論に基づく予測式により行う。

施設の稼働による影響に関する予測手順を図 6-1.13に示す。

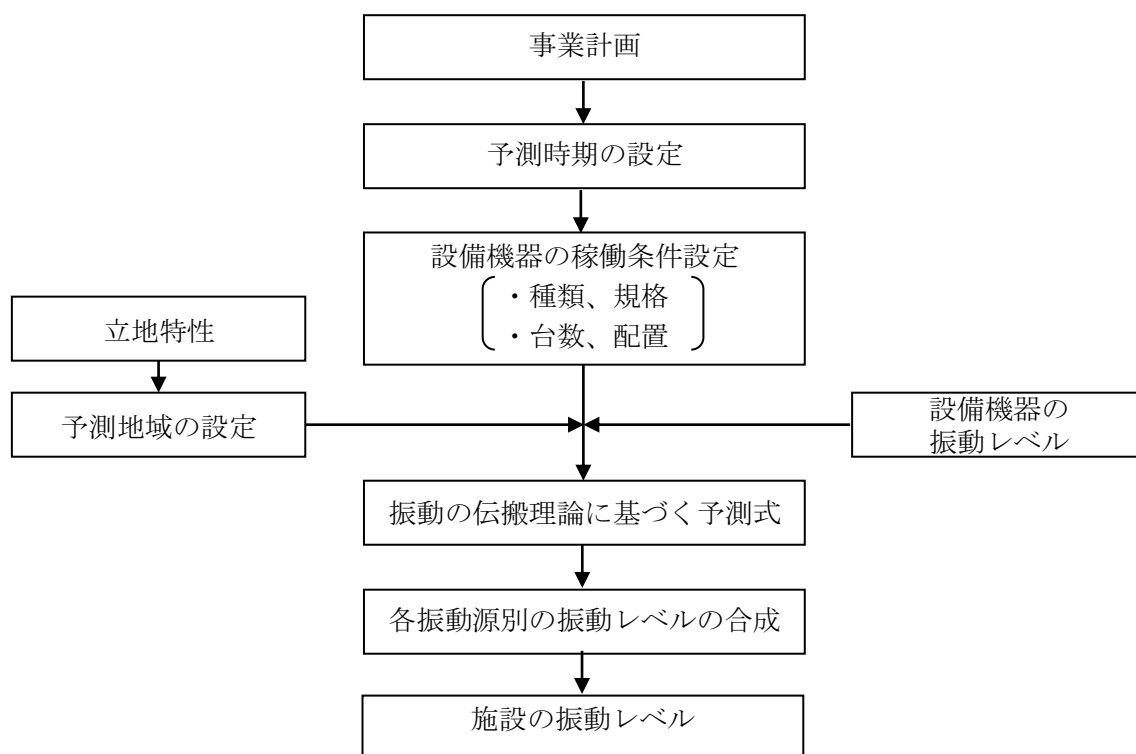


図 6-1.13 施設の稼働による振動レベルの予測手順

④ 供用時の施設利用車両の運行

予測は、②工事中の工事用車両の運行と同様に、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」の手法に基づき行う。

2) 予測地域

① 工事中の建設機械の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

② 工事中の工事用車両の運行

予測地域は、本事業の実施により工事用車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集中することとなる搬入路沿道とする。

③ 供用時の施設の稼働

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

④ 供用時の施設利用車両の運行

予測地域は、本事業の実施により施設利用車両が通過する主要な道路で、多くの関係車両が集中することとなる搬入路沿道とする。

3) 予測地点

① 工事中の建設機械の稼働

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界で振動レベルが最大となる地点とする。

② 工事中の工事用車両の運行

予測地点は、道路交通騒音調査地点と同様のN 2 及びN 3 とする。

③ 供用時の施設の稼働

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界で振動レベルが最大となる地点とする。

④ 供用時の施設利用車両の運行

予測地点は、道路交通騒音調査地点と同様のN 2 及びN 3 とする。

4) 予測対象時期等

① 工事中の建設機械の稼働

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期とする。

② 工事中の工事用車両の運行

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（工事用車両の運行が最大となる時期）とする。

③ 供用時の施設の稼働

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

④ 供用時の施設利用車両の運行

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-1-5 悪臭

本事業の実施によって、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に悪臭原因物が含まれること、施設からの悪臭原因物の漏洩による環境の変化が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、悪臭に関する調査、予測及び評価を実施する。

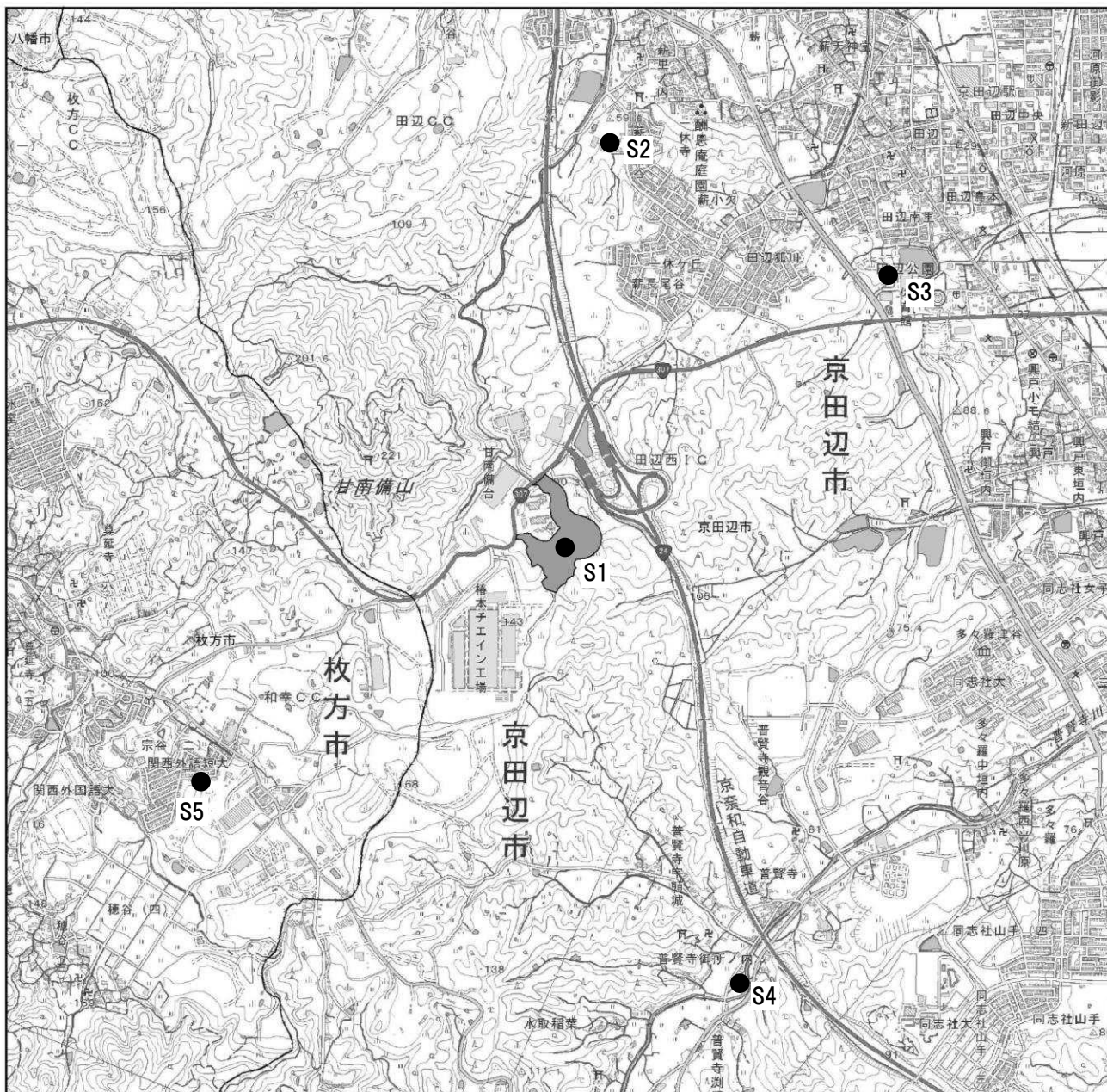
(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-1.15 に示すとおりである。また、調査地点は、図 6-1.14 に示すとおりである。

表 6-1.15 調査の手法（悪臭）

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査 (悪臭の状況)			「京都府環境白書」(京都府)、「ひらかたの環境」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域 周辺	最新年度
現地調査	悪臭の状況	特定悪臭物質 濃度(22物質) *	サンプリング分析 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)	対象事業実施区域：1地点 図 6-1.14 参照	2回(夏季、冬季)
		臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)	対象事業実施区域及び周辺：5地点 図 6-1.14 参照	
	気象の状況	気温、湿度 風向、風速 天候	現地実測 (簡易風向風速計、温湿度計による測定)		

*：アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸



凡 例



対象事業実施区域



特定悪臭物質濃度調査地点：S1

臭気指数調査地点：S1～S5

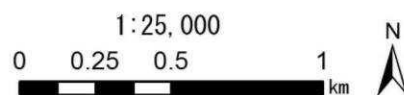


図 6-1.14 悪臭の調査地点

1) 調査すべき情報

① 悪臭の状況

調査対象は、施設からの悪臭原因物の漏洩の予測に当たって、対象事業実施区域の悪臭の状況を把握するため、「悪臭防止法」に定める特定悪臭物質の濃度及び人間の嗅覚による指標であり複合臭等にも対応できる臭気指数を対象とする。また、煙突排出ガス中に含まれる悪臭原因物の予測に当たって、対象事業実施区域周辺の悪臭の状況を把握するため、臭気指数を対象とする。

② 気象の状況

調査結果を解析する上で重要となる測定時の気象の状況（風向、風速、気温、湿度、天候）についても対象とする。

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「特定悪臭物質の測定の方法」及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法により行う。

3) 調査地域

調査地域は、大気質と同様に、対象事業実施区域の中心から約1.6kmの範囲とする。

4) 調査地点

調査地点は、対象事業実施区域の悪臭の状況を把握する場所として対象事業実施区域内1地点（S1）、調査地域内において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の代表的な地点として、一般環境大気質調査地点と同様の4地点（S2～S5）の、計5地点とする（図 6-1.14参照）。調査地点の概要を表 6-1.16に示す。

表 6-1.16 調査地点の概要（悪臭）

地点	位置	概要
S1	京田辺市田辺ボケ谷地内	対象事業実施区域内
S2	薪小学校	生活環境上の配慮を要する施設
S3	田辺公園	住居の用に供されている場所（住居地等）の近傍
S4	普賢寺浄水場	
S5	宗谷公園	

注. 大気質の調査地点と整合させるため、一部の調査地点は調査地域外となる。

5) 調査期間等

現地調査時期は、一般に廃棄物の腐敗等により悪臭が発生しやすいとされる季節（夏季）と比較的少なくなる季節（冬季）とし、雨、強風等の日を避けて調査日を設定する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-1.17 に示すとおりである。

表 6-1.17 予測の手法（悪臭）

予測項目		予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時	煙突排出ガス	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	対象事業実施区域周辺：最大着地濃度地点	事業活動が定常状態となる時期
	施設からの悪臭原因物の漏洩	- 悪臭防止法で規制敷地境界線規制（1号）として定められている悪臭物質（22物質）濃度 - 臭気指数 類似事例の参照及び事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づく定性的な予測	対象事業実施区域敷地境界	

1) 予測の基本的な手法

① 煙突排出ガス

予測項目は、臭気指数を対象とする。

悪臭の予測は、供用時の大気質（煙突排出ガス）の予測と同様に、排出ガス諸元、煙突高さ等に基づき予測条件を設定し、煙突排出ガスの悪臭の予測に用いる拡散モデルは、1時間値の予測に用いた拡散モデルと同様とし、煙突排出ガスによる悪臭予測の気象条件は、1時間値予測時の気象条件のうち、設定気象条件毎の最大濃度出現時の気象条件とする。

なお、大気拡散式で得られる悪臭物質濃度は、拡散パラメータ（水平方向拡散幅 σ_y ）による評価時間（3分）に対する値であるが、悪臭に対する人間の臭気知覚時間は数十秒程度であり、大気拡散式による悪臭の評価について補正する必要があるため、水平方向拡散幅（ σ_y ）の平均化時間を3分間から30秒間へ修正して用いることとする。

煙突排出ガスによる影響に関する予測手順を図 6-1.15 に示す。

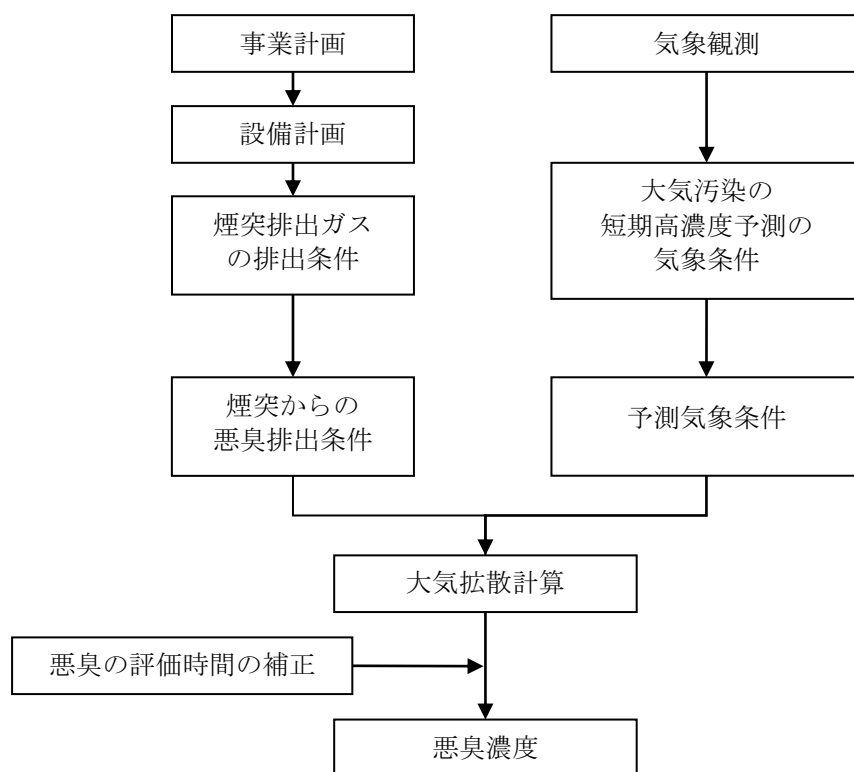


図 6-1.15 煙突排出ガスによる悪臭の予測手順

② 施設からの悪臭原因物の漏洩

予測項目は、「悪臭防止法」で敷地境界線規制（1号規制）として定められている悪臭物質（22物質）濃度並びに臭気指数を対象とする。

施設からの悪臭原因物の漏洩による影響は、類似事例の参照及び事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づき、定性的な予測を実施する。

2) 予測地域

① 煙突排出ガス

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

② 施設からの悪臭原因物の漏洩

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

3) 予測地点

① 煙突排出ガス

予測地点は、最大着地濃度地点とする。

② 施設からの悪臭原因物の漏洩

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界とする。

4) 予測対象時期等

① 煙突排出ガス

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

② 施設からの悪臭原因物の漏洩

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-2 水環境

6-2-1 水質

本事業の実施による造成等の工事に伴い、一時的に出現する裸地面からの濁水が発生することから、その影響を検討するため、水質（水の濁り）に関する調査、予測及び評価を実施する。

（１）調査の手法

調査の手法は、表 6-2.1 に示すとおりである。また、調査地点は、図 6-2.1 に示すとおりである。

表 6-2.1 調査の手法（水質）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	水質汚濁物質の濃度等の状況 降水量	「京都府環境白書」（京都府）、「ひらかたの環境」（枚方市）、「気象庁ホームページ 気象統計情報」等を対象に収集整理	対象事業実施区域 周辺	最新年度
現地調査	水質汚濁物質の濃度等の状況	降雨時の濁水（SS）	対象事業実施区域 周辺：雨水排水地点 1 地点 （図 6-2.1 参照）	降雨時 2 回
	天候、水温、色、透視度、濁度	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法（付表 9 浮遊物質量（SS）の測定方法）等		
	水象の状況	流量		
	土質の状況	土壌の沈降特性	対象事業実施区域	1 回



凡 例

- 対象事業実施区域
- 水質調査地点（SS、濁度、透視度、流量）：W1
- 土壌沈降試験調査地点：G1
- 水路（開渠）
- 水路（暗渠）
- 河川
- 調整池

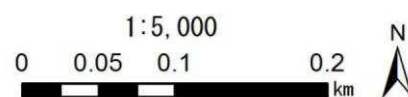


図 6-2.1 水質の調査地点

1) 調査すべき情報

調査対象は、工事中に造成等の工事に伴い一時的に出現する裸地面より濁水が発生することから、降雨時の濁水（浮遊粒子状物質（SS））を対象とする。その他、調査結果の解析及び濁水の発生状況の検討に用いる流量、土壌の沈降特性についても対象とする。

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査においては、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法等に準じて行う。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

4) 調査地点

本事業では、工事中に仮設の沈砂池等を設置し土砂の流出を防止する計画であり、調査地点はこの排水を放流する地点（W1）とする。また、造成等の工事に伴い裸地面が出現する対象事業実施区域内（G1）を、土壌の沈降試験に供する試料採取場所とする。

5) 調査期間等

現地調査時期は、やや強い雨（降雨量10mm/時程度）が予想される日とし、2回実施する。対象事業実施区域内の表土の沈降特性については季節変動等はないため、年1回とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-2.2 に示すとおりである。

表 6-2.2 予測の手法（水質）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	雨水の排水	降雨時の濁水（浮遊物質量（SS））	沈降理論式による予測	対象事業実施区域 周辺：雨水排水地点 1 地点 (図 6-2.1 参照)	工事の実施による環境影響が最大となる時期

1) 予測の基本的な手法

予測項目は、降雨時の濁水（浮遊物質量（SS））を対象とする。

工事中の雨水排水に伴う濁水は、裸地面積、降水量等をもとに濁水発生量を算出した上で、仮設の沈砂池等による土粒子の沈降効果について、沈降理論式を用いて濁水の滞留時間を算出し、対象事業実施区域内の表土を用いた沈降試験結果を参考に予測する。

2) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域周辺とする。

3) 予測地点

予測地点は、雨水排水地点とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期として、工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-3 地質・土壌環境

6-3-1 重要な地形・地質及び自然現象

本事業の実施に伴い地形の改変を行うことから、造成等の工事による一時的な影響を検討するため、重要な地形・地質及び自然現象に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-3.1 に示すとおりである。

表 6-3.1 調査の手法（重要な地形・地質及び自然現象）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	地形及び地質の概況	「土地分類基本調査（地形分類図）」、「京都府レッドデータブック2015」（京都府）、	対象事業実施区域及びその周辺	既存資料の対象時期
	重要な地形・地質及び自然現象の分布、状態及び特性	「大阪府レッドリスト2014」（大阪府）、航空写真、ボーリング柱状図等を対象に収集整理		

1) 調査すべき情報

調査対象は、地形及び地質の概況並びに重要な地形・地質及び自然現象の分布、状態及び特性を対象とする。

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

4) 調査地点

調査地点は、造成等に伴い地形の改変が生じる対象事業実施区域とする。

5) 調査期間等

調査期間は、入手可能な最新の既存資料の対象時期とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-3.2 に示すとおりである。

表 6-3.2 予測の手法（重要な地形・地質及び自然現象）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	造成等の工事による一時的な影響	重要な地形・地質及び自然現象	重要な地形・地質及び自然現象の分布又は成立の基礎となる環境の改変の程度	対象事業実施区域	地形改変後の土地及び新たな工作物の完成後

1) 予測の基本的な手法

予測項目は、重要な地形・地質及び自然現象を対象とする。

事業計画の内容を踏まえ、重要な地形・地質及び自然現象の分布又は成立の基礎となる環境の改変の程度について予測を行う。

2) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とする。

3) 予測地点

予測地点は、造成等に伴い地形の改変が生じる、対象事業実施区域とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期は、造成等の工事による一時的な影響が最大となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-3-2 土壌汚染

本事業の実施によって、造成等の工事に伴い、対象事業実施区域内に土壌汚染があった場合には周辺への影響が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、土壌汚染に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-3.3 に示すとおりである。

表 6-3.3 調査の手法（土壌汚染）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	地歴の状況	過去の航空写真、土地登記簿等を対象に収集整理	対象事業実施区域及びその周辺	地歴を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間

1) 調査すべき情報

調査対象は、土壌汚染の可能性の有無について検討するため、地歴の状況を対象とする。

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

4) 調査地点

調査地点は、造成等の工事を行う対象事業実施区域とする。

5) 調査期間等

調査期間は、既存資料が入手可能で、地歴を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-3. 4に示すとおりである。

表 6-3. 4 予測の手法（土壌汚染）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	造成工事等	土壌汚染	土壌の移動による影響について、事業計画の内容を分析し、土壌の改変やそれに伴う影響の程度等の把握	対象事業実施区域及びその周辺	工事の実施による環境影響が最大となる時期

1) 予測の基本的な手法

予測項目は、土壌汚染を対象とする。

工事中の造成工事等に伴う土壌の移動による影響について、事業計画の内容を分析し、土壌の改変やそれに伴う影響の程度等を把握することにより予測する。

2) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

3) 予測地点

予測地点は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（土砂の移動等により影響が生じる時期）とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-4 動物

本事業の実施によって、造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物の存在により対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があること、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性あることから、その影響を検討するため、動物に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-4.1 に示すとおりである。また、調査地点は、図 6-4.1 及び図 6-4.2 に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表 6-4.1 調査の手法（動物）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等	
既存資料調査		「自然環境保全基礎調査」（環境省）、「京都府レッドデータブック2015」（京都府）、「大阪府レッドリスト2014」（大阪府）、「枚方ふるさといきもの調査報告書」（枚方市）、「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（枚方市）、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書（枚方市）」、「大阪府鳥類目録2016」（日本野鳥の会大阪支部）等を対象に収集整理	対象事業実施区域 周辺	既存資料の対 象時期	
現地調査	陸生動物	哺乳類	目撃調査、フィールドサイン法、トラップ法	対象事業実施区域 及びその周辺約 200m 【図 6-4.1参照】	4季（春季、 夏季、秋季、 冬季）
		鳥類	ラインセンサス法、定点記録法		
		猛禽類	定点記録法	対象事業実施区域 及びその周辺約 1,000m 【図 6-4.2参照】	繁殖期 （2～8月）
		両生類 は虫類	現地確認調査	対象事業実施区域 及びその周辺約 200m 【図 6-4.1参照】	3季（春季、 夏季、秋季）
		昆虫類	任意採取調査、トラップ採集調査（ライト・トラップ法、ベイト・トラップ法）		
	水生動物	魚類	直接観察調査、採取による調査（モンドリ法、投網法、タモ網法等）	対象事業実施区域 及びその周辺約 200m 【図 6-4.1参照】	4季（春季、 夏季、秋季、 冬季）
		底生動物	定量採取調査、定性採取調査		

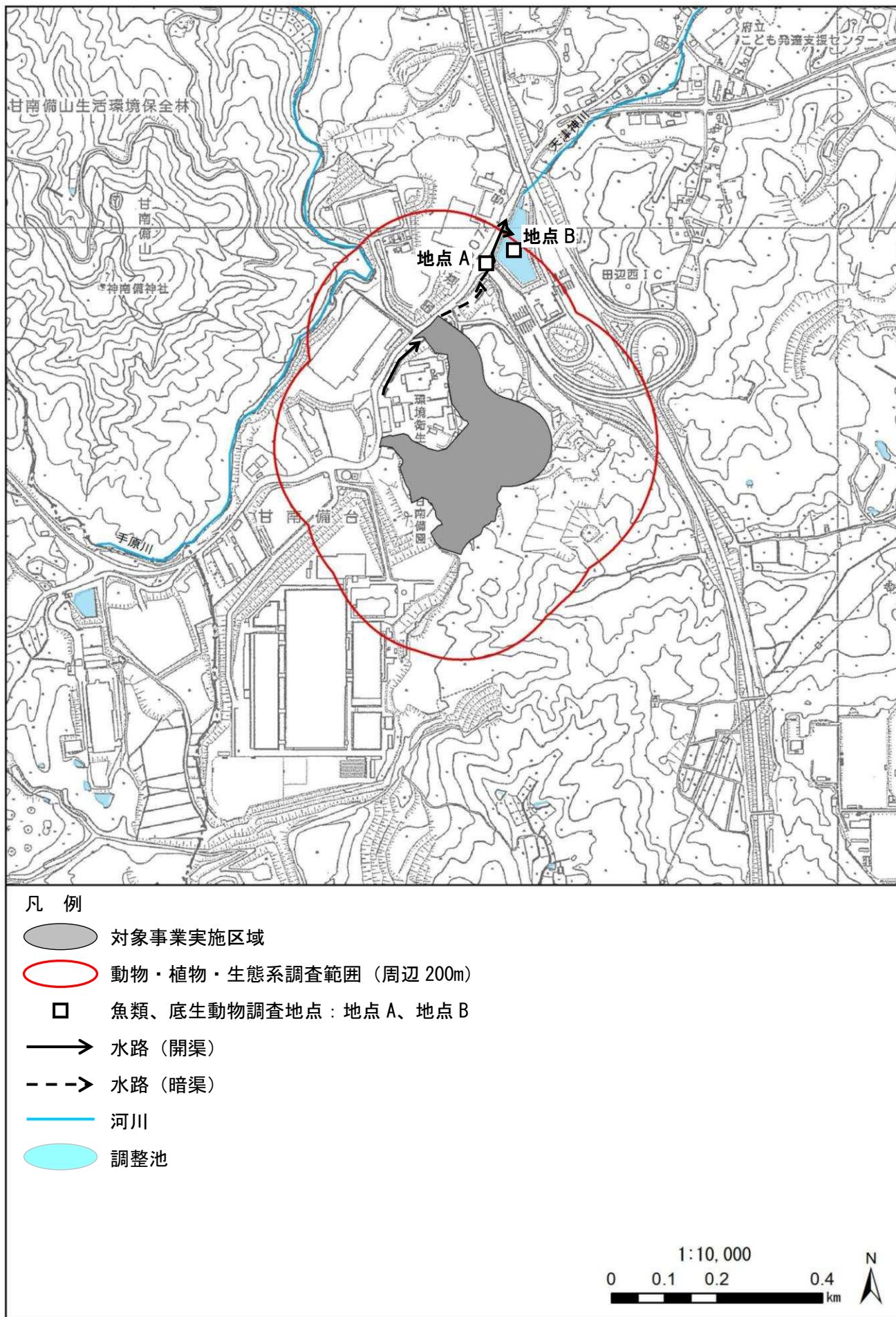


図 6-4.1 動物・植物・生態系の調査地点



図 6-4.2 動物の調査地点（猛禽類）

1) 調査すべき情報

対象事業実施区域及びその周辺における、動物相及びその分布の状況、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況を把握する。哺乳類、鳥類、猛禽類、両生類、は虫類、昆虫類、魚類、底生動物を対象とする。

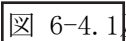
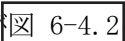
2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

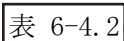
3) 調査地域

調査地域は、調査対象動物の行動特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域及びその周辺約200mとする。なお、猛禽類調査については、行動圏が広いことから、対象事業実施区域及びその周辺約1,000mの範囲とする。

4) 調査地点

調査地点は、及びに示すとおりである。

5) 調査期間等

現地調査時期は、に示すとおりである。

調査対象動物の行動特性を考慮し、調査地域における動物相、重要な種及び注目すべき生息地の状況を適切に把握できる期間とする。

表 6-4.2 現地調査時期

調査項目		調査時期
陸生動物	哺乳類	4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回
	鳥類	
	猛禽類	繁殖期（2～8月）に1回/月
	両生類	3季（春季、夏季、秋季）に各1回
	は虫類	
	昆虫類	
水生動物	魚類	4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回
	底生動物	

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-4.3 に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表 6-4.3 予測の手法（動物）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域	予測対象時期等
工事中	造成工事	動物	重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働				
供用時	土地及び工作物の存在				事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
	施設の稼働				

1) 予測の基本的な手法

予測は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、直接的影響及び間接的影響について行う。事業計画の内容を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度について、事例の引用または解析を基に行う。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事中については工事の実施による環境影響が最大となる時期、供用時には事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-5 植物

本事業の実施によって、造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物の存在により、対象事業実施区域及びその周辺の植物の生育場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があるので、その影響を検討するため、植物に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-5.1 に示すとおりである。また、現地調査の調査地域は、図 6-4.1 に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表 6-5.1 調査の手法（植物）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	植物相及び植生の状況、重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	「自然環境保全基礎調査」（環境省）、「京都府レッドデータブック2015」（京都府）、「大阪府レッドリスト2014」（大阪府）、「枚方ふるさといきもの調査報告書」（枚方市）、「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（枚方市）、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書（枚方市）等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	既存資料の対象時期
	陸生植物・水生植物	植物相の状況 踏査による生育種の記録 植生の状況 踏査による群落の分布状況の記録、コードラート調査	対象事業実施区域及びその周辺 約200m 図 6-4.1 参照	3季（春季、夏季、秋季）

1) 調査すべき情報

対象事業実施区域及びその周辺における、種子植物、シダ植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況、重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況を把握する。陸生植物及び水生植物を対象とする。

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

3) 調査地域

調査地域は、造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物の存在により、植物の生育場所への直接的な改変及び間接的な影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域及びその周辺約200mとする（図 6-4.1参照）。

4) 調査地点

調査地点は、植生については、調査地域内において各植生区分を網羅するようコドラート調査による調査地点を設定する。

5) 調査期間等

現地調査時期は、表 6-5.2 に示すとおりである。

調査対象植物や地形条件等を考慮し、調査地域における植物相、重要な種及び重要な群落の状況を適切に把握できる期間とし、3季（春季、夏季、秋季）に各1回とする。

表 6-5.2 現地調査時期

調査項目		調査時期
陸生植物 ・水生植物	植物相の状況	3季（春季、夏季、秋季）に各1回
	植生の状況	

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-5.3 に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表 6-5.3 予測の手法（植物）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域	予測対象時期等
工事中 供用時	造成工事	植物	重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	土地及び工作物の存在				事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

1) 予測の基本的な手法

予測は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、直接的影響及び間接的影響について行う。事業計画の内容を踏まえ、重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度について、事例の引用または解析を基に行う。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事中については工事の実施による環境影響が最大となる時期、供用時には事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-6 生態系

本事業の実施によって、造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物の存在により対象事業実施区域及びその周辺の動物及び植物への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があること、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性があるので、それらに伴う地域を特徴づける生態系への影響を検討するため、調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-6.1 に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表 6-6.1 調査の手法（生態系）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	動植物その他の自然環境に係る概況	「自然環境保全基礎調査」（環境省）、「京都府レッドデータブック2015」（京都府）、「大阪府レッドリスト2014」（大阪府）、「枚方ふるさといきもの調査報告書」（枚方市）、「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（枚方市）、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書（枚方市）」、「大阪府鳥類目録2016」（日本野鳥の会大阪支部）等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	既存資料の対 象時期
	動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動物相との相互関係又は生息・生育環境の状況	既存資料及び現地調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から複数の注目種を抽出し、その生息・生育環境等の情報を収集することによる	対象事業実施区域及びその周辺約200m （図 6-4.1 参照）	4 季（春季、夏季、秋季、冬季）

1) 調査すべき情報

対象事業実施区域及びその周辺における、動植物その他の自然環境に係る概況及び複数の注目種等の生態、他の動物相との相互関係又は生息・生育環境の状況を把握する。

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、既存資料及び現地調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から複数の注目種を抽出し、その生息・生育環境等の情報を収集することによる。

3) 調査地域

調査地域は、調査対象動植物の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域及びその周辺約200mとする。なお、猛禽類等の行動範囲の広い種の生態系への影響を検討する場合は、対象種の特性に応じて適宜調査範囲を拡大する。

4) 調査地点

調査地点は、動物及び植物の調査地点と同様とする（図 6-4.1参照）。

5) 調査期間等

現地調査時期は、表 6-6.2に示すとおりである。

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等の状況を適切に把握できる期間とし、4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回とする。

表 6-6.2 現地調査時期

調査項目	調査時期
生態系	4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-6.3 に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表 6-6.3 予測の手法（生態系）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域	予測対象時期等
工事中	造成工事	生態系	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働				
供用時	土地及び工作物の存在				事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
	施設の稼働				

1) 予測の基本的な手法

予測は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、直接的影響及び間接的影響について行う。事業計画の内容を踏まえ、注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度について、事例の引用または解析を基に行う。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事中については工事の実施による環境影響が最大となる時期、供用時には事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-7 景観

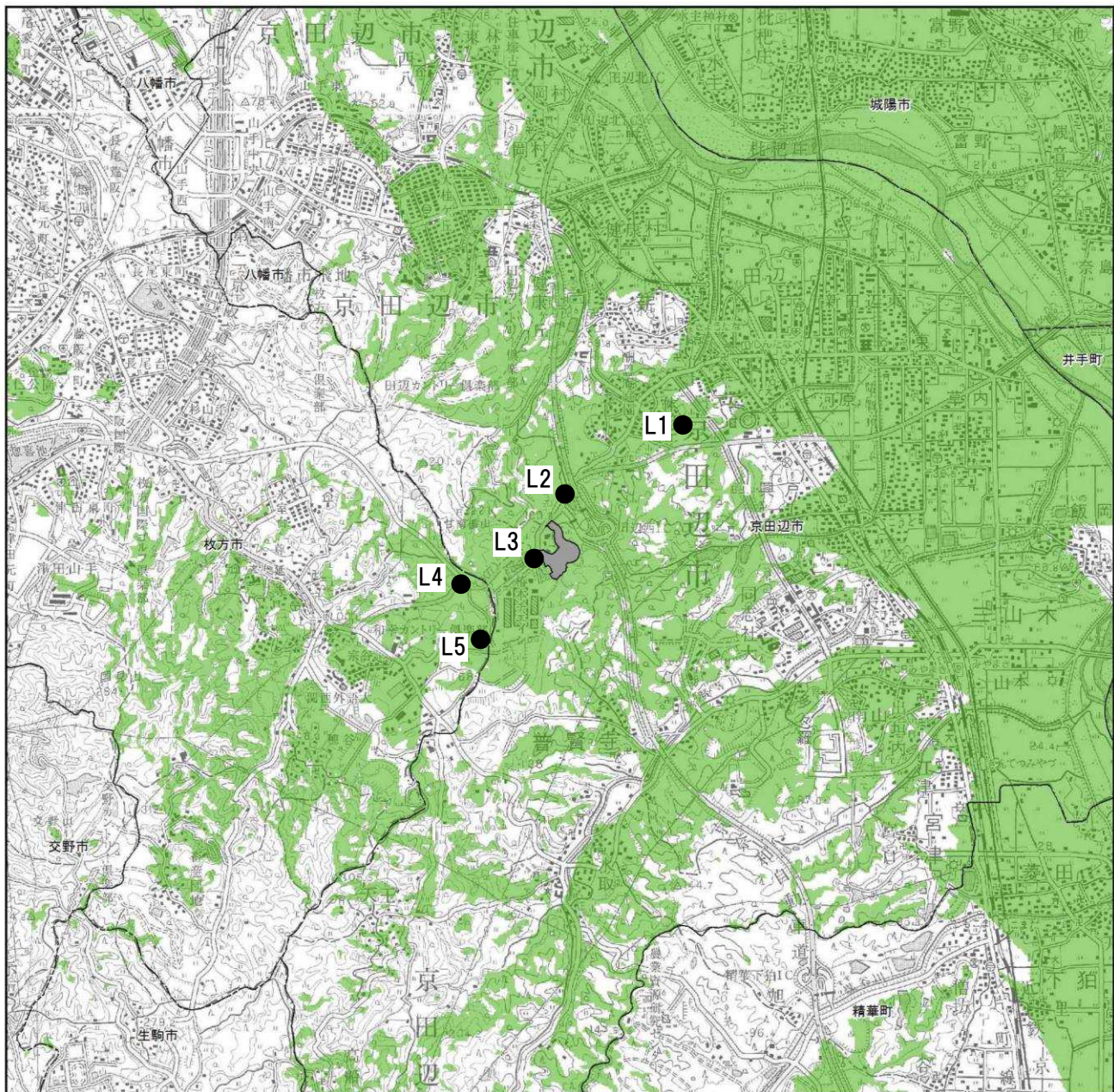
本事業の実施によって、供用時に対象事業実施区域に新たな工作物が出現することから、その影響を検討するため、景観に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-7.1 に示すとおりである。また、調査地点は、図 6-7.1 に示すとおりである。

表 6-7.1 調査の手法（景観）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	主要な眺望点の状況 景観資源の状況	京都府ホームページ、京田辺市ホームページ、枚方市ホームページ等を対象に収集整理	対象事業実施区域 周辺	最新年度
現地調査	主要な眺望景観の状況	現地踏査、写真撮影	対象事業実施区域 周辺：5 地点 〔図 6-7.1 参照〕	2 季（着葉季、 落葉季）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 景観調査地点:L1~L5
- 煙突の可視領域*

*：地形のみを考慮しており、建物や樹木による遮へいは考慮していない。

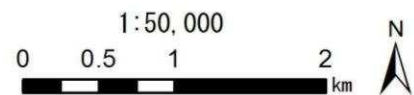


図 6-7.1 景観の調査地点

1) 調査すべき情報

調査対象は、対象事業実施区域周辺における主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況とする。

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査は、現地踏査及び写真撮影により行う。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域周辺とする。

4) 調査地点

調査地点は、可視領域図を参考に、調査地域内の主要な眺望点及び地域の人々が日常的に利用している場等の^{いによ}圍繞景観となる地点のうち、対象事業実施区域が視認される5地点とする（図 6-7.1参照）。調査地点の概要を表 6-7.2に示す。

表 6-7.2 調査地点の概要（景観）

地点	位置	概要
L 1	一休ヶ丘第5公園	地域の人々が日常的に利用している場等の ^{いによ} 圍繞景観となる地点
L 2	国道307号（田辺西インターチェンジ交差点）	
L 3	国道307号西側（河内峠バス停）	
L 4	国道307号沿道店舗（馬廻交差点）	
L 5	東部スポーツ公園	

5) 調査期間等

現地調査は2季（着葉季及び落葉季）とし、視程のよい晴天日とする。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-7.3 に示すとおりである。

表 6-7.3 予測の手法（景観）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時	景観	主要な眺望景観の状況	フォトモンタージュ法	対象事業実施区域周辺：5 地点 (図 6-7.1 参照)	新たな工作物の完成後

1) 予測の基本的な手法

予測項目は、予測地点からの眺望景観の状況を対象とする。

予測は、事業計画に基づき景観予測図（フォトモンタージュ）を作成し、その眺望景観の変化を予測する。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とする。

3) 予測地点

予測地点は、調査地点とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期は、新たな工作物の完成後とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-8 人と自然との触れ合いの活動の場

本事業の実施によって、工事中の工事用車両の運行、供用時の新たな工作物の出現及び施設利用車両の運行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場へ間接的な影響を及ぼす可能性があることから、その影響を検討するため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表 6-8.1 に示すとおりである。また、調査地点は、図 6-8.1 に示すとおりである。

表 6-8.1 調査の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	人と自然との触れ合いの活動の場の概況	京都府ホームページ、京田辺市ホームページ、枚方市ホームページ等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
現地調査	人と自然との触れ合いの活動の場の概況	現地踏査及び聞き取り、写真撮影等	対象事業実施区域周辺：2 地点 図 6-8.1 参照	2 回（平日及び休日）
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者数、利用状況、利用環境等			

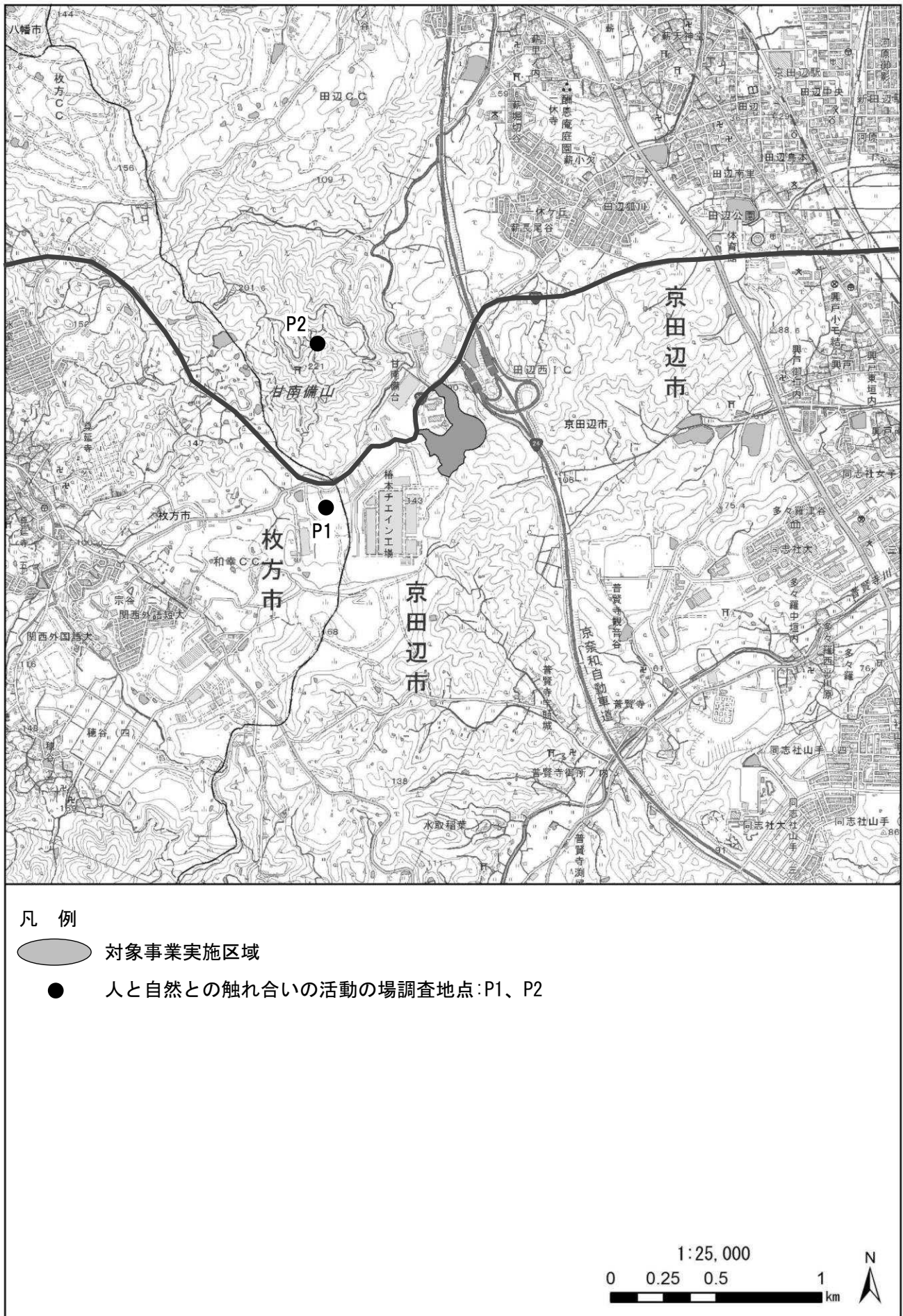


図 6-8.1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

1) 調査すべき情報

調査対象は、人と自然との触れ合いの活動の場の概況及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者数、利用状況及び利用環境等とする。

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。

現地調査は、現地踏査及び聞き取り、写真撮影等により行う。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域周辺とする。

4) 調査地点

調査地点は、調査地域内の主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、工事中の工事用車両の運行、供用時の新たな工作物の出現、施設の稼働及び施設利用車両の運行により影響が生じる可能性がある2地点とする（図 6-8.1参照）。調査地点の概要を表 6-8.2に示す。

表 6-8.2 調査地点の概要（人と自然との触れ合いの活動の場）

地点	位置
P 1	東部スポーツ公園
P 2	甘南備山

5) 調査期間等

現地調査は、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されることの多い時期において、平日及び休日の2回実施する。

(2) 予測の手法

予測の手法は、表 6-8.3 に示すとおりである。

表 6-8.3 予測の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

予測項目		予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	工事用車両の運行	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	対象事業実施区域周辺：2 地点 (図 6-8.1 参照)	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	土地及び工作物の存在			新たな工作物の完成後
供用時	施設の稼働			事業活動が定常状態となる時期
	施設利用車両の運行			

1) 予測の基本的な手法

予測項目は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境を対象とする。

予測は、事業計画の内容を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の程度の把握及び事例の引用又は解析により行う。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とする。

3) 予測地点

予測地点は、調査地点とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事中については、工事の実施による環境影響が最大となる時期（工事用車両の運行が最大となる時期）、供用時については、新たな工作物の完成後及び事業活動が定常状態となる時期とする。

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-9 廃棄物等

本事業の実施に伴い、工事中に建築・設備工事、土木工事等に伴う廃棄物及び残土の発生があること、供用時に施設の稼働、施設の維持管理及び補修工事、施設の日常的な管理事務に伴う廃棄物の発生があることから、その影響を検討するため、廃棄物等に関する予測及び評価を実施する。

(1) 予測の手法

予測の手法は、表 6-9.1 に示すとおりである。

表 6-9.1 予測の手法（廃棄物等）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	造成等の工事	廃棄物の種類、発生量	工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握	対象事業実施区域	工事期間
供用時	廃棄物の発生		対象事業の実施に伴う廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握		事業活動が定常状態となる時期

1) 予測の基本的な手法

予測項目は、工事中及び供用時の廃棄物の種類、発生量を対象とする。

予測の基本的な手法は、事業計画及び類似事例に基づき、工事中については工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握、供用時については対象事業の実施に伴う焼却灰等の廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握とする。

2) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事中については工事期間、供用時については事業活動が定常状態となる時期とする。

(2) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-10 温室効果ガス等

本事業の実施によって、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の運行、供用時には施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから、その影響を検討するため、温室効果ガスに関する予測及び評価を実施する。

(1) 予測の手法

予測の手法は、表 6-10.1 に示すとおりである。

表 6-10.1 予測の手法（温室効果ガス等）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	建設機械の稼働	温室効果ガスの排出量	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4.3.1」（平成29年7月、環境省・経済産業省）に基づき算定	対象事業実施区域及びその周辺	工事期間
	工事用車両の運行				
供用時	施設の稼働				施設の稼働が定常状態となる時期
	施設利用車両の運行				

1) 予測の基本的な手法

予測対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素とし、これらの排出量を二酸化炭素排出量に換算する。

予測は、事業計画に基づき、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の運行、供用時は施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴う温室効果ガスの排出量を算定し予測する。また、発電等による温室効果ガスの削減量についても考慮するものとする。

算定は、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4.3.1」に示された方法に準じて行う。

2) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期は、工事中については工事期間、供用時には事業活動が定常状態となる時期とする。

(2) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

第7章 その他規則で定める事項

7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

対象事業を実施するために必要な許認可等を表 7-1.1 に示す。

表 7-1.1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府山城北土木事務所	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府山城北保健所長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府山城北保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	水質汚濁防止法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規程の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法
特定施設設置届出書及び除害施設設置届出書	公共下水道管理者（京田辺市長）	下水道法、京田辺市公共下水道条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府山城北保健所長	土壌汚染対策法
宅地造成に関する工事の許可申請書	京都府知事	宅地造成等規制法

7-2 方法書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 大阪支店

代表者：妹尾 嘉之

所在地：大阪府大阪市中心区城見1-4-70